

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド

2035／2040／2045／2050／2055／2060／2065／2070

追加型投信／内外／資産複合

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065および三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月22日に関東財務局長に提出しており、2026年1月23日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

以下、上記8ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035」を「<2035>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040」を「<2040>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045」を「<2045>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050」を「<2050>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055」を「<2055>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060」を「<2060>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065」を「<2065>」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070」を「<2070>」という略称でいうことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「＜2035＞」は「TYF35」、「＜2040＞」は「TYF40」、「＜2045＞」は「TYF45」、「＜2050＞」は「TYF50」、「＜2055＞」は「TYF55」、「＜2060＞」は「TYF60」、「＜2065＞」は「TYF65」、「＜2070＞」は「TYF70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年1月23日から2026年7月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(1 1) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
一般	年12回(毎月)	アジア		
公債				
社債	日々	オセアニア		
その他債券				
クレジット属性 ()	その他	中南米		

不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記

(1) から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記 (1) から (4) に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …

「MR F 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。

- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …

「MR F 及び MMF の運営に関する規則」に定める MR F をいう。

- (3) E T F … 投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号) 第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。) に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- ⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年10月31日	「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2050」の信託契約締結、設定、運用開始
2020年1月24日	「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2050」から「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2050」に名称を変更 「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2060」の信託契約締結、設定、運用開始
2023年1月24日	「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2035」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2040」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2045」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2055」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2065」の信託契約締結、設定、運用開始
2025年1月24日	「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド 2070」の信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

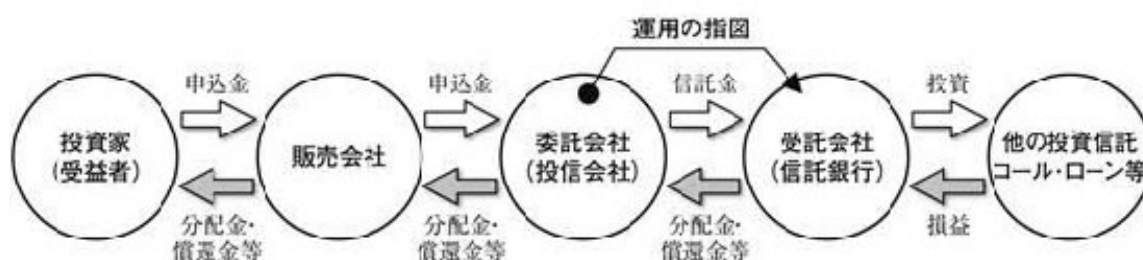
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円 (2025 年 11 月 28 日現在)

(ロ) 会社の沿革

- 1985 年 7 月 15 日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987 年 2 月 20 日 証券投資顧問業の登録
- 1987 年 6 月 10 日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999 年 1 月 1 日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999 年 2 月 5 日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000 年 1 月 27 日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002 年 12 月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013 年 4 月 1 日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019 年 4 月 1 日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2025 年 11 月 28 日現在)

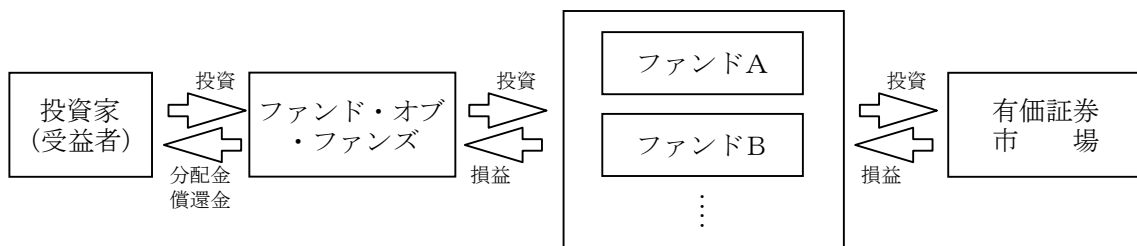
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0

住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

- ・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。
- ・基本資産配分は、各ファンドのターゲットイヤー※までの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

※各ファンドのターゲットイヤーは次の通りです。

<2035>・・・西暦2035年、 <2040>・・・西暦2040年
<2045>・・・西暦2045年、 <2050>・・・西暦2050年
<2055>・・・西暦2055年、 <2060>・・・西暦2060年
<2065>・・・西暦2065年、 <2070>・・・西暦2070年

- ・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
- ・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。
- ・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
- ・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。
- ・投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

(ロ) 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要な応じて調整を行うものとします。

(ハ) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ニ) 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資します。

☐ 以下の8つの資産に投資します。

株 式	・国内株式 ・先進国株式(除く日本) ・新興国株式	債 券	・国内債券 ・先進国債券(除く日本) ・新興国債券	リート	・国内リート ・外国リート

☐ 投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

2 ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視した運用を行い、ターゲットイヤーに近づくにしたがい信託財産の安定性を重視した運用を行います。

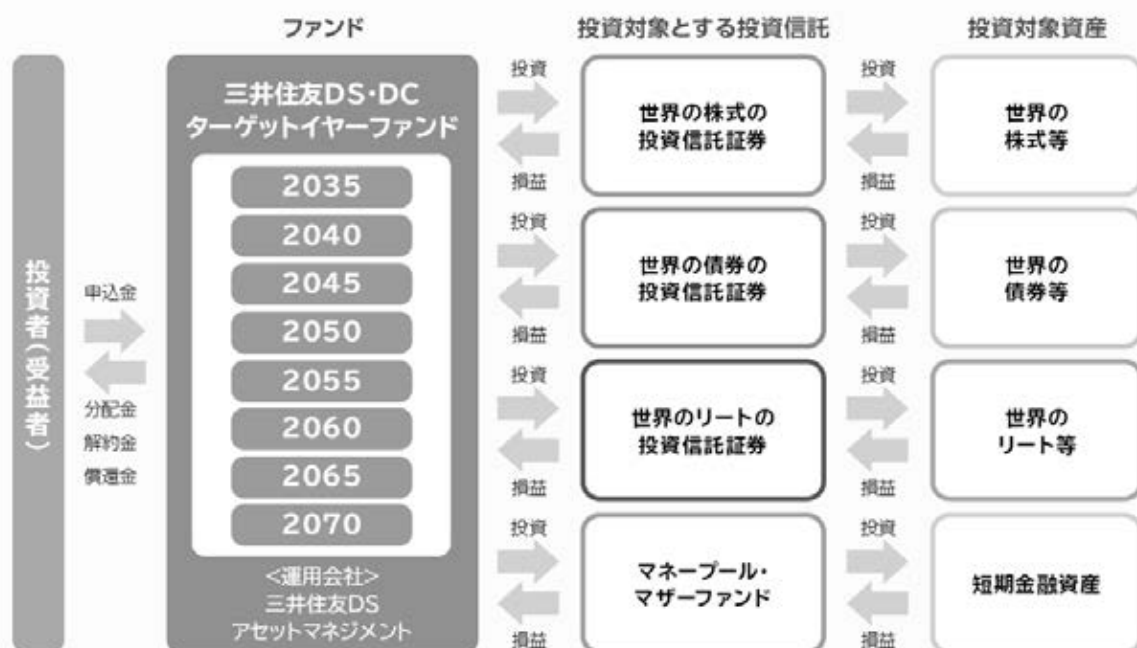
ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指した運用を行います。

3 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

基本資産配分

□ ファンドの運用(基本資産配分の策定、各投資対象とする投資信託への資産配分および調整)は、運用部 マルチアセットグループが行います。

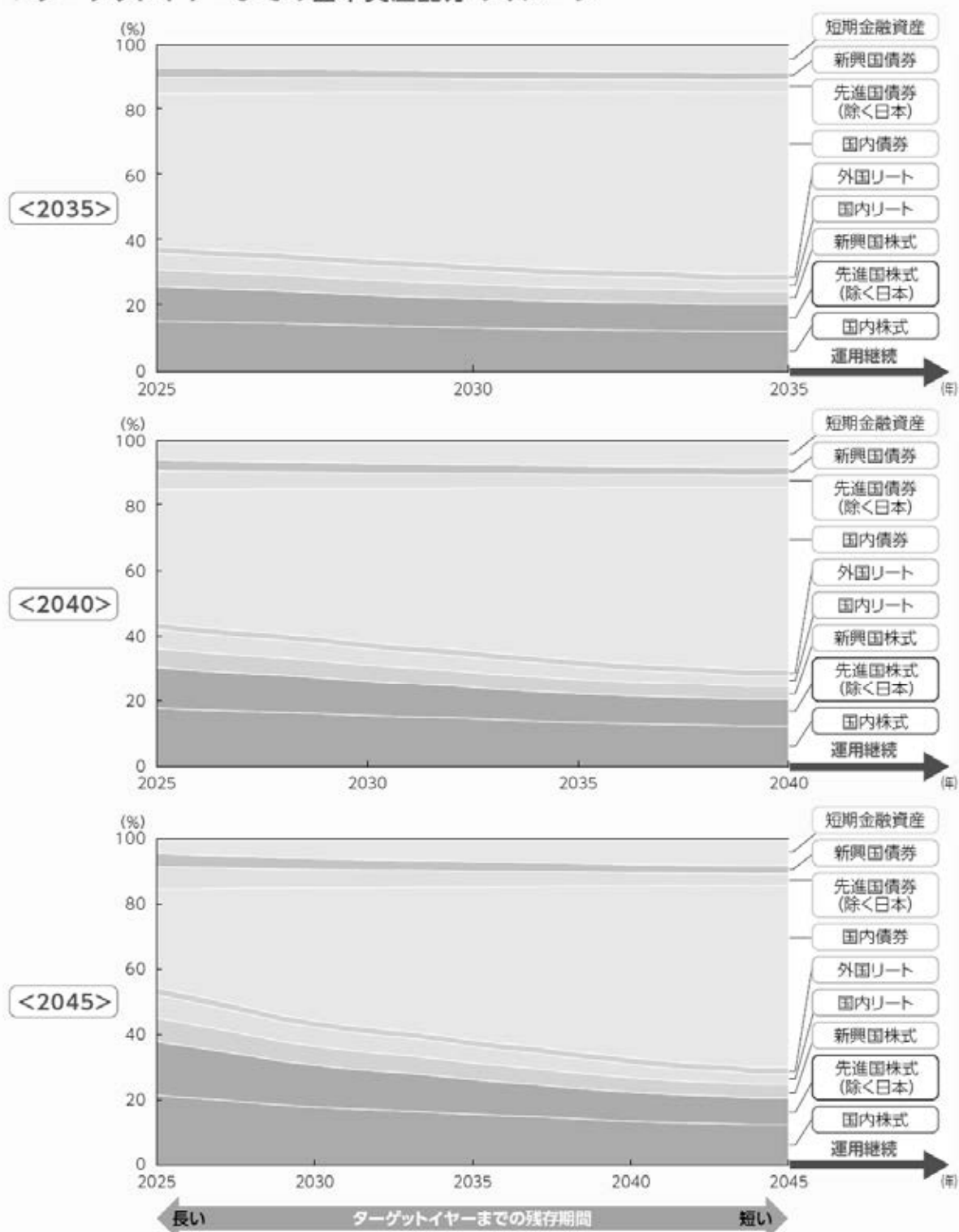
※上記の運用担当部署は2025年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

▶ 2025年4月現在の基本資産配分

	国内株式	先進国株式 (除く日本)	新興国株式	国内リート	外国リート	国内債券	先進国債券 (除く日本)	新興国債券	短期 金融資産
<2035>	15.2%	10.2%	5.0%	4.8%	2.0%	48.1%	4.7%	2.8%	7.2%
<2040>	17.3%	12.3%	5.7%	5.6%	2.0%	42.2%	5.4%	3.2%	6.3%
<2045>	20.7%	15.7%	6.9%	6.8%	2.2%	32.3%	6.6%	3.9%	4.9%
<2050>	24.5%	19.7%	8.4%	8.3%	2.7%	20.4%	8.1%	4.8%	3.1%
<2055>	26.9%	21.8%	9.2%	9.0%	3.0%	14.0%	8.8%	5.2%	2.1%
<2060>	26.7%	21.9%	9.2%	9.1%	3.0%	13.8%	8.9%	5.3%	2.1%
<2065>	26.7%	21.9%	9.2%	9.1%	3.0%	13.8%	8.9%	5.3%	2.1%
<2070>	26.7%	21.9%	9.2%	9.1%	3.0%	13.8%	8.9%	5.3%	2.1%

▶ ターゲットイヤーまでの基本資産配分のイメージ

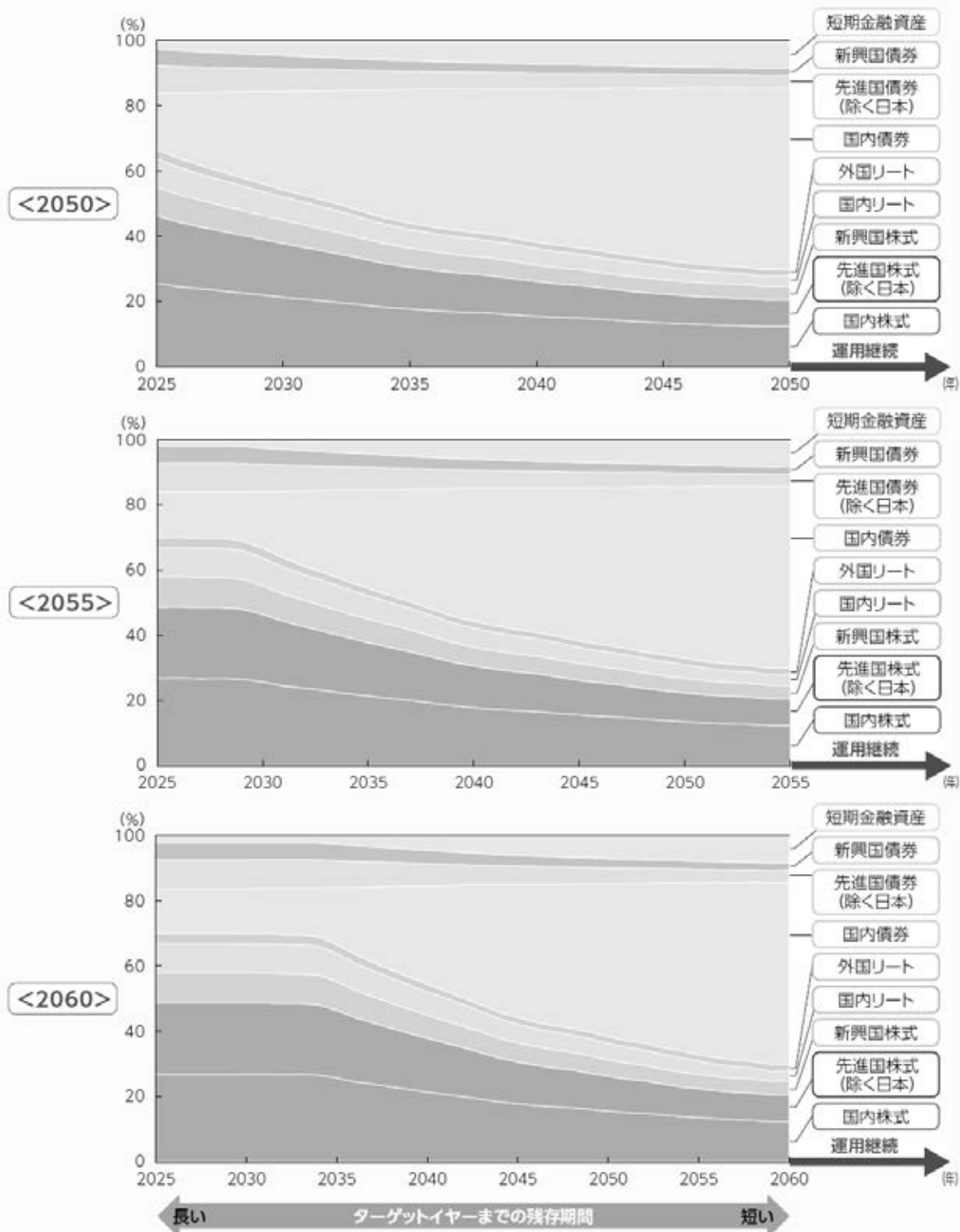


※基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行い、ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指します。

※家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

※組入資産の時価変動により生じる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行います。

※基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

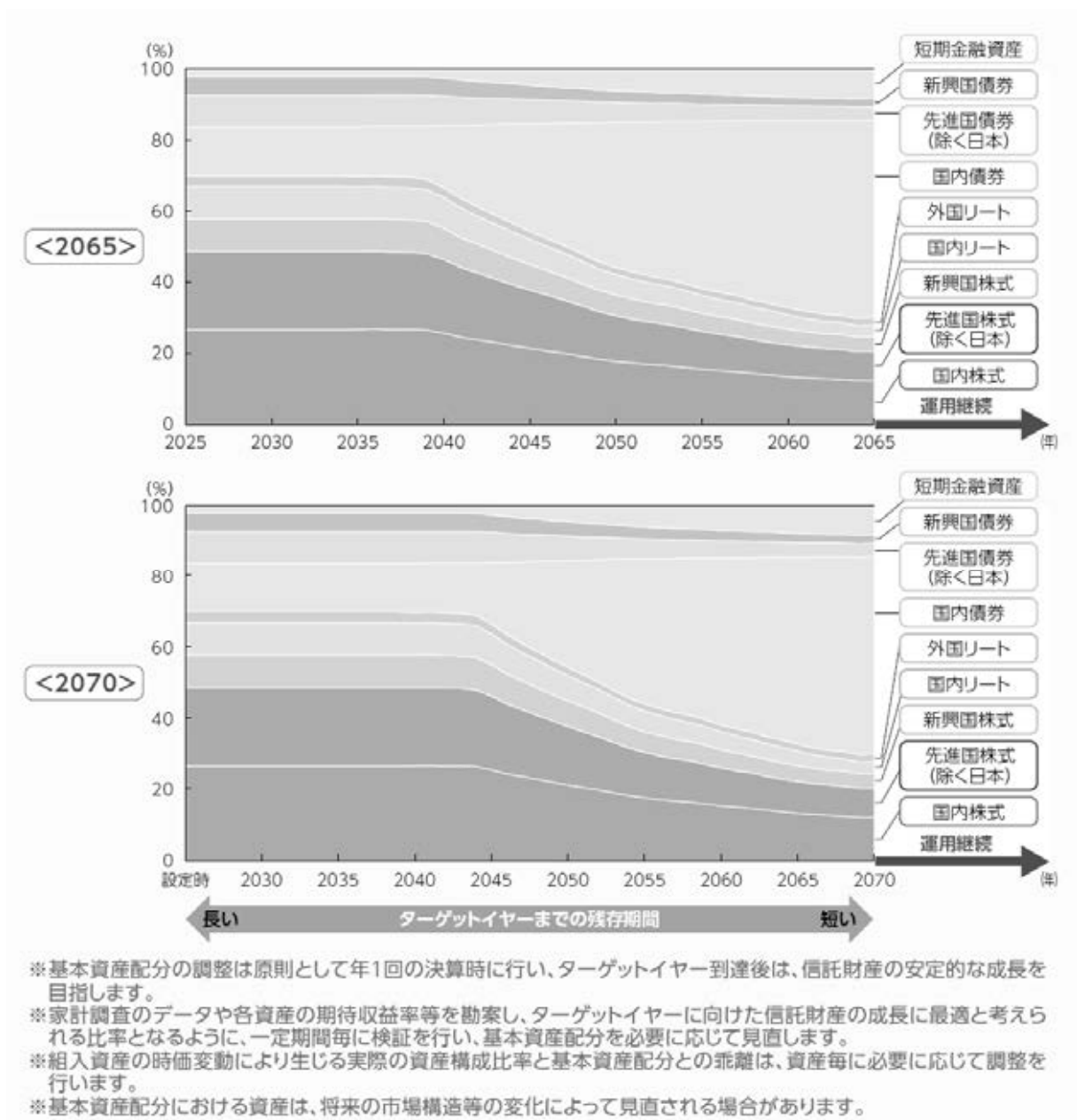


※基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行い、ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指します。

※家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

※組入資産の時価変動により生じる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行います。

※基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。



(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

- すべての投資信託に投資するとは限りません。

▶ 株式

国内株式

フ ァ ン ド 名	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.08%

先進国株式(除く日本)

フ ァ ン ド 名	外国株式インデックス・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● 主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

新興国株式

フ ァ ン ド 名	エマージング株式インデックス・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● 主として新興国の株式、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券等に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

▶ 債券

国内債券

フ ァ ン ド 名	国内債券パッシブ・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.03%

先進国債券(除く日本)

フ ァ ン ド 名	外国債券パッシブ・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。 ● 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%

新興国債券

フ ァ ン ド 名	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ● 米ドル建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.2%

▶ リート

国内リート

フ ァ ン ド 名	Jリート・インデックス・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(リート)を主要投資対象とします。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

外国リート

フ ァ ン ド 名	外国リート・インデックス・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	● S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 ● 日本を除く世界各国の不動産投資信託(リート)などを主要投資対象とします。 ● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%

▶ 短期金融資産

フ ァ ン ド 名	マネープール・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	● 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 ● その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。

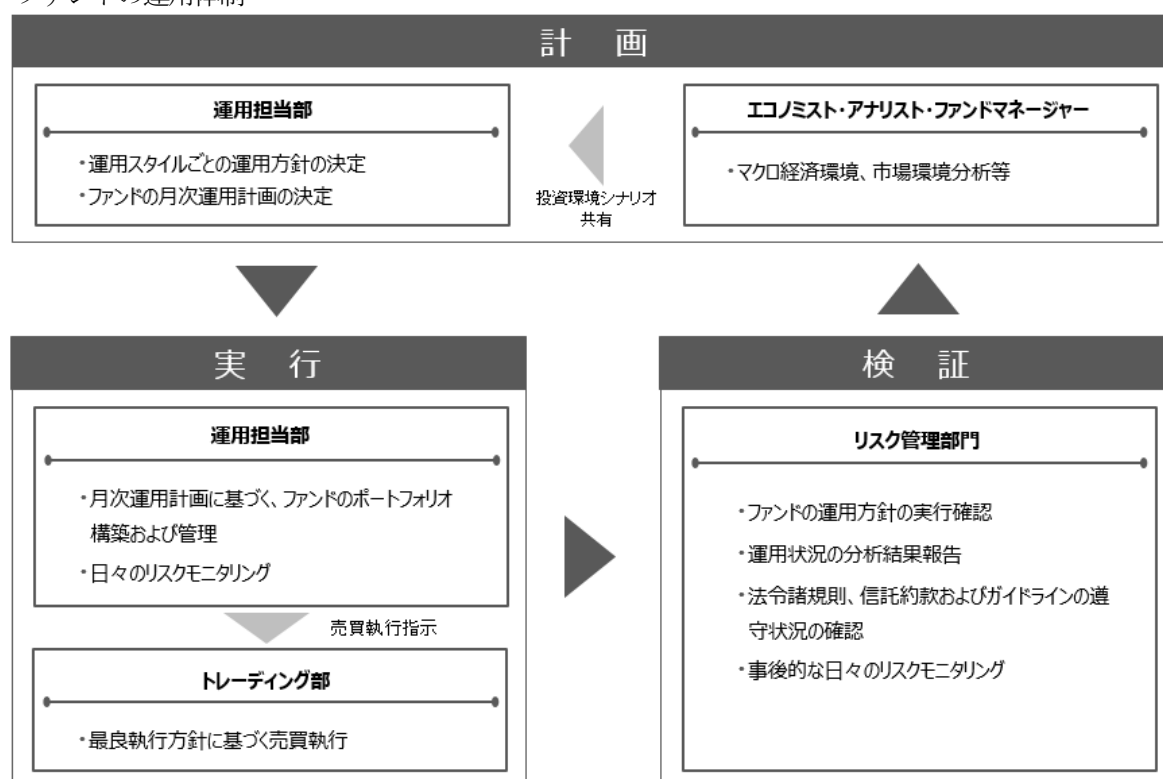
 指数の著作権など

- TOPIX(東証株価指数)および東証REIT指数は株式会社JPX総研、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCI エマージング・マーケット・インデックスはMSCI Inc.、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLC、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスはJ.P. Morgan Securities LLC、S&P先進国REIT指数はS&P Dow Jones Indices LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

※上記は、2025年11月末現在における投資対象とする投資信託であり、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として毎年4月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5) 【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 公社債の借入れの指図
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- ト 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- チ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- リ 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等

の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ヘ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ト) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入資産の売却等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ロ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

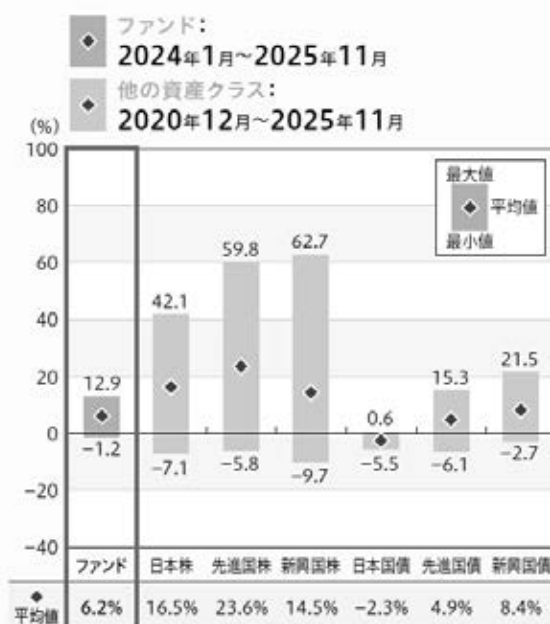
■<2035>



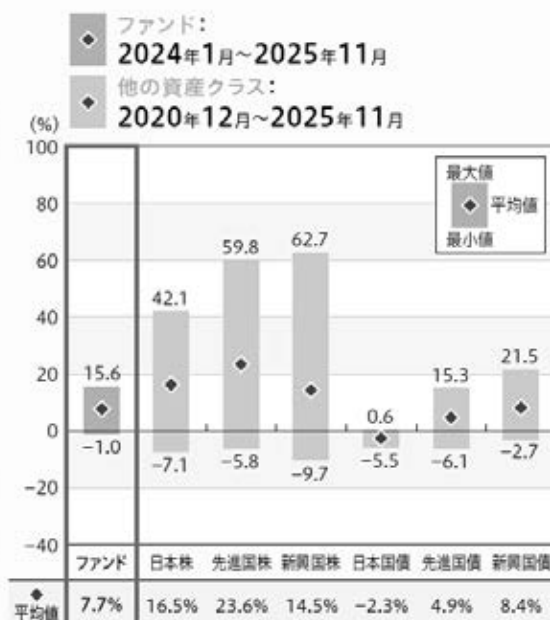
「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■<2040>



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

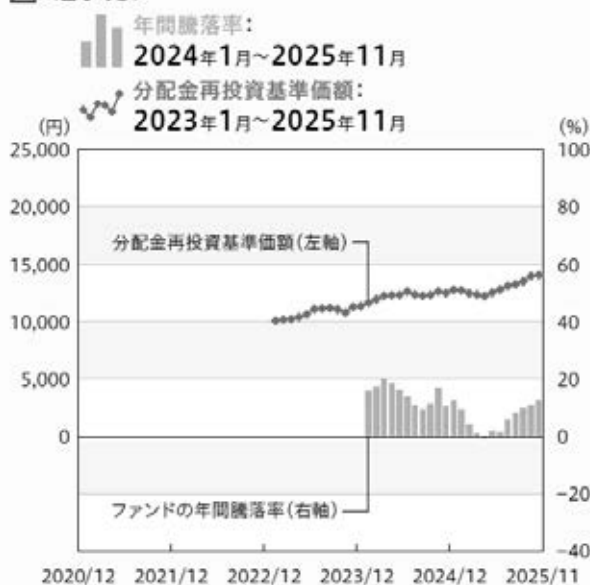
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■<2045>



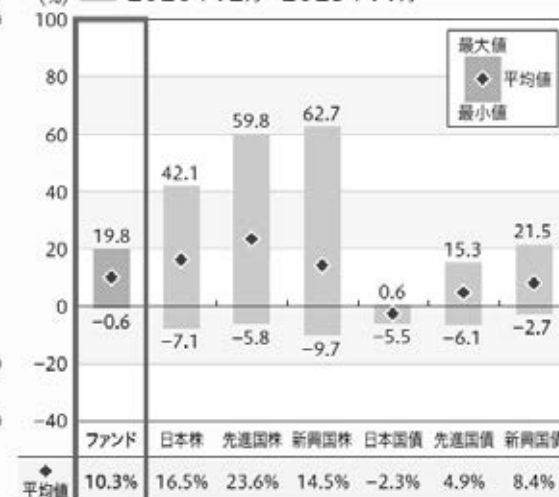
「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2024年1月～2025年11月

他の資産クラス：
2020年12月～2025年11月

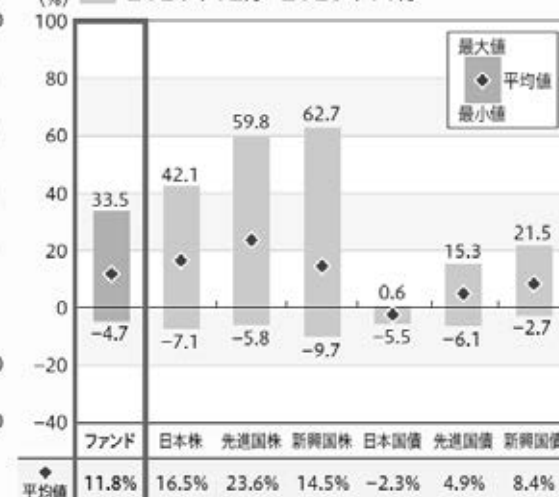


■<2050>



ファンド：
2020年12月～2025年11月

他の資産クラス：
2020年12月～2025年11月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

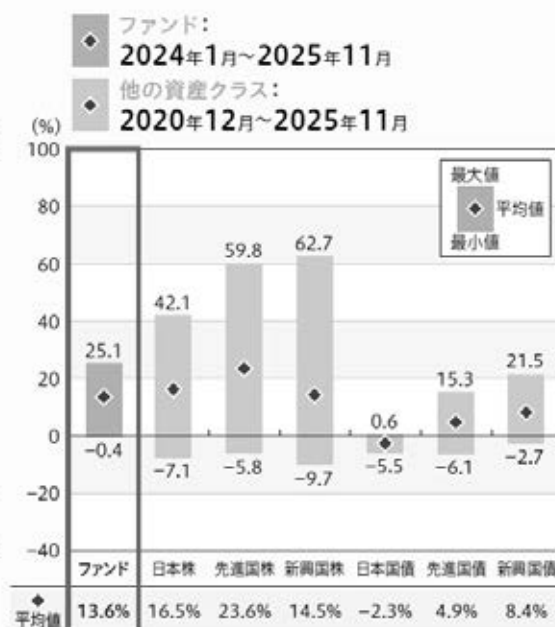
■<2055>



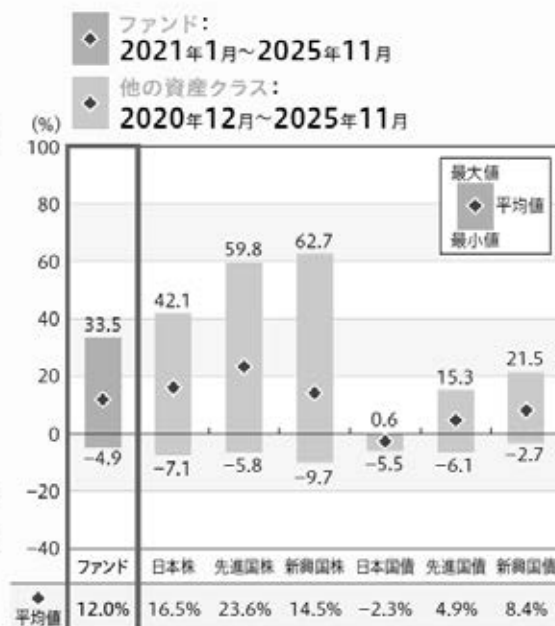
【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■<2060>



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

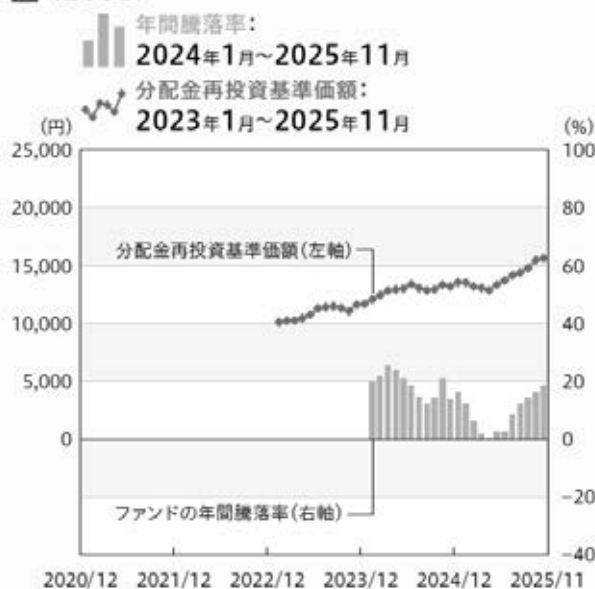
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■<2065>



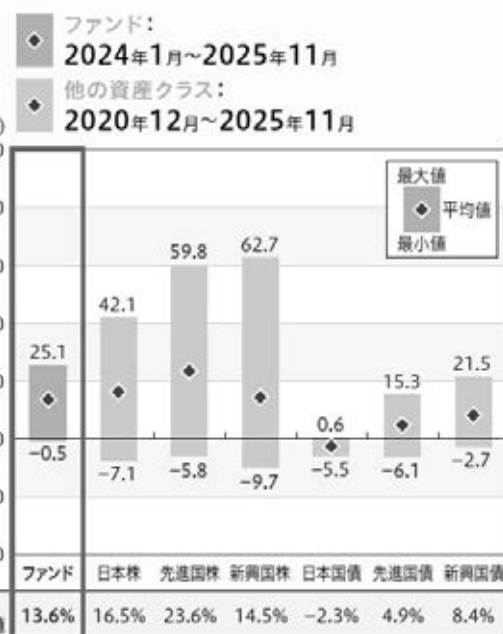
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■<2070>



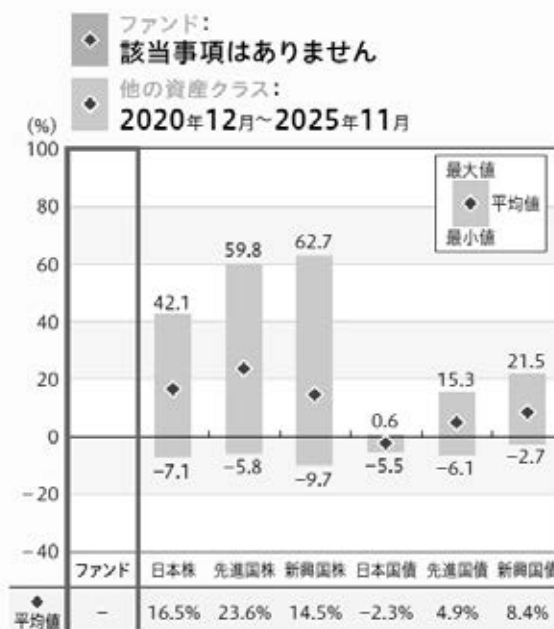
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬率およびその配分は以下の通りです。

	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
各ターゲットイヤーの決算日まで	年 0.242% (税抜き 0.22%)	年 0.105%	年 0.095%	年 0.02%
各ターゲットイヤーの決算翌日以降	年 0.198% (税抜き 0.18%)	年 0.085%	年 0.075%	年 0.02%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※各ファンドが投資対象とする投資信託証券では、信託報酬は収受されませんので、各ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4)【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、＜2050＞および＜2060＞は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、その他のファンドは各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産

で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

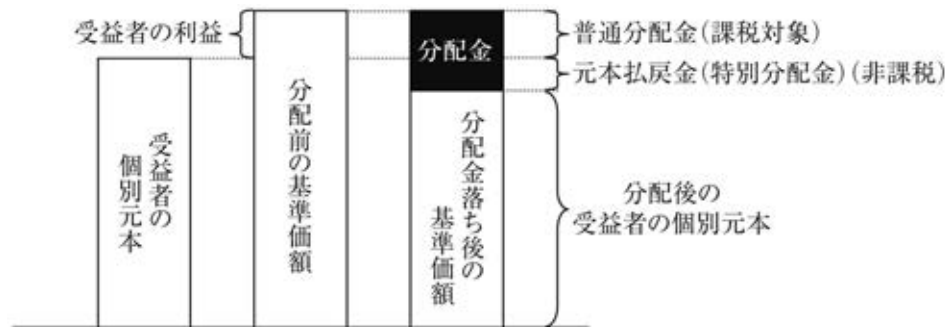
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025 年 11 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(<2035><2040><2045><2050><2055><2060><2065>:
2024年4月27日～2025年4月28日、<2070>:2025年1月24日～2025年4月28日)における当ファンド
の総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
<2035>	0.26%	0.24%	0.02%
<2040>	0.26%	0.24%	0.02%
<2045>	0.27%	0.24%	0.02%
<2050>	0.27%	0.24%	0.03%
<2055>	0.27%	0.24%	0.03%
<2060>	0.28%	0.24%	0.03%
<2065>	0.27%	0.24%	0.03%
<2070>	0.27%	0.24%	0.02%

※ 上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および
有価証券取引税は含まれていません。)です。

※ 当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREIT
の管理費用等は含まれていません。

※ 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書
が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,990,180,808	99.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,886,676	0.66
合計（純資産総額）		3,010,067,484	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,533,790,561	99.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,403,916	0.54
合計（純資産総額）		1,542,194,477	100.00

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,315,092,780	99.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,909,403	0.67
合計（純資産総額）		1,324,002,183	100.00

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,649,539,258	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	11,919,020	0.45
合計（純資産総額）		2,661,458,278	100.00

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	704,546,985	99.38
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,392,599	0.62
合計（純資産総額）		708,939,584	100.00

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	724,971,746	99.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,279,015	0.72
合計（純資産総額）		730,250,761	100.00

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	588,661,415	99.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,776,799	0.64
合計（純資産総額）		592,438,214	100.00

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,647,253	99.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	31,246	0.41
合計（純資産総額）		7,678,499	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

イ 主要投資銘柄

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	1,265,975,804	1.1547	1,461,763,100	1.1270	1,426,754,731	47.40
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（Ｂ号）	74,611,439	4.9983	372,928,311	6.2433	465,821,597	15.48
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	26,024,610	9.3955	244,514,792	12.0070	312,477,492	10.38
日本	親投資 信託受 益証券	マネーブル・マ ザーファンド	206,910,973	1.0019	207,294,872	1.0043	207,800,690	6.90
日本	親投資 信託受 益証券	Jリート・インデ ックス・マザーフ ァンド	45,854,906	2.7001	123,814,827	3.1903	146,290,906	4.86
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	50,316,750	2.1308	107,215,776	2.8401	142,904,601	4.75
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	55,583,283	2.3050	128,117,999	2.5631	142,465,512	4.73
日本	親投資 信託受 益証券	米ドル建て新興国 債インデックス・ マザーファンド	66,305,460	1.1085	73,501,741	1.2849	85,195,885	2.83
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	15,418,786	3.4159	52,669,314	3.9218	60,469,394	2.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 11 月 28 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.34
合 計	99.34

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

イ 主要投資銘柄

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資	国内債券パッシ	569,251,102	1.1561	658,095,206	1.1270	641,545,991	41.60

	信託受益証券	ブ・マザーファンド						
日本	親投資 信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	43,329,070	4.9502	214,486,842	6.2433	270,516,382	17.54
日本	親投資 信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	16,006,201	9.2457	147,988,031	12.0070	192,186,455	12.46
日本	親投資 信託受益証券	マネープール・マザーファンド	94,880,778	1.0018	95,050,490	1.0043	95,288,765	6.18
日本	親投資 信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	27,148,422	2.6769	72,674,303	3.1903	86,611,610	5.62
日本	親投資 信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	30,103,557	2.0981	63,159,892	2.8401	85,497,112	5.54
日本	親投資 信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	32,263,560	2.2976	74,129,292	2.5631	82,694,730	5.36
日本	親投資 信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	37,997,321	1.1023	41,885,904	1.2849	48,822,757	3.17
日本	親投資 信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	7,809,363	3.3874	26,453,174	3.9218	30,626,759	1.99

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.46
合 計	99.46

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

イ 主要投資銘柄

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	374,224,194	1.1556	432,439,208	1.1270	421,750,666	31.85
日本	親投資 信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	44,414,365	4.9766	221,030,844	6.2433	277,292,205	20.94
日本	親投資	外国株式インデッ	17,350,009	9.2538	160,553,516	12.0070	208,321,558	15.73

	信託受益証券	クス・マザーファンド						
日本	親投資 信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	28,124,837	2.6854	75,525,228	3.1903	89,726,667	6.78
日本	親投資 信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	31,359,091	2.0976	65,779,542	2.8401	89,062,954	6.73
日本	親投資 信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	33,828,838	2.2972	77,710,281	2.5631	86,706,694	6.55
日本	親投資 信託受益証券	マネープール・マザーファンド	62,401,254	1.0018	62,516,139	1.0043	62,669,579	4.73
日本	親投資 信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	39,419,235	1.0991	43,325,879	1.2849	50,649,775	3.83
日本	親投資 信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	7,372,299	3.3899	24,991,421	3.9218	28,912,682	2.18

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.33
合 計	99.33

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

イ 主要投資銘柄

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	105,362,894	4.9115	517,490,527	6.2433	657,812,156	24.72
日本	親投資 信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	473,399,251	1.1568	547,621,318	1.1270	533,520,955	20.05
日本	親投資 信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	43,861,193	9.1019	399,219,669	12.0070	526,641,344	19.79
日本	親投資 信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	77,420,807	2.0696	160,230,098	2.8401	219,882,833	8.26
日本	親投資	Jリート・インデ	68,664,317	2.6520	182,096,248	3.1903	219,059,770	8.23

	信託受益証券	ックス・マザーファンド						
日本	親投資 信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	84,092,847	2.2899	192,567,576	2.5631	215,538,376	8.10
日本	親投資 信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	97,809,008	1.0925	106,861,016	1.2849	125,674,794	4.72
日本	親投資 信託受益証券	マネープール・マザーファンド	79,307,004	1.0018	79,446,452	1.0043	79,648,024	2.99
日本	親投資 信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	18,297,977	3.3650	61,572,387	3.9218	71,761,006	2.70

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在	
種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.55
合 計	99.55

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

イ 主要投資銘柄

2025年11月28日現在								
国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資 信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)	30,713,646	4.9700	152,646,563	6.2433	191,754,506	27.05
日本	親投資 信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	12,947,872	9.3020	120,440,483	12.0070	155,465,099	21.93
日本	親投資 信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	86,218,551	1.1558	99,650,443	1.1270	97,168,306	13.71
日本	親投資 信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	19,872,670	2.6879	53,414,832	3.1903	63,399,779	8.94
日本	親投資 信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	22,307,268	2.1045	46,945,353	2.8401	63,354,871	8.94
日本	親投資 信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	24,185,151	2.2986	55,591,701	2.5631	61,988,960	8.74
日本	親投資	米ドル建て新興国	28,449,738	1.1003	31,303,304	1.2849	36,555,068	5.16

	信託受益証券	債インデックス・マザーファンド						
日本	親投資 信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	5,289,088	3.3783	17,867,869	3.9218	20,742,745	2.93
日本	親投資 信託受益証券	マネープール・マザーファンド	14,057,206	1.0018	14,082,774	1.0043	14,117,651	1.99

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.38
合 計	99.38

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

イ 主要投資銘柄

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	31,521,038	5.0039	157,728,048	6.2433	196,795,296	26.95
日本	親投資 信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	13,305,544	9.3331	124,182,082	12.0070	159,759,666	21.88
日本	親投資 信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	87,125,751	1.1556	100,679,586	1.1270	98,190,721	13.45
日本	親投資 信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	20,769,906	2.6896	55,862,663	3.1903	66,262,231	9.07
日本	親投資 信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	23,015,964	2.1238	48,880,189	2.8401	65,367,639	8.95
日本	親投資 信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	25,099,772	2.3029	57,802,277	2.5631	64,333,225	8.81
日本	親投資 信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	29,873,510	1.1050	33,008,986	1.2849	38,384,472	5.26
日本	親投資 信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	5,455,335	3.3937	18,513,712	3.9218	21,394,732	2.93
日本	親投資	マネープール・マ	14,421,751	1.0019	14,448,806	1.0043	14,483,764	1.98

	信託受 益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.28
合 計	99.28

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

イ 主要投資銘柄

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（B号）	25,326,674	4.9805	126,140,567	6.2433	158,122,023	26.69
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	10,857,180	9.3446	101,455,700	12.0070	130,362,160	22.00
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	70,787,054	1.1555	81,791,582	1.1270	79,777,009	13.47
日本	親投資 信託受 益証券	Jリート・インデ ックス・マザーフ ァンド	16,957,491	2.6917	45,643,906	3.1903	54,099,483	9.13
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	18,742,799	2.1234	39,797,671	2.8401	53,231,423	8.99
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	20,577,996	2.3012	47,354,467	2.5631	52,743,461	8.90
日本	親投資 信託受 益証券	米ドル建て新興国 債インデックス・ マザーファンド	24,297,980	1.1020	26,777,484	1.2849	31,220,474	5.27
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	4,423,546	3.3853	14,975,243	3.9218	17,348,262	2.93
日本	親投資 信託受 益証券	マネープール・マ ザーファンド	11,706,781	1.0018	11,728,237	1.0043	11,757,120	1.98

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 11 月 28 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.36
合 計	99.36

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

イ 主要投資銘柄

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（B号）	327,858	5.0209	1,646,143	6.2433	2,046,915	26.66
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	140,078	9.4724	1,326,868	12.0070	1,681,916	21.90
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	933,608	1.1543	1,077,646	1.1270	1,052,176	13.70
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	247,464	2.1609	534,756	2.8401	702,822	9.15
日本	親投資 信託受 益証券	Jリート・インデ ックス・マザーフ ァンド	218,415	2.6935	588,303	3.1903	696,809	9.07
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	265,693	2.3186	616,038	2.5631	680,997	8.87
日本	親投資 信託受 益証券	米ドル建て新興国 債インデックス・ マザーファンド	314,576	1.1154	350,891	1.2849	404,198	5.26
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	57,613	3.4255	197,354	3.9218	225,946	2.94
日本	親投資 信託受 益証券	マネーブール・マ ザーファンド	154,809	1.0020	155,113	1.0043	155,474	2.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 11 月 28 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.59
合 計	99.59

②【投資不動産物件】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

該当事項はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2023年4月26日)	1,023,283	1,023,283	10,233	10,233
第2期 (2024年4月26日)	223,910,363	223,910,363	11,391	11,391
第3期 (2025年4月28日)	1,907,389,908	1,907,389,908	11,362	11,362
2024年11月末日	1,670,645,439	—	11,599	—
12月末日	1,757,120,253	—	11,776	—
2025年1月末日	1,858,201,405	—	11,725	—

2 月末日	1, 833, 139, 258	-	11, 534	-
3 月末日	1, 840, 748, 068	-	11, 439	-
4 月末日	1, 909, 141, 122	-	11, 372	-
5 月末日	2, 022, 243, 624	-	11, 539	-
6 月末日	2, 216, 659, 352	-	11, 726	-
7 月末日	2, 302, 974, 104	-	11, 877	-
8 月末日	2, 378, 975, 697	-	11, 967	-
9 月末日	2, 483, 783, 461	-	12, 131	-
10 月末日	2, 973, 845, 297	-	12, 431	-
11 月末日	3, 010, 067, 484	-	12, 448	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2023 年 4 月 26 日)	1, 025, 557	1, 025, 557	10, 256	10, 256
第 2 期 (2024 年 4 月 26 日)	116, 175, 525	116, 175, 525	11, 674	11, 674
第 3 期 (2025 年 4 月 28 日)	1, 062, 893, 506	1, 062, 893, 506	11, 683	11, 683
2024 年 11 月末日	947, 510, 558	-	11, 937	-
12 月末日	1, 013, 739, 292	-	12, 150	-
2025 年 1 月末日	1, 053, 247, 538	-	12, 102	-
2 月末日	1, 024, 126, 866	-	11, 885	-
3 月末日	1, 053, 507, 927	-	11, 784	-
4 月末日	1, 064, 049, 426	-	11, 695	-
5 月末日	1, 136, 926, 092	-	11, 913	-
6 月末日	1, 219, 645, 217	-	12, 131	-
7 月末日	1, 262, 108, 699	-	12, 332	-
8 月末日	1, 297, 145, 503	-	12, 446	-
9 月末日	1, 359, 245, 800	-	12, 644	-
10 月末日	1, 531, 879, 429	-	13, 004	-
11 月末日	1, 542, 194, 477	-	13, 043	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2023 年 4 月 26 日)	1, 028, 741	1, 028, 741	10, 287	10, 287
第 2 期 (2024 年 4 月 26 日)	135, 229, 338	135, 229, 338	12, 134	12, 134

第3期	(2025年4月28日)	880,941,367	880,941,367	12,210	12,210
	2024年11月末日	729,624,119	-	12,491	-
	12月末日	776,586,651	-	12,771	-
	2025年1月末日	821,855,242	-	12,734	-
	2月末日	812,938,955	-	12,467	-
	3月末日	846,216,501	-	12,359	-
	4月末日	882,064,688	-	12,226	-
	5月末日	951,722,566	-	12,540	-
	6月末日	992,808,847	-	12,809	-
	7月末日	1,068,468,205	-	13,093	-
	8月末日	1,116,954,745	-	13,247	-
	9月末日	1,166,132,095	-	13,507	-
	10月末日	1,303,361,175	-	13,975	-
	11月末日	1,324,002,183	-	14,055	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期	(2017 年 4 月 26 日)	32, 932, 656	32, 932, 656	10, 978	10, 978
第 2 期	(2018 年 4 月 26 日)	43, 040, 635	43, 040, 635	11, 898	11, 898
第 3 期	(2019 年 4 月 26 日)	92, 003, 080	92, 003, 080	12, 181	12, 181
第 4 期	(2020 年 4 月 27 日)	131, 555, 685	131, 555, 685	11, 231	11, 231
第 5 期	(2021 年 4 月 26 日)	300, 830, 739	300, 830, 739	14, 690	14, 690
第 6 期	(2022 年 4 月 26 日)	418, 037, 686	418, 037, 686	15, 332	15, 332
第 7 期	(2023 年 4 月 26 日)	648, 322, 552	648, 322, 552	15, 672	15, 672
第 8 期	(2024 年 4 月 26 日)	1, 067, 477, 557	1, 067, 477, 557	19, 333	19, 333
第 9 期	(2025 年 4 月 28 日)	1, 932, 156, 147	1, 932, 156, 147	19, 542	19, 542
2024 年 11 月末日		1, 799, 792, 857	－	20, 052	－
12 月末日		1, 885, 041, 967	－	20, 605	－
2025 年 1 月末日		1, 921, 330, 564	－	20, 561	－
2 月末日		1, 898, 423, 210	－	20, 054	－
3 月末日		1, 953, 046, 267	－	19, 874	－
4 月末日		1, 949, 344, 950	－	19, 571	－
5 月末日		2, 091, 644, 350	－	20, 238	－
6 月末日		2, 200, 046, 979	－	20, 751	－
7 月末日		2, 295, 093, 577	－	21, 359	－
8 月末日		2, 383, 244, 935	－	21, 674	－
9 月末日		2, 467, 386, 785	－	22, 199	－
10 月末日		2, 639, 680, 180	－	23, 137	－

11 月末日	2,661,458,278	-	23,351	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2023 年 4 月 26 日)	1,031,431	1,031,431	10,314	10,314
第 2 期 (2024 年 4 月 26 日)	38,568,932	38,568,932	12,692	12,692
第 3 期 (2025 年 4 月 28 日)	470,555,395	470,555,395	12,828	12,828
2024 年 11 月末日	387,532,139	-	13,167	-
12 月末日	412,378,674	-	13,543	-
2025 年 1 月末日	442,828,592	-	13,516	-
2 月末日	439,406,594	-	13,171	-
3 月末日	463,027,162	-	13,053	-
4 月末日	471,287,683	-	12,848	-
5 月末日	516,623,043	-	13,331	-
6 月末日	532,919,583	-	13,697	-
7 月末日	581,268,229	-	14,148	-
8 月末日	603,442,735	-	14,381	-
9 月末日	625,489,532	-	14,765	-
10 月末日	702,051,797	-	15,445	-
11 月末日	708,939,584	-	15,616	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2020 年 4 月 27 日)	25,658,045	25,658,045	8,553	8,553
第 2 期 (2021 年 4 月 26 日)	42,896,603	42,896,603	11,196	11,196
第 3 期 (2022 年 4 月 26 日)	52,951,940	52,951,940	11,682	11,682
第 4 期 (2023 年 4 月 26 日)	81,356,711	81,356,711	11,930	11,930
第 5 期 (2024 年 4 月 26 日)	107,200,426	107,200,426	14,699	14,699
第 6 期 (2025 年 4 月 28 日)	456,190,875	456,190,875	14,862	14,862
2024 年 11 月末日	382,038,240	-	15,255	-
12 月末日	412,515,976	-	15,693	-
2025 年 1 月末日	436,246,649	-	15,665	-
2 月末日	437,923,606	-	15,264	-
3 月末日	452,447,098	-	15,127	-

4 月末日	457,264,314	-	14,885	-
5 月末日	519,502,296	-	15,441	-
6 月末日	538,873,230	-	15,864	-
7 月末日	581,980,372	-	16,386	-
8 月末日	614,692,110	-	16,654	-
9 月末日	642,672,838	-	17,099	-
10 月末日	715,309,217	-	17,888	-
11 月末日	730,250,761	-	18,088	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2023 年 4 月 26 日)	1,031,431	1,031,431	10,314	10,314
第 2 期 (2024 年 4 月 26 日)	21,277,824	21,277,824	12,696	12,696
第 3 期 (2025 年 4 月 28 日)	378,609,476	378,609,476	12,827	12,827
2024 年 11 月末日	335,081,490	-	13,165	-
12 月末日	351,299,029	-	13,541	-
2025 年 1 月末日	363,696,098	-	13,516	-
2 月末日	359,886,645	-	13,171	-
3 月末日	375,911,573	-	13,053	-
4 月末日	378,911,626	-	12,847	-
5 月末日	417,354,004	-	13,329	-
6 月末日	432,078,010	-	13,694	-
7 月末日	475,735,166	-	14,147	-
8 月末日	507,377,784	-	14,379	-
9 月末日	531,433,988	-	14,763	-
10 月末日	586,283,027	-	15,444	-
11 月末日	592,438,214	-	15,617	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2025 年 4 月 28 日)	4,753,075	4,753,075	9,506	9,506
2025 年 1 月末日	5,010,170	-	10,020	-
2 月末日	4,882,642	-	9,765	-
3 月末日	4,838,821	-	9,678	-

4 月末日	4,760,714	-	9,521	-
5 月末日	4,936,048	-	9,872	-
6 月末日	5,312,973	-	10,142	-
7 月末日	5,491,201	-	10,482	-
8 月末日	5,880,818	-	10,654	-
9 月末日	6,049,739	-	10,941	-
10 月末日	7,540,994	-	11,447	-
11 月末日	7,678,499	-	11,576	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2023 年 1 月 24 日～2023 年 4 月 26 日	0
第 2 期	2023 年 4 月 27 日～2024 年 4 月 26 日	0
第 3 期	2024 年 4 月 27 日～2025 年 4 月 28 日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2023 年 1 月 24 日～2023 年 4 月 26 日	0
第 2 期	2023 年 4 月 27 日～2024 年 4 月 26 日	0
第 3 期	2024 年 4 月 27 日～2025 年 4 月 28 日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2023 年 1 月 24 日～2023 年 4 月 26 日	0
第 2 期	2023 年 4 月 27 日～2024 年 4 月 26 日	0
第 3 期	2024 年 4 月 27 日～2025 年 4 月 28 日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2016 年 10 月 31 日～2017 年 4 月 26 日	0
第 2 期	2017 年 4 月 27 日～2018 年 4 月 26 日	0
第 3 期	2018 年 4 月 27 日～2019 年 4 月 26 日	0
第 4 期	2019 年 4 月 27 日～2020 年 4 月 27 日	0
第 5 期	2020 年 4 月 28 日～2021 年 4 月 26 日	0
第 6 期	2021 年 4 月 27 日～2022 年 4 月 26 日	0

第7期	2022年4月27日～2023年4月26日	0
第8期	2023年4月27日～2024年4月26日	0
第9期	2024年4月27日～2025年4月28日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2023年1月24日～2023年4月26日	0
第2期	2023年4月27日～2024年4月26日	0
第3期	2024年4月27日～2025年4月28日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2020年1月24日～2020年4月27日	0
第2期	2020年4月28日～2021年4月26日	0
第3期	2021年4月27日～2022年4月26日	0
第4期	2022年4月27日～2023年4月26日	0
第5期	2023年4月27日～2024年4月26日	0
第6期	2024年4月27日～2025年4月28日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2023年1月24日～2023年4月26日	0
第2期	2023年4月27日～2024年4月26日	0
第3期	2024年4月27日～2025年4月28日	0

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2025年1月24日～2025年4月28日	0

③【収益率の推移】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

	収益率（％）
第1期	2.3
第2期	11.3
第3期	△0.3

第4期（中間期）	9.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

	収益率（%）
第1期	2.6
第2期	13.8
第3期	0.1
第4期（中間期）	11.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

	収益率（%）
第1期	2.9
第2期	18.0
第3期	0.6
第4期（中間期）	14.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

	収益率（%）
第1期	9.8
第2期	8.4
第3期	2.4
第4期	△7.8
第5期	30.8
第6期	4.4
第7期	2.2
第8期	23.4
第9期	1.1
第10期（中間期）	17.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

	収益率 (%)
第 1 期	3. 1
第 2 期	23. 1
第 3 期	1. 1
第 4 期 (中間期)	19. 8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

	収益率 (%)
第 1 期	△14. 5
第 2 期	30. 9
第 3 期	4. 3
第 4 期	2. 1
第 5 期	23. 2
第 6 期	1. 1
第 7 期 (中間期)	19. 8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

	収益率 (%)
第 1 期	3. 1
第 2 期	23. 1
第 3 期	1. 0
第 4 期 (中間期)	19. 8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

	収益率 (%)
第 1 期	△4. 9
第 2 期 (中間期)	19. 8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	196,911,935	1,351,555
第3期	1,579,762,321	97,506,296
第4期（中間期）	793,808,726	102,918,942

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	99,746,304	1,228,364
第3期	866,392,904	56,111,349
第4期（中間期）	316,084,424	66,500,675

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	111,994,306	1,544,731
第3期	632,883,102	22,837,532
第4期（中間期）	236,833,963	38,881,759

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	30,000,000	0
第2期	6,255,359	79,990
第3期	59,554,722	20,201,603
第4期	69,285,667	27,682,746
第5期	112,292,168	24,631,282
第6期	115,448,347	47,590,044
第7期	179,708,728	38,679,671
第8期	193,365,675	54,880,232
第9期	534,642,006	98,085,742
第10期（中間期）	205,138,269	66,268,310

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	1,000,000	0
第2期	30,631,478	1,243,773
第3期	372,606,372	36,164,512
第4期 (中間期)	103,227,630	28,125,530

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	30,000,000	0
第2期	8,314,969	0
第3期	12,323,674	5,310,118
第4期	29,956,644	7,087,752
第5期	47,442,051	42,709,743
第6期	260,013,755	25,987,240
第7期 (中間期)	108,135,616	27,200,205

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	1,000,000	0
第2期	16,557,236	798,126
第3期	307,422,884	29,010,877
第4期 (中間期)	93,063,137	18,453,755

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	5,000,000	0
第2期 (中間期)	1,616,073	32,881

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド (B号)

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率

		(円)	(%)
株式	日本	477,390,995,930	98.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,539,884,343	1.55
合計（純資産総額）		484,930,880,273	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	日本	7,367,310,000	1.52
合計	買建	-	7,367,310,000	1.52

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	アメリカ	874,823,479,360	72.12
	イギリス	44,096,160,707	3.64
	カナダ	42,830,900,188	3.53
	スイス	32,263,205,771	2.66
	フランス	29,650,971,943	2.44
	ドイツ	29,439,209,281	2.43
	オランダ	20,584,349,604	1.70
	アイルランド	20,241,455,531	1.67
	オーストラリア	17,631,111,584	1.45
	スペイン	11,158,168,370	0.92
	スウェーデン	9,714,935,676	0.80
	イタリア	8,719,130,845	0.72
	デンマーク	5,730,511,577	0.47
	香港	4,700,588,659	0.39
	シンガポール	4,361,155,167	0.36
	フィンランド	3,478,125,852	0.29
	イスラエル	3,225,571,055	0.27
	ベルギー	2,675,943,473	0.22
	ケイマン諸島	2,487,938,949	0.21
	ルクセンブルグ	2,117,096,443	0.17
	ジャージー	1,945,024,263	0.16
	ノルウェー	1,727,560,666	0.14
	バミューダ	1,267,784,633	0.10
	リベリア	1,050,691,999	0.09
	オランダ領キュ ラソー	854,184,753	0.07
	オーストリア	798,965,353	0.07
	ニュージーラン ド	758,904,985	0.06

	ポルトガル	573,448,801	0.05
	パナマ	401,177,922	0.03
	マン島	110,251,838	0.01
	小計	1,179,418,005,248	97.23
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	16,600,888,816	1.37
	オーストラリア	1,680,445,385	0.14
	フランス	465,224,418	0.04
	シンガポール	279,634,205	0.02
	イギリス	246,753,376	0.02
	香港	176,196,883	0.01
	ケイマン諸島	103,978,294	0.01
	小計	19,553,121,377	1.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	14,022,995,160	1.16
合計（純資産総額）		1,212,994,121,785	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	563,659,777	0.05
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,015,309,632	0.17
株価指数先物取引	買建	アメリカ	11,229,431,220	0.93
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	375,387,387	0.03
合計	買建	-	14,183,788,016	1.17

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	1,417,190,014	0.12

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	台湾	15,378,097,445	18.64
	ケイマン諸島	13,587,724,841	16.47
	インド	12,435,206,615	15.08
	韓国	9,672,312,021	11.73
	中国	5,498,177,934	6.67
	ブラジル	2,835,368,225	3.44
	南アフリカ	2,376,970,562	2.88
	メキシコ	1,140,374,947	1.38
	インドネシア	949,363,152	1.15
	マレーシア	917,275,564	1.11
	タイ	781,009,157	0.95
	ポーランド	758,285,120	0.92

	香港	647,799,016	0.79
	ギリシャ	445,285,281	0.54
	チリ	424,195,793	0.51
	トルコ	324,605,935	0.39
	イギリス	323,182,687	0.39
	フィリピン	291,450,533	0.35
	バミューダ	288,730,939	0.35
	ハンガリー	242,091,048	0.29
	アメリカ	231,980,148	0.28
	スイス	171,484,249	0.21
	チェコ	115,850,703	0.14
	コロンビア	112,185,696	0.14
	ルクセンブルグ	97,146,148	0.12
	オランダ	84,733,331	0.10
	エジプト	60,429,520	0.07
	カナダ	37,830,107	0.05
	ペルー	30,667,201	0.04
	シンガポール	14,752,169	0.02
	小計	70,274,566,087	85.20
投資信託受益証券	香港	3,001,272,657	3.64
投資証券	アメリカ	4,449,275,589	5.39
	メキシコ	349,660,287	0.42
	ブラジル	130,052,710	0.16
	小計	4,928,988,586	5.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,277,603,519	5.18
合計（純資産総額）		82,482,430,849	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,277,372,645	5.19
合計	買建	-	4,277,372,645	5.19

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	54,397,656	0.07

Jリート・インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	日本	30,501,537,400	98.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	313,559,522	1.02
合計（純資産総額）		30,815,096,922	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
リート指数先物取引	買建	日本	40,480,000	0.13
合計	買建	-	40,480,000	0.13

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	アメリカ	42,007,848,492	76.76
	オーストラリア	4,048,600,734	7.40
	イギリス	2,221,358,509	4.06
	シンガポール	1,793,328,842	3.28
	フランス	1,184,883,375	2.17
	カナダ	658,625,188	1.20
	ベルギー	608,960,551	1.11
	香港	508,538,956	0.93
	スペイン	273,115,930	0.50
	韓国	107,834,694	0.20
	イスラエル	103,280,537	0.19
	オランダ	92,213,392	0.17
	ニュージーランド	59,841,092	0.11
	ガーンジィ	44,857,824	0.08
	ドイツ	17,445,556	0.03
	アイルランド	17,344,904	0.03
	イタリア	8,314,359	0.02
	小計	53,756,392,935	98.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	969,634,725	1.77
合計（純資産総額）		54,726,027,660	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	50,535,466	0.09
為替予約取引	売建	-	7,713,847	△0.01

国内債券パッシブ・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	111,921,594,800	80.29
地方債証券	日本	9,010,858,500	6.46
特殊債券	日本	8,907,999,570	6.39

社債券	日本	8,556,713,800	6.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,006,433,901	0.72
合計（純資産総額）		139,403,600,571	100.00

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	99,512,336,398	45.69
	中国	25,036,903,378	11.50
	フランス	15,539,530,450	7.14
	イタリア	14,522,198,334	6.67
	イギリス	12,234,307,213	5.62
	ドイツ	12,200,505,203	5.60
	スペイン	9,425,793,058	4.33
	カナダ	4,302,614,889	1.98
	ベルギー	3,233,878,665	1.48
	オランダ	2,674,985,942	1.23
	オーストラリア	2,592,165,274	1.19
	オーストリア	2,260,692,117	1.04
	メキシコ	1,799,987,355	0.83
	ポーランド	1,445,122,220	0.66
	ポルトガル	1,266,255,776	0.58
	マレーシア	1,114,513,638	0.51
	フィンランド	1,103,044,447	0.51
	アイルランド	915,530,861	0.42
	シンガポール	858,663,951	0.39
	イスラエル	826,413,802	0.38
	ニュージーランド	617,748,968	0.28
	デンマーク	471,763,858	0.22
	スウェーデン	409,971,129	0.19
	ノルウェー	356,177,343	0.16
	小計	214,721,104,269	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,069,682,171	1.41
合計（純資産総額）		217,790,786,440	100.00

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	トルコ	1,406,121,390	10.62

	メキシコ	1,213,520,528	9.16
	サウジアラビア	1,196,015,872	9.03
	ポーランド	1,071,689,243	8.09
	ハンガリー	875,583,628	6.61
	ブラジル	851,420,631	6.43
	コロンビア	831,955,281	6.28
	チリ	780,932,119	5.90
	アラブ首長国連邦	748,501,094	5.65
	ドミニカ共和国	517,008,219	3.90
	南アフリカ	407,501,451	3.08
	ペルー	383,719,222	2.90
	パナマ	284,388,078	2.15
	インドネシア	264,877,306	2.00
	オマーン	235,844,369	1.78
	ウクライナ	227,284,226	1.72
	中国	207,455,025	1.57
	ヴェネズエラ	200,094,825	1.51
	ウルグアイ	171,939,016	1.30
	ナイジェリア	144,281,290	1.09
	バーレーン	143,628,456	1.08
	フィリピン	117,860,315	0.89
	エジプト	112,541,161	0.85
	小計	12,394,162,745	93.57
社債券	ルクセンブルグ	159,128,248	1.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	693,245,541	5.23
合計（純資産総額）		13,246,536,534	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	78,282,100	0.59

マネープール・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
コマーシャル・ペーパー	日本	73,929,091,034	32.98
現先取引勘定	-	64,935,819,952	28.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	85,277,768,552	38.05
合計（純資産総額）		224,142,679,538	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,295,200	2,634.86	13,952,123,176	3,133.00	16,589,861,600	3.42
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,435,800	2,462.55	8,460,836,776	4,575.00	15,718,785,000	3.24
日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	6,284,500	1,851.51	11,635,835,368	2,423.50	15,230,485,750	3.14
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,554,900	3,961.79	10,121,966,460	4,968.00	12,692,743,200	2.62
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	2,155,700	3,843.38	8,285,175,590	4,698.00	10,127,478,600	2.09
日本	株式	任天堂	その他製 品	628,400	9,250.25	5,812,855,178	13,280.00	8,345,152,000	1.72
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	478,300	9,164.00	4,383,141,904	16,825.00	8,047,397,500	1.66
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,102,200	2,678.76	5,631,279,314	3,702.00	7,782,344,400	1.60
日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,391,600	3,992.85	5,556,450,401	5,473.00	7,616,226,800	1.57
日本	株式	三菱重工業	機械	1,886,700	2,483.81	4,686,200,171	3,947.00	7,446,804,900	1.54
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	210,200	23,709.62	4,983,762,223	31,800.00	6,684,360,000	1.38
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	707,800	7,523.06	5,324,823,864	9,360.00	6,625,008,000	1.37
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	312,900	8,591.47	2,688,272,394	20,575.00	6,437,917,500	1.33
日本	株式	三井物産	卸売業	1,511,000	3,188.93	4,818,479,331	4,147.00	6,266,117,000	1.29
日本	株式	リクルートホー ルディングス	サービス 業	756,800	10,465.81	7,920,527,092	8,006.00	6,058,940,800	1.25
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	1,005,100	5,741.11	5,770,392,265	5,509.00	5,537,095,900	1.14
日本	株式	キーエンス	電気機器	99,400	64,610.82	6,422,315,535	53,140.00	5,282,116,000	1.09
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,103,900	2,740.09	3,024,782,621	4,223.00	4,661,769,700	0.96
日本	株式	HOYA	精密機器	191,100	19,480.11	3,722,649,792	23,450.00	4,481,295,000	0.92
日本	株式	N T T	情報・通 信業	27,350,000	155.19	4,244,523,634	155.80	4,261,130,000	0.88
日本	株式	信越化学工業	化学	888,100	5,452.86	4,842,683,230	4,702.00	4,175,846,200	0.86
日本	株式	ファーストリテ ィリング	小売業	71,200	49,813.98	3,546,755,531	57,140.00	4,068,368,000	0.84
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	887,800	4,147.64	3,682,274,722	4,506.00	4,000,426,800	0.82
日本	株式	日本電気	電気機器	659,100	2,733.92	1,801,926,923	5,891.00	3,882,758,100	0.80
日本	株式	富士通	電気機器	923,900	2,906.63	2,685,438,397	4,147.00	3,831,413,300	0.79
日本	株式	K D D I	情報・通 信業	1,399,800	2,483.46	3,476,342,481	2,689.50	3,764,762,100	0.78

日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	15,996,400	197.99	3,167,063,098	223.20	3,570,396,480	0.74
日本	株式	第一三共	医薬品	915,800	4,771.16	4,369,430,957	3,864.00	3,538,651,200	0.73
日本	株式	イオン	小売業	1,241,800	1,225.25	1,521,518,653	2,827.50	3,511,189,500	0.72
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	598,000	4,234.64	2,532,313,072	5,867.00	3,508,466,000	0.72

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年11月28日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.37
	建設業	2.47
	食料品	2.84
	繊維製品	0.35
	パルプ・紙	0.13
	化学	4.42
	医薬品	3.72
	石油・石炭製品	0.46
	ゴム製品	0.66
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.77
	非鉄金属	1.57
	金属製品	0.44
	機械	5.94
	電気機器	18.20
	輸送用機器	6.65
	精密機器	1.96
	その他製品	2.85
	電気・ガス業	1.45
	陸運業	2.22
	海運業	0.50
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.17
	卸売業	7.34
	小売業	4.53
	銀行業	9.66
	証券、商品先物取引業	0.94
	保険業	2.98
	その他金融業	1.13
	不動産業	1.98
	サービス業	3.54
合 計		98.45

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導 体・半 導体製 造装置	2,404,552	21,779.76	52,370,564,277	28,234.12	67,890,418,851	5.60
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,468,599	36,984.37	54,315,213,837	43,472.66	63,843,899,863	5.26
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェ ア・サ ービス	698,867	66,772.04	46,664,773,155	76,043.87	53,144,547,800	4.38
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消 費財・ サービ ス流 通・小 売り	950,321	32,726.14	31,100,342,422	35,893.33	34,110,186,019	2.81
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娛 楽	576,086	26,871.75	15,480,439,463	50,113.77	28,869,840,440	2.38
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導 体・半 導体製 造装置	444,336	26,910.73	11,957,407,796	62,271.39	27,669,419,947	2.28
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娛 楽	483,606	26,948.17	13,032,295,495	50,165.46	24,260,315,707	2.00
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娛 楽	214,981	90,957.64	19,554,164,758	99,242.33	21,335,216,270	1.76
アメリカ	株式	TESLA INC	自動 車・自 動車部 品	280,093	54,115.38	15,157,339,677	66,815.23	18,714,476,927	1.54
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬 品・バ イオテ クノロ	79,567	124,390.87	9,897,408,706	172,972.77	13,762,924,724	1.13

			ジー・ ライフ サイエ ンス						
アメリ カ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	39,306.80	10,718,533,047	48,185.65	13,139,697,585	1.08
アメリ カ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サ ービス	136,790	75,962.74	10,390,943,518	80,073.95	10,953,316,290	0.90
アメリ カ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サ ービス	167,433	49,959.34	8,364,842,019	52,281.53	8,753,653,027	0.72
アメリ カ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬 品・バ イオテ クノロ ジー・ ライフ サイエ ンス	239,299	24,388.89	5,836,236,894	32,510.12	7,779,639,875	0.64
アメリ カ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネル ギー	423,685	18,406.92	7,798,736,752	17,976.43	7,616,341,668	0.63
アメリ カ	株式	WALMART INC	生活必 需品流 通・小 売り	433,698	14,556.56	6,313,152,493	17,088.33	7,411,175,845	0.61
アメリ カ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サ ービス	84,729	84,235.87	7,137,221,445	85,352.39	7,231,822,304	0.60
アメリ カ	株式	NETFLIX INC	メディ ア・娛 楽	418,260	14,148.15	5,917,606,666	16,624.71	6,953,450,451	0.57
オラン ダ	株式	ASML HOLDING NV	半導 体・半 導体製 造装置	38,575	119,849.39	4,623,190,344	162,931.52	6,285,083,384	0.52
アメリ カ	株式	ABBVIE INC	医薬 品・バ イオテ クノロ ジー・ ライフ サイエ ンス	173,888	28,739.86	4,997,516,437	35,658.39	6,200,565,389	0.51
アメリ カ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必 需品流 通・小 売り	43,532	152,480.36	6,637,774,921	142,260.76	6,192,895,569	0.51
アメリ カ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフト ウェア ・サー ビス	226,425	12,378.95	2,802,903,572	25,964.56	5,879,024,388	0.48

アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	701,199	7,393.08	5,184,023,188	8,299.82	5,819,828,078	0.48
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	170,165	28,961.66	4,928,260,567	32,102.88	5,462,787,391	0.45
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	97,618	66,741.70	6,515,191,003	55,677.27	5,435,103,362	0.45
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	160,618	21,299.59	3,421,098,012	33,556.41	5,389,763,654	0.44
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	230,801	27,887.20	6,436,393,783	23,220.40	5,359,290,963	0.44
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	105,626	29,117.12	3,075,524,792	46,459.59	4,907,340,716	0.40
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	392,536	9,341.53	3,666,888,272	11,914.84	4,677,005,243	0.39
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	406,727	10,104.38	4,109,725,162	11,415.19	4,642,867,772	0.38

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年11月28日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	3.45
	素材	3.10
	資本財	7.49
	商業・専門サービス	1.18
	運輸	1.31
	自動車・自動車部品	2.04
	耐久消費財・アパレル	0.98
	消費者サービス	1.64
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.78
	生活必需品流通・小売り	1.66
	食品・飲料・タバコ	2.58

	家庭用品・パーソナル用品	1.12
	ヘルスケア機器・サービス	3.29
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.80
	銀行	6.54
	金融サービス	6.80
	保険	2.88
	ソフトウェア・サービス	9.41
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.10
	半導体・半導体製造装置	11.25
	電気通信サービス	1.04
	公益事業	2.72
	メディア・娯楽	7.82
	不動産管理・開発	0.27
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.61
合 計		98.84

エマージング株式インデックス・マザーファンド
イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導 体・半 導体製 造装置	1,231,000	5,059.50	6,228,243,715	7,163.52	8,818,293,120	10.69
ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メデ ィア・娯 楽	320,400	8,401.72	2,691,910,828	12,309.50	3,943,962,198	4.78
香港	投資信 託受益 証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	－	2,908,400	905.5647	2,633,744,230	1,031.9326	3,001,272,657	3.64
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テク ノ ロ ジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	236,725	5,988.77	1,417,692,316	11,074.50	2,621,611,012	3.18
ケイマン 諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消 費財・ サービ ス流通・小	860,000	1,832.77	1,576,182,911	3,031.58	2,607,157,080	3.16

			売り						
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	391,705	6,384.36	2,500,787,022	5,854.83	2,293,365,950	2.78
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	27,357	18,686.09	511,195,263	58,208.00	1,592,396,256	1.93
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	376,970	2,571.07	969,215,920	2,902.35	1,094,100,349	1.33
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	570,523	1,599.74	912,686,565	1,786.82	1,019,419,054	1.24
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	305,833	2,304.43	704,772,222	2,767.22	846,306,582	1.03
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,827,000	121.87	588,273,165	165.67	799,688,607	0.97
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	631,800	972.51	614,433,181	1,153.15	728,561,433	0.88
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	865,400	666.40	576,705,192	827.34	715,982,632	0.87
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	265,865	2,316.10	615,770,546	2,464.19	655,142,937	0.79
ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	35,645	15,595.01	555,884,269	18,137.75	646,520,241	0.78
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	88,160	5,228.14	460,912,809	6,183.60	545,145,803	0.66
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	250,860	3,289.78	825,275,064	2,093.52	525,180,427	0.64
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	174,669	2,873.21	501,861,478	2,957.96	516,663,486	0.63
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	77,000	6,355.75	489,393,116	6,689.28	515,074,560	0.62

インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	129,287	2,934.79	379,429,721	3,744.61	484,129,651	0.59
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	167,563	3,223.51	540,141,518	2,772.53	464,573,109	0.56
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	98,000	2,054.35	201,326,176	4,702.46	460,841,472	0.56
ケイマン諸島	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLAND	銀行	169,519	1,968.73	333,737,422	2,701.87	458,017,876	0.56
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,284,000	94.96	311,850,363	130.64	429,033,910	0.52
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	39,530	7,578.38	299,573,434	10,043.00	396,999,790	0.48
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	338,500	923.33	312,547,200	1,152.44	390,101,786	0.47
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	86,000	2,821.84	242,678,337	4,323.92	371,857,464	0.45
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	186,200	1,911.10	355,847,445	1,952.61	363,575,982	0.44
ブラジル	株式	VALE SA	素材	179,788	1,701.07	305,832,646	1,938.57	348,531,122	0.42
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,594,000	75.12	269,971,105	95.21	342,202,350	0.41

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年11月28日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	3.12
	素材	5.43
	資本財	4.55
	商業・専門サービス	0.09
	運輸	1.35
	自動車・自動車部品	2.93

	耐久消費財・アパレル	0.88
	消費者サービス	1.77
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.58
	生活必需品流通・小売り	0.95
	食品・飲料・タバコ	1.67
	家庭用品・パーソナル用品	0.46
	ヘルスケア機器・サービス	0.51
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.44
	銀行	12.73
	金融サービス	2.28
	保険	2.55
	ソフトウェア・サービス	1.59
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.60
	半導体・半導体製造装置	14.40
	電気通信サービス	1.94
	公益事業	1.95
	メディア・娯楽	6.66
	不動産管理・開発	0.76
投資信託受益証券	—	3.64
投資証券	—	5.98
合 計		94.81

J リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 11 月 28 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	15,357	143,939.61	2,210,480,624	149,300.00	2,292,800,100	7.44
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	13,294	129,409.72	1,720,372,798	133,700.00	1,777,407,800	5.77
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	13,439	114,289.81	1,535,940,757	123,100.00	1,654,340,900	5.37
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	8,246	164,199.62	1,353,990,095	170,400.00	1,405,118,400	4.56
日本	投資証券	KDX 不動産投資法人	7,546	168,845.98	1,274,111,738	178,100.00	1,343,942,600	4.36
日本	投資証券	G L P 投資法人	8,518	138,861.60	1,182,823,087	148,000.00	1,260,664,000	4.09
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	13,331	84,851.24	1,131,151,884	94,100.00	1,254,447,100	4.07

日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	8,150	130,720.46	1,065,371,780	141,600.00	1,154,040,000	3.75
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	10,308	100,498.58	1,035,939,410	107,200.00	1,105,017,600	3.59
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,676	178,262.49	1,011,817,868	184,500.00	1,047,222,000	3.40
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	14,292	68,897.52	984,683,318	66,800.00	954,705,600	3.10
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	5,332	164,369.43	876,417,823	171,100.00	912,305,200	2.96
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,532	84,749.19	807,829,314	86,300.00	822,611,600	2.67
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	7,006	104,079.91	729,183,881	106,300.00	744,737,800	2.42
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	4,742	130,937.42	620,905,247	150,900.00	715,567,800	2.32
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,718	107,793.96	616,365,858	120,500.00	689,019,000	2.24
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	7,634	81,094.09	619,072,279	79,600.00	607,666,400	1.97
日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	4,471	124,843.20	558,173,937	132,900.00	594,195,900	1.93
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	3,998	135,473.85	541,624,455	143,400.00	573,313,200	1.86
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	5,139	96,359.79	495,192,941	103,600.00	532,400,400	1.73
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	3,363	146,312.66	492,049,486	155,300.00	522,273,900	1.69
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	3,000	142,586.94	427,760,833	150,100.00	450,300,000	1.46
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,316	313,423.21	412,464,946	331,000.00	435,596,000	1.41
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	4,554	87,624.79	399,043,274	95,000.00	432,630,000	1.40
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	3,780	107,133.93	404,966,268	113,700.00	429,786,000	1.39
日本	投資証券	イオンリート投資法人	3,148	131,570.93	414,185,275	135,900.00	427,813,200	1.39
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	2,290	167,999.15	384,718,059	177,200.00	405,788,000	1.32

日本	投資証券	森トラストリート投資法人	4,995	75,943.04	379,335,474	79,800.00	398,601,000	1.29
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	1,044	363,046.35	379,020,392	381,000.00	397,764,000	1.29
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	2,606	135,741.14	353,741,414	140,000.00	364,840,000	1.18

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.98
合 計	98.98

外国リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年11月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	149,880	25,817.43	3,869,516,392	32,304.94	4,841,864,032	8.85
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	207,977	17,633.31	3,667,323,655	20,073.70	4,174,868,071	7.63
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	21,958	123,279.46	2,706,970,372	117,536.72	2,580,871,260	4.72
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	73,362	27,700.59	2,032,170,455	29,064.26	2,132,212,447	3.90
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	205,502	9,234.13	1,897,632,516	8,949.84	1,839,209,649	3.36
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	71,738	26,181.87	1,878,235,265	24,890.07	1,785,564,078	3.26
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	35,330	46,077.27	1,627,909,827	42,949.51	1,517,406,269	2.77
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	456,970	3,469.27	1,585,352,801	3,043.16	1,390,634,104	2.54
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	102,165	10,638.03	1,086,834,518	12,542.93	1,281,448,484	2.34
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	239,141	5,225.94	1,249,736,787	4,515.64	1,079,875,358	1.97
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	47,441	22,391.73	1,062,286,093	20,877.21	990,435,847	1.81
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,157	30,297.86	974,288,369	28,486.30	916,033,888	1.67
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	66,013	14,718.45	971,608,971	13,504.64	891,481,707	1.63
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	78,581	10,204.12	801,850,033	9,645.28	757,935,386	1.38
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY	14,661	41,742.54	611,987,409	41,055.86	601,919,898	1.10

	券	TRUST INC						
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	125,637	4,896.25	615,150,638	4,374.68	549,621,156	1.00
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,808	22,409.82	578,352,741	21,224.93	547,773,026	1.00
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	49,958	10,378.06	518,466,955	10,555.30	527,321,462	0.96
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	26,155	19,898.28	520,439,387	20,139.49	526,748,240	0.96
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,189,632	407.28	484,512,033	416.61	495,606,877	0.91
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	149,815	3,477.19	520,934,620	3,229.71	483,859,093	0.88
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	65,367	6,622.06	432,864,176	7,176.79	469,125,009	0.86
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,343	16,569.49	453,059,617	16,630.93	454,739,464	0.83
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	159,034	2,788.37	443,444,871	2,853.80	453,851,006	0.83
イギリス	投資証券	SEGRE PLC	301,679	1,338.92	403,923,882	1,486.56	448,462,757	0.82
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	64,795	7,514.65	486,911,525	6,782.08	439,444,808	0.80
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	43,256	9,465.79	409,452,347	9,822.27	424,871,994	0.78
香港	投資証券	LINK REIT	571,800	851.10	486,656,921	738.77	422,429,257	0.77
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	37,483	11,332.76	424,785,750	11,161.45	418,364,772	0.76
アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTISING CO-A	19,328	19,858.81	383,831,034	20,740.94	400,880,977	0.73

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.23
合 計	98.23

国内債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年11月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率

						(円)				(%)
日本	国債証券	4 7 4 2 年国債	5,360,000,000	99.75	5,346,547,600	99.68	5,342,848,000	0.700	2027/07/01	3.83
日本	国債証券	3 7 9 1 0年国債	1,720,000,000	98.95	1,701,938,900	97.63	1,679,304,800	1.500	2035/06/20	1.20
日本	国債証券	3 8 0 1 0年国債	1,630,000,000	99.54	1,622,504,700	99.17	1,616,405,800	1.700	2035/09/20	1.16
日本	国債証券	1 8 1 5 年国債	1,570,000,000	100.21	1,573,296,300	99.95	1,569,277,800	1.300	2030/09/20	1.13
日本	国債証券	3 6 8 1 0年国債	1,630,000,000	92.85	1,513,486,400	91.64	1,493,650,500	0.200	2032/09/20	1.07
日本	国債証券	3 7 6 1 0年国債	1,580,000,000	95.00	1,500,924,000	93.48	1,476,984,000	0.900	2034/09/20	1.06
日本	国債証券	3 7 8 1 0年国債	1,480,000,000	99.34	1,470,194,000	97.01	1,435,703,600	1.400	2035/03/20	1.03
日本	国債証券	3 6 1 1 0年国債	1,440,000,000	94.67	1,363,208,800	94.07	1,354,536,000	0.100	2030/12/20	0.97
日本	国債証券	1 7 7 5 年国債	1,360,000,000	100.50	1,366,800,000	99.50	1,353,172,800	1.100	2029/12/20	0.97
日本	国債証券	3 6 6 1 0年国債	1,400,000,000	93.75	1,312,517,300	92.52	1,295,252,000	0.200	2032/03/20	0.93
日本	国債証券	3 6 7 1 0年国債	1,370,000,000	93.26	1,277,616,500	92.08	1,261,509,700	0.200	2032/06/20	0.90
日本	国債証券	3 6 5 1 0年国債	1,340,000,000	93.43	1,251,902,400	92.36	1,237,624,000	0.100	2031/12/20	0.89
日本	国債証券	3 7 5 1 0年国債	1,240,000,000	97.73	1,211,848,000	95.41	1,183,121,200	1.100	2034/06/20	0.85
日本	国債証券	3 7 4 1 0年国債	1,260,000,000	95.17	1,199,169,500	93.42	1,177,092,000	0.800	2034/03/20	0.84
日本	国債証券	3 7 1 1 0年国債	1,280,000,000	93.24	1,193,409,900	91.67	1,173,350,400	0.400	2033/06/20	0.84
日本	国債証券	1 5 4 5 年国債	1,190,000,000	98.51	1,172,269,000	98.50	1,172,173,800	0.100	2027/09/20	0.84
日本	国債証券	3 5 9 1 0年国債	1,210,000,000	95.48	1,155,259,600	94.78	1,146,874,300	0.100	2030/06/20	0.82
日本	国債証券	1 7 9 5 年国債	1,160,000,000	99.38	1,152,750,300	98.75	1,145,534,800	1.000	2030/06/20	0.82
日本	国債証券	3 7 3 1 0年国債	1,240,000,000	94.02	1,165,810,000	92.27	1,144,197,600	0.600	2033/12/20	0.82
日本	国債証券	3 7 2 1 0年国債	1,170,000,000	95.93	1,122,323,100	94.16	1,101,625,200	0.800	2033/09/20	0.79
日本	国債証券	3 6 9 1 0年国債	1,170,000,000	94.85	1,109,709,900	93.18	1,090,159,200	0.500	2032/12/20	0.78
日本	国債証券	1 5 6 5 年国債	1,090,000,000	98.57	1,074,358,500	98.45	1,073,105,000	0.200	2027/12/20	0.77
日本	国債証券	3 7 0 1 0年国債	1,130,000,000	94.43	1,067,058,000	92.78	1,048,414,000	0.500	2033/03/20	0.75
日本	国債証券	1 7 8 5 年国債	1,050,000,000	100.06	1,050,585,200	98.94	1,038,859,500	1.000	2030/03/20	0.75

日本	国債証券	1 5 7 5 年国債	940,000,000	98.36	924,584,000	98.20	923,098,800	0.200	2028/03/20	0.66
日本	国債証券	3 6 0 1 0年国債	960,000,000	95.18	913,775,400	94.38	906,076,800	0.100	2030/09/20	0.65
日本	国債証券	3 7 7 1 0年国債	910,000,000	97.61	888,245,200	95.63	870,205,700	1.200	2034/12/20	0.62
日本	国債証券	1 5 8 5 年国債	880,000,000	98.09	863,165,600	97.98	862,197,600	0.100	2028/03/20	0.62
日本	国債証券	3 6 3 1 0年国債	900,000,000	94.28	848,518,800	93.28	839,520,000	0.100	2031/06/20	0.60
日本	国債証券	1 4 7 2 0年国債	840,000,000	102.12	857,766,000	99.79	838,202,400	1.600	2033/12/20	0.60

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	80.29
地方債証券	6.46
特殊債券	6.39
社債券	6.14
合 計	99.28

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	60,600,000	2,224.72	1,348,177,979	2,223.61	1,347,507,046	1.790	2032/03/25	0.62
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	58,900,000	2,250.77	1,325,702,019	2,230.09	1,313,522,406	2.040	2027/02/25	0.60
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	56,500,000	2,260.37	1,277,106,665	2,234.09	1,262,261,964	2.390	2026/11/15	0.58
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	42,200,000	2,974.03	1,255,041,753	2,864.00	1,208,607,951	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,200,000	2,214.66	1,067,465,196	2,216.64	1,068,421,659	1.460	2028/05/25	0.49
アメリ カ	国債証券	US TREASURY N/B	6,450,000	15,708.28	1,013,183,792	15,739.44	1,015,193,585	3.875	2027/05/31	0.47
アメリ カ	国債証券	US TREASURY N/B	5,750,000	16,204.69	931,769,877	16,492.51	948,319,467	4.625	2035/02/15	0.44
アメ	国債	US TREASURY	5,900,000	15,567.64	918,490,850	16,026.38	945,556,514	4.250	2035/05/15	0.43

リカ	証券	N/B								
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,950,000	15,740.38	936,552,325	15,756.66	937,521,552	4.250	2026/11/30	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,870,000	15,029.12	882,209,249	15,635.12	917,781,535	3.875	2034/08/15	0.42
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,452.80	865,356,942	16,025.13	897,407,199	4.125	2032/11/15	0.41
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,643.42	860,388,168	16,231.88	892,753,408	4.375	2034/05/15	0.41
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,550,000	15,336.00	851,148,173	16,053.64	890,976,754	4.250	2034/11/15	0.41
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,290.86	870,528,222	2,268.28	861,947,657	2.400	2028/07/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,219.65	810,520,309	14,912.27	849,999,527	2.875	2032/05/15	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,578.49	801,817,163	15,241.35	838,274,362	3.375	2033/05/15	0.38
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,205.95	775,503,636	15,825.74	807,112,667	4.000	2034/02/15	0.37
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,103.05	755,152,387	15,730.82	786,541,039	3.875	2033/08/15	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,802.40	758,515,233	16,385.85	786,520,677	4.500	2033/11/15	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,326.55	732,960,265	14,130.22	777,162,035	1.625	2031/05/15	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,666.40	767,653,762	15,789.24	773,672,945	3.750	2028/12/31	0.36
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,587.66	763,795,387	15,733.95	770,963,716	4.000	2027/01/15	0.35
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,245.38	776,900,092	2,227.72	770,792,007	1.740	2029/10/15	0.35
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,337.29	747,931,272	2,316.01	741,123,083	2.600	2030/09/15	0.34
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,600,000	2,286.84	745,509,394	2,265.63	738,595,180	2.110	2034/08/25	0.34
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,299.98	724,492,293	2,269.85	715,003,866	2.640	2028/01/15	0.33
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,200,000	12,900.52	670,826,867	13,742.40	714,604,952	1.250	2031/08/15	0.33
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,500,000	15,729.41	707,823,500	15,767.79	709,550,346	4.250	2026/12/31	0.33
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	29,500,000	2,400.10	708,028,557	2,382.27	702,769,405	3.020	2031/05/27	0.32

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	15,474.93	665,422,183	16,009.78	688,420,489	4.125	2029/11/30	0.32

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.59
合 計	98.59

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,100,000	15,744.45	330,633,399	16,155.44	339,264,339	5.125	2034/09/18	2.56
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	2,100,000	15,298.75	321,273,817	15,725.03	330,225,535	5.500	2036/03/26	2.49
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	1,700,000	16,407.15	278,921,535	16,758.16	284,888,668	6.250	2032/09/22	2.15
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000	15,586.25	264,966,272	15,917.52	270,597,903	6.000	2033/02/22	2.04
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	17,878.06	250,292,860	18,453.83	258,353,666	9.375	2033/01/19	1.95
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,600,000	14,626.27	234,020,256	15,365.25	245,843,941	5.500	2054/03/18	1.86
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	17,138.45	239,938,364	17,286.16	242,006,193	9.875	2028/01/15	1.83
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,400,000	16,740.93	234,372,987	16,846.03	235,844,369	6.250	2031/01/25	1.78
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000	15,936.32	223,108,470	16,541.69	231,583,720	7.500	2034/02/02	1.75
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,400,000	15,773.58	220,830,130	16,141.03	225,974,486	5.000	2034/01/16	1.71
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000	15,487.10	216,819,463	15,897.16	222,560,265	6.000	2033/10/20	1.68
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000	13,216.75	211,468,042	13,535.49	216,567,915	2.250	2033/02/02	1.63
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000	15,061.07	195,793,921	16,020.90	208,271,694	5.750	2054/01/16	1.57
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,300,000	14,048.61	182,631,989	15,817.44	205,626,683	7.300	2052/04/20	1.55
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF	1,100,000	17,437.15	191,808,628	17,958.57	197,544,262	9.125	2030/07/13	1.49

	証券	TURKEY								
アラブ 首長国 連邦	国債 証券	ABU DHABI GOVT INT' L	1,200,000	15,832.03	189,984,358	16,404.33	196,851,957	5.500	2054/04/30	1.49
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKIYE	1,100,000	15,889.96	174,789,525	16,525.40	181,779,452	7.125	2032/07/17	1.37
アラブ 首長国 連邦	国債 証券	ABU DHABI GOVT INT' L	1,300,000	13,759.01	178,867,074	13,938.03	181,194,439	1.875	2031/09/15	1.37
ポーラ ンド	国債 証券	REPUBLIC OF POLAND	1,100,000	16,118.89	177,307,822	16,424.07	180,664,716	5.375	2035/02/12	1.36
ポーラ ンド	国債 証券	REPUBLIC OF POLAND	1,100,000	15,820.88	174,029,713	16,039.85	176,438,369	4.625	2029/03/18	1.33
メキシ コ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000	13,527.82	162,333,838	14,034.05	168,408,576	2.659	2031/05/24	1.27
ドミニ カ共和 国	国債 証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,000,000	16,042.04	160,420,446	16,695.97	166,959,748	6.950	2037/03/15	1.26
ルクセ ンブル グ	社債 券	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	1,000,000	15,929.27	159,292,710	15,912.82	159,128,248	5.500	2030/08/17	1.20
コロ ン ビア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000	16,741.75	150,675,710	17,589.55	158,305,941	8.500	2035/04/25	1.20
メキシ コ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000	14,697.06	146,970,627	15,153.95	151,539,525	4.875	2033/05/19	1.14
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA	900,000	15,460.95	139,148,525	16,325.08	146,925,675	6.400	2035/02/14	1.11
ナイジ ェリア	国債 証券	REPUBLIC OF NIGERIA	800,000	16,864.23	134,913,877	18,035.16	144,281,290	10.375	2034/12/09	1.09
メキシ コ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	900,000	14,299.07	128,691,593	15,188.41	136,695,699	6.338	2053/05/04	1.03
コロ ン ビア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000	16,503.01	132,024,053	17,060.92	136,487,382	8.000	2033/04/20	1.03
南アフ リカ	国債 証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	800,000	15,591.58	124,732,613	16,845.87	134,766,958	7.100	2036/11/19	1.02

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	93.57
社債券	1.20
合 計	94.77

マネープール・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年11月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率

				(円)		(円)				(%)
日本	コマーシャル・ペーパー	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	5,000,000,000	-	4,997,781,805	-	4,997,781,805	-	2025/12/26	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	三菱UFJニコス	5,000,000,000	-	4,997,740,745	-	4,997,740,745	-	2025/12/25	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	みずほリース	5,000,000,000	-	4,997,740,745	-	4,997,740,745	-	2025/12/17	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	大和ハウス	5,000,000,000	-	4,997,141,360	-	4,997,141,360	-	2025/12/26	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	大和ハウス	5,000,000,000	-	4,995,357,740	-	4,995,357,740	-	2026/01/20	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	NTT・TCリース	5,000,000,000	-	4,994,909,295	-	4,994,909,295	-	2025/12/24	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	三菱HCキャピタル	5,000,000,000	-	4,994,761,655	-	4,994,761,655	-	2025/12/25	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	三井住友ファイナンス&リース	5,000,000,000	-	4,994,590,790	-	4,994,590,790	-	2025/12/26	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	NTTファイナンス	5,000,000,000	-	4,994,240,890	-	4,994,240,890	-	2026/01/28	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	NTTファイナンス	5,000,000,000	-	4,994,052,290	-	4,994,052,290	-	2026/01/19	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	J A三井リース	5,000,000,000	-	4,990,874,220	-	4,990,874,220	-	2026/01/08	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	キリンHD	3,000,000,000	-	2,998,514,706	-	2,998,514,706	-	2025/12/30	1.34

日本	コマー シャル・ペ ーパー	日立	3,000,000,000	-	2,998,508,961	-	2,998,508,961	-	2025/12/30	1.34
日本	コマー シャル・ペ ーパー	出光興産	3,000,000,000	-	2,997,965,898	-	2,997,965,898	-	2025/12/30	1.34
日本	コマー シャル・ペ ーパー	大成建設	3,000,000,000	-	2,996,379,717	-	2,996,379,717	-	2026/02/02	1.34
日本	コマー シャル・ペ ーパー	小松製作所	3,000,000,000	-	2,994,773,505	-	2,994,773,505	-	2026/01/30	1.34
日本	コマー シャル・ペ ーパー	I N P E X	2,000,000,000	-	1,997,198,450	-	1,997,198,450	-	2025/12/19	0.89
日本	コマー シャル・ペ ーパー	I N P E X	2,000,000,000	-	1,996,558,262	-	1,996,558,262	-	2026/02/27	0.89

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	32.98
合 計	32.98

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド
該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

マネープール・マザーファンド
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2025年11月28日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX 先物 0712 月 2025年 12月	買建	218	日本・円	7,114,239,800	7,367,310,000	1.52

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	イギリス	ICE EU	FTSE 100 IDX FUT DEC 2 5 2025年 12月	買建	28	イギリス・ポンド	2,713,021.00	562,490,643	2,718,660.00	563,659,777	0.05
	ドイツ	EU RE X	EURO STOX X 50 DEC 2 5 2025年 12月	買建	196	ユーロ	11,076,342.00	2,011,463,707	11,097,520.00	2,015,309,632	0.17
	アメリカ	シカ ゴ商 品取 引所	S&P 500 EMIN I FU T DE	買建	210	アメリカ・ドル	71,435,117.50	11,188,882,454	71,694,000.00	11,229,431,220	0.93

			C 2 5 2025 年 12 月								
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	S P I 2 0 0 F U T U R E S D E C 2 5 2025 年 12 月	買建	17	オー スト ラリ ア・ド ル	3, 778, 526. 50	386, 769, 972	3, 667, 325. 00	375, 387, 387	0. 03

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025 年 11 月 28 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	8, 568, 000. 00	1, 335, 191, 709	1, 341, 442, 065	0. 11
取引	カナダ・ドル	買建	679, 000. 00	75, 389, 709	75, 747, 949	0. 01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025 年 11 月 28 日現在

種類	国／ 地域	取引 所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	アメ リカ	I C E－ U S	M S C I E M G M K T D E C 2 5 2025 年 12 月	買建	398	アメ リカ・ド ル	27, 255, 738. 00	4, 269, 066, 242	27, 308, 770. 00	4, 277, 372, 645	5. 19

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025 年 11 月 28 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	347, 409. 94	54, 300, 000	54, 397, 656	0. 07
取引						

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

J リート・インデックス・マザーファンド

2025 年 11 月 28 日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
リート指 数先物取 引	日本	大阪取引 所	T R E I T 先物 0 7 1 2 月 2 0 2 5 年 1 2 月	買建	20	日本・円	37, 844, 400	40, 480, 000	0. 13

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	322,777.92	50,300,000	50,535,466	0.09
取引	アメリカ・ドル	売建	49,264.39	7,700,000	7,713,847	△0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年11月28日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	500,000.00	78,193,500	78,282,100	0.59
取引						

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

マネープール・マザーファンド

2025年11月28日現在

種類	国／ 地域	銘柄名	数量	買付 受渡日	買付金額 (円)	売戻日	売戻金額 (円)	投資 比率 (%)
CP 現先 取引	日本	MUFGファイ ナンス&リ ーシング	11,000,000,000	2025/11/28	10,998,180,236	2025/12/01	10,998,645,784	4.91
	日本	NTT・TC リース	17,000,000,000	2025/11/28	16,993,385,172	2025/12/01	16,994,104,493	7.58
	日本	NTTファイ ナンス	12,000,000,000	2025/11/28	11,995,261,044	2025/12/01	11,995,768,800	5.35
	日本	NECキャピ タルソリュー ション	10,000,000,000	2025/11/28	9,988,443,500	2025/12/01	9,988,866,300	4.46
債券現 先取引	日本	1342国庫 短期証券	15,000,000,000	2025/11/28	14,960,550,000	2025/12/01	14,961,148,845	6.67

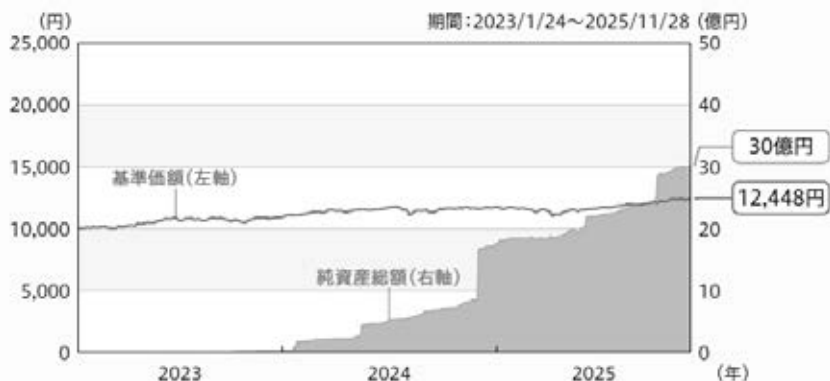
《参考情報》

基準日:2025年11月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■<2035>

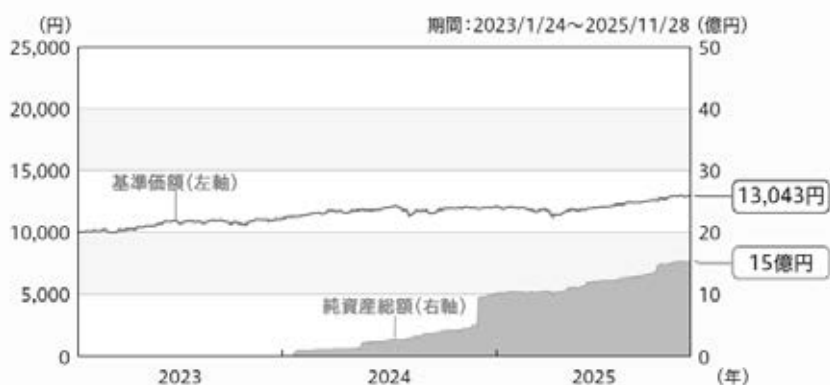


分配の推移

決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

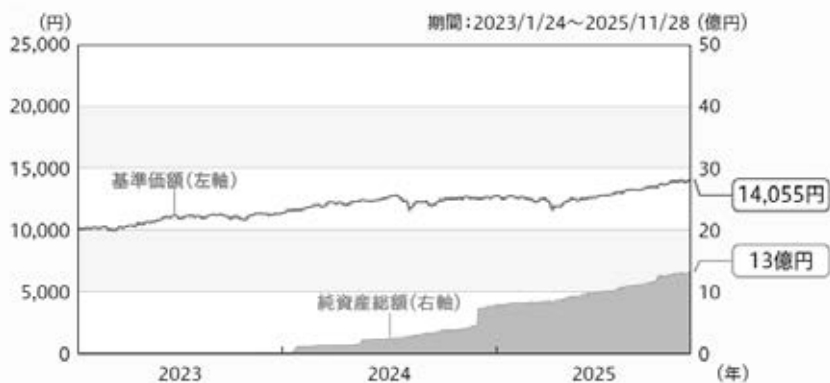
■<2040>



決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■<2045>



決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

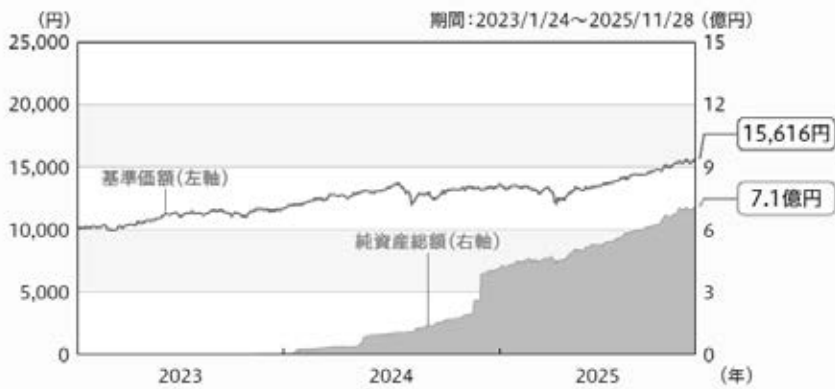
■<2050>



決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

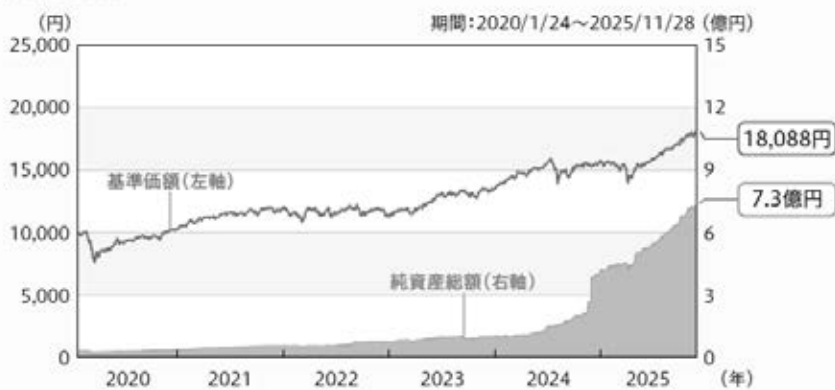
■<2055>



決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■<2060>

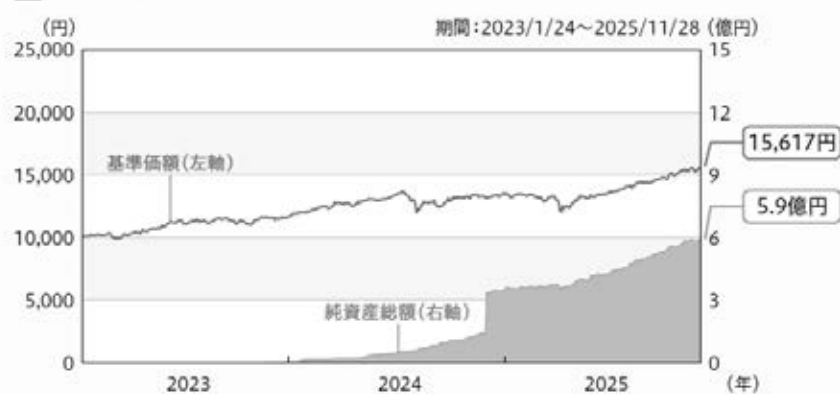


決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

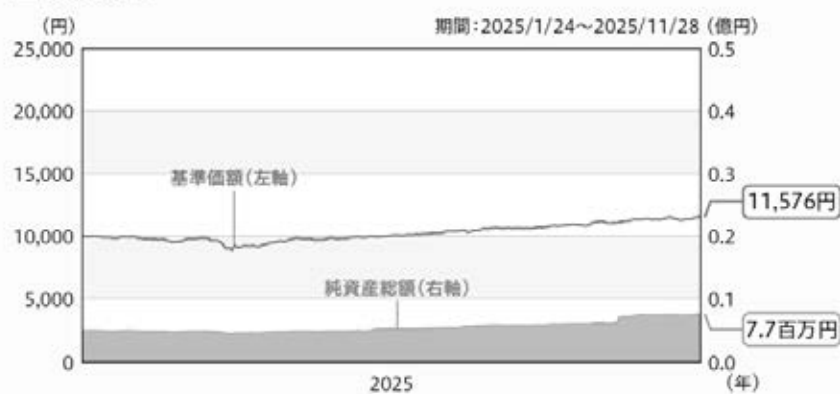
■<2065>



決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■<2070>



決算期	分配金
2025年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■<2035>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.66
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	47.40
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	15.48
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	10.38
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	6.90
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	4.86
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	4.75
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	4.73
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	2.83
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.01

■<2040>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.54
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	41.60
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	17.54
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	12.46
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	6.18
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	5.62
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	5.54
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	5.36
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	3.17
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1.99

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■<2045>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.67
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	31.85
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	20.94
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	15.73
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	6.78
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	6.73
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	6.55
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	4.73
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	3.83
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.18

■<2050>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	24.72
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	20.05
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	19.79
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	8.26
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	8.23
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8.10
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	4.72
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	2.99
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.70

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入資産が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■<2055>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.62
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	27.05
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	21.93
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.71
日本	親投資信託受益証券	リート・インデックス・マザーファンド	8.94
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	8.94
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8.74
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.16
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.93
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.99

■<2060>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.72
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	26.95
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	21.88
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.45
日本	親投資信託受益証券	リート・インデックス・マザーファンド	9.07
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	8.95
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8.81
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.26
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.93
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.98

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■<2065>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.64
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	26.69
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	22.00
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.47
日本	親投資信託受益証券	リート・インデックス・マザーファンド	9.13
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	8.99
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8.90
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.27
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.93
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	1.98

■<2070>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.41
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	26.66
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	21.90
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.70
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	9.15
日本	親投資信託受益証券	リート・インデックス・マザーファンド	9.07
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8.87
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	5.26
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.94
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	2.02

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入資産が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.42
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.24
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.14
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.62
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.09

■外国株式インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.60
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.26
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.38
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.81
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.38

■エマージング株式インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	10.69
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	4.78
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	3.64
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェア および機器	3.18
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・ 小売り	3.16

■国内債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率（%）	償還期限	比率（%）
日本	国債証券	474 2年国債	0.700	2027/07/01	3.83
日本	国債証券	379 10年国債	1.500	2035/06/20	1.20
日本	国債証券	380 10年国債	1.700	2035/09/20	1.16
日本	国債証券	181 5年国債	1.300	2030/09/20	1.13
日本	国債証券	368 10年国債	0.200	2032/09/20	1.07

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

□外国債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.790	2032/03/25	0.62
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.60
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.58
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.460	2028/05/25	0.49

□米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.125	2034/09/18	2.56
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	5.500	2036/03/26	2.49
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	6.250	2032/09/22	2.15
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	6.000	2033/02/22	2.04
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.375	2033/01/19	1.95

□Jリート・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	7.44
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.77
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	5.37
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4.56
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	4.36

□外国リート・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	8.85
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	7.63
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4.72
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.90
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	3.36

□マネープール・マザーファンド

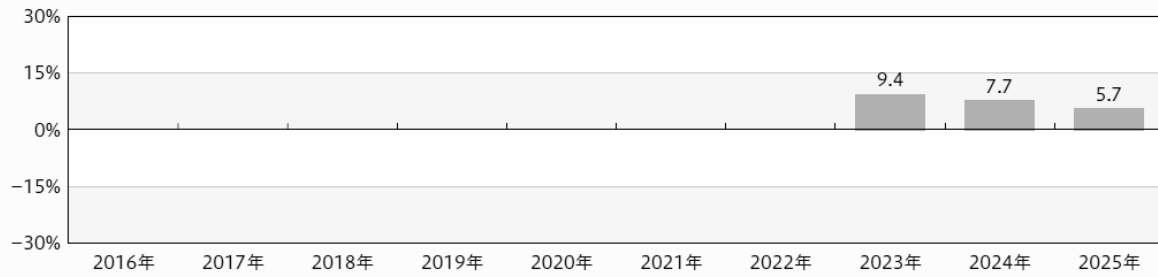
主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	コマーシャル・ペーパー	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	—	2025/12/26	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	三菱UFJニコス	—	2025/12/25	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	みずほリース	—	2025/12/17	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	大和ハウス	—	2025/12/26	2.23
日本	コマーシャル・ペーパー	大和ハウス	—	2026/01/20	2.23

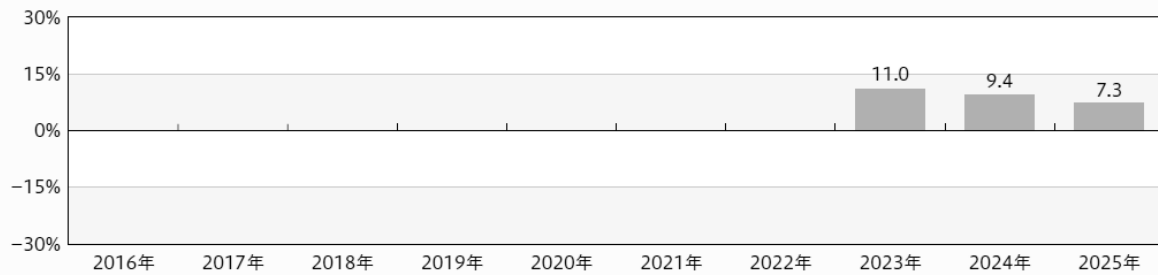
※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

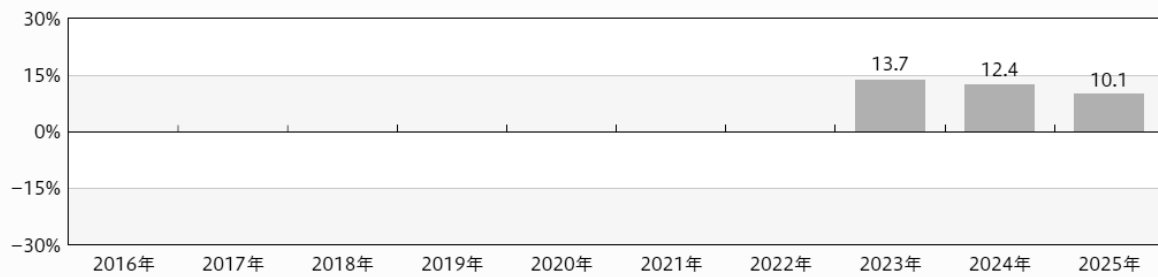
■<2035>



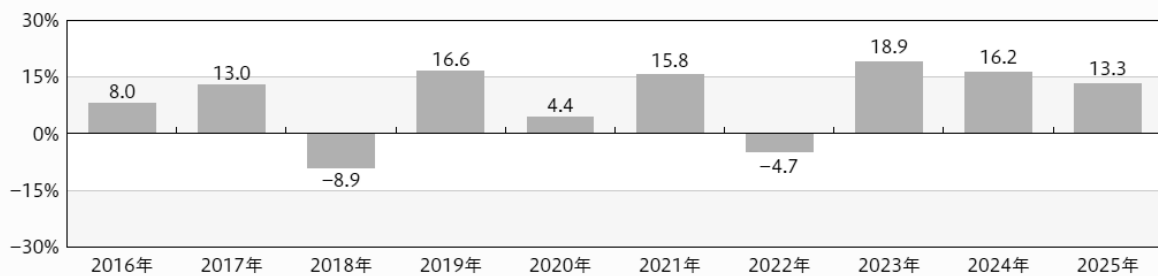
■<2040>



■<2045>



■<2050>



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

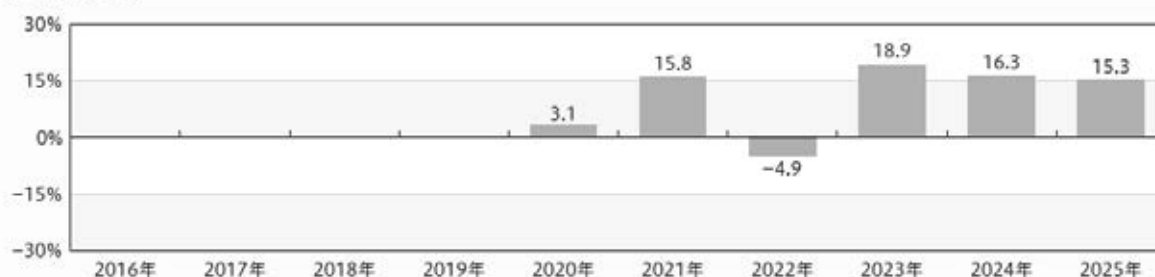
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

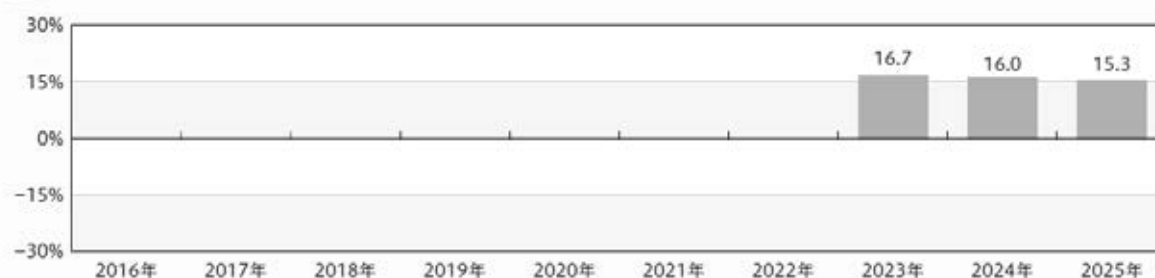
■<2055>



■<2060>



■<2065>



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

■<2070>



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、設定日から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物

売買相場の仲値によるものとします。

＜マザーファンドの主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場 で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売 気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界 団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値 段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については
原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新
聞朝刊紙面に、「＜2035＞」は「TYF35」、「＜2040＞」は「TYF40」、「＜2045＞」は「TYF45」、「＜2050
＞」は「TYF50」、「＜2055＞」は「TYF55」、「＜2060＞」は「TYF60」、「＜2065＞」は「TYF65」、「＜2070
＞」は「TYF70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd- am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記
録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に
関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

＜2050＞

2016年10月31日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における
信託終了の日までとなります。

＜2060＞

2020年1月24日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信
託終了の日までとなります。

＜2035＞／＜2040＞／＜2045＞／＜2055＞／＜2065＞

2023年1月24日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信
託終了の日までとなります。

＜2070＞

2025年1月24日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信

託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年4月27日から翌年4月26日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱い、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われること

となる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の 3 ヶ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に 1 年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期（2024年4月27日から2025年4月28日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期（2024年4月27日から2025年4月28日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期（2024年4月27日から2025年4月28日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期（2025 年 1 月 24 日から 2025 年 4 月 28 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2024年4月26日現在)	第3期 (2025年4月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	29,640	87,423
コール・ローン	1,334,575	24,082,742
親投資信託受益証券	222,682,311	1,885,292,305
未収入金	-	2,017,000
流動資産合計	224,046,526	1,911,479,470
資産合計	224,046,526	1,911,479,470
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	2,051,021
未払受託者報酬	12,107	180,404
未払委託者報酬	121,400	1,804,363
その他未払費用	2,656	53,774
流動負債合計	136,163	4,089,562
負債合計	136,163	4,089,562
純資産の部		
元本等		
元本	196,560,380	1,678,816,405
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27,349,983	228,573,503
(分配準備積立金)	5,562,733	22,236,996
元本等合計	223,910,363	1,907,389,908
純資産合計	223,910,363	1,907,389,908
負債純資産合計	224,046,526	1,911,479,470

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年4月27日 至 2024年4月26日	第3期 自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
営業収益		
受取利息	57	32,088
有価証券売買等損益	5,707,576	△32,978,006
営業収益合計	5,707,633	△32,945,918
営業費用		
受託者報酬	12,336	239,742
委託者報酬	123,562	2,398,107
その他費用	2,656	53,774
営業費用合計	138,554	2,691,623
営業利益又は営業損失 (△)	5,569,079	△35,637,541
経常利益又は経常損失 (△)	5,569,079	△35,637,541
当期純利益又は当期純損失 (△)	5,569,079	△35,637,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	29,338	△294,398
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	23,283	27,349,983
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,927,148	251,736,162
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,927,148	251,736,162
剰余金減少額又は欠損金増加額	140,189	15,169,499
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	140,189	15,169,499
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	27,349,983	228,573,503

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	196,560,380 口	1,678,816,405 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1391 円 (1 万口当たりの純資産額 11,391 円)	1 口当たり純資産額 1.1362 円 (1 万口当たりの純資産額 11,362 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,093,827 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,445,914 円)、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (17,205,812 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	調整金（21,787,250 円）、および分配準備積立金（22,992 円）より、分配対象収益は 27,349,983 円（1 万口当たり 1,391.43 円）ですが、分配を行っておりません。	（206,336,507 円）、および分配準備積立金（5,031,184 円）より、分配対象収益は 228,573,503 円（1 万口当たり 1,361.52 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 3 期 自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 2 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,655,760 円
合計	5,655,760 円

第 3 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△36,608,600 円
合計	△36,608,600 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期 自 2024 年 4 月 27 日

至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 2 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	196,560,380 円
期中追加設定元本額	196,911,935 円	1,579,762,321 円
期中一部解約元本額	1,351,555 円	97,506,296 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	47,106,036	51,119,470	
	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	62,512,418	302,553,851	
	外国株式インデックス・マザーファンド	21,995,598	198,340,905	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	38,726,072	88,055,342	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	767,525,634	892,325,302	
	Jリート・インデックス・マザーファンド	35,824,555	93,939,148	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	10,242,155	33,944,550	
	マネープール・マザーファンド	133,165,696	133,338,811	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	44,476,483	91,674,926	
	親投資信託受益証券 小計		1,885,292,305	
合 計			1,885,292,305	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2024年4月26日現在)	第3期 (2025年4月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18,345	42,855
コール・ローン	826,026	11,805,329
親投資信託受益証券	115,403,728	1,052,228,152
流動資産合計	116,248,099	1,064,076,336
資産合計	116,248,099	1,064,076,336
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	31,744
未払受託者報酬	6,453	101,886
未払委託者報酬	64,754	1,019,321
その他未払費用	1,367	29,879
流動負債合計	72,574	1,182,830
負債合計	72,574	1,182,830
純資産の部		
元本等		
元本	99,517,940	909,799,495
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,657,585	153,094,011
（分配準備積立金）	3,732,973	13,834,701
元本等合計	116,175,525	1,062,893,506
純資産合計	116,175,525	1,062,893,506
負債純資産合計	116,248,099	1,064,076,336

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年4月27日 至 2024年4月26日	第3期 自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
営業収益		
受取利息	29	16,856
有価証券売買等損益	3,814,719	△18,495,576
営業収益合計	3,814,748	△18,478,720
営業費用		
受託者報酬	6,619	133,498
委託者報酬	66,530	1,335,866
その他費用	1,367	29,879
営業費用合計	74,516	1,499,243
営業利益又は営業損失（△）	3,740,232	△19,977,963
経常利益又は経常損失（△）	3,740,232	△19,977,963
当期純利益又は当期純損失（△）	3,740,232	△19,977,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	32,359	△20,894
期首剰余金又は期首欠損金（△）	25,557	16,657,585
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,076,323	166,904,244
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,076,323	166,904,244
剰余金減少額又は欠損金増加額	152,168	10,510,749
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	152,168	10,510,749
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,657,585	153,094,011

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	99,517,940 口	909,799,495 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1674 円 (1 万口当たりの純資産額 11,674 円)	1 口当たり純資産額 1.1683 円 (1 万口当たりの純資産額 11,683 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (641,407 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (3,066,466 円)、収益調	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,481,446 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	整金（12,924,612 円）、および分配準備積立金（25,100 円）より、分配対象収益は 16,657,585 円（1 万口当たり 1,673.83 円）ですが、分配を行っておりません。	（139,259,310 円）、および分配準備積立金（3,353,255 円）より、分配対象収益は 153,094,011 円（1 万口当たり 1,682.72 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 3 期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 2 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,768,148 円
合計	3,768,148 円

第 3 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△20,708,479 円
合計	△20,708,479 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期 自 2024 年 4 月 27 日

至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 2 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	99,517,940 円
期中追加設定元本額	99,746,304 円	866,392,904 円
期中一部解約元本額	1,228,364 円	56,111,349 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	30,220,133	32,794,888	
	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	39,936,897	193,290,587	
	外国株式インデックス・マザーファンド	14,809,066	133,537,790	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	25,793,197	58,648,571	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	370,344,960	430,563,050	
	Jリート・インデックス・マザーファンド	23,409,502	61,384,396	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	5,762,831	19,099,174	
	マネープール・マザーファンド	64,125,773	64,209,136	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	28,478,828	58,700,560	
	親投資信託受益証券 小計		1,052,228,152	
合 計			1,052,228,152	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第２期 (2024年 4月 26日現在)	第３期 (2025年 4月 28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	28,079	42,610
コール・ローン	1,264,287	11,737,735
親投資信託受益証券	134,018,053	870,090,704
流動資産合計	135,310,419	881,871,049
資産合計	135,310,419	881,871,049
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,773
未払受託者報酬	7,198	81,610
未払委託者報酬	72,311	816,421
その他未払費用	1,572	24,878
流動負債合計	81,081	929,682
負債合計	81,081	929,682
純資産の部		
元本等		
元本	111,449,575	721,495,145
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,779,763	159,446,222
（分配準備積立金）	5,472,205	15,160,644
元本等合計	135,229,338	880,941,367
純資産合計	135,229,338	880,941,367
負債純資産合計	135,310,419	881,871,049

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年4月27日 至 2024年4月26日	第3期 自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
営業収益		
受取利息	57	14,147
有価証券売買等損益	5,573,860	△13,515,349
営業収益合計	5,573,917	△13,501,202
営業費用		
受託者報酬	7,314	111,323
委託者報酬	73,683	1,113,910
その他費用	1,572	24,878
営業費用合計	82,569	1,250,111
営業利益又は営業損失（△）	5,491,348	△14,751,313
経常利益又は経常損失（△）	5,491,348	△14,751,313
当期純利益又は当期純損失（△）	5,491,348	△14,751,313
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	47,307	79,375
期首剰余金又は期首欠損金（△）	28,741	23,779,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,549,309	155,828,299
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,549,309	155,828,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	242,328	5,331,152
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	242,328	5,331,152
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,779,763	159,446,222

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	111,449,575 口	721,495,145 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2134 円 (1 万口当たりの純資産額 12,134 円)	1 口当たり純資産額 1.2210 円 (1 万口当たりの純資産額 12,210 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (842,169 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,601,872 円)、収益調	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,013,971 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	整金（18,307,558円）、および分配準備積立金（28,164円）より、分配対象収益は23,779,763円（1万口当たり2,133.68円）ですが、分配を行っておりません。	（144,285,578円）、および分配準備積立金（5,146,673円）より、分配対象収益は159,446,222円（1万口当たり2,209.94円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第3期
	自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 2 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,506,164 円
合計	5,506,164 円

第 3 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△15,380,389 円
合計	△15,380,389 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期 自 2024 年 4 月 27 日

至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 2 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	111,449,575 円
期中追加設定元本額	111,994,306 円	632,883,102 円
期中一部解約元本額	1,544,731 円	22,837,532 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	30,860,698	33,490,029	
	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)	39,581,796	191,571,934	
	外国株式インデックス・マザーファンド	15,832,235	142,764,012	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	25,697,152	58,430,184	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	227,737,777	264,767,939	
	J リート・インデックス・マザーファンド	23,473,113	61,551,196	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	5,437,025	18,019,388	
	マネープール・マザーファンド	38,385,239	38,435,139	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	29,623,949	61,060,883	
	親投資信託受益証券 小計		870,090,704	
合 計			870,090,704	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 9 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,225,499	—
金銭信託	251,575	68,537
コール・ローン	11,327,607	18,879,930
親投資信託受益証券	1,055,822,237	1,916,114,181
未収入金	—	22,000
流動資産合計	1,068,626,918	1,935,084,648
資産合計	1,068,626,918	1,935,084,648
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,089	671,590
未払受託者報酬	101,052	201,027
未払委託者報酬	1,010,953	2,010,736
その他未払費用	30,267	45,148
流動負債合計	1,149,361	2,928,501
負債合計	1,149,361	2,928,501
純資産の部		
元本等		
元本	552,165,098	988,721,362
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	515,312,459	943,434,785
（分配準備積立金）	214,576,230	222,586,502
元本等合計	1,067,477,557	1,932,156,147
純資産合計	1,067,477,557	1,932,156,147
負債純資産合計	1,068,626,918	1,935,084,648

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 8 期 自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
営業収益		
受取利息	20,246	60,167
有価証券売買等損益	172,714,567	△6,859,056
為替差損益	170,052	△5,190
営業収益合計	172,904,865	△6,804,079
営業費用		
支払利息	3,076	-
受託者報酬	181,920	340,452
委託者報酬	1,820,073	3,405,307
その他費用	62,241	91,424
営業費用合計	2,067,310	3,837,183
営業利益又は営業損失 (△)	170,837,555	△10,641,262
経常利益又は経常損失 (△)	170,837,555	△10,641,262
当期純利益又は当期純損失 (△)	170,837,555	△10,641,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	9,156,925	3,954,431
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	234,642,897	515,312,459
剰余金増加額又は欠損金減少額	151,472,049	536,276,740
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	151,472,049	536,276,740
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,483,117	93,558,721
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,483,117	93,558,721
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	515,312,459	943,434,785

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第9期	
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。 (2) 計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第8期	第9期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	552,165,098 口	988,721,362 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9333 円 (1 万口当たりの純資産額 19,333 円)	1 口当たり純資産額 1.9542 円 (1 万口当たりの純資産額 19,542 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 8 期	第 9 期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (19,433,699 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (142,246,931 円)、収益調整金 (300,736,229 円)、および分配準備積立金 (52,895,600 円) より、分配対象収益は 515,312,459 円 (1 万口当たり 9,332.58 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (33,816,521 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (720,848,283 円)、および分配準備積立金 (188,769,981 円) より、分配対象収益は 943,434,785 円 (1 万口当たり 9,541.97 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 9 期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等

	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 9 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 8 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	165,721,243 円
合計	165,721,243 円

第 9 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△15,641,737 円

合計	△15,641,737 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 9 期 自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 8 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 9 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	413,679,655 円	552,165,098 円
期中追加設定元本額	193,365,675 円	534,642,006 円
期中一部解約元本額	54,880,232 円	98,085,742 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	85,350,154	92,621,987	
	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)	103,162,742	499,297,355	
	外国株式インデックス・マザーファンド	43,117,142	388,800,204	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	71,449,836	162,462,637	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	296,931,176	345,212,185	
	Jリート・インデックス・マザーファンド	64,044,382	167,937,178	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	15,031,497	49,817,387	
	マネープール・マザーファンド	48,983,470	49,047,148	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	78,070,105	160,918,100	
	親投資信託受益証券 小計		1,916,114,181	

合 計	1, 916, 114, 181	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第２期 (2024年 4月 26日現在)	第３期 (2025年 4月 28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,169	19,305
コール・ローン	412,848	5,317,939
親投資信託受益証券	38,168,424	465,981,694
未収入金	-	11,000
流動資産合計	38,590,441	471,329,938
資産合計	38,590,441	471,329,938
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	282,229
未払受託者報酬	1,890	43,584
未払委託者報酬	19,253	436,309
その他未払費用	366	12,421
流動負債合計	21,509	774,543
負債合計	21,509	774,543
純資産の部		
元本等		
元本	30,387,705	366,829,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,181,227	103,725,830
（分配準備積立金）	1,847,996	7,689,097
元本等合計	38,568,932	470,555,395
純資産合計	38,568,932	470,555,395
負債純資産合計	38,590,441	471,329,938

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年4月27日 至 2024年4月26日	第3期 自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
営業収益		
受取利息	27	7,593
有価証券売買等損益	1,897,541	△10,287,730
営業収益合計	1,897,568	△10,280,137
営業費用		
受託者報酬	1,950	55,941
委託者報酬	20,509	560,313
その他費用	366	12,421
営業費用合計	22,825	628,675
営業利益又は営業損失（△）	1,874,743	△10,908,812
経常利益又は経常損失（△）	1,874,743	△10,908,812
当期純利益又は当期純損失（△）	1,874,743	△10,908,812
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	56,671	76,134
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,431	8,181,227
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,585,237	117,668,487
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,585,237	117,668,487
剰余金減少額又は欠損金増加額	253,513	11,138,938
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	253,513	11,138,938
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,181,227	103,725,830

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	30,387,705 口	366,829,565 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2692 円 (1 万口当たりの純資産額 12,692 円)	1 口当たり純資産額 1.2828 円 (1 万口当たりの純資産額 12,828 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (275,425 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1,542,647 円)、収益調	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,113,957 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	整金（6,333,231円）、および分配準備積立金（29,924円）より、分配対象収益は8,181,227円（1万口当たり2,692.28円）であります が、分配を行っておりません。	（96,036,733円）、および分配準備積立金（1,575,140円）より、分配対象収益は103,725,830円（1万口当たり2,827.63円）であります が、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第3期
	自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 2 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,867,715 円
合計	1,867,715 円

第 3 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△11,330,596 円
合計	△11,330,596 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期 自 2024 年 4 月 27 日

至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 2 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	30,387,705 円
期中追加設定元本額	30,631,478 円	372,606,372 円
期中一部解約元本額	1,243,773 円	36,164,512 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	21,852,894	23,714,760	
	国内株式インデックス・マザーファンド (B 号)	26,357,036	127,565,418	
	外国株式インデックス・マザーファンド	11,321,787	102,091,949	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	18,227,167	41,444,932	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	54,442,567	63,294,928	
	J リート・インデックス・マザーファンド	16,053,712	42,096,043	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	3,894,240	12,906,290	
	マネープール・マザーファンド	9,533,222	9,545,615	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	21,017,737	43,321,759	
	親投資信託受益証券 小計		465,981,694	
合 計			465,981,694	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 5 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 6 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	167,882	—
金銭信託	26,958	17,466
コール・ローン	1,213,823	4,811,491
親投資信託受益証券	105,916,122	451,860,461
未収入金	—	35,000
流動資産合計	107,324,785	456,724,418
資産合計	107,324,785	456,724,418
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	48,069
未払受託者報酬	10,978	43,221
未払委託者報酬	110,137	432,607
その他未払費用	3,244	9,646
流動負債合計	124,359	533,543
負債合計	124,359	533,543
純資産の部		
元本等		
元本	72,929,725	306,956,240
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,270,701	149,234,635
（分配準備積立金）	17,596,150	21,023,740
元本等合計	107,200,426	456,190,875
純資産合計	107,200,426	456,190,875
負債純資産合計	107,324,785	456,724,418

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 5 期 自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	第 6 期 自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
営業収益		
受取利息	2,728	11,095
有価証券売買等損益	20,235,689	△8,155,661
為替差損益	23,296	△710
営業収益合計	20,261,713	△8,145,276
営業費用		
支払利息	268	-
受託者報酬	21,178	59,911
委託者報酬	212,606	599,964
その他費用	12,202	23,780
営業費用合計	246,254	683,655
営業利益又は営業損失 (△)	20,015,459	△8,828,931
経常利益又は経常損失 (△)	20,015,459	△8,828,931
当期純利益又は当期純損失 (△)	20,015,459	△8,828,931
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	6,049,652	495,814
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	13,159,294	34,270,701
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,698,514	137,227,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,698,514	137,227,678
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,552,914	12,938,999
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,552,914	12,938,999
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	34,270,701	149,234,635

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 6 期	
	自 2024 年 4 月 27 日	至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。 (2) 計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 5 期	第 6 期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	72,929,725 口	306,956,240 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.4699 円 (1 万口当たりの純資産額 14,699 円)	1 口当たり純資産額 1.4862 円 (1 万口当たりの純資産額 14,862 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 5 期	第 6 期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,213,127 円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 (11,752,680 円)、収 益調整金 (16,674,551 円)、および分配準備積 立金 (3,630,343 円) より、分配対象収益は 34,270,701 円 (1 万口当たり 4,699.14 円) で ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,474,508 円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (128,210,895 円)、および分配準備積立金 (14,549,232 円) より、分配対象収益は 149,234,635 円 (1 万口当たり 4,861.76 円) で ありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 6 期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商 品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期 間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。
3. 金融商品に係るリスク管理 体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門 から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信 託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、 報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等

	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 6 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 5 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,338,601 円
合計	14,338,601 円

第 6 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△9,449,165 円

合計	△9,449,165 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期 自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 5 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 6 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	68,197,417 円	72,929,725 円
期中追加設定元本額	47,442,051 円	260,013,755 円
期中一部解約元本額	42,709,743 円	25,987,240 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	21,182,815	22,987,590	
	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)	25,504,541	123,439,427	
	外国株式インデックス・マザーファンド	10,854,577	97,878,977	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	17,654,065	40,141,812	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	53,937,599	62,707,852	
	Jリート・インデックス・マザーファンド	15,802,828	41,438,175	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	3,801,845	12,600,074	
	マネープール・マザーファンド	9,240,725	9,252,737	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	20,092,091	41,413,817	
	親投資信託受益証券 小計		451,860,461	

合 計	451,860,461	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065の2024年4月27日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第２期 (2024年 4月 26日現在)	第３期 (2025年 4月 28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,824	14,947
コール・ローン	172,202	4,117,517
親投資信託受益証券	21,115,462	374,934,410
未収入金	-	29,000
流動資産合計	21,291,488	379,095,874
資産合計	21,291,488	379,095,874
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	90,908
未払受託者報酬	1,193	35,073
未払委託者報酬	12,289	351,124
その他未払費用	182	9,293
流動負債合計	13,664	486,398
負債合計	13,664	486,398
純資産の部		
元本等		
元本	16,759,110	295,171,117
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,518,714	83,438,359
（分配準備積立金）	1,263,741	5,724,558
元本等合計	21,277,824	378,609,476
純資産合計	21,277,824	378,609,476
負債純資産合計	21,291,488	379,095,874

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年4月27日 至 2024年4月26日	第3期 自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
営業収益		
受取利息	1	5,779
有価証券売買等損益	1,289,579	△8,652,052
営業収益合計	1,289,580	△8,646,273
営業費用		
受託者報酬	1,263	42,084
委託者報酬	13,545	421,627
その他費用	182	9,293
営業費用合計	14,990	473,004
営業利益又は営業損失 (△)	1,274,590	△9,119,277
経常利益又は経常損失 (△)	1,274,590	△9,119,277
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,274,590	△9,119,277
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	40,716	157,329
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	31,431	4,518,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,404,543	97,157,708
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,404,543	97,157,708
剰余金減少額又は欠損金増加額	151,134	8,961,457
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	151,134	8,961,457
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4,518,714	83,438,359

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期
	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 4 月 27 日から 2025 年 4 月 28 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	(2024 年 4 月 26 日現在)	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	16,759,110 口	295,171,117 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2696 円 (1 万口当たりの純資産額 12,696 円)	1 口当たり純資産額 1.2827 円 (1 万口当たりの純資産額 12,827 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第2期	第3期
	自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (170,951 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1,062,923 円)、収益調	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,681,352 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	整金（3,254,973円）、および分配準備積立金（29,867円）より、分配対象収益は4,518,714円（1万口当たり2,696.27円）であります が、分配を行っておりません。	（77,713,801円）、および分配準備積立金（1,043,206円）より、分配対象収益は83,438,359円（1万口当たり2,826.78円） ありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第3期
	自 2024年4月27日 至 2025年4月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 2 期（自 2023 年 4 月 27 日 至 2024 年 4 月 26 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,257,186 円
合計	1,257,186 円

第 3 期（自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△9,569,437 円
合計	△9,569,437 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期 自 2024 年 4 月 27 日

至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 2 期 (2024 年 4 月 26 日現在)	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	16,759,110 円
期中追加設定元本額	16,557,236 円	307,422,884 円
期中一部解約元本額	798,126 円	29,010,877 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	17,617,039	19,118,010	
	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)	21,082,067	102,035,096	
	外国株式インデックス・マザーファンド	9,089,738	81,964,894	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	14,676,008	33,370,306	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	44,489,199	51,723,142	
	Jリート・インデックス・マザーファンド	12,758,189	33,454,523	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	3,164,007	10,486,151	
	マネープール・マザーファンド	7,697,221	7,707,227	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	17,016,816	35,075,061	
	親投資信託受益証券 小計		374,934,410	
合 計			374,934,410	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の2025年1月24日から2025年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	36
コール・ローン	9,964
親投資信託受益証券	4,746,051
流動資産合計	4,756,051
資産合計	4,756,051
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	267
未払委託者報酬	2,709
流動負債合計	2,976
負債合計	2,976
純資産の部	
元本等	
元本	5,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△246,925
(分配準備積立金)	40,097
元本等合計	4,753,075
純資産合計	4,753,075
負債純資産合計	4,756,051

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期
		自 2025年1月24日
		至 2025年4月28日
営業収益		
有価証券売買等損益		△243,949
営業収益合計		△243,949
営業費用		
受託者報酬		267
委託者報酬		2,709
営業費用合計		2,976
営業利益又は営業損失 (△)		△246,925
経常利益又は経常損失 (△)		△246,925
当期純利益又は当期純損失 (△)		△246,925
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△246,925

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 1 期
	自 2025 年 1 月 24 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期
	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,000,000 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 246,925 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9506 円 (1 万口当たりの純資産額 9,506 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期
	自 2025 年 1 月 24 日 至 2025 年 4 月 28 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (40,097 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (0 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 40,097 円 (1 万口当たり 80.19 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 1 期 自 2025 年 1 月 24 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンド

	の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 1 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 1 期（自 2025 年 1 月 24 日 至 2025 年 4 月 28 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△243,949 円
合計	△243,949 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期 自 2025 年 1 月 24 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第 1 期 (2025 年 4 月 28 日現在)
期首元本額	5,000,000 円

期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	-円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マ ザーファンド	227,508	246,891	
	国内株式インデックス・マザーファン ド（B号）	268,411	1,299,082	
	外国株式インデックス・マザーファン ド	104,784	944,868	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	188,688	429,038	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	584,592	679,646	
	Jリート・インデックス・マザーファ ンド	183,168	480,303	
	外国リート・インデックス・マザーフ ァンド	40,539	134,354	
	マネープール・マザーファンド	102,980	103,113	
	エマージング株式インデックス・マザ ーファンド	208,013	428,756	
	親投資信託受益証券 小計		4,746,051	
合 計			4,746,051	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065」および「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2025年4月28日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	16,725,546
コール・ローン	4,607,423,108
株式	352,014,477,900
派生商品評価勘定	422,187,800
未収入金	1,090,045,831
未収配当金	4,192,439,873
差入委託証拠金	716,023,962
流動資産合計	363,059,324,020
資産合計	363,059,324,020
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	83,746,300
前受金	178,930,000
未払金	3,235,057,007
未払解約金	282,901,002
流動負債合計	3,780,634,309
負債合計	3,780,634,309
純資産の部	
元本等	
元本	74,232,450,496
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	285,046,239,215

元本等合計	359,278,689,711
純資産合計	359,278,689,711
負債純資産合計	363,059,324,020

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	74,232,450,496 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4.8399 円 (1 万口当たりの純資産額 48,399 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、

	投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025 年 4 月 28 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0706 月	7, 224, 033, 500	－	7, 562, 475, 000	338, 441, 500
	小計	7, 224, 033, 500	－	7, 562, 475, 000	338, 441, 500
合 計		7, 224, 033, 500	－	7, 562, 475, 000	338, 441, 500

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	68,748,738,551 円

同期中における追加設定元本額	12,584,211,756 円
同期中における一部解約元本額	7,100,499,811 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,651,297,106 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	1,047,448,891 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	4,517,319,313 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	3,904,294,960 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	129,929,476 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	2,893,158 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	10,969,281 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	34,378,661 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	113,323,988 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	116,336,889 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	239,936,660 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,640,203,448 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	31,720,362,423 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	103,070,491 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	151,741,404 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	92,113,241 円
イオン・バランス戦略ファンド	18,933,558 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	103,162,742 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	234,158,576 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	244,395,230 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	988,408,042 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	597,105,398 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	767,878,304 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	81,344,421 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,925,077,024 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	46,278,783 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	290,541,108 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	321,238,591 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	25,504,541 円
日興FWS・日本株インデックス	3,366,636,971 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	336,443,491 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	62,512,418 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	39,936,897 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	39,581,796 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	26,357,036 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	21,082,067 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	699,793 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	28,550,324 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	188,202,589 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	194,474,133 円

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	75,721,766 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	584,690 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	961,983 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,211,117 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,517,843 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	705,268 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	268,411 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,012,651,046 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,344,066 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	30,933,278 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	524,706,070 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	896,419,818 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,571,165,261 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	24,312,007 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	89,780,373 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	527,160,116 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	28,355,118 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	145,397,911 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	506,266,818 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	319,261,469 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	911,474,794 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	20,941,546 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	20,264,787 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	16,012,834 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	14,472,614 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	47,762,738 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	128,689,288 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	25,038,632 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	25,854,656 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	6,440,903 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	25,269,574 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	297,373,170 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	135,440,488 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	112,234,534 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	46,548,154 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	34,325,312 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	21,659,188 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	37,431,986 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	23,347,269 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	36,068,383 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	57,951,994 円
合 計	74,232,450,496 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	5,100	4,220.000	21,522,000	
ニッスイ	129,100	865.500	111,736,050	
マルハニチロ	19,500	3,236.000	63,102,000	
ユキグニファクトリー	14,400	1,166.000	16,790,400	
カネコ種苗	4,800	1,434.000	6,883,200	
サカタのタネ	15,800	3,330.000	52,614,000	
ホクト	10,900	1,839.000	20,045,100	
住石ホールディングス	18,600	713.000	13,261,800	
日鉄鉱業	5,200	6,180.000	32,136,000	
I N P E X	394,000	1,825.000	719,050,000	
石油資源開発	70,400	1,036.000	72,934,400	
K&Oエナジーグループ	6,200	2,711.000	16,808,200	
ショーボンドホールディングス	16,300	5,112.000	83,325,600	
ミライト・ワン	41,700	2,246.500	93,679,050	
タマホーム	8,800	4,000.000	35,200,000	
第一カッター興業	1,900	1,377.000	2,616,300	
安藤・間	74,200	1,414.000	104,918,800	
東急建設	41,000	826.000	33,866,000	
コムシスホールディングス	45,400	3,180.000	144,372,000	
ビーアールホールディングス	18,500	338.000	6,253,000	
高松コンストラクショングループ	9,000	2,904.000	26,136,000	
東建コーポレーション	2,900	12,960.000	37,584,000	
ヤマウラ	6,300	1,214.000	7,648,200	
オリエンタル白石	44,000	377.000	16,588,000	
大成建設	83,700	7,584.000	634,780,800	
大林組	303,100	2,181.000	661,061,100	
清水建設	254,000	1,525.000	387,350,000	
長谷工コーポレーション	83,800	2,040.000	170,952,000	
松井建設	9,700	985.000	9,554,500	
鹿島建設	203,700	3,380.000	688,506,000	
不動テトラ	5,900	2,326.000	13,723,400	
鉄建建設	6,600	2,770.000	18,282,000	
西松建設	15,100	5,300.000	80,030,000	
三井住友建設	80,300	511.000	41,033,300	
大豊建設	14,500	795.000	11,527,500	
奥村組	16,100	4,410.000	71,001,000	
東鉄工業	10,900	3,165.000	34,498,500	

浅沼組	35,100	753.000	26,430,300
戸田建設	115,500	878.000	101,409,000
熊谷組	15,300	4,215.000	64,489,500
矢作建設工業	11,500	1,415.000	16,272,500
ピーエス・コンストラクション	6,300	1,511.000	9,519,300
日本ハウスホールディングス	23,700	337.000	7,986,900
新日本建設	11,500	1,648.000	18,952,000
東亜道路工業	17,000	1,524.000	25,908,000
日本道路	8,800	1,966.000	17,300,800
東亜建設工業	27,300	1,375.000	37,537,500
日本国土開発	32,100	482.000	15,472,200
若築建設	2,600	4,055.000	10,543,000
東洋建設	25,200	1,337.000	33,692,400
五洋建設	124,500	818.000	101,841,000
世紀東急工業	11,600	1,556.000	18,049,600
福田組	3,200	5,280.000	16,896,000
住友林業	79,100	4,305.000	340,525,500
大和ハウス工業	275,600	5,141.000	1,416,859,600
ライト工業	18,300	2,656.000	48,604,800
積水ハウス	277,700	3,276.000	909,745,200
日特建設	6,800	1,045.000	7,106,000
北陸電気工事	6,100	1,249.000	7,618,900
ユアテック	18,100	1,831.000	33,141,100
日本リーテック	7,700	1,616.000	12,443,200
四電工	10,600	1,341.000	14,214,600
中電工	13,000	3,480.000	45,240,000
関電工	51,000	2,869.500	146,344,500
きんでん	62,500	3,848.000	240,500,000
東京エネシス	9,400	1,123.000	10,556,200
トーエネック	16,200	997.000	16,151,400
住友電設	8,000	5,250.000	42,000,000
日本電設工業	15,900	2,168.000	34,471,200
エクシオグループ	92,700	1,679.500	155,689,650
新日本空調	11,400	2,063.000	23,518,200
九電工	20,000	4,844.000	96,880,000
三機工業	18,700	3,535.000	66,104,500
日揮ホールディングス	93,400	1,146.000	107,036,400
中外炉工業	3,000	3,705.000	11,115,000
太平電業	5,800	4,845.000	28,101,000
高砂熱学工業	22,700	6,194.000	140,603,800
朝日工業社	8,400	2,098.000	17,623,200
明星工業	16,400	1,399.000	22,943,600
大気社	22,400	2,353.000	52,707,200
ダイダン	16,800	4,035.000	67,788,000

日比谷総合設備	7,300	3,400.000	24,820,000
飛島ホールディングス	9,600	1,772.000	17,011,200
フィル・カンパニー	2,600	777.000	2,020,200
テスホールディングス	24,700	336.000	8,299,200
インフロニア・ホールディングス	95,200	1,225.500	116,667,600
東洋エンジニアリング	13,200	676.000	8,923,200
レイズネクスト	12,800	1,503.000	19,238,400
ニッポン	28,600	2,247.000	64,264,200
日清製粉グループ本社	94,100	1,834.000	172,579,400
日東富士製粉	1,700	6,820.000	11,594,000
昭和産業	7,200	3,035.000	21,852,000
中部飼料	12,400	1,425.000	17,670,000
フィード・ワン	13,500	901.000	12,163,500
日本甜菜製糖	5,200	2,309.000	12,006,800
DM三井製糖	8,400	3,460.000	29,064,000
ウェルネオシュガー	4,700	2,395.000	11,256,500
森永製菓	37,600	2,539.000	95,466,400
中村屋	3,100	3,230.000	10,013,000
江崎グリコ	25,900	4,719.000	122,222,100
名糖産業	2,600	2,139.000	5,561,400
井村屋グループ	4,900	2,456.000	12,034,400
不二家	5,800	2,351.000	13,635,800
山崎製パン	63,100	3,296.000	207,977,600
モロゾフ	8,100	1,792.000	14,515,200
亀田製菓	5,600	3,950.000	22,120,000
寿スピリッツ	54,900	2,093.000	114,905,700
カルビー	41,500	2,840.000	117,860,000
森永乳業	34,000	3,365.000	114,410,000
六甲バター	6,500	1,274.000	8,281,000
ヤクルト本社	130,400	2,921.000	380,898,400
明治ホールディングス	117,100	3,470.000	406,337,000
雪印メグミルク	24,600	2,618.000	64,402,800
プリマハム	11,900	2,282.000	27,155,800
日本ハム	39,200	5,357.000	209,994,400
丸大食品	9,100	1,860.000	16,926,000
S F o o d s	12,400	2,702.000	33,504,800
柿安本店	3,200	2,861.000	9,155,200
伊藤ハム米久ホールディングス	13,600	4,435.000	60,316,000
サッポロホールディングス	31,100	7,853.000	244,228,300
アサヒグループホールディングス	691,400	1,959.000	1,354,452,600
キリンホールディングス	380,800	2,153.500	820,052,800
シマダヤ	4,500	1,783.000	8,023,500
宝ホールディングス	60,600	1,160.000	70,296,000
オエノンホールディングス	29,200	453.000	13,227,600

養命酒製造	3,000	3,035.000	9,105,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	59,000	2,644.500	156,025,500
ライフドリンク カンパニー	21,900	1,689.000	36,989,100
サントリー食品インターナショナル	64,400	4,980.000	320,712,000
ダイドーグループホールディングス	10,600	2,914.000	30,888,400
伊藤園	31,200	3,400.000	106,080,000
キーコーヒー	9,800	2,086.000	20,442,800
日清オイリオグループ	12,800	4,935.000	63,168,000
不二製油	19,600	3,090.000	60,564,000
J-オイルミルズ	9,700	2,062.000	20,001,400
キッコーマン	305,200	1,543.500	471,076,200
味の素	422,600	2,893.000	1,222,581,800
ブルドックソース	4,700	1,728.000	8,121,600
キューピー	48,800	3,175.000	154,940,000
ハウス食品グループ本社	29,800	2,785.000	82,993,000
カゴメ	38,600	2,925.000	112,905,000
アリアケジャパン	9,000	5,990.000	53,910,000
エバラ食品工業	2,800	2,653.000	7,428,400
ニチレイ	71,800	1,914.000	137,425,200
東洋水産	42,700	8,994.000	384,043,800
イトアンドホールディングス	4,500	2,072.000	9,324,000
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,900	938.000	5,534,200
日清食品ホールディングス	115,400	3,150.000	363,510,000
フジッコ	7,700	1,619.000	12,466,300
ロック・フィールド	9,600	1,559.000	14,966,400
日本たばこ産業	560,000	4,382.000	2,453,920,000
ケンコーマヨネーズ	6,300	1,898.000	11,957,400
わらべや日洋ホールディングス	6,600	2,237.000	14,764,200
なとり	4,900	2,063.000	10,108,700
ファーマフーズ	14,500	903.000	13,093,500
ユーグレナ	58,300	457.000	26,643,100
紀文食品	7,600	1,084.000	8,238,400
ピクルスホールディングス	5,200	930.000	4,836,000
理研ビタミン	7,500	2,477.000	18,577,500
片倉工業	9,000	2,183.000	19,647,000
グンゼ	13,400	2,572.000	34,464,800
東洋紡	42,000	883.000	37,086,000
富士紡ホールディングス	4,000	4,735.000	18,940,000
倉敷紡績	6,400	6,180.000	39,552,000
シキボウ	5,700	967.000	5,511,900
日本毛織	25,100	1,477.000	37,072,700
帝国繊維	11,500	2,468.000	28,382,000
帝人	89,100	1,188.000	105,850,800

東レ	683,300	901.600	616,063,280
セーレン	17,300	2,225.000	38,492,500
小松マテーレ	13,900	774.000	10,758,600
ワコールホールディングス	19,100	4,952.000	94,583,200
ホギメディカル	13,300	4,070.000	54,131,000
T S I ホールディングス	31,900	1,062.000	33,877,800
ワールド	15,100	2,622.000	39,592,200
三陽商会	4,700	2,745.000	12,901,500
オンワードホールディングス	59,700	573.000	34,208,100
ルックホールディングス	3,700	2,429.000	8,987,300
ゴールドウイン	16,400	8,178.000	134,119,200
特種東海製紙	5,800	3,715.000	21,547,000
王子ホールディングス	360,000	675.600	243,216,000
日本製紙	44,000	1,128.000	49,632,000
北越コーポレーション	55,100	1,132.000	62,373,200
大王製紙	55,000	922.000	50,710,000
レンゴー	72,600	801.400	58,181,640
トーモク	5,600	2,444.000	13,686,400
ザ・パック	8,400	3,260.000	27,384,000
北の達人コーポレーション	41,500	144.000	5,976,000
クラレ	123,600	1,658.500	204,990,600
旭化成	628,800	989.300	622,071,840
レゾナック・ホールディングス	83,600	2,577.000	215,437,200
住友化学	759,900	327.500	248,867,250
住友精化	5,200	4,770.000	24,804,000
日産化学	47,600	4,154.000	197,730,400
ラサ工業	3,400	2,695.000	9,163,000
クレハ	19,600	2,504.000	49,078,400
多木化学	3,500	3,170.000	11,095,000
テイカ	7,600	1,312.000	9,971,200
石原産業	14,800	1,729.000	25,589,200
日本曹達	20,200	2,656.000	53,651,200
東ソー	123,200	1,996.000	245,907,200
トクヤマ	29,300	2,708.000	79,344,400
セントラル硝子	13,700	2,976.000	40,771,200
東亜合成	39,800	1,344.500	53,511,100
大阪ソーダ	34,300	1,488.000	51,038,400
関東電化工業	19,500	850.000	16,575,000
デンカ	34,800	1,955.000	68,034,000
信越化学工業	831,100	4,313.000	3,584,534,300
日本カーバイド工業	4,100	1,687.000	6,916,700
堺化学工業	6,600	2,488.000	16,420,800
第一稀元素化学工業	8,300	678.000	5,627,400
エア・ウォーター	86,900	1,935.500	168,194,950

日本酸素ホールディングス	91,700	4,563.000	418,427,100
日本化学工業	3,000	2,064.000	6,192,000
日本パーカライズिंग	39,500	1,190.000	47,005,000
高压ガス工業	19,600	949.000	18,600,400
四国化成ホールディングス	11,000	1,886.000	20,746,000
ステラ ケミファ	4,800	3,730.000	17,904,000
保土谷化学工業	5,600	1,490.000	8,344,000
日本触媒	58,400	1,688.000	98,579,200
大日精化工業	5,800	2,987.000	17,324,600
カネカ	22,200	3,501.000	77,722,200
三菱瓦斯化学	74,700	2,173.000	162,323,100
三井化学	83,500	3,124.000	260,854,000
東京応化工業	43,900	3,125.000	137,187,500
大阪有機化学工業	7,700	2,421.000	18,641,700
三菱ケミカルグループ	681,200	686.600	467,711,920
KHネオケム	17,400	2,526.000	43,952,400
ダイセル	104,700	1,204.000	126,058,800
住友ベークライト	28,700	3,302.000	94,767,400
積水化学工業	185,500	2,465.000	457,257,500
日本ゼオン	71,100	1,404.000	99,824,400
アイカ工業	22,700	3,302.000	74,955,400
UBE	48,900	2,077.000	101,565,300
積水樹脂	13,300	1,851.000	24,618,300
旭有機材	5,900	3,720.000	21,948,000
ニチバン	5,500	2,023.000	11,126,500
リケンテクノス	18,200	1,014.000	18,454,800
大倉工業	4,000	3,995.000	15,980,000
積水化成成品工業	9,700	324.000	3,142,800
群栄化学工業	2,100	3,090.000	6,489,000
ダイキョーニシカワ	18,600	571.000	10,620,600
森六	6,100	2,243.000	13,682,300
恵和	6,300	910.000	5,733,000
日本化薬	62,500	1,344.000	84,000,000
カーリット	8,900	1,062.000	9,451,800
日本精化	6,100	2,130.000	12,993,000
扶桑化学工業	9,400	3,475.000	32,665,000
トリケミカル研究所	10,300	2,560.000	26,368,000
ADEKA	31,200	2,561.500	79,918,800
日油	107,300	2,138.000	229,407,400
ハリマ化成グループ	5,800	818.000	4,744,400
花王	228,500	6,043.000	1,380,825,500
第一工業製薬	3,700	2,614.000	9,671,800
石原ケミカル	4,200	2,045.000	8,589,000
三洋化成工業	5,800	3,630.000	21,054,000

大日本塗料	9,700	1,266.000	12,280,200
日本ペイントホールディングス	417,200	1,057.500	441,189,000
関西ペイント	77,900	2,163.500	168,536,650
中国塗料	20,700	2,068.000	42,807,600
藤倉化成	13,700	475.000	6,507,500
太陽ホールディングス	17,300	4,680.000	80,964,000
D I C	33,000	2,695.500	88,951,500
サカタインクス	21,500	1,840.000	39,560,000
a r t i e n c e	18,300	2,923.000	53,490,900
富士フイルムホールディングス	564,400	2,979.000	1,681,347,600
資生堂	197,700	2,369.500	468,450,150
ライオン	120,600	1,786.000	215,391,600
高砂香料工業	6,800	6,600.000	44,880,000
マンダム	21,300	1,341.000	28,563,300
ミルボン	15,000	2,717.000	40,755,000
コーセー	19,700	6,037.000	118,928,900
コタ	8,600	1,437.000	12,358,200
ポーラ・オルビスホールディングス	47,200	1,305.000	61,596,000
ノエビアホールディングス	8,300	4,125.000	34,237,500
新日本製薬	5,000	2,403.000	12,015,000
I - n e	6,900	1,600.000	11,040,000
アクシーシア	12,100	447.000	5,408,700
エスケー	7,000	1,499.000	10,493,000
コニシ	28,200	1,125.000	31,725,000
長谷川香料	18,400	2,853.000	52,495,200
小林製薬	24,600	5,445.000	133,947,000
荒川化学工業	8,500	1,069.000	9,086,500
メック	7,600	2,366.000	17,981,600
日本高純度化学	2,300	2,876.000	6,614,800
タカラバイオ	30,100	831.000	25,013,100
J C U	9,800	3,190.000	31,262,000
O A T アグリオ	3,500	2,039.000	7,136,500
デクセリアルズ	78,600	1,625.500	127,764,300
アース製薬	8,500	5,220.000	44,370,000
北興化学工業	9,600	1,213.000	11,644,800
大成ラミックグループ	3,500	2,505.000	8,767,500
クミアイ化学工業	36,700	771.000	28,295,700
日本農薬	16,900	834.000	14,094,600
アキレス	5,700	1,350.000	7,695,000
有沢製作所	15,900	1,296.000	20,606,400
日東電工	294,700	2,477.000	729,971,900
レック	12,800	1,263.000	16,166,400
三光合成	11,700	606.000	7,090,200
Z A C R O S	7,000	4,005.000	28,035,000

前澤化成工業	6,000	1,733.000	10,398,000
未来工業	3,400	3,545.000	12,053,000
J S P	6,800	1,973.000	13,416,400
エフピコ	20,600	3,080.000	63,448,000
信越ポリマー	19,300	1,482.000	28,602,600
ニフコ	34,500	3,528.000	121,716,000
バルカー	7,500	2,982.000	22,365,000
ユニ・チャーム	590,200	1,325.500	782,310,100
協和キリン	111,700	2,196.500	245,349,050
武田薬品工業	834,900	4,294.000	3,585,060,600
アステラス製薬	823,500	1,435.000	1,181,722,500
塩野義製薬	310,800	2,404.000	747,163,200
日本新薬	25,100	3,639.000	91,338,900
中外製薬	293,800	8,018.000	2,355,688,400
科研製薬	16,900	4,021.000	67,954,900
エーザイ	122,700	4,076.000	500,125,200
ロート製薬	101,300	2,372.000	240,283,600
小野薬品工業	194,000	1,650.500	320,197,000
久光製薬	21,800	4,270.000	93,086,000
持田製薬	11,500	3,095.000	35,592,500
参天製薬	167,100	1,406.500	235,026,150
扶桑薬品工業	4,500	2,417.000	10,876,500
ツムラ	32,800	4,316.000	141,564,800
キッセイ薬品工業	15,500	3,700.000	57,350,000
生化学工業	19,000	708.000	13,452,000
栄研化学	17,300	2,234.000	38,648,200
鳥居薬品	5,300	4,340.000	23,002,000
J C R ファーマ	44,600	486.000	21,675,600
東和薬品	14,300	2,626.000	37,551,800
富士製薬工業	7,900	1,370.000	10,823,000
ゼリア新薬工業	14,500	2,303.000	33,393,500
第一三共	867,900	3,513.000	3,048,932,700
杏林製薬	21,900	1,482.000	32,455,800
大幸薬品	24,400	276.000	6,734,400
ダイト	8,000	2,040.000	16,320,000
大塚ホールディングス	231,600	6,783.000	1,570,942,800
ペプチドリーム	46,700	1,915.500	89,453,850
セルソース	8,600	658.000	5,658,800
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,317.000	22,938,300
サワイグループホールディングス	56,800	2,041.000	115,928,800
日本コークス工業	129,800	86.000	11,162,800
ニチレキグループ	11,400	2,504.000	28,545,600
ユシロ	5,000	1,874.000	9,370,000
富士石油	30,000	280.000	8,400,000

出光興産	435,600	895.800	390,210,480
E N E O S ホールディングス	1,580,400	692.700	1,094,743,080
コスモエネルギーホールディングス	30,400	5,848.000	177,779,200
横浜ゴム	46,900	3,140.000	147,266,000
T O Y O T I R E	52,900	2,644.500	139,894,050
ブリヂストン	274,400	5,934.000	1,628,289,600
住友ゴム工業	91,000	1,791.000	162,981,000
藤倉コンポジット	9,500	1,330.000	12,635,000
オカモト	5,100	5,060.000	25,806,000
フコク	6,800	1,595.000	10,846,000
ニッタ	9,100	3,650.000	33,215,000
住友理工	18,200	1,627.000	29,611,400
三ツ星ベルト	12,100	3,565.000	43,136,500
バンドー化学	12,700	1,497.000	19,011,900
日東紡績	10,800	3,735.000	40,338,000
A G C	90,800	4,445.000	403,606,000
日本電気硝子	31,000	3,286.000	101,866,000
オハラ	5,300	1,025.000	5,432,500
住友大阪セメント	17,000	3,905.000	66,385,000
太平洋セメント	58,400	3,858.000	225,307,200
日本ヒューム	10,700	1,829.000	19,570,300
日本コンクリート工業	19,100	338.000	6,455,800
三谷セキサン	3,900	6,840.000	26,676,000
アジアパイルホールディングス	13,500	894.000	12,069,000
東海カーボン	89,900	912.000	81,988,800
日本カーボン	4,700	4,170.000	19,599,000
東洋炭素	6,200	4,030.000	24,986,000
ノリタケ	9,600	3,715.000	35,664,000
T O T O	68,100	3,465.000	235,966,500
日本碍子	103,100	1,793.500	184,909,850
日本特殊陶業	76,200	4,526.000	344,881,200
M A R U W A	3,800	28,820.000	109,516,000
品川リフラク トリーズ	10,700	1,644.000	17,590,800
黒崎播磨	7,200	2,485.000	17,892,000
ヨータイ	5,000	1,773.000	8,865,000
フジミインコーポレーテッド	24,100	1,882.000	45,356,200
ニチアス	24,600	4,745.000	116,727,000
ニチハ	14,100	2,923.000	41,214,300
日本製鉄	484,800	3,036.000	1,471,852,800
神戸製鋼所	190,600	1,668.000	317,920,800
中山製鋼所	20,000	728.000	14,560,000
合同製鉄	5,600	3,730.000	20,888,000
J F E ホールディングス	289,200	1,680.000	485,856,000
東京製鉄	27,400	1,587.000	43,483,800

共英製鋼	13,000	1,922.000	24,986,000
大和工業	17,700	8,326.000	147,370,200
東京鐵鋼	4,100	5,620.000	23,042,000
大阪製鐵	5,300	2,561.000	13,573,300
淀川製鋼所	9,800	5,850.000	57,330,000
中部鋼鈑	6,500	2,128.000	13,832,000
丸一鋼管	29,400	3,373.000	99,166,200
モリ工業	12,500	1,031.000	12,887,500
大同特殊鋼	61,800	1,074.000	66,373,200
日本冶金工業	6,500	4,060.000	26,390,000
愛知製鋼	5,700	8,870.000	50,559,000
大平洋金属	9,800	1,762.000	17,267,600
新日本電工	57,600	268.000	15,436,800
栗本鐵工所	4,600	4,560.000	20,976,000
三菱製鋼	7,500	1,561.000	11,707,500
日本精線	7,700	1,090.000	8,393,000
エンビプロ・ホールディングス	11,600	490.000	5,684,000
J X 金属	242,700	810.000	196,587,000
大紀アルミニウム工業所	13,700	948.000	12,987,600
日本輕金属ホールディングス	28,300	1,501.000	42,478,300
三井金属鉱業	23,800	3,867.000	92,034,600
三菱マテリアル	69,200	2,258.000	156,253,600
住友金属鉱山	122,500	3,216.000	393,960,000
DOWAホールディングス	25,800	4,602.000	118,731,600
古河機械金属	12,900	2,107.000	27,180,300
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,000	1,668.000	28,356,000
東邦チタニウム	20,300	985.000	19,995,500
U A C J	13,400	4,780.000	64,052,000
C K サンエツ	2,300	3,715.000	8,544,500
古河電気工業	32,500	4,454.000	144,755,000
住友電気工業	330,800	2,256.500	746,450,200
フジクラ	103,900	5,209.000	541,215,100
SWCC	12,700	6,390.000	81,153,000
平河ヒューテック	6,600	1,197.000	7,900,200
リョービ	10,500	2,049.000	21,514,500
AREホールディングス	38,600	1,759.000	67,897,400
稲葉製作所	6,200	1,696.000	10,515,200
宮地エンジニアリンググループ	11,400	1,838.000	20,953,200
トーカロ	26,900	1,631.000	43,873,900
SUMCO	183,100	996.300	182,422,530
川田テクノロジーズ	6,900	3,180.000	21,942,000
R S T E C H N O L O G I E S	7,200	2,636.000	18,979,200
東洋製罐グループホールディングス	60,800	2,493.000	151,574,400
ホッカンホールディングス	5,100	1,828.000	9,322,800

横河ブリッジホールディングス	15,700	2,619.000	41,118,300
三和ホールディングス	95,000	4,546.000	431,870,000
文化シヤッター	25,300	2,038.000	51,561,400
三協立山	13,900	631.000	8,770,900
アルインコ	7,700	1,006.000	7,746,200
L I X I L	140,200	1,658.000	232,451,600
ノーリツ	15,200	1,744.000	26,508,800
長府製作所	10,600	1,814.000	19,228,400
リンナイ	49,900	3,182.000	158,781,800
日東精工	13,700	592.000	8,110,400
岡部	16,300	883.000	14,392,900
ジーテクト	10,800	1,611.000	17,398,800
東プレ	17,100	1,724.000	29,480,400
高周波熱錬	14,700	947.000	13,920,900
東京製綱	5,800	1,236.000	7,168,800
パイオラックス	12,500	2,196.000	27,450,000
エイチワン	9,900	1,146.000	11,345,400
日本発条	84,600	1,590.000	134,514,000
中央発條	6,100	1,495.000	9,119,500
立川ブラインド工業	4,400	1,517.000	6,674,800
日本製鋼所	29,200	5,851.000	170,849,200
三浦工業	43,500	3,032.000	131,892,000
タクマ	31,100	1,833.000	57,006,300
ツガミ	19,800	1,754.000	34,729,200
オークマ	16,000	3,175.000	50,800,000
芝浦機械	11,900	3,630.000	43,197,000
アマダ	128,700	1,418.000	182,496,600
アイダエンジニアリング	19,900	880.000	17,512,000
F U J I	39,300	2,112.000	83,001,600
牧野フライス製作所	10,800	11,370.000	122,796,000
オーエスジー	40,700	1,681.000	68,416,700
旭ダイヤモンド工業	21,200	739.000	15,666,800
DMG森精機	60,100	2,460.000	147,846,000
ソディック	24,900	743.000	18,500,700
ディスコ	45,400	27,425.000	1,245,095,000
日東工器	4,300	1,700.000	7,310,000
日進工具	7,100	712.000	5,055,200
富士ダイス	6,700	714.000	4,783,800
リケンNPR	13,000	2,342.000	30,446,000
島精機製作所	15,400	879.000	13,536,600
オプトラン	15,300	1,410.000	21,573,000
イワキ	6,200	2,411.000	14,948,200
フリュー	9,200	940.000	8,648,000
ヤマシンフィルタ	22,400	518.000	11,603,200

日阪製作所	10,600	1,011.000	10,716,600
やまびこ	14,800	2,117.000	31,331,600
野村マイクロ・サイエンス	15,300	2,350.000	35,955,000
平田機工	13,500	1,447.000	19,534,500
P E G A S U S	11,000	476.000	5,236,000
マルマエ	4,300	1,184.000	5,091,200
タツモ	9,600	1,758.000	16,876,800
ナブテスコ	59,000	2,121.500	125,168,500
三井海洋開発	12,000	4,240.000	50,880,000
レオン自動機	10,300	1,157.000	11,917,100
SMC	28,300	46,130.000	1,305,479,000
ホソカワミクロン	6,300	3,920.000	24,696,000
ユニオンツール	4,000	3,605.000	14,420,000
瑞光	11,800	1,119.000	13,204,200
オイレス工業	12,100	2,136.000	25,845,600
日精エー・エス・ビー機械	3,400	4,495.000	15,283,000
サトー	11,600	2,066.000	23,965,600
技研製作所	13,700	1,458.000	19,974,600
日本エアテック	5,400	1,039.000	5,610,600
日精樹脂工業	7,100	839.000	5,956,900
ワイエイシイホールディングス	9,100	788.000	7,170,800
小松製作所	463,700	4,127.000	1,913,689,900
住友重機械工業	55,200	2,925.000	161,460,000
日立建機	37,300	4,252.000	158,599,600
日工	11,000	678.000	7,458,000
巴工業	11,100	1,378.000	15,295,800
井関農機	13,800	1,024.000	14,131,200
T O W A	29,000	1,317.000	38,193,000
北川鉄工所	3,300	1,215.000	4,009,500
ローツェ	48,500	1,453.000	70,470,500
クボタ	479,500	1,656.000	794,052,000
荏原実業	4,500	3,545.000	15,952,500
三菱化工機	9,000	1,272.000	11,448,000
月島ホールディングス	12,600	1,979.000	24,935,400
帝国電機製作所	6,000	2,798.000	16,788,000
新東工業	21,800	827.000	18,028,600
澁谷工業	8,500	3,050.000	25,925,000
アイチコーポレーション	14,900	1,278.000	19,042,200
小森コーポレーション	22,200	1,245.000	27,639,000
鶴見製作所	7,500	3,350.000	25,125,000
酒井重工業	3,500	1,987.000	6,954,500
荏原製作所	191,500	2,072.000	396,788,000
西島製作所	7,900	1,972.000	15,578,800
A I R M A N	9,300	1,876.000	17,446,800

ダイキン工業	122,600	16,120.000	1,976,312,000
オルガノ	14,300	6,720.000	96,096,000
トーヨーカネツ	3,100	3,550.000	11,005,000
栗田工業	52,300	4,769.000	249,418,700
椿本チエイン	44,500	1,740.000	77,430,000
木村化工機	8,700	687.000	5,976,900
アネスト岩田	15,200	1,122.000	17,054,400
ダイフク	158,500	3,673.000	582,170,500
サムコ	2,300	2,397.000	5,513,100
タダノ	53,800	977.300	52,578,740
フジテック	30,900	5,539.000	171,155,100
CKD	25,600	2,069.000	52,966,400
平和	31,600	2,205.000	69,678,000
理想科学工業	14,800	1,229.000	18,189,200
SANKYO	110,000	2,115.500	232,705,000
日本金銭機械	11,100	1,015.000	11,266,500
マースグループホールディングス	6,200	2,993.000	18,556,600
ガリレイ	13,600	2,880.000	39,168,000
ダイコク電機	4,600	2,589.000	11,909,400
竹内製作所	16,600	4,535.000	75,281,000
アマノ	26,100	4,144.000	108,158,400
ジャノメ	9,400	1,106.000	10,396,400
マックス	11,800	4,215.000	49,737,000
グローリー	24,300	2,519.000	61,211,700
新晃工業	26,500	1,201.000	31,826,500
大和冷機工業	13,500	1,608.000	21,708,000
セガサミーホールディングス	86,300	2,815.500	242,977,650
T P R	11,000	2,118.000	23,298,000
ツバキ・ナカシマ	26,400	403.000	10,639,200
ホシザキ	61,200	5,979.000	365,914,800
大豊工業	9,000	640.000	5,760,000
日本精工	171,900	619.100	106,423,290
NTN	221,600	221.100	48,995,760
ジェイテクト	83,900	1,122.500	94,177,750
不二越	6,900	3,045.000	21,010,500
日本トムソン	25,800	484.000	12,487,200
THK	54,000	3,484.000	188,136,000
Y U S H I N	7,900	638.000	5,040,200
前澤給装工業	6,900	1,261.000	8,700,900
イーグル工業	9,800	1,843.000	18,061,400
P I L L A R	8,200	3,595.000	29,479,000
キッツ	29,500	1,091.000	32,184,500
マキタ	117,200	4,231.000	495,873,200
三井E & S	51,300	1,826.000	93,673,800

カナデビア	77,500	908.000	70,370,000
三菱重工業	1,651,500	2,815.500	4,649,798,250
I H I	76,100	11,150.000	848,515,000
スター精密	15,300	1,642.000	25,122,600
キオクシアホールディングス	61,000	1,886.000	115,046,000
日清紡ホールディングス	68,200	847.400	57,792,680
イビデン	54,000	3,883.000	209,682,000
コニカミノルタ	210,900	436.900	92,142,210
ブラザー工業	124,900	2,489.500	310,938,550
ミネベアミツミ	162,900	2,104.500	342,823,050
日立製作所	2,401,300	3,747.000	8,997,671,100
三菱電機	962,100	2,620.000	2,520,702,000
富士電機	57,100	6,046.000	345,226,600
安川電機	101,800	2,946.500	299,953,700
シンフォニア テクノロジー	9,600	5,880.000	56,448,000
明電舎	16,700	3,880.000	64,796,000
山洋電気	4,500	9,910.000	44,595,000
デンヨー	7,000	2,370.000	16,590,000
PHCホールディングス	8,000	968.000	7,744,000
KOKUSAI ELECTRIC	68,500	2,588.000	177,278,000
ソシオネクスト	94,200	1,485.500	139,934,100
東芝テック	15,900	2,653.000	42,182,700
芝浦メカトロニクス	6,700	6,650.000	44,555,000
マブチモーター	39,100	2,185.500	85,453,050
ニデック	416,100	2,550.500	1,061,263,050
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,197.000	5,745,600
東光高岳	5,300	2,203.000	11,675,900
ダイヘン	9,300	6,210.000	57,753,000
ヤーマン	19,000	855.000	16,245,000
JVCケンウッド	77,300	1,056.500	81,667,450
ミマキエンジニアリング	9,000	1,445.000	13,005,000
大崎電気工業	21,000	854.000	17,934,000
オムロン	86,100	4,228.000	364,030,800
日東工業	15,000	2,987.000	44,805,000
I D E C	16,700	2,305.000	38,493,500
ジーエス・ユアサ コーポレーション	42,400	2,518.500	106,784,400
BUFFALO	3,000	2,017.000	6,051,000
日本電気	667,600	3,245.000	2,166,362,000
富士通	869,400	3,145.000	2,734,263,000
沖電気工業	49,700	933.000	46,370,100
電気興業	4,000	1,870.000	7,480,000
サンケン電気	10,200	6,405.000	65,331,000
アイホン	6,100	2,493.000	15,207,300
ルネサスエレクトロニクス	719,500	1,720.500	1,237,899,750

セイコーエプソン	119,900	2,015.500	241,658,450
ワコム	64,900	545.000	35,370,500
アルバック	20,300	4,799.000	97,419,700
アクセル	7,400	1,040.000	7,696,000
E I Z O	12,600	2,034.000	25,628,400
日本信号	23,200	975.000	22,620,000
京三製作所	21,500	478.000	10,277,000
能美防災	12,800	3,265.000	41,792,000
ホーチキ	7,400	2,431.000	17,989,400
エレコム	23,700	1,672.000	39,626,400
パナソニック ホールディングス	1,114,400	1,606.500	1,790,283,600
シャープ	140,800	841.700	118,511,360
アンリツ	68,200	1,441.500	98,310,300
ソニーグループ	3,222,800	3,520.000	11,344,256,000
T D K	814,000	1,459.500	1,188,033,000
帝国通信工業	4,100	2,415.000	9,901,500
タムラ製作所	46,400	462.000	21,436,800
アルプスアルパイン	76,600	1,429.500	109,499,700
日本電波工業	10,800	766.000	8,272,800
鈴木	5,300	1,602.000	8,490,600
メイコー	9,800	6,120.000	59,976,000
日本トリム	2,200	4,015.000	8,833,000
フォスター電機	9,700	1,199.000	11,630,300
S M K	2,500	2,380.000	5,950,000
ヨコオ	8,900	1,211.000	10,777,900
ホシデン	24,600	1,831.000	45,042,600
ヒロセ電機	13,900	16,055.000	223,164,500
日本航空電子工業	24,900	2,285.000	56,896,500
T O A	10,100	927.000	9,362,700
マクセル	21,100	1,740.000	36,714,000
古野電気	11,800	2,552.000	30,113,600
スミダコーポレーション	12,900	929.000	11,984,100
アイコム	3,600	2,709.000	9,752,400
リオン	3,800	2,484.000	9,439,200
横河電機	102,900	3,043.000	313,124,700
新電元工業	4,400	2,035.000	8,954,000
アズビル	254,500	1,197.500	304,763,750
日本光電工業	83,600	1,703.000	142,370,800
チノー	3,700	1,891.000	6,996,700
日本電子材料	6,500	1,852.000	12,038,000
堀場製作所	18,100	9,810.000	177,561,000
アドバンテスト	294,400	5,710.000	1,681,024,000
エスベック	8,100	2,276.000	18,435,600
キーエンス	93,500	60,890.000	5,693,215,000

日置電機	4,800	5,770.000	27,696,000
シスメックス	242,200	2,653.000	642,556,600
日本マイクロニクス	15,500	2,988.000	46,314,000
メガチップス	8,000	4,630.000	37,040,000
OBARA GROUP	5,900	3,320.000	19,588,000
コーセル	11,400	1,079.000	12,300,600
イリソ電子工業	9,800	2,523.000	24,725,400
オプテックスグループ	19,900	1,530.000	30,447,000
千代田インテグレ	3,800	2,702.000	10,267,600
レーザーテック	36,200	12,885.000	466,437,000
スタンレー電気	54,900	2,686.500	147,488,850
ウシオ電機	40,300	1,721.000	69,356,300
日本セラミック	10,000	2,700.000	27,000,000
山一電機	7,700	1,973.000	15,192,100
図研	8,800	4,885.000	42,988,000
日本電子	22,100	4,556.000	100,687,600
カシオ計算機	76,000	1,112.000	84,512,000
ファナック	451,700	3,706.000	1,674,000,200
日本シイエムケイ	31,000	393.000	12,183,000
エンプラス	2,700	3,995.000	10,786,500
大真空	13,300	520.000	6,916,000
ローム	168,200	1,292.000	217,314,400
浜松ホトニクス	165,900	1,297.500	215,255,250
三井ハイテック	40,700	666.000	27,106,200
京セラ	581,600	1,694.000	985,230,400
太陽誘電	40,900	2,146.500	87,791,850
村田製作所	822,900	2,200.500	1,810,791,450
双葉電子工業	19,500	504.000	9,828,000
ニチコン	28,600	1,160.000	33,176,000
KOA	16,000	831.000	13,296,000
市光工業	18,900	395.000	7,465,500
小糸製作所	96,200	1,712.000	164,694,400
ミツバ	18,200	831.000	15,124,200
SCREENホールディングス	39,300	9,414.000	369,970,200
キャノン電子	9,100	2,275.000	20,702,500
キャノン	466,500	4,402.000	2,053,533,000
リコー	241,200	1,478.500	356,614,200
象印マホービン	30,000	1,370.000	41,100,000
東京エレクトロン	197,800	21,200.000	4,193,360,000
イノテック	6,500	1,203.000	7,819,500
トヨタ紡織	38,100	2,035.500	77,552,550
ユニプレス	17,700	1,000.000	17,700,000
豊田自動織機	79,100	16,225.000	1,283,397,500
モリタホールディングス	15,900	2,096.000	33,326,400

三櫻工業	13,000	619.000	8,047,000
デンソー	916,100	1,843.000	1,688,372,300
東海理化電機製作所	26,700	2,111.000	56,363,700
川崎重工業	71,200	8,487.000	604,274,400
名村造船所	26,500	2,055.000	54,457,500
日本車輛製造	4,500	2,073.000	9,328,500
三菱ロジスネクスト	15,200	1,962.000	29,822,400
日産自動車	1,162,900	342.800	398,642,120
いすゞ自動車	275,300	1,936.500	533,118,450
トヨタ自動車	4,966,400	2,786.500	13,838,873,600
三菱自動車工業	372,700	402.900	150,160,830
武蔵精密工業	22,700	2,425.000	55,047,500
日産車体	20,400	1,051.000	21,440,400
新明和工業	26,500	1,318.000	34,927,000
極東開発工業	14,900	2,387.000	35,566,300
トピー工業	8,100	2,074.000	16,799,400
ティラド	2,400	3,770.000	9,048,000
曙ブレーキ工業	78,600	103.000	8,095,800
タチエス	18,500	1,586.000	29,341,000
NOK	35,600	1,943.500	69,188,600
フタバ産業	27,600	786.000	21,693,600
カヤバ	16,200	2,912.000	47,174,400
大同メタル工業	19,500	484.000	9,438,000
プレス工業	36,200	544.000	19,692,800
太平洋工業	22,000	1,248.000	27,456,000
アイシン	202,000	1,793.000	362,186,000
マツダ	295,000	877.000	258,715,000
本田技研工業	2,217,300	1,451.500	3,218,410,950
スズキ	757,500	1,672.500	1,266,918,750
S U B A R U	282,900	2,639.500	746,714,550
ヤマハ発動機	390,100	1,126.000	439,252,600
エクセディ	15,000	4,320.000	64,800,000
豊田合成	25,800	2,725.000	70,305,000
愛三工業	19,000	1,864.000	35,416,000
ヨロズ	16,200	1,030.000	16,686,000
エフ・シー・シー	17,600	2,915.000	51,304,000
シマノ	40,700	20,040.000	815,628,000
テイ・エス テック	36,700	1,626.000	59,674,200
リガク・ホールディングス	68,300	843.000	57,576,900
テルモ	619,200	2,752.500	1,704,348,000
日機装	23,600	1,197.000	28,249,200
日本エム・ディ・エム	6,700	577.000	3,865,900
島津製作所	133,200	3,667.000	488,444,400
J M S	4,000	460.000	1,840,000

長野計器	6,500	1,872.000	12,168,000
ブイ・テクノロジー	4,700	2,020.000	9,494,000
東京計器	8,900	3,490.000	31,061,000
愛知時計電機	4,100	1,969.000	8,072,900
インターアクション	5,700	1,229.000	7,005,300
東京精密	18,900	7,989.000	150,992,100
マニー	36,800	1,160.500	42,706,400
ニコン	146,500	1,509.500	221,141,750
トプコン	52,800	3,224.000	170,227,200
オリンパス	514,100	1,834.000	942,859,400
理研計器	12,800	2,668.000	34,150,400
タムロン	12,600	3,180.000	40,068,000
HOYA	181,100	16,615.000	3,008,976,500
ノーリツ鋼機	9,900	4,520.000	44,748,000
A&Dホロンホールディングス	11,900	1,760.000	20,944,000
朝日インテック	113,000	2,208.000	249,504,000
シチズン時計	84,300	825.000	69,547,500
メニコン	34,700	1,424.000	49,412,800
松風	9,200	2,184.000	20,092,800
セイコーグループ	14,400	3,760.000	54,144,000
ニプロ	77,200	1,292.500	99,781,000
三井松島ホールディングス	6,800	4,195.000	28,526,000
パラマウントベッドホールディングス	20,200	2,302.000	46,500,400
トランザクション	6,200	2,594.000	16,082,800
ニホンフラッシュ	8,600	816.000	7,017,600
前田工繊	18,400	2,053.000	37,775,200
アートネイチャー	9,800	788.000	7,722,400
フルヤ金属	8,400	2,533.000	21,277,200
バンダイナムコホールディングス	254,600	4,794.000	1,220,552,400
SHOEI	25,600	1,696.000	43,417,600
フランスベッドホールディングス	11,900	1,277.000	15,196,300
パイロットコーポレーション	13,900	4,000.000	55,600,000
萩原工業	6,300	1,444.000	9,097,200
フジシールインターナショナル	20,600	2,590.000	53,354,000
タカラトミー	38,500	3,083.000	118,695,500
広済堂ホールディングス	36,800	493.000	18,142,400
プロネクス	8,600	1,229.000	10,569,400
TOPPANホールディングス	121,500	3,967.000	481,990,500
大日本印刷	184,200	1,983.000	365,268,600
共同印刷	11,200	1,048.000	11,737,600
NISSHA	16,000	1,214.000	19,424,000
TAKARA & COMPANY	5,300	3,485.000	18,470,500
アシックス	333,500	3,102.000	1,034,517,000
ツツミ	3,200	2,331.000	7,459,200

ローランド	6,700	3,200.000	21,440,000
小松ウオール工業	6,600	1,480.000	9,768,000
ヤマハ	166,400	1,040.000	173,056,000
河合楽器製作所	2,900	2,697.000	7,821,300
クリナップ	9,800	647.000	6,340,600
ピジョン	59,000	1,704.000	100,536,000
キングジム	9,300	873.000	8,118,900
リンテック	17,500	2,697.000	47,197,500
イトーキ	18,200	1,759.000	32,013,800
任天堂	590,000	11,435.000	6,746,650,000
三菱鉛筆	12,600	2,262.000	28,501,200
タカラスタンダード	20,900	1,810.000	37,829,000
コクヨ	43,500	2,917.500	126,911,250
ナカバヤシ	5,100	509.000	2,595,900
グローブライド	8,800	1,876.000	16,508,800
オカムラ	27,300	1,985.000	54,190,500
美津濃	27,600	2,496.000	68,889,600
グリムス	4,100	2,353.000	9,647,300
東京電力ホールディングス	782,200	444.700	347,844,340
中部電力	341,300	1,785.000	609,220,500
関西電力	454,400	1,760.500	799,971,200
中国電力	162,300	846.900	137,451,870
北陸電力	94,600	788.100	74,554,260
東北電力	245,000	1,014.500	248,552,500
四国電力	84,900	1,128.500	95,809,650
九州電力	213,700	1,280.500	273,642,850
北海道電力	97,200	687.300	66,805,560
沖縄電力	23,900	969.000	23,159,100
電源開発	69,400	2,512.000	174,332,800
エフオン	9,900	339.000	3,356,100
イーレックス	22,500	847.000	19,057,500
レノバ	26,000	670.000	17,420,000
東京瓦斯	178,000	4,693.000	835,354,000
大阪瓦斯	182,600	3,581.000	653,890,600
東邦瓦斯	36,300	4,189.000	152,060,700
北海道瓦斯	26,100	530.000	13,833,000
広島ガス	21,300	352.000	7,497,600
西部ガスホールディングス	9,600	1,722.000	16,531,200
静岡ガス	20,000	1,157.000	23,140,000
メタウォーター	12,300	2,067.000	25,424,100
SBSホールディングス	9,000	2,914.000	26,226,000
東武鉄道	99,300	2,613.500	259,520,550
相鉄ホールディングス	31,800	2,156.500	68,576,700
東急	260,000	1,751.500	455,390,000

京浜急行電鉄	115,900	1,492.500	172,980,750
小田急電鉄	153,400	1,579.500	242,295,300
京王電鉄	49,200	3,876.000	190,699,200
京成電鉄	163,800	1,505.500	246,600,900
富士急行	12,100	2,117.000	25,615,700
東日本旅客鉄道	512,300	3,109.000	1,592,740,700
西日本旅客鉄道	231,400	3,021.000	699,059,400
東海旅客鉄道	360,000	2,954.000	1,063,440,000
東京地下鉄	210,700	1,962.500	413,498,750
西武ホールディングス	102,300	3,461.000	354,060,300
鴻池運輸	16,800	2,609.000	43,831,200
西日本鉄道	26,900	2,193.500	59,005,150
ハマキョウレックス	29,900	1,330.000	39,767,000
サカイ引越センター	11,200	2,448.000	27,417,600
近鉄グループホールディングス	99,400	3,082.000	306,350,800
阪急阪神ホールディングス	123,700	4,099.000	507,046,300
南海電気鉄道	41,600	2,419.500	100,651,200
京阪ホールディングス	52,000	3,499.000	181,948,000
神戸電鉄	2,200	2,521.000	5,546,200
名古屋鉄道	102,000	1,756.000	179,112,000
山陽電気鉄道	6,500	2,029.000	13,188,500
ヤマトホールディングス	112,400	2,023.000	227,385,200
山九	22,300	6,233.000	138,995,900
丸全昭和運輸	5,900	5,840.000	34,456,000
センコーグループホールディングス	60,100	1,697.000	101,989,700
ニッコンホールディングス	52,600	2,905.000	152,803,000
福山通運	10,000	3,565.000	35,650,000
セイノーホールディングス	45,700	2,240.000	102,368,000
神奈川中央交通	2,500	3,735.000	9,337,500
AZ-COM丸和ホールディングス	28,900	1,313.000	37,945,700
九州旅客鉄道	71,300	3,656.000	260,672,800
SGホールディングス	157,200	1,485.000	233,442,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	100,400	2,582.500	259,283,000
日本郵船	191,300	4,866.000	930,865,800
商船三井	176,300	5,272.000	929,453,600
川崎汽船	204,300	1,995.500	407,680,650
NSユナイテッド海運	6,800	3,960.000	26,928,000
飯野海運	37,200	1,050.000	39,060,000
乾汽船	13,900	1,440.000	20,016,000
日本航空	212,700	2,610.500	555,253,350
ANAホールディングス	253,600	2,732.500	692,962,000
日新	6,700	4,795.000	32,126,500
三菱倉庫	94,400	978.100	92,332,640
三井倉庫ホールディングス	29,400	2,914.000	85,671,600

住友倉庫	27,100	2,785.000	75,473,500
澁澤倉庫	3,600	3,180.000	11,448,000
日本トランスシティ	26,600	883.000	23,487,800
中央倉庫	10,400	1,457.000	15,152,800
安田倉庫	6,900	1,664.000	11,481,600
上組	42,500	3,473.000	147,602,500
キューソー流通システム	6,700	1,777.000	11,905,900
エーアイテイナー	5,400	1,745.000	9,423,000
日本コンセプト	3,300	1,715.000	5,659,500
クロスキャット	7,100	1,040.000	7,384,000
システナ	134,900	373.000	50,317,700
デジタルアーツ	6,500	6,940.000	45,110,000
日鉄ソリューションズ	32,300	3,517.000	113,599,100
キューブシステム	4,500	1,011.000	4,549,500
コア	4,300	1,802.000	7,748,600
手間いらず	1,900	3,490.000	6,631,000
ラクーンホールディングス	8,100	837.000	6,779,700
ソリトンシステムズ	4,800	1,256.000	6,028,800
ソフトクリエイイトホールディングス	7,100	1,972.000	14,001,200
T I S	98,000	4,115.000	403,270,000
グリーホールディングス	31,500	531.000	16,726,500
GMOペパボ	900	1,435.000	1,291,500
コーエーテクモホールディングス	70,100	2,362.000	165,576,200
三菱総合研究所	4,900	4,495.000	22,025,500
ファインデックス	7,900	696.000	5,498,400
ブレインパッド	7,500	1,057.000	7,927,500
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	360.000	5,400,000
ネクソン	202,700	2,218.000	449,588,600
アイスタイル	29,900	468.000	13,993,200
エムアップホールディングス	11,500	1,829.000	21,033,500
エイチームホールディングス	6,700	1,048.000	7,021,600
セルシス	14,800	1,292.000	19,121,600
エニグモ	12,700	290.000	3,683,000
コロプラ	32,000	469.000	15,008,000
ブロードリーフ	43,900	669.000	29,369,100
デジタルハーツホールディングス	6,700	984.000	6,592,800
メディアドゥ	4,400	1,643.000	7,229,200
じげん	25,500	442.000	11,271,000
フィックスターズ	9,800	1,716.000	16,816,800
CARTA HOLDINGS	5,100	1,511.000	7,706,100
オプティム	14,600	648.000	9,460,800
セレス	4,200	2,131.000	8,950,200
SHIFT	89,400	1,349.000	120,600,600
セック	1,400	4,400.000	6,160,000

テクマトリックス	22,200	2,043.000	45,354,600
プロシップ	3,900	2,115.000	8,248,500
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	21,000	3,041.000	63,861,000
GMOペイメントゲートウェイ	19,200	9,030.000	173,376,000
システムリサーチ	5,900	1,753.000	10,342,700
インターネットイニシアティブ	50,800	2,626.000	133,400,800
さくらインターネット	14,600	3,355.000	48,983,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,800	2,181.000	6,106,800
SRAホールディングス	5,200	4,345.000	22,594,000
朝日ネット	8,600	696.000	5,985,600
eBASE	12,200	532.000	6,490,400
アバントグループ	15,200	1,827.000	27,770,400
アドソル日進	7,000	994.000	6,958,000
フリービット	4,900	1,500.000	7,350,000
コムチュア	12,300	1,660.000	20,418,000
アイル	5,400	2,301.000	12,425,400
マークライنز	5,200	2,266.000	11,783,200
メディカル・データ・ビジョン	12,600	430.000	5,418,000
gumi	18,400	474.000	8,721,600
テラスカイ	4,300	2,586.000	11,119,800
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,700	2,413.000	13,754,100
ネオジャパン	3,200	1,529.000	4,892,800
PR TIMES	2,200	2,150.000	4,730,000
ラクス	43,800	2,194.500	96,119,100
ダブルスタンダード	3,400	1,460.000	4,964,000
オープンドア	6,500	596.000	3,874,000
アカツキ	4,600	3,270.000	15,042,000
UBICOMホールディングス	3,100	1,229.000	3,809,900
カナミックネットワーク	12,200	424.000	5,172,800
チェンジホールディングス	24,600	1,350.000	33,210,000
オークネット	8,400	1,235.000	10,374,000
オロ	3,900	2,413.000	9,410,700
ユーザーローカル	3,800	1,660.000	6,308,000
PKSHA TECHNOLOGY	10,100	2,894.000	29,229,400
マネーフォワード	22,800	4,252.000	96,945,600
SUN ASTERISK	6,900	569.000	3,926,100
プラスアルファ・コンサルティング	11,800	1,680.000	19,824,000
電算システムホールディングス	4,200	2,558.000	10,743,600
APPIER GROUP	29,700	1,304.000	38,728,800
ビジョナル	11,800	8,554.000	100,937,200
野村総合研究所	202,400	5,423.000	1,097,615,200
日本システム技術	8,400	1,912.000	16,060,800
インタージホールディングス	8,800	1,670.000	14,696,000
東邦システムサイエンス	3,800	1,231.000	4,677,800

シンプレクス・ホールディングス	18,100	3,030.000	54,843,000
ラクスル	24,400	1,145.000	27,938,000
メルカリ	52,000	2,318.500	120,562,000
I P S	2,900	2,093.000	6,069,700
システムサポートホールディングス	3,300	1,964.000	6,481,200
ボードルア	1,400	5,620.000	7,868,000
イーソル	7,500	575.000	4,312,500
ウイングアーク1st	9,500	3,835.000	36,432,500
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,400	929.000	3,158,600
サーバーワークス	2,100	2,402.000	5,044,200
S a n s a n	27,000	2,012.000	54,324,000
ギフティ	8,600	1,562.000	13,433,200
メドレー	10,900	3,340.000	36,406,000
ベース	4,400	3,030.000	13,332,000
J M D C	11,800	3,162.000	37,311,600
フォーカスシステムズ	6,000	1,068.000	6,408,000
クレスコ	15,000	1,208.000	18,120,000
フジ・メディア・ホールディングス	90,500	2,976.000	269,328,000
オービック	172,300	4,990.000	859,777,000
ジャストシステム	14,900	3,415.000	50,883,500
T D C ソフト	16,800	1,243.000	20,882,400
L I N E ヤフー	1,491,000	528.300	787,695,300
トレンドマイクロ	48,900	9,947.000	486,408,300
I D ホールディングス	5,900	1,980.000	11,682,000
日本オラクル	17,700	16,660.000	294,882,000
アルファシステムズ	2,600	3,405.000	8,853,000
フューチャー	25,800	1,818.000	46,904,400
C A C H O L D I N G S	5,300	2,053.000	10,880,900
オービックビジネスコンサルタント	15,600	6,842.000	106,735,200
アイティフォー	10,900	1,484.000	16,175,600
東計電算	2,800	4,345.000	12,166,000
大塚商会	104,600	3,167.000	331,268,200
サイボウズ	12,800	2,967.000	37,977,600
電通総研	9,800	6,210.000	60,858,000
A C C E S S	10,400	776.000	8,070,400
デジタルガレージ	16,300	4,475.000	72,942,500
イーエムシステムズ	20,600	743.000	15,305,800
ウェザーニューズ	7,400	3,585.000	26,529,000
C I J	23,700	459.000	10,878,300
ビジネスエンジニアリング	2,000	3,815.000	7,630,000
WOWOW	7,000	1,038.000	7,266,000
ANYCOLOR	12,700	3,705.000	47,053,500
I M A G I C A G R O U P	9,900	566.000	5,603,400
アルゴグラフィックス	9,300	5,010.000	46,593,000

マーベラス	16,200	473.000	7,662,600
エイベックス	23,200	1,301.000	30,183,200
B I P R O G Y	31,200	4,624.000	144,268,800
都築電気	5,400	2,407.000	12,997,800
T B S ホールディングス	45,700	4,761.000	217,577,700
日本テレビホールディングス	81,900	3,300.000	270,270,000
朝日放送グループホールディングス	9,600	677.000	6,499,200
テレビ朝日ホールディングス	22,200	2,619.000	58,141,800
スカパー J S A T ホールディングス	71,300	1,154.000	82,280,200
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,905.000	23,430,000
ビジョン	14,700	1,273.000	18,713,100
U-NEXT HOLDINGS	31,100	2,053.000	63,848,300
日本通信	91,400	153.000	13,984,200
日本電信電話	27,860,200	149.000	4,151,169,800
KDDI	1,377,000	2,534.500	3,490,006,500
ソフトバンク	14,986,300	216.800	3,249,029,840
光通信	10,700	39,460.000	422,222,000
エムティーアイ	7,400	789.000	5,838,600
GMOインターネットグループ	31,000	3,375.000	104,625,000
ファイバーゲート	5,000	981.000	4,905,000
KADOKAWA	49,100	3,724.000	182,848,400
学研ホールディングス	16,900	1,000.000	16,900,000
ゼンリン	15,100	1,208.000	18,240,800
アイネット	5,600	1,912.000	10,707,200
松竹	5,900	13,400.000	79,060,000
東宝	58,200	7,905.000	460,071,000
東映	15,500	5,140.000	79,670,000
NTTデータグループ	245,100	2,844.000	697,064,400
ピー・シー・エー	6,100	1,819.000	11,095,900
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	2,628.000	11,300,400
D T S	17,700	4,055.000	71,773,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	46,600	7,128.000	332,164,800
シーイーシー	11,700	2,134.000	24,967,800
カプコン	185,500	3,932.000	729,386,000
アイ・エス・ビー	4,600	1,338.000	6,154,800
S C S K	75,400	3,717.000	280,261,800
NSW	4,400	3,240.000	14,256,000
アイネス	7,000	1,672.000	11,704,000
T K C	15,400	3,970.000	61,138,000
NSD	35,700	3,399.000	121,344,300
コナミグループ	35,000	19,425.000	679,875,000
福井コンピュータホールディングス	6,000	3,495.000	20,970,000
J B C C ホールディングス	24,400	1,210.000	29,524,000
ミロク情報サービス	7,900	1,831.000	14,464,900

ソフトバンクグループ	461,500	7,170.000	3,308,955,000
リョーサン菱洋ホールディングス	17,300	2,396.000	41,450,800
高千穂交易	3,500	4,010.000	14,035,000
伊藤忠食品	2,300	9,130.000	20,999,000
あらた	14,700	3,185.000	46,819,500
トーメンデバイス	1,400	5,250.000	7,350,000
東京エレクトロン デバイス	9,400	3,055.000	28,717,000
円谷フィールズホールディングス	16,800	1,839.000	30,895,200
双日	108,700	3,347.000	363,818,900
アルフレッサ ホールディングス	89,700	2,150.500	192,899,850
横浜冷凍	26,000	858.000	22,308,000
ラサ商事	5,000	1,400.000	7,000,000
アルコニックス	15,800	1,553.000	24,537,400
神戸物産	75,900	4,325.000	328,267,500
あい ホールディングス	20,100	2,103.000	42,270,300
ダイワボウホールディングス	42,700	2,414.000	103,077,800
マクニカホールディングス	74,800	1,996.000	149,300,800
ラクト・ジャパン	4,500	3,530.000	15,885,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	14,700	1,325.000	19,477,500
八洲電機	7,800	1,692.000	13,197,600
メディアスホールディングス	7,000	981.000	6,867,000
レスター	8,000	2,235.000	17,880,000
TOKAI ホールディングス	51,800	991.000	51,333,800
三洋貿易	9,900	1,378.000	13,642,200
ビューティガレージ	3,300	1,514.000	4,996,200
ウイン・パートナーズ	5,200	1,369.000	7,118,800
シップヘルスケアホールディングス	39,000	2,080.000	81,120,000
明治電機工業	2,000	1,562.000	3,124,000
コメダホールディングス	25,300	2,868.000	72,560,400
アセンテック	3,900	1,262.000	4,921,800
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,299.000	19,081,700
ヤマエグループホールディングス	10,700	2,639.000	28,237,300
小野建	9,300	1,502.000	13,968,600
佐島電機	6,700	1,635.000	10,954,500
伯東	5,300	4,065.000	21,544,500
コンドーテック	7,000	1,433.000	10,031,000
ナガイレーベン	12,000	2,112.000	25,344,000
三菱食品	9,300	5,300.000	49,290,000
松田産業	7,000	3,640.000	25,480,000
第一興商	37,500	1,671.000	62,662,500
メディパルホールディングス	106,700	2,397.500	255,813,250
S P K	4,200	2,048.000	8,601,600
萩原電気ホールディングス	4,300	3,070.000	13,201,000
アズワン	30,300	2,267.500	68,705,250

スズデン	3,800	1,915.000	7,277,000
シモジマ	6,600	1,242.000	8,197,200
ドウシシャ	8,800	2,233.000	19,650,400
高速	5,700	2,107.000	12,009,900
たけびし	3,400	1,790.000	6,086,000
リックス	2,500	2,922.000	7,305,000
丸文	8,300	926.000	7,685,800
ハピネット	8,500	5,190.000	44,115,000
日本ライフライン	25,900	1,534.000	39,730,600
タカショー	11,900	403.000	4,795,700
I D O M	36,500	1,079.000	39,383,500
進和	5,800	3,075.000	17,835,000
ダイトロン	3,700	3,190.000	11,803,000
シークス	13,300	1,042.000	13,858,600
オーハシテクニカ	4,700	2,003.000	9,414,100
白銅	2,600	2,158.000	5,610,800
伊藤忠商事	664,600	7,275.000	4,834,965,000
丸紅	813,600	2,525.500	2,054,746,800
長瀬産業	42,900	2,489.000	106,778,100
蝶理	5,500	3,235.000	17,792,500
豊田通商	294,600	2,661.500	784,077,900
三共生興	14,800	637.000	9,427,600
兼松	39,700	2,451.500	97,324,550
三井物産	1,419,400	2,864.000	4,065,161,600
日本紙パルプ商事	46,000	614.000	28,244,000
カメイ	9,700	1,905.000	18,478,500
スターゼン	18,600	1,232.000	22,915,200
山善	39,200	1,401.000	54,919,200
椿本興業	6,000	2,163.000	12,978,000
住友商事	593,900	3,488.000	2,071,523,200
内田洋行	3,900	7,750.000	30,225,000
三菱商事	1,828,400	2,709.500	4,954,049,800
第一実業	9,200	2,255.000	20,746,000
キヤノンマーケティングジャパン	19,000	4,985.000	94,715,000
西華産業	4,600	4,345.000	19,987,000
佐藤商事	6,200	1,507.000	9,343,400
東京産業	8,900	701.000	6,238,900
ユアサ商事	8,000	4,370.000	34,960,000
神鋼商事	6,900	1,855.000	12,799,500
阪和興業	16,100	4,690.000	75,509,000
正栄食品工業	6,100	4,160.000	25,376,000
カナデン	6,900	1,456.000	10,046,400
RYODEN	7,100	2,439.000	17,316,900
岩谷産業	97,100	1,365.000	132,541,500

極東貿易	5,400	1,546.000	8,348,400
アステナホールディングス	18,300	479.000	8,765,700
三愛オブリ	22,200	1,680.000	37,296,000
稲畑産業	28,500	3,080.000	87,780,000
G S I クレオス	5,000	1,917.000	9,585,000
明和産業	13,000	676.000	8,788,000
ワキタ	16,100	1,751.000	28,191,100
東邦ホールディングス	26,600	4,670.000	124,222,000
サンゲツ	24,200	2,891.000	69,962,200
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,816.000	23,244,800
シナネンホールディングス	2,900	6,600.000	19,140,000
伊藤忠エネクス	23,800	1,550.000	36,890,000
サンリオ	79,400	5,817.000	461,869,800
サンワ テクノス	4,600	2,085.000	9,591,000
新光商事	13,700	891.000	12,206,700
トーホー	4,400	3,300.000	14,520,000
三信電気	3,900	1,986.000	7,745,400
東陽テクニカ	9,100	1,369.000	12,457,900
モスフードサービス	13,300	3,740.000	49,742,000
加賀電子	19,100	2,566.000	49,010,600
ソーダニッカ	10,300	1,041.000	10,722,300
立花エレテック	6,400	2,341.000	14,982,400
フォーバル	3,200	1,435.000	4,592,000
P A L T A C	15,200	3,968.000	60,313,600
三谷産業	19,000	346.000	6,574,000
コア商事ホールディングス	5,800	669.000	3,880,200
K P P グループホールディングス	24,800	655.000	16,244,000
ヤマタネ	4,500	4,440.000	19,980,000
泉州電業	6,500	4,395.000	28,567,500
トラスコ中山	20,300	1,971.000	40,011,300
オートバックスセブン	32,000	1,494.000	47,808,000
モリト	7,200	1,421.000	10,231,200
加藤産業	11,900	4,990.000	59,381,000
イエローハット	38,200	1,355.000	51,761,000
J Kホールディングス	7,800	1,024.000	7,987,200
日伝	6,400	2,882.000	18,444,800
杉本商事	8,600	1,562.000	13,433,200
因幡電機産業	27,000	3,761.000	101,547,000
東テク	9,700	2,592.000	25,142,400
ミスミグループ本社	148,500	1,963.500	291,579,750
スズケン	31,400	5,078.000	159,449,200
ジェコス	6,100	1,144.000	6,978,400
インターメスティック	5,500	1,603.000	8,816,500
サンエー	15,900	2,820.000	44,838,000

カワチ薬品	7,800	2,777.000	21,660,600
エービーシー・マート	42,400	2,658.500	112,720,400
ハードオフコーポレーション	4,100	1,873.000	7,679,300
アスクル	23,200	1,521.000	35,287,200
ゲオホールディングス	11,300	1,978.000	22,351,400
アダストリア	13,500	2,955.000	39,892,500
くら寿司	11,700	3,280.000	38,376,000
キャンドウ	4,200	3,705.000	15,561,000
パルグループホールディングス	22,300	4,000.000	89,200,000
エディオン	41,500	1,901.000	78,891,500
サーラコーポレーション	20,100	914.000	18,371,400
ハローズ	4,200	4,280.000	17,976,000
フジオフードグループ本社	12,800	1,221.000	15,628,800
あみやき亭	7,200	1,440.000	10,368,000
大黒天物産	3,500	7,580.000	26,530,000
ハニーズホールディングス	8,000	1,638.000	13,104,000
アルペン	9,000	2,359.000	21,231,000
クオールホールディングス	12,600	2,231.000	28,110,600
ジンズホールディングス	7,600	8,940.000	67,944,000
ビックカメラ	59,100	1,533.000	90,600,300
DCMホールディングス	56,200	1,358.000	76,319,600
ペッパーフードサービス	33,700	217.000	7,312,900
M o n o t a R O	141,600	2,700.000	382,320,000
J．フロント リテイリング	113,000	1,754.000	198,202,000
ドトール・日レスホールディングス	20,600	2,694.000	55,496,400
マツキヨココカラ&カンパニー	175,900	2,598.500	457,076,150
ブロンコビリー	5,400	3,570.000	19,278,000
Z O Z O	223,100	1,483.500	330,968,850
トレジャー・ファクトリー	6,800	2,006.000	13,640,800
物語コーポレーション	19,400	3,730.000	72,362,000
三越伊勢丹ホールディングス	146,700	1,817.500	266,627,250
H a m e e	4,900	1,209.000	5,924,100
ウエルシアホールディングス	51,400	2,480.000	127,472,000
クリエイトSDホールディングス	13,500	3,030.000	40,905,000
シュッピン	10,000	1,091.000	10,910,000
オイシックス・ラ・大地	16,500	1,499.000	24,733,500
ネクステージ	22,800	1,705.000	38,874,000
ジョイフル本田	25,700	2,031.000	52,196,700
エターナルホスピタリティグループ	3,800	2,866.000	10,890,800
ホットランドホールディングス	7,400	2,215.000	16,391,000
すかいらくホールディングス	133,900	2,947.500	394,670,250
S F Pホールディングス	4,800	2,178.000	10,454,400
綿半ホールディングス	7,300	1,651.000	12,052,300
ヨシックスホールディングス	2,700	2,779.000	7,503,300

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	45,300	926.000	41,947,800
あさひ	7,500	1,370.000	10,275,000
日本調剤	7,000	2,961.000	20,727,000
コスモス薬品	19,500	8,976.000	175,032,000
セブン&アイ・ホールディングス	1,092,700	2,119.000	2,315,431,300
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	73,900	1,414.000	104,494,600
ツルハホールディングス	17,200	11,335.000	194,962,000
サンマルクホールディングス	13,000	2,605.000	33,865,000
トリドールホールディングス	27,100	4,305.000	116,665,500
TOKYO BASE	11,600	261.000	3,027,600
JMホールディングス	6,900	2,483.000	17,132,700
アレンザホールディングス	6,500	1,051.000	6,831,500
串カツ田中ホールディングス	2,200	1,396.000	3,071,200
バロックジャパンリミテッド	9,500	737.000	7,001,500
クスリのアオキホールディングス	25,700	3,291.000	84,578,700
力の源ホールディングス	7,600	1,312.000	9,971,200
FOOD & LIFE COMPANIES	58,400	5,058.000	295,387,200
メディカルシステムネットワーク	12,000	467.000	5,604,000
ノジマ	31,900	2,543.000	81,121,700
カップ・クリエイト	15,600	1,487.000	23,197,200
良品計画	107,800	4,930.000	531,454,000
アドヴァングループ	6,400	813.000	5,203,200
アルビス	2,600	2,984.000	7,758,400
G-7ホールディングス	10,600	1,439.000	15,253,400
イオン北海道	31,800	875.000	27,825,000
コジマ	18,900	988.000	18,673,200
コーナン商事	11,700	3,775.000	44,167,500
エコス	3,600	2,451.000	8,823,600
ワタミ	11,500	1,139.000	13,098,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	199,900	4,323.000	864,167,700
西松屋チェーン	21,100	2,225.000	46,947,500
ゼンショーホールディングス	56,600	8,880.000	502,608,000
幸楽苑	9,400	1,047.000	9,841,800
サイゼリヤ	14,400	4,610.000	66,384,000
VTホールディングス	37,700	506.000	19,076,200
魚力	600	2,460.000	1,476,000
フジ・コーポレーション	4,500	1,886.000	8,487,000
ユナイテッドアローズ	10,600	2,242.000	23,765,200
ハイデイ日高	15,300	3,115.000	47,659,500
コロワイド	55,600	1,828.500	101,664,600
壱番屋	37,700	963.000	36,305,100
スギホールディングス	52,600	2,962.500	155,827,500

薬王堂ホールディングス	4,800	2,022.000	9,705,600
ダブルユー	1,900	1,290.000	2,451,000
スクロール	13,200	1,013.000	13,371,600
ヨンドシーホールディングス	8,100	1,753.000	14,199,300
木曽路	13,600	2,330.000	31,688,000
S R Sホールディングス	14,900	1,204.000	17,939,600
リテールパートナーズ	14,400	1,378.000	19,843,200
上新電機	9,600	2,219.000	21,302,400
日本瓦斯	46,500	2,577.000	119,830,500
ロイヤルホールディングス	17,000	2,611.000	44,387,000
チヨダ	9,800	1,224.000	11,995,200
ライフコーポレーション	25,200	2,058.000	51,861,600
リンガーハット	12,100	2,248.000	27,200,800
M r M a x H D	12,000	680.000	8,160,000
A O K Iホールディングス	27,300	1,261.000	34,425,300
オークワ	17,100	905.000	15,475,500
コメリ	14,100	2,969.000	41,862,900
青山商事	21,100	2,072.000	43,719,200
しまむら	22,700	9,384.000	213,016,800
高島屋	135,300	1,102.000	149,100,600
松屋	16,500	932.000	15,378,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	47,200	1,927.000	90,954,400
近鉄百貨店	5,600	2,005.000	11,228,000
丸井グループ	65,200	2,824.500	184,157,400
アクシアル リテイリング	24,600	1,100.000	27,060,000
イオン	365,600	4,161.000	1,521,261,600
イズミ	15,100	3,267.000	49,331,700
平和堂	15,700	2,668.000	41,887,600
フジ	18,500	2,079.000	38,461,500
ヤオコー	11,500	9,535.000	109,652,500
ゼビオホールディングス	13,700	1,272.000	17,426,400
ケーズホールディングス	66,500	1,352.000	89,908,000
シルバーライフ	2,500	748.000	1,870,000
G e n k y D r u g S t o r e s	8,400	3,205.000	26,922,000
ブックオフグループホールディングス	7,700	1,513.000	11,650,100
ギフトホールディングス	4,900	3,605.000	17,664,500
アインホールディングス	10,000	5,570.000	55,700,000
GENKI GLOBAL DINING CO NCEPTS	5,800	3,305.000	19,169,000
ヤマダホールディングス	302,200	460.200	139,072,440
アークランズ	28,300	1,740.000	49,242,000
ニトリホールディングス	35,900	16,980.000	609,582,000
グルメ杵屋	7,600	1,009.000	7,668,400
ケーユーホールディングス	3,200	1,071.000	3,427,200

吉野家ホールディングス	38,000	3,143.000	119,434,000
松屋フーズホールディングス	4,600	6,010.000	27,646,000
サガミホールディングス	13,800	1,753.000	24,191,400
王将フードサービス	20,100	3,240.000	65,124,000
ミニストップ	8,400	1,829.000	15,363,600
アークス	16,800	2,880.000	48,384,000
パローホールディングス	17,700	2,548.000	45,099,600
ベルク	4,900	7,050.000	34,545,000
大 庄	5,500	1,126.000	6,193,000
ファーストリテイリング	66,600	47,960.000	3,194,136,000
サンドラッグ	32,900	4,706.000	154,827,400
サックスパー ホールディングス	8,000	827.000	6,616,000
ベルーナ	24,500	975.000	23,887,500
いよぎんホールディングス	117,800	1,589.500	187,243,100
しずおかフィナンシャルグループ	201,000	1,554.000	312,354,000
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	77,000	1,545.500	119,003,500
楽天銀行	42,500	5,901.000	250,792,500
京都フィナンシャルグループ	117,900	2,418.000	285,082,200
めぶきフィナンシャルグループ	453,500	676.000	306,566,000
東京きらぼしフィナンシャルグループ	11,200	5,460.000	61,152,000
九州フィナンシャルグループ	161,100	703.300	113,301,630
ゆうちょ銀行	757,500	1,439.500	1,090,421,250
富山第一銀行	27,500	1,091.000	30,002,500
コンコルディア・フィナンシャルグループ	484,900	903.900	438,301,110
西日本フィナンシャルホールディングス	55,200	2,020.000	111,504,000
三十三フィナンシャルグループ	8,100	2,267.000	18,362,700
第四北越フィナンシャルグループ	28,200	3,040.000	85,728,000
ひろぎんホールディングス	124,600	1,141.500	142,230,900
おきなわフィナンシャルグループ	7,400	2,446.000	18,100,400
十六フィナンシャルグループ	12,200	4,635.000	56,547,000
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,300.000	47,170,000
プロクレアホールディングス	11,200	1,608.000	18,009,600
あいちフィナンシャルグループ	17,900	2,686.000	48,079,400
あおぞら銀行	61,500	1,968.000	121,032,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,901,400	1,772.000	10,457,280,800
りそなホールディングス	1,133,600	1,086.000	1,231,089,600
三井住友トラストグループ	326,200	3,477.000	1,134,197,400
三井住友フィナンシャルグループ	1,901,800	3,357.000	6,384,342,600
千葉銀行	279,100	1,223.500	341,478,850
群馬銀行	156,300	1,163.500	181,855,050
武蔵野銀行	13,600	3,085.000	41,956,000
千葉興業銀行	21,400	1,200.000	25,680,000
筑波銀行	43,200	234.000	10,108,800
七十七銀行	29,100	4,327.000	125,915,700

秋田銀行	5,900	2,374.000	14,006,600
山形銀行	13,000	1,270.000	16,510,000
岩手銀行	5,800	2,829.000	16,408,200
東邦銀行	118,400	343.000	40,611,200
ふくおかフィナンシャルグループ	79,200	3,663.000	290,109,600
スルガ銀行	65,100	1,236.000	80,463,600
八十二銀行	210,000	1,042.500	218,925,000
山梨中央銀行	10,200	1,998.000	20,379,600
大垣共立銀行	18,500	2,278.000	42,143,000
福井銀行	8,400	1,728.000	14,515,200
清水銀行	4,700	1,396.000	6,561,200
滋賀銀行	14,000	5,660.000	79,240,000
南都銀行	13,900	3,795.000	52,750,500
百五銀行	81,900	672.000	55,036,800
紀陽銀行	32,900	2,381.000	78,334,900
ほくほくフィナンシャルグループ	51,100	2,453.500	125,373,850
山陰合同銀行	55,800	1,235.000	68,913,000
百十四銀行	8,700	3,240.000	28,188,000
四国銀行	13,600	1,164.000	15,830,400
阿波銀行	14,100	2,697.000	38,027,700
大分銀行	5,800	3,385.000	19,633,000
宮崎銀行	6,700	3,070.000	20,569,000
佐賀銀行	5,300	2,142.000	11,352,600
琉球銀行	21,200	1,054.000	22,344,800
セブン銀行	331,600	256.900	85,188,040
みずほフィナンシャルグループ	1,229,500	3,550.000	4,364,725,000
山口フィナンシャルグループ	88,200	1,630.500	143,810,100
名古屋銀行	5,500	7,290.000	40,095,000
北洋銀行	126,400	484.000	61,177,600
愛媛銀行	13,600	1,035.000	14,076,000
京葉銀行	39,500	814.000	32,153,000
栃木銀行	43,500	318.000	13,833,000
北日本銀行	3,100	2,990.000	9,269,000
東和銀行	15,200	602.000	9,150,400
トモニホールディングス	88,000	530.000	46,640,000
フィデアホールディングス	9,700	1,480.000	14,356,000
池田泉州ホールディングス	124,900	466.000	58,203,400
F P G	32,000	2,313.000	74,016,000
ジャパンインベストメントアドバイザー	17,900	1,634.000	29,248,600
S B I ホールディングス	146,900	3,749.000	550,728,100
ジャフコ グループ	27,400	2,424.000	66,417,600
大和証券グループ本社	651,400	960.000	625,344,000
野村ホールディングス	1,536,000	791.900	1,216,358,400
岡三証券グループ	72,800	625.000	45,500,000

丸三証券	29,100	862.000	25,084,200
東洋証券	31,900	448.000	14,291,200
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	112,200	476.000	53,407,200
水戸証券	25,200	519.000	13,078,800
いちよし証券	17,500	727.000	12,722,500
松井証券	62,000	743.000	46,066,000
マネックスグループ	94,500	696.000	65,772,000
極東証券	12,300	1,360.000	16,728,000
岩井コスモホールディングス	10,800	2,107.000	22,755,600
アイザワ証券グループ	13,600	1,296.000	17,625,600
スパークス・グループ	9,200	1,430.000	13,156,000
かんぽ生命保険	106,800	2,800.500	299,093,400
F P パートナー	4,100	2,458.000	10,077,800
S O M P O ホールディングス	449,800	4,596.000	2,067,280,800
アニコム ホールディングス	35,300	595.000	21,003,500
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	673,900	3,230.000	2,176,697,000
第一生命ホールディングス	1,687,500	995.400	1,679,737,500
東京海上ホールディングス	878,400	5,617.000	4,933,972,800
T & D ホールディングス	245,300	2,990.500	733,569,650
全国保証	48,000	3,094.000	148,512,000
ジェイリース	7,100	1,358.000	9,641,800
S B I アルヒ	11,000	784.000	8,624,000
プレミアグループ	16,300	2,125.000	34,637,500
ネットプロテクションズホールディングス	36,400	461.000	16,780,400
クレディセゾン	57,600	3,320.000	191,232,000
芙蓉総合リース	25,500	3,992.000	101,796,000
みずほリース	69,300	1,046.000	72,487,800
東京センチュリー	68,800	1,499.500	103,165,600
日本証券金融	36,600	1,691.000	61,890,600
アイフル	150,900	353.000	53,267,700
リコーリース	8,300	5,460.000	45,318,000
イオンフィナンシャルサービス	53,500	1,170.000	62,595,000
アコム	215,200	392.200	84,401,440
ジャックス	10,800	3,780.000	40,824,000
オリエントコーポレーション	29,700	782.000	23,225,400
オリックス	526,500	2,838.000	1,494,207,000
三菱HCキャピタル	455,600	1,008.000	459,244,800
日本取引所グループ	548,200	1,591.500	872,460,300
イー・ギャランティ	18,600	1,769.000	32,903,400
NECキャピタルソリューション	4,200	3,975.000	16,695,000
R o b o t H o m e	32,000	168.000	5,376,000
大東建託	31,000	15,645.000	484,995,000
いちご	96,700	387.000	37,422,900

日本駐車場開発	112,200	236.000	26,479,200
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	965.000	10,615,000
S R Eホールディングス	4,000	3,470.000	13,880,000
ヒューリック	212,900	1,482.500	315,624,250
野村不動産ホールディングス	284,000	859.100	243,984,400
三重交通グループホールディングス	20,600	505.000	10,403,000
ディア・ライフ	14,200	1,104.000	15,676,800
地主	8,300	2,052.000	17,031,600
J P M C	5,400	1,153.000	6,226,200
フージャースホールディングス	12,200	1,190.000	14,518,000
オープンハウスグループ	30,300	6,252.000	189,435,600
東急不動産ホールディングス	274,100	996.200	273,058,420
飯田グループホールディングス	87,200	2,261.000	197,159,200
A n d D oホールディングス	6,200	1,359.000	8,425,800
ケイアイスター不動産	5,000	4,890.000	24,450,000
グッドコムアセット	8,900	1,197.000	10,653,300
ジェイ・エス・ビー	4,400	3,445.000	15,158,000
ロードスターキャピタル	5,900	2,503.000	14,767,700
霞ヶ関キャピタル	3,800	12,340.000	46,892,000
パーク 2 4	71,500	2,029.000	145,073,500
パラカ	3,200	1,885.000	6,032,000
宮越ホールディングス	4,600	1,251.000	5,754,600
三井不動産	1,264,400	1,422.500	1,798,609,000
三菱地所	524,900	2,492.000	1,308,050,800
平和不動産	14,700	4,730.000	69,531,000
東京建物	79,700	2,542.500	202,637,250
京阪神ビルディング	19,700	1,513.000	29,806,100
住友不動産	149,800	5,324.000	797,535,200
テーオーシー	18,100	633.000	11,457,300
レオパレス 2 1	81,100	582.000	47,200,200
スターツコーポレーション	14,400	3,885.000	55,944,000
フジ住宅	10,800	707.000	7,635,600
空港施設	12,000	679.000	8,148,000
明和地所	7,200	934.000	6,724,800
ゴールドクレスト	8,200	3,285.000	26,937,000
エスリード	4,000	4,260.000	17,040,000
日神グループホールディングス	15,200	514.000	7,812,800
日本エスコン	23,100	1,074.000	24,809,400
M I R A R T Hホールディングス	52,600	496.000	26,089,600
イオンモール	58,000	2,691.000	156,078,000
カチタス	24,300	2,091.000	50,811,300
トーセイ	14,800	2,405.000	35,594,000
サンフロンティア不動産	14,200	1,951.000	27,704,200
F J ネクストホールディングス	8,800	1,205.000	10,604,000

グランディハウス	5,900	545.000	3,215,500
日本空港ビルデング	32,400	4,088.000	132,451,200
L I F U L L	36,500	149.000	5,438,500
M I X I	19,400	3,150.000	61,110,000
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	815.000	26,080,000
日本M&Aセンターホールディングス	146,800	586.400	86,083,520
メンバーズ	4,400	1,137.000	5,002,800
UTグループ	12,400	1,995.000	24,738,000
アイティメディア	4,600	1,539.000	7,079,400
ケアネット	20,100	725.000	14,572,500
E・Jホールディングス	5,400	1,606.000	8,672,400
オープンアップグループ	31,300	1,837.000	57,498,100
コシダカホールディングス	33,100	1,008.000	33,364,800
パソナグループ	11,700	2,196.000	25,693,200
リンクアンドモチベーション	26,700	562.000	15,005,400
エス・エム・エス	39,300	1,192.000	46,845,600
パーソルホールディングス	876,300	254.100	222,667,830
クックパッド	27,200	166.000	4,515,200
学情	4,700	1,642.000	7,717,400
スタジオアリス	4,800	2,107.000	10,113,600
N J S	2,200	3,920.000	8,624,000
総合警備保障	162,700	1,112.000	180,922,400
カカクコム	70,800	2,511.500	177,814,200
セントケア・ホールディング	7,500	772.000	5,790,000
ルネサンス	7,900	1,050.000	8,295,000
ディップ	16,400	2,060.000	33,784,000
デジタルホールディングス	6,000	1,323.000	7,938,000
新日本科学	10,100	1,405.000	14,190,500
エムスリー	189,800	1,775.500	336,989,900
ワールドホールディングス	4,200	1,994.000	8,374,800
ディー・エヌ・エー	38,500	3,720.000	143,220,000
博報堂DYホールディングス	112,400	1,075.000	120,830,000
タカミヤ	13,200	393.000	5,187,600
ファンコミュニケーションズ	15,000	418.000	6,270,000
ライク	4,800	1,493.000	7,166,400
エスプール	31,200	295.000	9,204,000
WDBホールディングス	4,500	1,812.000	8,154,000
アドウェイズ	14,300	272.000	3,889,600
バリューコマース	8,700	805.000	7,003,500
インフォマート	94,600	376.000	35,569,600
J Pホールディングス	26,200	619.000	16,217,800
CLホールディングス	1,900	792.000	1,504,800
プレステージ・インターナショナル	43,300	681.000	29,487,300
アミューズ	6,800	1,610.000	10,948,000

ドリームインキュベータ	3,100	3,250.000	10,075,000
クイック	6,900	1,985.000	13,696,500
電通グループ	102,900	2,974.000	306,024,600
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	872.000	3,924,000
ぴあ	3,600	2,648.000	9,532,800
イオンファンタジー	4,500	2,359.000	10,615,500
シーティーエス	15,100	789.000	11,913,900
H. U. グループホールディングス	31,000	2,723.500	84,428,500
アルプス技研	8,200	2,698.000	22,123,600
日本空調サービス	10,200	1,003.000	10,230,600
オリエンタルランド	567,200	3,145.000	1,783,844,000
ダスキン	21,500	3,754.000	80,711,000
明光ネットワークジャパン	13,800	726.000	10,018,800
ファルコホールディングス	4,900	2,315.000	11,343,500
ラウンドワン	89,500	882.000	78,939,000
リゾートトラスト	76,200	1,465.000	111,633,000
ビー・エム・エル	11,500	2,957.000	34,005,500
リソー教育	61,800	243.000	15,017,400
早稲田アカデミー	5,500	2,191.000	12,050,500
ユー・エス・エス	197,200	1,403.500	276,770,200
東京個別指導学院	19,000	317.000	6,023,000
サイバーエージェント	198,700	1,201.500	238,738,050
楽天グループ	689,000	824.800	568,287,200
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,595.000	8,134,500
S B I グローバルアセットマネジメント	18,000	636.000	11,448,000
テー・オー・ダブリュー	23,800	315.000	7,497,000
GMOインターネット	4,000	2,530.000	10,120,000
山田コンサルティンググループ	4,500	1,736.000	7,812,000
セントラルスポーツ	3,700	2,420.000	8,954,000
フルキャストホールディングス	8,800	1,593.000	14,018,400
エン・ジャパン	15,200	1,625.000	24,700,000
テクノプロ・ホールディングス	60,100	3,173.000	190,697,300
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	696.000	3,758,400
K e e P e r 技研	5,700	4,190.000	23,883,000
G u n o s y	9,200	610.000	5,612,000
イー・ガーディアン	4,500	2,203.000	9,913,500
ジャパンマテリアル	28,700	1,167.000	33,492,900
ベクトル	12,700	897.000	11,391,900
チャーム・ケア・コーポレーション	8,000	1,250.000	10,000,000
キャリアリンク	3,600	2,079.000	7,484,400
I B J	8,600	658.000	5,658,800
アサンテ	5,200	1,602.000	8,330,400
バリューHR	8,700	1,550.000	13,485,000
M&Aキャピタルパートナーズ	8,700	2,808.000	24,429,600

ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,015.000	6,293,000
シングマックス・ホールディングス	27,500	1,028.000	28,270,000
ウィルグループ	7,000	968.000	6,776,000
メドピア	9,400	451.000	4,239,400
リクルートホールディングス	709,400	7,560.000	5,363,064,000
エラン	12,000	709.000	8,508,000
日本郵政	1,075,700	1,375.500	1,479,625,350
ベルシステム24ホールディングス	11,300	1,178.000	13,311,400
鎌倉新書	9,900	467.000	4,623,300
エアトリ	7,300	944.000	6,891,200
アトラエ	7,800	688.000	5,366,400
ストライク	4,500	2,930.000	13,185,000
ソラスト	26,200	445.000	11,659,000
セラク	2,800	1,424.000	3,987,200
インソース	20,100	908.000	18,250,800
ベイカレント	70,900	7,532.000	534,018,800
Orchestra Holdings	2,500	738.000	1,845,000
アイモバイル	14,100	548.000	7,726,800
MS-Japan	4,000	912.000	3,648,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	36,800	3,085.000	113,528,000
エル・ティール・エス	1,400	2,143.000	3,000,200
ミダックホールディングス	6,000	2,265.000	13,590,000
キュービーネットホールディングス	5,900	1,092.000	6,442,800
オープングループ	16,600	306.000	5,079,600
マネジメントソリューションズ	4,700	1,906.000	8,958,200
プロレド・パートナーズ	7,400	379.000	2,804,600
フロンティア・マネジメント	3,600	717.000	2,581,200
アンビスホールディングス	23,900	464.000	11,089,600
カーブスホールディングス	25,700	685.000	17,604,500
フォーラムエンジニアリング	13,000	1,015.000	13,195,000
FAST FITNESS JAPAN	3,800	1,427.000	5,422,600
Macbee Planet	5,600	2,859.000	16,010,400
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	233.000	3,215,400
ポピンズ	1,600	1,126.000	1,801,600
LITALICO	8,700	1,241.000	10,796,700
リログループ	55,700	1,837.000	102,320,900
東祥	9,200	559.000	5,142,800
ビーウィズ	2,500	1,675.000	4,187,500
TREホールディングス	21,900	1,554.000	34,032,600
人・夢・技術グループ	3,700	1,769.000	6,545,300
NISSOホールディングス	9,000	673.000	6,057,000
大栄環境	20,700	2,923.000	60,506,100
GENOVA	3,200	969.000	3,100,800
日本管財ホールディングス	9,300	2,731.000	25,398,300

M&A総研ホールディングス	12,100	1,269.000	15,354,900	
エイチ・アイ・エス	34,000	1,699.000	57,766,000	
共立メンテナンス	32,500	2,983.000	96,947,500	
イチネンホールディングス	9,100	1,663.000	15,133,300	
建設技術研究所	9,200	2,391.000	21,997,200	
スペース	7,100	1,090.000	7,739,000	
燦ホールディングス	8,500	1,187.000	10,089,500	
スバル興業	3,400	3,215.000	10,931,000	
タナベコンサルティンググループ	5,800	794.000	4,605,200	
ナガワ	2,700	6,210.000	16,767,000	
東京都競馬	7,600	4,170.000	31,692,000	
カナモト	14,500	3,150.000	45,675,000	
ニシオホールディングス	8,300	4,065.000	33,739,500	
トランス・コスモス	11,800	3,130.000	36,934,000	
乃村工藝社	41,100	838.000	34,441,800	
藤田観光	4,200	8,860.000	37,212,000	
トーカイ	8,100	2,127.000	17,228,700	
セコム	193,700	5,218.000	1,010,726,600	
セントラル警備保障	5,000	2,730.000	13,650,000	
丹青社	19,900	1,041.000	20,715,900	
メイテックグループホールディングス	35,200	2,923.000	102,889,600	
応用地質	8,700	2,615.000	22,750,500	
船井総研ホールディングス	18,500	2,280.000	42,180,000	
学究社	4,200	2,182.000	9,164,400	
ナック	5,500	618.000	3,399,000	
ダイセキ	22,700	3,665.000	83,195,500	
ステップ	3,200	2,300.000	7,360,000	
合 計	178,621,300		352,014,477,900	

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	10,607,585,841
金銭信託	2,342,093
コール・ローン	645,181,489
株式	839,101,903,047

投資証券	16,432,492,354
派生商品評価勘定	308,752,349
未収入金	514,283
未収配当金	1,175,732,870
差入委託証拠金	5,768,235,656
流動資産合計	874,042,739,982
資産合計	874,042,739,982
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	325,879,099
未払解約金	310,703,797
流動負債合計	636,582,896
負債合計	636,582,896
純資産の部	
元本等	
元本	96,858,470,640
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	776,547,686,446
元本等合計	873,406,157,086
純資産合計	873,406,157,086
負債純資産合計	874,042,739,982

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	96,858,470,640 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 9.0173 円 (1 万口当たりの純資産額 90,173 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について

	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				

	買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN25	14,068,386,402	-	14,032,076,696	△36,309,706
	SPI 200 FUTURES JUN25	506,288,094	-	518,737,632	12,449,538
	FTSE 100 IDX FUT JUN25	735,654,314	-	739,595,056	3,940,742
	EURO STOXX 50 JUN25	2,597,467,769	-	2,598,937,661	1,469,892
	小計	17,907,796,579	-	17,889,347,045	△18,449,534
	合 計	17,907,796,579	-	17,889,347,045	△18,449,534

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	558,393,479	-	560,527,982	2,134,503
	イギリス・ポンド	46,663,075	-	46,980,096	317,021
	スウェーデン・クローナ	45,471,290	-	45,656,526	185,236
	小計	650,527,844	-	653,164,604	2,636,760
	売建				
	スイス・フラン	87,206,570	-	87,801,474	△594,904
	ユーロ	177,084,670	-	177,803,743	△719,073
	小計	264,291,240	-	265,605,217	△1,313,977
	合 計	914,819,084	-	918,769,821	1,322,783

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもと

に計算したレートを用いております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	86,027,780,587 円
同期中における追加設定元本額	19,089,021,033 円
同期中における一部解約元本額	8,258,330,980 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	48,430,987,656 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	255,486,910 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	970,653,188 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	776,724,809 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	29,487,586 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	657,918 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	2,458,990 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	8,213,996 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	28,985,667 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040 (4 資産タイプ)	36,906,216 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2045 (4 資産タイプ)	91,555,109 円
外国株式指数ファンド	1,296,849,802 円
三井住友・DC つみたて NISA・全海外株インデックスファンド	26,521,251,991 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	29,743,224 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	66,972,179 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	40,915,188 円
イオン・バランス戦略ファンド	9,674,789 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	43,117,142 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	172,289,422 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	159,735,995 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	647,216,699 円

三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	396,617,230 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	586,832,417 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	84,485,487 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	3,872,290,420 円
三井住友DS・年金バランス３０（債券重点型）	12,790,182 円
三井住友DS・年金バランス５０（標準型）	64,738,272 円
三井住友DS・年金バランス７０（株式重点型）	65,761,822 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０６０	10,854,577 円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	3,324,761,125 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	159,408,418 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,915,516,180 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	226,491,987 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０３５	21,995,598 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０４０	14,809,066 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０４５	15,832,235 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０５５	11,321,787 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０６５	9,089,738 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	128,427 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	6,078,040 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	41,862,144 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	43,977,498 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	16,404,198 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	572,211 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,972,280 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	3,137,811 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	3,906,945 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	6,802,021 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０７０	104,784 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	197,813,902 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,756,118 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	7,334,511 円
SMAM・バランスファンドVA２５＜適格機関投資家専用＞	180,528,779 円
SMAM・バランスファンドVA３７．５＜適格機関投資家専用＞	392,044,222 円
SMAM・バランスファンドVA５０＜適格機関投資家専用＞	1,809,414,813 円
SMAM・バランスファンドVL３０＜適格機関投資家限定＞	6,010,754 円
SMAM・バランスファンドVL５０＜適格機関投資家限定＞	28,743,672 円
SMAM・バランスファンドVA７５＜適格機関投資家専用＞	298,247,989 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	22,078,788 円
SMAM・インデックス・バランスVA２５＜適格機関投資家専用＞	48,353,362 円
SMAM・インデックス・バランスVA５０＜適格機関投資家専用＞	259,996,587 円
SMAM・バランスファンドVA４０＜適格機関投資家専用＞	158,557,910 円
SMAM・バランスファンドVA３５＜適格機関投資家専用＞	343,635,186 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	150,840,603 円
SMAM・グローバルバランス４０VA＜適格機関投資家限定＞	33,779,006 円

SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	3,366,872 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	3,140,589 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,215,998 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	7,824,905 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	27,904,070 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	60,421,981 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	26,655,358 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	103,784,953 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	36,661,949 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	36,731,354 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	18,416,031 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	11,607,900 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	17,761,571 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	
>	23,413,531 円
合 計	96,858,470,640 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通 貨	銘 柄	株 数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES CO	87,866	36.450	3,202,715.70	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	233.180	5,009,172.76	
	CHEVRON CORP	159,365	138.730	22,108,706.45	
	CONOCOPHILLIPS	121,258	91.720	11,121,783.76	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	25.370	1,861,523.75	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	31.350	1,719,359.40	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	136.760	2,396,035.20	
	EOG RESOURCES INC	53,473	113.070	6,046,192.11	
	EQT CORP	55,692	50.240	2,797,966.08	
	EXPAND ENERGY CORP	17,398	105.300	1,832,009.40	
	EXXON MOBIL CORP	408,498	108.570	44,350,627.86	
	HALLIBURTON CO	76,654	20.850	1,598,235.90	
	HESS CORP	26,211	132.340	3,468,763.74	
	KINDER MORGAN INC	186,585	26.850	5,009,807.25	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	137.440	4,182,436.64	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	65,377	40.360	2,638,615.72	
	ONEOK INC	56,852	86.310	4,906,896.12	
	OVINTIV INC	23,075	34.670	800,010.25	
	PHILLIPS 66	39,040	103.970	4,058,988.80	

SCHLUMBERGER LTD	132,013	34.520	4,557,088.76	
TARGA RESOURCES CORP	18,523	177.620	3,290,055.26	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,661	1,334.630	2,216,820.43	
VALERO ENERGY CORP	27,819	113.870	3,167,749.53	
WILLIAMS COS INC	112,855	59.030	6,661,830.65	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	20,558	267.110	5,491,247.38	
ALBEMARLE CORP	11,981	57.730	691,663.13	
AMCOR PLC	122,899	9.540	1,172,456.46	
AVERY DENNISON CORP	6,759	170.750	1,154,099.25	
BALL CORP	28,423	50.560	1,437,066.88	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	78.470	1,437,178.05	
CORTEVA INC	66,394	61.470	4,081,239.18	
CRH PLC	63,238	92.440	5,845,720.72	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	89.310	840,675.03	
DOW INC	68,728	30.020	2,063,214.56	
DUPONT DE NEMOURS INC	38,827	65.690	2,550,545.63	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	75.840	721,769.28	
ECOLAB INC	23,028	238.140	5,483,887.92	
FREEPORT-MCMORAN INC	131,805	37.350	4,922,916.75	
INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	47.350	2,162,237.75	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	76.240	1,907,829.76	
LINDE PLC	44,172	448.400	19,806,724.80	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	59.440	1,317,487.60	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,394	504.440	2,720,949.36	
NEWMONT CORP	110,099	53.940	5,938,740.06	
NUCOR CORP	20,787	115.720	2,405,471.64	
PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	184.820	1,583,722.58	
PPG INDUSTRIES INC	21,291	102.570	2,183,817.87	
RELIANCE INC	5,040	284.250	1,432,620.00	
RPM INTERNATIONAL INC	13,006	104.440	1,358,346.64	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	22,475	331.620	7,453,159.50	
SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	42.230	1,986,034.67	
STEEL DYNAMICS INC	12,713	127.340	1,618,873.42	
VULCAN MATERIALS CO	12,521	247.040	3,093,187.84	
WESTLAKE CORP	4,430	93.390	413,717.70	
3M CO	50,826	137.320	6,979,426.32	
AECOM	13,635	97.340	1,327,230.90	
AERCAP HOLDINGS NV	18,294	103.300	1,889,770.20	
ALLEGION PLC	6,843	136.490	934,001.07	
AMETEK INC	20,578	166.690	3,430,146.82	
AXON ENTERPRISE INC	6,576	603.780	3,970,457.28	
BOEING CO/THE	70,597	177.950	12,562,736.15	

BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	121.350	1,189,351.35	
CARLISLE COS INC	4,354	375.000	1,632,750.00	
CARRIER GLOBAL CORP	72,815	60.060	4,373,268.90	
CATERPILLAR INC	45,403	306.450	13,913,749.35	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	11.640	1,019,210.04	
CUMMINS INC	12,497	293.260	3,664,870.22	
DEERE & CO	23,649	459.300	10,861,985.70	
DOVER CORP	12,242	169.010	2,069,020.42	
EATON CORP PLC	36,320	288.820	10,489,942.40	
EMCOR GROUP INC	4,293	410.240	1,761,160.32	
EMERSON ELECTRIC CO	52,927	105.280	5,572,154.56	
FASTENAL CO	52,052	80.730	4,202,157.96	
FERGUSON ENTERPRISES INC	18,035	169.450	3,056,030.75	
FORTIVE CORP	34,421	68.920	2,372,295.32	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	53.560	570,306.88	
GE VERNOVA INC	25,628	372.420	9,544,379.76	
GENERAL DYNAMICS CORP	22,471	271.970	6,111,437.87	
GENERAL ELECTRIC	101,480	198.430	20,136,676.40	
GRACO INC	15,068	81.360	1,225,932.48	
HEICO CORP	4,483	246.010	1,102,862.83	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	198.550	1,309,040.15	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	61,301	199.160	12,208,707.16	
HOWMET AEROSPACE INC	36,463	135.760	4,950,216.88	
HUBBELL INC	4,737	359.840	1,704,562.08	
IDEX CORP	6,048	173.000	1,046,304.00	
ILLINOIS TOOL WORKS	27,919	239.500	6,686,600.50	
INGERSOLL-RAND INC	38,066	74.980	2,854,188.68	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	16,600	44.400	737,040.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	63,476	81.070	5,145,999.32	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	216.080	3,850,761.68	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	527.310	1,450,102.50	
LOCKHEED MARTIN CORP	20,024	477.640	9,564,263.36	
MASCO CORP	19,187	60.420	1,159,278.54	
NORDSON CORP	5,282	188.220	994,178.04	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	473.200	6,199,393.20	
OTIS WORLDWIDE CORP	35,270	92.930	3,277,641.10	
OWENS CORNING	7,597	144.080	1,094,575.76	
PACCAR INC	47,203	91.890	4,337,483.67	
PARKER HANNIFIN CORP	12,065	598.020	7,215,111.30	
PENTAIR PLC	15,664	90.000	1,409,760.00	
QUANTA SERVICES INC	13,102	287.340	3,764,728.68	
ROCKWELL AUTOMATION INC	9,863	248.380	2,449,771.94	

RTX CORP	125,134	125.220	15,669,279.48	
SMITH (A.O.) CORP	10,652	64.990	692,273.48	
SNAP-ON INC	5,235	308.760	1,616,358.60	
STANLEY BLACK & DECKER INC	12,917	61.580	795,428.86	
TEXTRON INC	14,870	68.420	1,017,405.40	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	21,148	347.970	7,358,869.56	
TRANSDIGM GROUP INC	5,366	1,378.130	7,395,045.58	
UNITED RENTALS INC	6,163	633.600	3,904,876.80	
VERTIV HOLDINGS CO-A	32,504	86.950	2,826,222.80	
WABTEC CORP	15,150	184.030	2,788,054.50	
WATSCO INC	3,112	456.080	1,419,320.96	
WW GRAINGER INC	4,106	1,013.870	4,162,950.22	
XYLEM INC	22,408	116.100	2,601,568.80	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	37,993	291.760	11,084,837.68	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	119.590	1,272,078.83	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,783	237.720	2,563,334.76	
CINTAS CORP	33,480	208.400	6,977,232.00	
COPART INC	80,906	60.900	4,927,175.40	
DAYFORCE INC	16,385	57.810	947,216.85	
EQUIFAX INC	12,025	256.480	3,084,172.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	121.570	1,263,477.01	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	145.710	1,661,531.13	
PAYCHEX INC	30,408	143.210	4,354,729.68	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	227.600	1,235,185.20	
REPUBLIC SERVICES INC	19,598	243.560	4,773,288.88	
ROLLINS INC	25,137	55.310	1,390,327.47	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	72.690	1,403,934.66	
TRANSUNION	18,291	82.090	1,501,508.19	
VERALTO CORP	22,013	92.310	2,032,020.03	
VERISK ANALYTICS INC	12,690	286.050	3,629,974.50	
WASTE CONNECTIONS INC	24,689	194.470	4,801,269.83	
WASTE MANAGEMENT INC	37,648	228.310	8,595,414.88	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	89.750	1,124,118.75	
CSX CORP	179,500	27.840	4,997,280.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	41.580	590,103.36	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	108.580	1,437,273.46	
FEDEX CORP	20,814	211.560	4,403,409.84	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	216,253	4.780	1,033,689.34	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	129.730	1,109,191.50	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,798	221.710	4,832,834.58	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	146.740	2,666,265.80	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	26.490	372,369.93	

UBER TECHNOLOGIES INC	178,546	77.750	13,881,951.50	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	54.360	318,006.00	
UNION PACIFIC CORP	56,606	213.290	12,073,493.74	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	8,414	68.200	573,834.80	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	68,522	97.910	6,708,989.02	
APTIV PLC	23,575	55.930	1,318,549.75	
FORD MOTOR CO	367,930	10.040	3,694,017.20	
GENERAL MOTORS CO	99,425	47.110	4,683,911.75	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	12.620	909,548.64	
TESLA INC	269,036	284.950	76,661,808.20	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	109.190	1,454,410.80	
DR HORTON INC	26,159	124.560	3,258,365.04	
GARMIN LTD	13,282	198.960	2,642,586.72	
LENNAR CORP-A	21,335	107.630	2,296,286.05	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	267.900	2,755,887.30	
NIKE INC -CL B	111,643	57.620	6,432,869.66	
NVR INC	297	7,071.420	2,100,211.74	
PULTEGROUP INC	17,535	101.880	1,786,465.80	
AIRBNB INC-CLASS A	41,722	122.510	5,111,362.22	
BOOKING HOLDINGS INC	3,053	4,838.440	14,771,757.32	
CARNIVAL CORP	100,720	18.600	1,873,392.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	51.780	6,534,118.20	
DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	199.100	2,343,606.10	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	487.580	1,401,792.50	
DOORDASH INC - A	32,664	187.760	6,132,992.64	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	33.790	1,294,967.96	
EXPEDIA GROUP INC	12,455	160.110	1,994,170.05	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	15,951	233.150	3,718,975.65	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	219.620	5,124,832.70	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	112.780	380,181.38	
LAS VEGAS SANDS CORP	35,621	35.890	1,278,437.69	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	236.200	5,337,883.80	
MCDONALD'S CORP	67,194	316.740	21,283,027.56	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	31.670	703,010.66	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	23,729	211.970	5,029,836.13	
STARBUCKS CORP	105,735	83.810	8,861,650.35	
WYNN RESORTS LTD	7,730	82.110	634,710.30	
YUM! BRANDS INC	25,236	147.300	3,717,262.80	
AMAZON.COM INC	880,017	188.990	166,314,412.83	
AUTOZONE INC	1,622	3,609.330	5,854,333.26	
BEST BUY CO INC	19,353	67.710	1,310,391.63	
BURLINGTON STORES INC	6,047	223.170	1,349,508.99	

CARMAX INC	14,212	65.030	924,206.36	
CARVANA CO	9,993	237.150	2,369,839.95	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	187.770	827,314.62	
EBAY INC	46,827	67.830	3,176,275.41	
GENUINE PARTS CO	12,304	116.640	1,435,138.56	
GLOBAL-E ONLINE LTD	10,267	36.220	371,870.74	
HOME DEPOT INC	92,765	357.580	33,170,908.70	
LKQ CORP	24,732	37.410	925,224.12	
LOWE'S COS INC	51,731	220.910	11,427,895.21	
MERCADOLIBRE INC	4,194	2,225.850	9,335,214.90	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,267	1,347.000	7,094,649.00	
POOL CORP	3,252	291.590	948,250.68	
ROSS STORES INC	29,519	139.710	4,124,099.49	
TJX COMPANIES INC	104,854	126.560	13,270,322.24	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	46,885	49.920	2,340,499.20	
ULTA BEAUTY INC	4,748	383.670	1,821,665.16	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	151.190	1,655,832.88	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	21.910	699,082.37	
COSTCO WHOLESALE CORP	41,237	977.160	40,295,146.92	
DOLLAR GENERAL CORP	18,277	93.560	1,709,996.12	
DOLLAR TREE INC	21,255	80.570	1,712,515.35	
KROGER CO	62,609	70.000	4,382,630.00	
SYSCO CORP	44,624	70.930	3,165,180.32	
TARGET CORP	41,397	96.580	3,998,122.26	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	11.010	581,416.08	
WALMART INC	412,421	95.090	39,217,112.89	
ALTRIA GROUP INC	159,964	58.260	9,319,502.64	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	48.250	2,040,444.25	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	33.960	629,890.08	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	80.910	998,672.13	
COCA-COLA CO/THE	378,121	71.910	27,190,681.11	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	19,969	87.880	1,754,875.72	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	24.450	971,202.90	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	185.350	2,964,302.55	
GENERAL MILLS INC	52,744	56.140	2,961,048.16	
HERSHEY CO/THE	12,733	163.280	2,079,044.24	
HORMEL FOODS CORP	25,536	29.700	758,419.20	
JM SMUCKER CO/THE	11,618	115.230	1,338,742.14	
KELLANOVA	25,249	82.620	2,086,072.38	
KEURIG DR PEPPER INC	106,561	34.400	3,665,698.40	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	29.490	2,428,000.17	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	74.540	1,640,550.86	

MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	56.800	933,394.40	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	65.590	8,240,662.01	
MONSTER BEVERAGE CORP	71,420	58.670	4,190,211.40	
PEPSICO INC	126,961	133.380	16,934,058.18	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	145,610	170.240	24,788,646.40	
THE CAMPBELL'S COMPANY	21,338	36.290	774,356.02	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	60.620	1,545,628.14	
CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	99.310	2,353,051.14	
CLOROX COMPANY	10,423	138.270	1,441,188.21	
COLGATE-PALMOLIVE CO	74,201	93.910	6,968,215.91	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	59.390	1,142,722.99	
KENVUE INC	175,284	23.010	4,033,284.84	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	131.610	4,162,297.86	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	219,881	161.020	35,405,238.62	
ABBOTT LABORATORIES	161,127	128.850	20,761,213.95	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	183.350	1,045,645.05	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	30.220	1,555,937.14	
BECTON DICKINSON AND CO	27,772	205.080	5,695,481.76	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	138,777	101.900	14,141,376.30	
CARDINAL HEALTH INC	20,986	137.560	2,886,834.16	
CENCORA INC	15,601	285.900	4,460,325.90	
CENTENE CORP	48,406	57.690	2,792,542.14	
COOPER COS INC/THE	17,340	80.890	1,402,632.60	
CVS HEALTH CORP	119,601	65.320	7,812,337.32	
DAVITA INC	4,138	139.560	577,499.28	
DEXCOM INC	38,418	71.660	2,753,033.88	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	76.040	4,400,510.84	
ELEVANCE HEALTH INC	21,328	421.680	8,993,591.04	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	44,527	68.420	3,046,537.34	
HCA HEALTHCARE INC	17,979	327.920	5,895,673.68	
HOLOGIC INC	19,730	58.020	1,144,734.60	
HUMANA INC	10,475	264.400	2,769,590.00	
IDEXX LABORATORIES INC	7,376	437.440	3,226,557.44	
INSULET CORP	6,832	260.710	1,781,170.72	
INTUITIVE SURGICAL INC	33,088	514.590	17,026,753.92	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	228.310	1,804,333.93	
MCKESSON CORP	11,625	695.000	8,079,375.00	
MEDTRONIC PLC	117,578	84.160	9,895,364.48	
MOLINA HEALTHCARE INC	5,999	314.510	1,886,745.49	
QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	173.760	1,676,262.72	
RESMED INC	14,203	235.880	3,350,203.64	
SOLVENTUM CORP	15,984	66.070	1,056,062.88	

STERIS PLC	9,126	225.000	2,053,350.00	
STRYKER CORP	31,341	365.060	11,441,345.46	
THE CIGNA GROUP	26,262	335.360	8,807,224.32	
UNITEDHEALTH GROUP INC	85,492	418.640	35,790,370.88	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	171.680	993,168.80	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,171	227.540	3,224,469.34	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	101.510	1,849,410.69	
ABBVIE INC	165,094	186.060	30,717,389.64	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	25,379	106.280	2,697,280.12	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	251.560	3,136,953.20	
AMGEN INC	50,553	280.840	14,197,304.52	
AVANTOR INC	56,039	12.930	724,584.27	
BIOGEN INC	12,779	118.840	1,518,656.36	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,017	63.300	1,140,476.10	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	242.630	419,264.64	
BIO-TECHNE CORP	13,296	50.240	667,991.04	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	189,034	47.900	9,054,728.60	
DANAHER CORP	59,282	197.140	11,686,853.48	
ELI LILLY & CO	74,961	884.540	66,306,002.94	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	45.460	616,892.20	
GILEAD SCIENCES INC	116,081	103.170	11,976,076.77	
ILLUMINA INC	14,966	77.350	1,157,620.10	
INCYTE CORP	15,899	59.160	940,584.84	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	150.280	2,602,699.32	
JOHNSON & JOHNSON	223,662	154.580	34,573,671.96	
MERCK & CO. INC.	234,182	82.740	19,376,218.68	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,098	1,061.790	2,227,635.42	
MODERNA INC	27,369	27.220	744,984.18	
NATERA INC	12,829	153.790	1,972,971.91	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	106.730	933,247.12	
PFIZER INC	533,607	22.920	12,230,272.44	
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,206	602.640	6,150,543.84	
REVVITY INC	10,411	94.290	981,653.19	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	41,090	32.200	1,323,098.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	115,351	14.870	1,715,269.37	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	35,533	424.240	15,074,519.92	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	291.380	1,030,611.06	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	23,625	493.840	11,666,970.00	
VIATRIS INC	99,736	8.130	810,853.68	
WATERS CORP	5,084	337.890	1,717,832.76	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	214.550	1,331,068.20	
ZOETIS INC	40,634	153.470	6,236,099.98	

BANK OF AMERICA CORP	640,301	39.690	25,413,546.69	
CITIGROUP INC	174,352	68.430	11,930,907.36	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	44,955	37.060	1,666,032.30	
FIFTH THIRD BANCORP	58,586	35.280	2,066,914.08	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,779.260	1,503,474.70	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	128,600	14.400	1,851,840.00	
JPMORGAN CHASE & CO	261,379	243.550	63,658,855.45	
KEYCORP	84,828	14.720	1,248,668.16	
M & T BANK CORP	14,423	167.390	2,414,265.97	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	37,362	158.460	5,920,382.52	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	20.280	1,603,924.92	
TRUIST FINANCIAL CORP	120,377	37.670	4,534,601.59	
US BANCORP	149,057	39.920	5,950,355.44	
WELLS FARGO & CO	308,004	69.730	21,477,118.92	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	32.920	662,975.88	
AMERICAN EXPRESS CO	51,793	264.810	13,715,304.33	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	465.940	4,132,887.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	36,928	133.400	4,926,195.20	
ARES MANAGEMENT CORP - A	16,991	153.880	2,614,575.08	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66,444	78.650	5,225,820.60	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	123,633	530.960	65,644,177.68	
BLACKROCK INC	13,512	907.690	12,264,707.28	
BLACKSTONE INC	65,772	132.860	8,738,467.92	
BLOCK INC	49,568	58.090	2,879,405.12	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	35,956	182.730	6,570,239.88	
CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	39.030	947,219.07	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	213.590	1,934,911.81	
CME GROUP INC	33,799	266.300	9,000,673.70	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	18,302	209.640	3,836,831.28	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	29.510	587,986.75	
CORPAY INC	6,278	322.030	2,021,704.34	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	23,994	184.860	4,435,530.84	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	49.680	1,562,436.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,797	424.470	1,611,712.59	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	79.260	3,773,093.04	
FISERV INC	52,646	177.530	9,346,244.38	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	18.720	407,684.16	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	87.850	585,081.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	72.480	1,772,860.80	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	29,468	544.860	16,055,934.48	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	11,030	169.280	1,867,158.40	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	53,838	163.230	8,787,976.74	

JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	170.930	1,046,091.60	
KKR & CO INC	57,052	113.630	6,482,818.76	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	314.540	2,322,877.90	
MASTERCARD INC - A	75,943	533.480	40,514,071.64	
MOODY'S CORP	15,529	438.620	6,811,329.98	
MORGAN STANLEY	113,689	116.010	13,189,060.89	
MSCI INC	7,510	535.360	4,020,553.60	
NASDAQ INC	41,014	75.360	3,090,815.04	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	91.590	1,538,070.87	
PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	65.340	5,950,513.80	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	137.370	2,350,675.44	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	58,327	49.450	2,884,270.15	
S&P GLOBAL INC	29,704	480.000	14,257,920.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	157,767	79.940	12,611,893.98	
SEI INVESTMENTS COMPANY	12,351	78.590	970,665.09	
STATE STREET CORP	25,474	87.380	2,225,918.12	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	51.420	1,969,128.90	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	88.440	1,819,829.88	
TOAST INC-CLASS A	35,993	36.100	1,299,347.30	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	135.290	1,597,774.90	
VISA INC-CLASS A SHARES	161,196	335.170	54,028,063.32	
AFLAC INC	48,525	107.940	5,237,788.50	
ALLSTATE CORP	25,179	192.910	4,857,280.89	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	126.490	968,280.95	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	59,503	81.220	4,832,833.66	
AON PLC-CLASS A	18,555	335.850	6,231,696.75	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	32,647	90.680	2,960,429.96	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	23,782	322.300	7,664,938.60	
ASSURANT INC	4,977	190.830	949,760.91	
BROWN & BROWN INC	24,228	114.440	2,772,652.32	
CHUBB LTD	35,193	279.110	9,822,718.23	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	133.690	1,771,526.19	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	361.850	811,991.40	
EVEREST GROUP LTD	3,547	353.150	1,252,623.05	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	62.650	1,562,303.05	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	25,592	118.760	3,039,305.92	
LOEWS CORP	16,971	85.270	1,447,117.17	
MARKEL GROUP INC	1,175	1,803.150	2,118,701.25	
MARSH & MCLENNAN COS	45,913	219.240	10,065,966.12	
METLIFE INC	52,395	75.190	3,939,580.05	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	73.460	1,429,384.68	
PROGRESSIVE CORP	55,112	265.010	14,605,231.12	

PRUDENTIAL FINANCIAL INC	32,008	102.900	3,293,623.20	
TRAVELERS COS INC/THE	21,211	259.160	5,497,042.76	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	8,848	302.190	2,673,777.12	
WR BERKLEY CORP	27,229	70.480	1,919,099.92	
ACCENTURE PLC-CL A	58,633	293.390	17,202,335.87	
ADOBE INC	39,973	367.720	14,698,871.56	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	79.790	1,055,302.54	
ANSYS INC	7,892	320.680	2,530,806.56	
APPROVIN CORP-CLASS A	19,422	276.830	5,376,592.26	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	228.680	3,377,603.60	
AUTODESK INC	19,973	269.930	5,391,311.89	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	43.440	685,439.76	
CADENCE DESIGN SYS INC	25,690	289.630	7,440,594.70	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	8,287	206.550	1,711,679.85	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	27,192	121.000	3,290,232.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	72.170	3,382,824.41	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	23,361	424.880	9,925,621.68	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,025	349.290	1,405,892.25	
DATADOG INC - CLASS A	24,612	101.520	2,498,610.24	
DOCUSIGN INC	17,164	82.810	1,421,350.84	
DYNATRACE INC	29,487	46.420	1,368,786.54	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	159.120	766,162.80	
FAIR ISAAC CORP	2,176	1,952.310	4,248,226.56	
FORTINET INC	58,618	101.800	5,967,312.40	
GARTNER INC	7,286	416.090	3,031,631.74	
GEN DIGITAL INC	55,784	25.260	1,409,103.84	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	183.400	2,181,543.00	
HUBSPOT INC	4,278	615.490	2,633,066.22	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	85,897	232.410	19,963,321.77	
INTUIT INC	26,306	624.120	16,418,100.72	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,146	174.580	1,072,968.68	
MICROSOFT CORP	656,620	391.850	257,296,547.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	21,074	368.710	7,770,194.54	
MONDAY.COM LTD	3,694	274.000	1,012,156.00	
MONGODB INC	7,195	173.500	1,248,332.50	
NUTANIX INC - A	24,582	67.160	1,650,927.12	
OKTA INC	13,914	103.380	1,438,429.32	
ORACLE CORP	156,975	138.490	21,739,467.75	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	195,468	112.780	22,044,881.04	
PALO ALTO NETWORKS INC	61,957	178.980	11,089,063.86	
PTC INC	11,347	154.030	1,747,778.41	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	557.700	5,674,597.50	

SALESFORCE INC	88,160	267.850	23,613,656.00	
SAMSARA INC-CL A	27,933	39.420	1,101,118.86	
SERVICENOW INC	19,338	945.260	18,279,437.88	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	26,689	158.400	4,227,537.60	
SYNOPSYS INC	14,428	446.620	6,443,833.36	
TWILIO INC - A	15,028	95.070	1,428,711.96	
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,283	524.640	2,247,033.12	
VERISIGN INC	7,316	272.790	1,995,731.64	
WIX.COM LTD	5,381	166.435	895,586.73	
WORKDAY INC-CLASS A	20,263	239.530	4,853,596.39	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	76.030	1,800,998.64	
ZSCALER INC	10,231	215.580	2,205,598.98	
AMPHENOL CORP-CL A	112,914	75.850	8,564,526.90	
APPLE INC	1,396,982	209.280	292,360,392.96	
ARISTA NETWORKS INC	99,402	77.910	7,744,409.82	
CDW CORP/DE	12,480	157.950	1,971,216.00	
CISCO SYSTEMS INC	369,988	56.710	20,982,019.48	
CORNING INC	74,469	44.180	3,290,040.42	
DELL TECHNOLOGIES -C	29,087	94.890	2,760,065.43	
F5 INC	4,939	270.030	1,333,678.17	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	113,897	16.240	1,849,687.28	
HP INC	85,880	25.280	2,171,046.40	
JABIL INC	9,808	146.920	1,440,991.36	
JUNIPER NETWORKS INC	30,061	35.600	1,070,171.60	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	144.010	2,298,975.64	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	15,528	430.220	6,680,456.16	
NETAPP INC	17,045	88.450	1,507,630.25	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	45.700	1,281,382.30	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	18,460	82.700	1,526,642.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	36.470	1,730,063.86	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	144.370	4,125,805.86	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	458.600	1,984,820.80	
TRIMBLE INC	20,783	61.710	1,282,518.93	
WESTERN DIGITAL CORP	29,044	40.780	1,184,414.32	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	246.240	1,255,085.28	
ADVANCED MICRO DEVICES	152,561	96.645	14,744,257.84	
ANALOG DEVICES INC	45,527	194.590	8,859,098.93	
APPLIED MATERIALS INC	75,264	151.550	11,406,259.20	
BROADCOM INC	414,560	192.310	79,724,033.60	
ENTEGRIS INC	12,569	80.730	1,014,695.37	
FIRST SOLAR INC	8,882	141.860	1,260,000.52	
INTEL CORP	400,373	20.050	8,027,478.65	

KLA CORP	12,519	694.610	8,695,822.59	
LAM RESEARCH CORP	121,048	71.420	8,645,248.16	
MARVELL TECHNOLOGY INC	79,934	58.920	4,709,711.28	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	46.890	2,389,842.63	
MICRON TECHNOLOGY INC	103,295	79.780	8,240,875.10	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	583.720	2,778,507.20	
NVIDIA CORP	2,276,498	111.010	252,714,042.98	
NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	193.550	4,686,039.05	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	39.630	1,417,683.99	
QUALCOMM INC	104,376	148.560	15,506,098.56	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	61.520	830,889.12	
TERADYNE INC	14,950	77.120	1,152,944.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	85,697	162.860	13,956,613.42	
AT&T INC	665,260	26.810	17,835,620.60	
T-MOBILE US INC	49,230	232.770	11,459,267.10	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	390,472	41.910	16,364,681.52	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	60.740	1,287,930.96	
AMEREN CORPORATION	26,701	98.280	2,624,174.28	
AMERICAN ELECTRIC POWER	47,591	106.740	5,079,863.34	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	143.970	2,559,498.66	
ATMOS ENERGY CORP	13,505	158.140	2,135,680.70	
CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	38.190	2,089,642.23	
CMS ENERGY CORP	27,913	72.180	2,014,760.34	
CONSOLIDATED EDISON INC	32,957	110.450	3,640,100.65	
CONSTELLATION ENERGY	28,832	222.990	6,429,247.68	
DOMINION ENERGY INC	80,217	52.950	4,247,490.15	
DTE ENERGY COMPANY	18,974	134.760	2,556,936.24	
DUKE ENERGY CORP	72,441	119.850	8,682,053.85	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	57.960	2,135,594.16	
ENTERGY CORP	39,680	84.610	3,357,324.80	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	40.120	1,034,895.40	
EVERGY INC	22,411	67.880	1,521,258.68	
EVERSOURCE ENERGY	37,018	57.860	2,141,861.48	
EXELON CORP	94,691	46.220	4,376,618.02	
FIRSTENERGY CORP	55,255	42.340	2,339,496.70	
NEXTERA ENERGY INC	192,987	66.090	12,754,510.83	
NISOURCE INC	43,994	39.450	1,735,563.30	
NRG ENERGY INC	18,864	108.330	2,043,537.12	
P G & E CORP	196,880	17.140	3,374,523.20	
PPL CORP	73,979	35.930	2,658,065.47	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	81.030	3,816,269.91	
SEMPRA	56,971	74.680	4,254,594.28	

	SOUTHERN CO/THE	100,282	90.430	9,068,501.26	
	VISTRA CORP	32,050	126.640	4,058,812.00	
	WEC ENERGY GROUP INC	29,467	107.730	3,174,479.91	
	XCEL ENERGY INC	51,007	69.000	3,519,483.00	
	ALPHABET INC-CL A	542,910	161.960	87,929,703.60	
	ALPHABET INC-CL C	461,454	163.850	75,609,237.90	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	373.650	3,238,424.55	
	COMCAST CORP-CLASS A	352,021	33.900	11,933,511.90	
	ELECTRONIC ARTS INC	23,684	146.600	3,472,074.40	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	49.350	1,178,774.10	
	FOX CORP - CLASS B	16,679	45.790	763,731.41	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	32,096	24.560	788,277.76	
	LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	87.630	1,802,724.36	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	132.760	1,799,429.04	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	202,810	547.270	110,991,828.70	
	NETFLIX INC	39,901	1,101.530	43,952,148.53	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	27.130	933,407.65	
	OMNICOM GROUP	18,370	74.920	1,376,280.40	
	PINTEREST INC- CLASS A	60,239	26.060	1,569,828.34	
	REDDIT INC-CL A	6,136	118.100	724,661.60	
	ROBLOX CORP -CLASS A	43,099	66.580	2,869,531.42	
	ROKU INC	9,945	65.710	653,485.95	
	SEA LTD-ADR	34,089	127.760	4,355,210.64	
	SNAP INC - A	86,463	8.540	738,394.02	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	14,561	620.720	9,038,303.92	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	17,220	225.380	3,881,043.60	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	40,175	53.970	2,168,244.75	
	WALT DISNEY CO/THE	167,882	90.280	15,156,386.96	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	8.590	1,729,940.10	
	CBRE GROUP INC - A	27,148	120.730	3,277,578.04	
	COSTAR GROUP INC	37,855	82.820	3,135,151.10	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.640	367,024.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	66.270	964,957.47	
	アメリカ・ドル小計	33,968,562		4,420,377,138.95 (635,031,379,782)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	26.380	1,639,437.86	
	CAMECO CORP	38,144	61.010	2,327,165.44	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	194,084	40.680	7,895,337.12	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	16.740	2,009,603.52	
	ENBRIDGE INC	199,400	64.010	12,763,594.00	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	95.490	1,553,335.83	
	KEYERA CORP	19,802	42.620	843,961.24	

PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	53.400	3,025,697.40	
SUNCOR ENERGY INC	120,305	49.340	5,935,848.70	
TC ENERGY CORP	100,466	68.860	6,918,088.76	
TOURMALINE OIL CORP	34,280	62.340	2,137,015.20	
AGNICO EAGLE MINES LTD	46,099	164.470	7,581,902.53	
BARRICK GOLD CORP	157,839	26.410	4,168,527.99	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	70.160	930,882.88	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	19.170	1,312,109.82	
FRANCO-NEVADA CORP	18,349	235.710	4,325,042.79	
IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	13.340	1,075,524.16	
KINROSS GOLD CORP	110,156	20.080	2,211,932.48	
LUNDIN MINING CORP	88,954	12.050	1,071,895.70	
NUTRIEN LTD	49,178	74.940	3,685,399.32	
PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	35.300	1,283,649.20	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	49.360	2,001,399.92	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	101.950	452,454.10	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	40,353	113.150	4,565,941.95	
CAE INC	27,474	33.850	929,994.90	
STANTEC INC	9,939	120.640	1,199,040.96	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	114.240	1,100,131.20	
WSP GLOBAL INC	12,764	242.620	3,096,801.68	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	31.100	1,016,161.40	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	67.890	1,483,532.28	
RB GLOBAL INC	15,569	137.240	2,136,689.56	
THOMSON REUTERS CORP	13,747	251.730	3,460,532.31	
AIR CANADA	12,083	14.070	170,007.81	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	50,830	134.620	6,842,734.60	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	89,141	100.450	8,954,213.45	
TFI INTERNATIONAL INC	6,995	110.480	772,807.60	
MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	47.200	1,058,979.20	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	58.890	665,574.78	
RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	87.170	2,490,446.90	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	151.330	716,850.21	
DOLLARAMA INC	27,090	170.990	4,632,119.10	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	69,802	72.420	5,055,060.84	
EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	50.010	867,573.48	
LOBLAW COMPANIES LTD	14,057	216.420	3,042,215.94	
METRO INC/CN	18,929	102.760	1,945,144.04	
WESTON (GEORGE) LTD	4,984	260.190	1,296,786.96	
SAPUTO INC	18,270	26.300	480,501.00	
BANK OF MONTREAL	67,593	131.720	8,903,349.96	
BANK OF NOVA SCOTIA	119,355	67.650	8,074,365.75	

	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	89,360	84.710	7,569,685.60	
	NATIONAL BANK OF CANADA	37,412	118.730	4,441,926.76	
	ROYAL BANK OF CANADA	132,979	163.300	21,715,470.70	
	TORONTO-DOMINION BANK	163,410	86.170	14,081,039.70	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	73.450	2,310,075.95	
	BROOKFIELD CORP	128,381	73.820	9,477,085.42	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	42.930	212,460.57	
	ONEX CORPORATION	4,217	95.790	403,946.43	
	TMX GROUP LTD	26,034	53.410	1,390,475.94	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	2,123.070	4,227,032.37	
	GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	52.870	1,214,106.68	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	132.050	1,091,789.40	
	INTACT FINANCIAL CORP	16,097	296.910	4,779,360.27	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	158,627	41.930	6,651,230.11	
	POWER CORP OF CANADA	50,268	50.800	2,553,614.40	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	80.820	4,311,019.62	
	CGI INC	18,609	146.250	2,721,566.25	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,831	4,883.410	8,941,523.71	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	146.190	1,324,919.97	
	OPEN TEXT CORP	21,507	37.410	804,576.87	
	SHOPIFY INC - CLASS A	112,080	134.670	15,093,813.60	
	CELESTICA INC	12,494	123.450	1,542,384.30	
	BCE INC	10,153	30.030	304,894.59	
	QUEBECOR INC -CL B	15,578	36.340	566,104.52	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	34.890	1,376,864.07	
	TELUS CORP	15,222	20.760	316,008.72	
	ALTAGAS LTD	27,309	40.030	1,093,179.27	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	38.890	435,568.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	37.740	277,162.56	
	EMERA INC	30,820	61.410	1,892,656.20	
	FORTIS INC	41,868	67.340	2,819,391.12	
	HYDRO ONE LTD	33,037	51.490	1,701,075.13	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	236.830	868,929.27	
	カナダ・ドル小計	3,784,386		280,618,301.89 (29,049,606,612)	
オーストラ リア・ドル	SANTOS LTD	313,144	5.880	1,841,286.72	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	170,906	20.010	3,419,829.06	
	BHP GROUP LTD	470,076	38.060	17,891,092.56	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	22.270	828,755.78	
	FORTESCUE LTD	160,779	15.520	2,495,290.08	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	36.380	1,343,404.26	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	116,618	20.840	2,430,319.12	

	RIO TINTO LTD	36,597	114.920	4,205,727.24	
	SOUTH32 LTD	394,239	2.710	1,068,387.69	
	REECE LTD	23,776	15.510	368,765.76	
	SGH LTD	16,425	49.530	813,530.25	
	BRAMBLES LTD	122,717	20.880	2,562,330.96	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	39.270	1,996,997.31	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	8.600	672,743.60	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	50,442	64.250	3,240,898.50	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	5.000	1,124,160.00	
	WESFARMERS LTD	105,230	75.740	7,970,120.20	
	COLES GROUP LTD	111,645	21.210	2,367,990.45	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	31.530	3,718,080.66	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	81,142	8.810	714,861.02	
	COCHLEAR LTD	6,946	264.620	1,838,050.52	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	210.780	1,177,417.08	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	25.500	952,731.00	
	CSL LTD	44,347	241.890	10,727,095.83	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	265,974	28.840	7,670,690.16	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	156,574	164.720	25,790,869.28	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	283,903	35.110	9,967,834.33	
	WESTPAC BANKING CORP	322,741	32.040	10,340,621.64	
	ASX LTD	15,385	70.030	1,077,411.55	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	192.720	6,634,386.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	36.720	836,701.92	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	7.990	1,835,654.56	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	4.540	879,407.08	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	153,791	21.430	3,295,741.13	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	19.630	1,958,445.84	
	WISETECH GLOBAL LTD	16,426	86.580	1,422,163.08	
	XERO LTD	14,111	156.580	2,209,500.38	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	4.440	1,629,591.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	10.320	1,828,817.52	
	CAR GROUP LTD	35,130	32.810	1,152,615.30	
	REA GROUP LTD	4,909	239.930	1,177,816.37	
	オーストラリア・ドル小計	5,207,556		155,478,132.79 (14,266,673,465)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	235,424	43.250	10,182,088.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	65.700	1,773,900.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	132,500	78.800	10,441,000.00	
	MTR CORP	118,500	26.400	3,128,400.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	20.050	3,208,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	28.250	4,972,000.00	

	SANDS CHINA LTD	238,000	14.000	3,332,000.00	
	WH GROUP LTD	953,500	6.860	6,541,010.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	30.500	10,583,500.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	104.800	6,644,320.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	109,900	338.600	37,212,140.00	
	AIA GROUP LTD	1,001,600	55.050	55,138,080.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	51.750	3,208,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	65.900	9,364,390.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	7.010	8,316,586.89	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	50.750	5,633,250.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	31.550	5,077,152.20	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	21.550	3,025,275.20	
	SINO LAND CO	530,200	7.820	4,146,164.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	72.350	9,803,425.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	19.040	2,151,520.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	18.300	2,287,500.00	
	香港・ドル小計	6,269,321		206,170,201.29 (3,818,272,128)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	6.640	763,600.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	173,300	7.230	1,252,959.00	
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	258,100	2.200	567,820.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.680	758,620.88	
	GENTING SINGAPORE LTD	675,000	0.735	496,125.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.130	499,548.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	186,870	42.350	7,913,944.50	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	310,200	15.900	4,932,180.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	113,600	35.730	4,058,928.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	14.360	1,358,456.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	673,815	3.760	2,533,544.40	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	6.450	575,340.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.670	587,667.00	
	シンガポール・ドル小計	3,182,951		26,298,732.78 (2,872,347,594)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	192,208	8.000	1,537,664.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	50,850	33.550	1,706,017.50	
	INFRATIL LTD	83,472	10.390	867,274.08	
	CONTACT ENERGY LTD	69,821	8.990	627,690.79	
	MERIDIAN ENERGY LTD	102,546	5.680	582,461.28	
	ニュージーランド・ドル小計	498,897		5,321,107.65 (455,007,915)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,481,800	3.644	5,399,679.20	
	SHELL PLC	563,859	24.640	13,893,485.76	

ANGLO AMERICAN PLC	115,927	21.480	2,490,111.96	
ANTOFAGASTA PLC	30,983	16.980	526,091.34	
CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	29.700	305,791.20	
GLENCORE PLC	971,910	2.684	2,608,606.44	
MONDI PLC	45,625	11.435	521,721.87	
RIO TINTO PLC	106,317	45.500	4,837,423.50	
ASHTED GROUP PLC	38,037	41.040	1,561,038.48	
BAE SYSTEMS PLC	267,719	16.825	4,504,372.17	
BUNZL PLC	35,202	22.920	806,829.84	
DCC PLC	10,153	47.920	486,531.76	
MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	4.294	512,944.06	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	811,501	7.554	6,130,078.55	
SMITHS GROUP PLC	36,853	18.380	677,358.14	
SPIRAX GROUP PLC	5,904	59.450	350,992.80	
EXPERIAN PLC	81,296	36.260	2,947,792.96	
INTERTEK GROUP PLC	17,824	45.940	818,834.56	
RELX PLC	171,624	40.030	6,870,108.72	
RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	3.431	903,608.74	
BARRATT REDROW PLC	139,211	4.523	629,651.35	
COMPASS GROUP PLC	163,059	24.590	4,009,620.81	
ENTAIN PLC	42,158	5.882	247,973.35	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	78.460	1,136,963.86	
PEARSON PLC	46,942	11.520	540,771.84	
WHITBREAD PLC	16,522	25.410	419,824.02	
JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.775	194,898.55	
KINGFISHER PLC	179,593	2.709	486,517.43	
NEXT PLC	12,208	120.400	1,469,843.20	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.860	696,826.50	
SAINSBURY (J) PLC	220,253	2.600	572,657.80	
TESCO PLC	623,187	3.579	2,230,386.27	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	22.030	682,753.76	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	189,448	31.410	5,950,561.68	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	37.980	678,550.68	
DIAGEO PLC	206,442	20.650	4,263,027.30	
IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	30.030	2,097,024.93	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	46.330	2,939,916.48	
UNILEVER PLC	226,556	46.850	10,614,148.60	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	85,977	9.914	852,375.97	
ASTRAZENECA PLC	143,051	104.000	14,877,304.00	
GSK PLC	379,207	13.890	5,267,185.23	
HALEON PLC	820,026	3.775	3,095,598.15	

	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	18.990	277,064.10	
	BARCLAYS PLC	1,314,907	2.928	3,850,047.69	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,658,564	8.340	13,832,423.76	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.730	4,135,187.20	
	NATWEST GROUP PLC	742,791	4.746	3,525,286.08	
	STANDARD CHARTERED PLC	206,587	10.910	2,253,864.17	
	3I GROUP PLC	88,975	42.090	3,744,957.75	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	114.400	5,072,381.60	
	M&G PLC	217,201	2.037	442,438.43	
	SCHRODERS PLC	61,711	3.276	202,165.23	
	WISE PLC - A	66,680	9.685	645,795.80	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	32.080	635,440.64	
	AVIVA PLC	260,434	5.438	1,416,240.09	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.376	1,333,907.78	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.875	348,305.25	
	PRUDENTIAL PLC	232,133	8.014	1,860,313.86	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	11.975	1,078,767.87	
	HALMA PLC	32,277	27.300	881,162.10	
	BT GROUP PLC	540,623	1.680	908,246.64	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.703	1,392,826.48	
	CENTRICA PLC	527,715	1.573	830,095.69	
	NATIONAL GRID PLC	460,015	10.720	4,931,360.80	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	27.030	543,762.51	
	SSE PLC	102,323	16.160	1,653,539.68	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	11.045	857,820.97	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	8.136	633,802.53	
	INFORMA PLC	130,979	7.136	934,666.14	
	WPP PLC	109,824	5.554	609,962.49	
	イギリス・ポンド小計	24,676,916		179,939,656.54 (34,372,073,192)	
イスラエル・シュケ ル	ICL GROUP LTD	67,143	24.100	1,618,146.30	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	1,366.000	3,022,958.00	
	BANK HAPOLIM BM	127,980	53.000	6,782,940.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	50.810	6,863,821.28	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	26.900	3,191,362.20	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	181.700	2,165,137.20	
	NICE LTD	4,458	556.800	2,482,214.40	
	NOVA LTD	2,913	713.600	2,078,716.80	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	263.500	929,364.50	
	イスラエル・シュケル小計	473,876		29,134,660.68 (1,156,083,730)	
スイス・フ	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	596.000	320,648.00	

ラン	GIVAUDAN-REG	900	3, 875. 000	3, 487, 500. 00	
	HOLCIM LTD	46, 179	91. 900	4, 243, 850. 10	
	SIG GROUP AG	30, 936	15. 710	486, 004. 56	
	SIKA AG-REG	14, 407	205. 500	2, 960, 638. 50	
	ABB LTD-REG	150, 339	43. 250	6, 502, 161. 75	
	GEBERIT AG-REG	2, 873	556. 600	1, 599, 111. 80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1, 766	268. 000	473, 288. 00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4, 092	274. 800	1, 124, 481. 60	
	VAT GROUP AG	2, 969	294. 900	875, 558. 10	
	SGS SA-REG	14, 405	80. 260	1, 156, 145. 30	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4, 194	188. 450	790, 359. 30	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	50, 243	146. 500	7, 360, 599. 50	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2, 619	142. 700	373, 731. 30	
	AVOLTA AG	8, 656	37. 200	322, 003. 20	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	765. 000	292, 230. 00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	11, 940. 000	1, 158, 180. 00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	115, 000. 000	920, 000. 00	
	NESTLE SA-REG	242, 311	85. 740	20, 775, 745. 14	
	ALCON INC	45, 885	78. 520	3, 602, 890. 20	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5, 194	250. 900	1, 303, 174. 60	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11, 159	101. 900	1, 137, 102. 10	
	GALDERMA GROUP AG	8, 231	93. 250	767, 540. 75	
	LONZA GROUP AG-REG	6, 471	573. 800	3, 713, 059. 80	
	NOVARTIS AG-REG	184, 487	92. 540	17, 072, 426. 98	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2, 584	279. 200	721, 452. 80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	65, 266	261. 900	17, 093, 165. 40	
	SANDOZ GROUP AG	38, 614	34. 990	1, 351, 103. 86	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3, 006	98. 650	296, 541. 90	
	JULIUS BAER GROUP LTD	19, 127	52. 020	994, 986. 54	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2, 044	1, 098. 500	2, 245, 334. 00	
	UBS GROUP AG-REG	300, 233	24. 790	7, 442, 776. 07	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3, 909	184. 200	720, 037. 80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4, 111	180. 700	742, 857. 70	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2, 811	802. 600	2, 256, 108. 60	
	SWISS RE AG	27, 559	144. 800	3, 990, 543. 20	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	13, 449	568. 800	7, 649, 791. 20	
	TEMENOS AG - REG	7, 049	58. 700	413, 776. 30	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13, 555	63. 760	864, 266. 80	
	SWISSCOM AG-REG	2, 373	538. 500	1, 277, 860. 50	
	BKW AG	1, 385	157. 000	217, 445. 00	
	SWISS PRIME SITE-REG	7, 190	112. 900	811, 751. 00	
スイス・フラン小計		1, 353, 606		131, 908, 229. 25	

				(22,888,715,938)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	35,879	412.900	14,814,439.10	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	8,490	287.400	2,440,026.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	86,250	87.000	7,503,750.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	10,900.000	3,182,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	10,995.000	4,529,940.00	
	DSV A/S	19,123	1,280.000	24,477,440.00	
	PANDORA A/S	7,823	964.000	7,541,372.00	
	CARLSBERG AS-B	8,080	889.200	7,184,736.00	
	COLOPLAST-B	10,365	725.200	7,516,698.00	
	DEMANT A/S	8,178	233.400	1,908,745.20	
	GENMAB A/S	6,634	1,347.000	8,935,998.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	300,048	403.500	121,069,368.00	
	ZEALAND PHARMA A/S	5,299	420.500	2,228,229.50	
	DANSKE BANK A/S	59,312	221.600	13,143,539.20	
	TRYG A/S	35,873	152.400	5,467,045.20	
	ORSTED A/S	14,988	258.100	3,868,402.80	
デンマーク・クローネ小計		607,046		235,812,529.00 (5,154,861,884)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	222.300	6,212,840.40	
	EQUINOR ASA	77,381	237.500	18,377,987.50	
	NORSK HYDRO ASA	126,874	56.500	7,168,381.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	338.500	4,305,043.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,896	1,564.000	12,349,344.00	
	MOWI ASA	49,017	184.800	9,058,341.60	
	ORKLA ASA	63,195	110.700	6,995,686.50	
	SALMAR ASA	6,204	499.000	3,095,796.00	
	DNB BANK ASA	91,352	264.200	24,135,198.40	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	243.800	4,556,865.80	
	TELENOR ASA	48,313	149.400	7,217,962.20	
ノルウェー・クローネ小計		529,589		103,473,446.40 (1,422,759,888)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	27,135	298.100	8,088,943.50	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	380.000	2,669,120.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	127.450	5,819,621.90	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	313.400	8,561,774.60	
	ALFA LAVAL AB	23,093	402.200	9,288,004.60	
	ASSA ABLOY AB-B	91,021	290.000	26,396,090.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	155.400	39,475,018.80	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	137.600	20,252,793.60	
	BEIJER REF AB	27,042	146.150	3,952,188.30	
	EPIROC AB-A	56,566	206.000	11,652,596.00	

	EPIROC AB-B	33,182	182.700	6,062,351.40	
	INDUTRADE AB	27,951	256.200	7,161,046.20	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	270.300	5,153,810.10	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	363.800	9,062,985.60	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	40.140	4,386,258.36	
	SAAB AB-B	27,812	426.150	11,852,083.80	
	SANDVIK AB	102,321	203.400	20,812,091.40	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	215.900	5,810,948.50	
	SKF AB-B SHARES	31,715	186.000	5,898,990.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	323.500	7,061,034.50	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	263.600	39,672,590.80	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	148.900	6,106,389.00	
	EVOLUTION AB	14,444	825.400	11,922,077.60	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	141.400	7,382,494.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	270.400	16,507,108.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	277.600	3,751,208.80	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	149.700	22,465,778.40	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	126,700	115.850	14,678,195.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	79,069	225.200	17,806,338.80	
	EQT AB	40,143	272.500	10,938,967.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	333.000	3,529,134.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	333.300	4,762,523.70	
	INVESTOR AB-B SHS	155,801	286.150	44,582,456.15	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	499.400	3,036,851.40	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	79.880	20,282,171.04	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	93.360	19,370,519.52	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	138.250	8,024,444.75	
	TELIA CO AB	187,675	35.280	6,621,174.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	68.140	4,119,335.56	
	SAGAX AB-B	25,260	216.800	5,476,368.00	
	スウェーデン・クローナ小計	2,839,348		490,453,877.98 (7,278,335,549)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	12.758	2,564,753.49	
	GALP ENERGIA SGPS SA	30,995	13.975	433,155.12	
	NESTE OYJ	49,566	7.978	395,437.54	
	OMV AG	10,860	45.380	492,826.80	
	REPSOL SA	119,400	10.720	1,279,968.00	
	TENARIS SA	41,201	14.780	608,950.78	
	TOTALENERGIES SE	203,414	52.760	10,732,122.64	
	AIR LIQUIDE SA	52,976	178.440	9,453,037.44	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	56.340	794,901.06	
	ARCELORMITTAL	45,707	25.960	1,186,553.72	

ARKEMA	5, 145	66. 000	339, 570. 00	
BASF SE	81, 122	44. 920	3, 644, 000. 24	
COVESTRO AG-TEND	19, 192	59. 400	1, 140, 004. 80	
DSM-FIRMENICH AG	18, 403	92. 920	1, 710, 006. 76	
EVONIK INDUSTRIES AG	17, 669	19. 460	343, 838. 74	
HEIDELBERG MATERIALS AG	12, 541	172. 750	2, 166, 457. 75	
STORA ENSO OYJ-R SHS	47, 758	8. 056	384, 738. 44	
SYENSCO SA	8, 379	60. 280	505, 086. 12	
SYMRISE AG	13, 622	97. 680	1, 330, 596. 96	
UPM-KYMMENE OYJ	50, 585	23. 190	1, 173, 066. 15	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19, 741	53. 750	1, 061, 078. 75	
AIRBUS SE	56, 278	140. 600	7, 912, 686. 80	
ALSTOM	25, 574	20. 730	530, 149. 02	
BOUYGUES SA	17, 123	37. 770	646, 735. 71	
BRENTAG SE	12, 153	58. 240	707, 790. 72	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43, 605	94. 500	4, 120, 672. 50	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44, 374	35. 080	1, 556, 639. 92	
DASSAULT AVIATION SA	1, 720	297. 400	511, 528. 00	
EIFFAGE	6, 641	115. 500	767, 035. 50	
FERROVIAL SE	42, 157	42. 200	1, 779, 025. 40	
GEA GROUP AG	17, 874	55. 750	996, 475. 50	
IMCD NV	4, 340	120. 000	520, 800. 00	
KINGSPAN GROUP PLC	13, 412	74. 500	999, 194. 00	
KNORR-BREMSE AG	7, 217	84. 550	610, 197. 35	
KONE OYJ-B	30, 595	50. 700	1, 551, 166. 50	
LEGRAND SA	23, 046	97. 060	2, 236, 844. 76	
LEONARDO SPA	35, 486	44. 620	1, 583, 385. 32	
METSO CORP	50, 483	9. 376	473, 328. 60	
MTU AERO ENGINES AG	4, 961	291. 100	1, 444, 147. 10	
PRYSMIAN SPA	24, 541	48. 070	1, 179, 685. 87	
RATIONAL AG	350	740. 000	259, 000. 00	
REXEL SA	23, 491	23. 280	546, 870. 48	
RHEINMETALL AG	3, 996	1, 386. 500	5, 540, 454. 00	
SAFRAN SA	32, 618	230. 100	7, 505, 401. 80	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	50, 273	217. 850	10, 951, 973. 05	
SIEMENS AG-REG	70, 067	206. 800	14, 489, 855. 60	
SIEMENS ENERGY AG	62, 072	67. 920	4, 215, 930. 24	
THALES SA	8, 928	233. 800	2, 087, 366. 40	
VINCI SA	46, 788	120. 850	5, 654, 329. 80	
WARTSILA OYJ ABP	45, 125	15. 360	693, 120. 00	
BUREAU VERITAS SA	30, 794	27. 900	859, 152. 60	
RANDSTAD NV	8, 946	35. 190	314, 809. 74	

TELEPERFORMANCE	4, 299	92. 140	396, 109. 86	
WOLTERS KLUWER	22, 774	152. 800	3, 479, 867. 20	
ADP	3, 679	108. 900	400, 643. 10	
AENA SME SA	7, 195	216. 000	1, 554, 120. 00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50, 885	6. 484	329, 938. 34	
DHL GROUP	90, 860	37. 290	3, 388, 169. 40	
GETLINK SE	30, 428	16. 000	486, 848. 00	
INPOST SA	24, 153	14. 420	348, 286. 26	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27, 028	76. 320	2, 062, 776. 96	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6, 498	71. 600	465, 256. 80	
CONTINENTAL AG	12, 741	69. 880	890, 341. 08	
DR ING HC F PORSCHE AG	8, 498	46. 830	397, 961. 34	
FERRARI NV	11, 968	401. 800	4, 808, 742. 40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	66, 276	54. 590	3, 618, 006. 84	
MICHELIN (CGDE)	67, 666	31. 380	2, 123, 359. 08	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14, 142	36. 500	516, 183. 00	
RENAULT SA	21, 493	46. 790	1, 005, 657. 47	
STELLANTIS NV	190, 785	8. 199	1, 564, 246. 21	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19, 688	97. 760	1, 924, 698. 88	
ADIDAS AG	16, 621	217. 000	3, 606, 757. 00	
HERMES INTERNATIONAL	2, 970	2, 381. 000	7, 071, 570. 00	
KERING	6, 767	174. 500	1, 180, 841. 50	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	25, 459	498. 800	12, 698, 949. 20	
MONCLER SPA	19, 596	54. 760	1, 073, 076. 96	
PUMA SE	9, 601	22. 730	218, 230. 73	
ACCOR SA	16, 469	43. 220	711, 790. 18	
AMADEUS IT GROUP SA	40, 884	70. 000	2, 861, 880. 00	
DELIVERY HERO SE	13, 293	26. 570	353, 195. 01	
FDJ UNITED	5, 785	31. 120	180, 029. 20	
SODEXO SA	6, 960	55. 400	385, 584. 00	
D' IETEREN GROUP	1, 244	169. 100	210, 360. 40	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	100, 439	48. 700	4, 891, 379. 30	
PROSUS NV	123, 303	40. 785	5, 028, 912. 85	
ZALANDO SE	17, 418	34. 520	601, 269. 36	
CARREFOUR SA	49, 914	13. 750	686, 317. 50	
JERONIMO MARTINS	25, 491	21. 300	542, 958. 30	
KESKO OYJ-B SHS	33, 890	20. 620	698, 811. 80	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	85, 144	35. 700	3, 039, 640. 80	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	82, 988	57. 320	4, 756, 872. 16	
DANONE	60, 824	74. 780	4, 548, 418. 72	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48, 521	5. 574	270, 456. 05	
HEINEKEN HOLDING NV	10, 567	66. 900	706, 932. 30	

HEINEKEN NV	27, 519	76. 780	2, 112, 908. 82	
JDE PEET' S NV	13, 317	20. 820	277, 259. 94	
KERRY GROUP PLC-A	15, 153	91. 450	1, 385, 741. 85	
LOTUS BAKERIES	42	8, 190. 000	343, 980. 00	
PERNOD RICARD SA	17, 848	95. 780	1, 709, 481. 44	
BEIERSDORF AG	8, 764	119. 850	1, 050, 365. 40	
HENKEL AG & CO KGAA	8, 714	62. 400	543, 753. 60	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15, 381	68. 300	1, 050, 522. 30	
L' OREAL	22, 851	374. 200	8, 550, 844. 20	
AMPLIFON SPA	10, 123	16. 935	171, 433. 00	
BIOMERIEUX	2, 791	115. 500	322, 360. 50	
DIASORIN SPA	1, 313	99. 040	130, 039. 52	
ESSILORLUXOTTICA	27, 954	253. 300	7, 080, 748. 20	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17, 125	42. 900	734, 662. 50	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41, 370	39. 850	1, 648, 594. 50	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	71, 360	22. 060	1, 574, 201. 60	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	29, 556	46. 840	1, 384, 403. 04	
ARGENX SE	5, 529	535. 800	2, 962, 438. 20	
BAYER AG-REG	97, 644	22. 990	2, 244, 835. 56	
EUROFINS SCIENTIFIC	14, 665	53. 860	789, 856. 90	
IPSEN	3, 380	97. 700	330, 226. 00	
MERCK KGAA	11, 293	121. 150	1, 368, 146. 95	
ORION OYJ-CLASS B	10, 542	54. 300	572, 430. 60	
QIAGEN N. V.	20, 369	37. 020	754, 060. 38	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12, 539	49. 460	620, 178. 94	
SANOFI	104, 609	92. 360	9, 661, 687. 24	
SARTORIUS AG-VORZUG	2, 164	227. 300	491, 877. 20	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2, 207	201. 200	444, 048. 40	
UCB SA	12, 015	149. 700	1, 798, 645. 50	
ABN AMRO BANK NV-CVA	43, 340	17. 945	777, 736. 30	
AIB GROUP PLC	196, 550	5. 705	1, 121, 317. 75	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	514, 281	12. 455	6, 405, 369. 85	
BANCO BPM SPA	108, 163	9. 738	1, 053, 291. 29	
BANCO DE SABADELL SA	515, 705	2. 618	1, 350, 115. 69	
BANCO SANTANDER SA	1, 432, 545	6. 416	9, 191, 208. 72	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	87, 661	10. 375	909, 482. 87	
BNP PARIBAS	94, 708	72. 810	6, 895, 689. 48	
BPER BANCA SPA	93, 906	7. 044	661, 473. 86	
CAIXABANK SA	398, 379	6. 798	2, 708, 180. 44	
COMMERZBANK AG	89, 361	22. 950	2, 050, 834. 95	
CREDIT AGRICOLE SA	90, 899	16. 880	1, 534, 375. 12	
ERSTE GROUP BANK AG	30, 830	63. 400	1, 954, 622. 00	

FINECOBANK SPA	60,333	17.420	1,051,000.86	
ING GROEP NV	297,353	16.876	5,018,129.22	
INTESA SANPAOLO	1,389,114	4.665	6,480,216.81	
KBC GROUP NV	20,304	82.220	1,669,394.88	
MEDIOBANCA SPA	47,708	17.590	839,183.72	
NORDEA BANK ABP	289,012	11.800	3,410,341.60	
SOCIETE GENERALE SA	68,477	42.810	2,931,500.37	
UNICREDIT SPA	129,711	50.870	6,598,398.57	
ADYEN NV	2,001	1,466.400	2,934,266.40	
AMUNDI SA	3,955	68.950	272,697.25	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21,438	16.100	345,151.80	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	175,203	22.490	3,940,315.47	
DEUTSCHE BOERSE AG	17,252	282.800	4,878,865.60	
EDENRED	20,297	26.530	538,479.41	
EURAZEO SE	3,897	62.850	244,926.45	
EURONEXT NV	7,818	142.900	1,117,192.20	
EXOR NV	8,669	82.450	714,759.05	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	71.500	567,209.50	
NEXI SPA	57,060	5.210	297,282.60	
SOFINA	1,314	243.200	319,564.80	
AEGON LTD	127,748	5.704	728,674.59	
AGEAS	15,700	53.700	843,090.00	
ALLIANZ SE-REG	35,861	359.100	12,877,685.10	
ASR NEDERLAND NV	14,593	54.100	789,481.30	
AXA SA	167,554	40.570	6,797,665.78	
GENERALI	88,834	31.960	2,839,134.64	
HANNOVER RUECK SE	5,315	280.800	1,492,452.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	12,394	602.600	7,468,624.40	
NN GROUP NV	26,955	52.920	1,426,458.60	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	17.450	605,864.00	
SAMPO OYJ-A SHS	209,065	8.664	1,811,339.16	
TALANX AG	5,345	99.400	531,293.00	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49,021	15.300	750,021.30	
CAPGEMINI SE	13,512	130.050	1,757,235.60	
DASSAULT SYSTEMES SE	57,951	32.550	1,886,305.05	
NEMETSCHEK SE	5,941	112.300	667,174.30	
SAP SE	97,006	244.700	23,737,368.20	
NOKIA OYJ	498,412	4.382	2,184,041.38	
ASM INTERNATIONAL NV	4,547	427.800	1,945,206.60	
ASML HOLDING NV	36,764	588.900	21,650,319.60	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	97.040	609,993.44	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	117,552	30.130	3,541,841.76	

STMICROELECTRONICS NV	67,591	20.415	1,379,870.26	
CELLNEX TELECOM SA	44,410	34.650	1,538,806.50	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	323,731	31.180	10,093,932.58	
ELISA OYJ	12,225	45.280	553,548.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	10.220	288,101.80	
KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.928	1,445,248.68	
ORANGE	175,379	12.330	2,162,423.07	
TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.338	428,065.50	
TELEFONICA SA	375,409	4.395	1,649,922.55	
ACCIONA SA	1,810	124.200	224,802.00	
E.ON SE	196,435	15.025	2,951,435.87	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	8.125	221,763.75	
EDP SA	340,749	3.364	1,146,279.63	
ENDESA SA	25,535	25.630	654,462.05	
ENEL SPA	750,963	7.530	5,654,751.39	
ENGIE	165,196	17.425	2,878,540.30	
FORTUM OYJ	42,339	13.430	568,612.77	
IBERDROLA SA	553,182	15.455	8,549,427.81	
REDEIA CORP SA	34,539	19.140	661,076.46	
RWE AG	58,449	33.840	1,977,914.16	
SNAM SPA	168,809	4.941	834,085.26	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	8.520	1,189,630.56	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	70,962	31.560	2,239,560.72	
VERBUND AG	5,841	66.050	385,798.05	
BOLLORE SE	69,288	5.300	367,226.40	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	102.900	627,587.10	
PUBLICIS GROUPE	20,799	88.820	1,847,367.18	
SCOUT24 SE	6,149	102.300	629,042.70	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	78,956	24.790	1,957,319.24	
LEG IMMOBILIEN SE	7,909	73.900	584,475.10	
VONOVIA SE	68,250	28.840	1,968,330.00	
ユーロ小計	17,478,555		498,564,333.52 (81,335,785,369)	
合 計	100,870,609		839,101,903,047 (839,101,903,047)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	556 銘柄	72.7%	75.7%
カナダ・ドル	株式	82 銘柄	3.3%	3.5%
オーストラリア・ドル	株式	41 銘柄	1.6%	1.7%
香港・ドル	株式	22 銘柄	0.4%	0.5%

シンガポール・ドル	株式	13 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	72 銘柄	3.9%	4.1%
イスラエル・シェケル	株式	9 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	42 銘柄	2.6%	2.7%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	0.6%	0.6%
ノルウェー・クローネ	株式	11 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	40 銘柄	0.8%	0.9%
ユーロ	株式	209 銘柄	9.3%	9.7%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダ・ ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
		カナダ・ドル小計	1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリ カ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,012,466.84	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	968,260.70	
		AMERICAN TOWER CORP	42,567.00	8,973,974.94	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	47,203.00	906,769.63	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,794,015.04	
		BXP INC	13,802.00	908,861.70	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,720.00	1,222,080.00	
		CROWN CASTLE INC	39,800.00	3,987,562.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	32,002.00	5,116,479.76	
		EQUINIX INC	9,171.00	7,686,215.10	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	898,983.36	
		EQUITY RESIDENTIAL	29,734.00	2,037,671.02	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,502,852.50	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	2,841,029.10	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,080,117.50	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,164,156.36	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	822,764.76	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,868,338.02	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,354,755.68	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,178,956.90	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,905,228.52	
		PROLOGIS INC	84,920.00	8,682,220.80	
		PUBLIC STORAGE	15,268.00	4,441,613.88	

		REALTY INCOME CORP	84,512.00	4,807,887.68	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,282,631.78	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,308,181.37	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	30,345.00	4,753,847.70	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,576,337.84	
		UDR INC	27,406.00	1,131,867.80	
		VENTAS INC	41,109.00	2,801,989.44	
		VICI PROPERTIES INC	96,070.00	3,095,375.40	
		WELLTOWER INC	57,846.00	8,501,048.16	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,619,646.42	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,415,416.38	
		アメリカ・ドル小計	1,184,645.00	97,649,604.08 (14,028,342,122)	
オーストラリア・ドル		APA GROUP	108,912.00	896,345.76	
		GOODMAN GROUP	197,180.00	5,666,953.20	
		GPT GROUP	159,776.00	723,785.28	
		SCENTRE GROUP	452,086.00	1,591,342.72	
		STOCKLAND	193,824.00	1,031,143.68	
		TRANSURBAN GROUP	291,488.00	4,048,768.32	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	867,764.23	
		オーストラリア・ドル小計	1,775,697.00	14,826,103.19 (1,360,443,229)	
香港・ドル		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	4,780,780.00	
		LINK REIT	238,500.00	8,514,450.00	
		香港・ドル小計	675,500.00	13,295,230.00 (246,227,660)	
シンガポール・ドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	857,052.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	588,116.00	1,258,568.24	
		シンガポール・ドル小計	910,316.00	2,115,620.24 (231,068,043)	
イギリス・ポンド		LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	346,871.31	
		SEGRO PLC	115,483.00	798,911.39	
		イギリス・ポンド小計	175,340.00	1,145,782.70 (218,867,411)	
ユーロ		COVIVIO	7,110.00	362,610.00	
		GECINA SA	3,082.00	276,763.60	
		KLEPIERRE	18,172.00	568,420.16	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	922,547.60	
		ユーロ小計	40,974.00	2,130,341.36 (347,543,889)	
投資証券合計				16,432,492,354	

		(16,432,492,354)	
合 計		16,432,492,354	
		(16,432,492,354)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建価値証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34 銘柄	-	1.6%	85.4%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1 銘柄	-	-	-
オーストラリア・ドル	投資証券	7 銘柄	-	0.2%	8.3%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.5%
シンガポール・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.4%
イギリス・ポンド	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	4 銘柄	-	0.0%	2.1%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 4 月 28 日現在)

資産の部

流動資産

預金	2,178,201,900
金銭信託	455,364
コール・ローン	125,440,051
株式	45,215,358,666
投資信託受益証券	2,005,561,435
投資証券	4,021,050,596
派生商品評価勘定	36,898,676
未収入金	522,988
未収配当金	65,608,091
差入委託証拠金	1,025,945,732
流動資産合計	54,675,043,499
資産合計	54,675,043,499

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	110,971,287
未払解約金	141,635,648
流動負債合計	252,606,935
負債合計	252,606,935

純資産の部

元本等	
元本	26,403,604,277
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	28,018,832,287
元本等合計	54,422,436,564
純資産合計	54,422,436,564
負債純資産合計	54,675,043,499

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	26,403,604,277 口

2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2,0612 円 (1 万口当たりの純資産額 20,612 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会

	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT JUN25	3, 310, 806, 318	-	3, 237, 213, 609	△73, 592, 709
	小計	3, 310, 806, 318	-	3, 237, 213, 609	△73, 592, 709
合 計		3, 310, 806, 318	-	3, 237, 213, 609	△73, 592, 709

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	28,100,000	-	28,101,761	1,761
	小計	28,100,000	-	28,101,761	1,761
	売建				
	アメリカ・ドル	96,800,000	-	97,281,663	△481,663
	小計	96,800,000	-	97,281,663	△481,663
合 計		124,900,000	-	125,383,424	△479,902

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 27 日
至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	22,315,764,396 円
同期中における追加設定元本額	7,192,064,782 円
同期中における一部解約元本額	3,104,224,901 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	

三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	14,144,671,931 円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	3,679,400,580 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	14,849,677 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	166,576,863 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	106,949,909 円
イオン・バランス戦略ファンド	27,835,731 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	78,070,105 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	135,431,523 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	108,232,328 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	528,717,400 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	355,860,119 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	577,496,903 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	186,774,455 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	20,092,091 円
日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	459,826,141 円
日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	5,338,086,966 円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	79,202,870 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	44,476,483 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	28,478,828 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	29,623,949 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	21,017,737 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	17,016,816 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	245,256 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	9,694,729 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	63,319,785 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	65,770,727 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	26,296,305 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	349,323 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	458,942 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	516,256 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	637,989 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	1,505,722 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	208,013 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	85,911,825 円
合 計	26,403,604,277 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	49,800	2.005	99,849.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	6,558	14.570	95,550.06	

	SOUTHERN COPPER CORP	3,904	94.280	368,069.12	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	9,424	33.750	318,060.00	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	18,756	9.160	171,804.96	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	17,276	45.560	787,094.56	
	PDD HOLDINGS INC	31,603	104.010	3,287,028.03	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	15,698	13.240	207,841.52	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	3,231	34.280	110,758.68	
	CREDICORP LTD	3,165	197.870	626,258.55	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	145,203	12.010	1,743,888.03	
	QIFU TECHNOLOGY INC	5,288	40.930	216,437.84	
	XP INC - CLASS A	16,889	15.960	269,548.44	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	32,895	1.518	49,934.61	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	27.760	76,978.48	
	KANZHUN LTD - ADR	10,834	14.360	155,576.24	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	35,577	13.360	475,308.72	
	KE HOLDINGS INC-ADR	31,659	21.400	677,502.60	
	アメリカ・ドル小計	440,533		9,737,489.44 (1,398,887,733)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	72,000	8.040	578,880.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	6.150	455,100.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,080,000	3.930	4,244,400.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	158,500	30.800	4,881,800.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	5.960	309,920.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	932,000	5.780	5,386,960.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	145,600	7.740	1,126,944.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	4.300	756,800.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	22.350	1,184,550.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	122,000	13.760	1,678,720.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	216,000	3.970	857,520.00	
	CMOC GROUP LTD-H	150,000	5.930	889,500.00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	12.880	656,880.00	
	MMG LTD	232,000	2.430	563,760.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	22.950	573,750.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	79,500	18.300	1,454,850.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	268,000	17.100	4,582,800.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.590	355,410.00	
	BOC AVIATION LTD	10,300	57.300	590,190.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	126,000	4.060	511,560.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	152,000	3.400	516,800.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	92,000	10.680	982,560.00	
	CITIC LTD	201,000	9.200	1,849,200.00	
	CRRC CORP LTD - H	203,000	4.690	952,070.00	

FOSUN INTERNATIONAL LTD	143,500	4.030	578,305.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	17.880	375,480.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	17.880	536,400.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	89,000	14.940	1,329,660.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	30.750	596,550.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	12.280	738,519.20	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	143,400	11.480	1,646,232.00	
J&T GLOBAL EXPRESS LTD	129,000	5.880	758,520.00	
JD LOGISTICS INC	95,000	11.760	1,117,200.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	9.740	487,000.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	6,000	107.700	646,200.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	6.850	534,300.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	20,150	149.100	3,004,365.00	
BYD CO LTD-H	55,500	397.000	22,033,500.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	27,600	53.300	1,471,080.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	283,000	15.980	4,522,340.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	110,000	11.480	1,262,800.00	
LI AUTO INC-CLASS A	56,200	90.950	5,111,390.00	
NIO INC-CLASS A	66,350	31.700	2,103,295.00	
XPENG INC - CLASS A SHARES	55,800	77.750	4,338,450.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	14.260	684,480.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	19,900	49.400	983,060.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	57,800	92.400	5,340,720.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	172,000	3.910	672,520.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	109,600	22.350	2,449,560.00	
HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	14,000	24.250	339,500.00	
LI NING CO LTD	98,000	15.100	1,479,800.00	
MIDEA GROUP CO LTD-H	15,000	72.050	1,080,750.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	40,000	52.900	2,116,000.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	81,000	18.020	1,459,620.00	
MEITUAN-CLASS B	224,660	127.600	28,666,616.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	63,100	36.200	2,284,220.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	52,400	20.450	1,071,580.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	29,000	10.840	314,360.00	
TRIP.COM GROUP LTD	28,150	450.400	12,678,760.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	736,900	115.600	85,185,640.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	109,000	9.230	1,006,070.00	
JD.COM INC-CLASS A	111,785	123.800	13,838,983.00	
MINISO GROUP HOLDING LTD	23,400	32.700	765,180.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	24,600	172.300	4,238,580.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	33,000	11.580	382,140.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	284,000	4.650	1,320,600.00	

JD HEALTH INTERNATIONAL INC	52,850	35.800	1,892,030.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	5,000	119.140	595,700.00	
CHINA FEIHE LTD	190,000	6.260	1,189,400.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	143,000	19.260	2,754,180.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	68,000	27.500	1,870,000.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	91,000	36.600	3,330,600.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	89,000	13.500	1,201,500.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	90,000	13.800	1,242,000.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	26,000	56.950	1,480,700.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	232,000	4.950	1,148,400.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	14,200	77.100	1,094,820.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	20.800	530,400.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	113,200	5.620	636,184.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	24,700	10.780	266,266.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	55,600	17.420	968,552.00	
AKESO INC	27,000	98.900	2,670,300.00	
BEIGENE LTD	35,300	149.400	5,273,820.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	54,500	4.920	268,140.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	370,800	6.110	2,265,588.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	11.060	553,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	48,000	23.900	1,147,200.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	56,500	54.350	3,070,775.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	485,000	3.950	1,915,750.00	
WUXI APTEC CO LTD-H	13,711	57.300	785,640.30	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	159,000	22.800	3,625,200.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,259,000	4.710	5,929,890.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,233,000	4.340	14,031,220.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	377,000	6.730	2,537,210.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	406,000	6.080	2,468,480.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,375,000	6.820	29,837,500.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	144,000	3.260	469,440.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	177,500	44.250	7,854,375.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	265,100	3.580	949,058.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	3,159,000	5.470	17,279,730.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	406,000	4.770	1,936,620.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	159,500	7.240	1,154,780.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	58,400	13.960	815,264.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	64,500	19.300	1,244,850.00	
FAR EAST HORIZON LTD	84,000	5.810	488,040.00	
GUOTAI HAITONG SECURITIES-H	84,568	11.000	930,248.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	58,600	11.620	680,932.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	339,000	14.000	4,746,000.00	

CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	120,000	21.550	2,586,000.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	10.540	642,940.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	45,600	28.500	1,299,600.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	397,000	4.580	1,818,260.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	314,000	14.020	4,402,280.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	305,000	45.950	14,014,750.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	141,000	11.800	1,663,800.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	33,000	36.550	1,206,150.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	38,000	34.750	1,320,500.00	
LENOVO GROUP LTD	374,000	8.840	3,306,160.00	
SUNNY OPTICAL TECH	31,500	65.050	2,049,075.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	749,200	47.700	35,736,840.00	
ZTE CORP-H	39,400	22.200	874,680.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,037,000	0.810	839,970.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	34,000	34.350	1,167,900.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	194,000	2.610	506,340.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	188,600	11.100	2,093,460.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	17,000	30.800	523,600.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	206,000	2.400	494,400.00	
CGN POWER CO LTD-H	446,000	2.450	1,092,700.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	144,200	6.910	996,422.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	141,000	6.410	903,810.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	211,000	3.020	637,220.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	21.650	853,010.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	102,000	18.740	1,911,480.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	38,600	61.300	2,366,180.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	154,000	6.250	962,500.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	224,000	4.790	1,072,960.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	162,000	7.540	1,221,480.00	
BAIDU INC-CLASS A	105,400	87.600	9,233,040.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	10,220	133.800	1,367,436.00	
CHINA LITERATURE LTD	12,200	25.750	314,150.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	304,000	2.030	617,120.00	
KINGSOFT CORP LTD	44,400	37.000	1,642,800.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	124,800	50.750	6,333,600.00	
NETEASE INC	88,900	164.800	14,650,720.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	294,100	478.200	140,638,620.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	32,000	16.400	524,800.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	175,000	14.320	2,506,000.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	144,000	27.100	3,902,400.00	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	34,000	36.950	1,256,300.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	100,400	5.720	574,288.00	

	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	80,500	10.620	854,910.00	
	香港・ドル小計	33,391,684		665,601,682.50 (12,326,943,160)	
台湾・ドル	ASIA CEMENT CORP	103,000	43.950	4,526,850.00	
	CHINA STEEL CORP	562,000	20.300	11,408,600.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,000	25.050	4,183,350.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	204,000	34.100	6,956,400.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	236,000	30.400	7,174,400.00	
	TCC GROUP HOLDINGS CO LTD	326,676	29.350	9,587,940.60	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	7,000	817.000	5,719,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	141,000	32.150	4,533,150.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	5,500	402.000	2,211,000.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	3,000	1,410.000	4,230,000.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	20.900	2,215,400.00	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	38.700	4,644,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	47,096	204.500	9,631,132.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	26.600	1,702,400.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	82.200	2,104,731.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	75,000	69.800	5,235,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	93,000	49.800	4,631,400.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	9,000	390.000	3,510,000.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	105.000	2,233,980.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	9,000	374.000	3,366,000.00	
	POU CHEN	104,000	31.400	3,265,600.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	15,200	612.000	9,302,400.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,000	257.500	6,952,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	227,000	76.200	17,297,400.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	11,000	498.500	5,483,500.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	278,418	17.850	4,969,761.30	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	773,000	36.950	28,562,350.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	640,385	27.550	17,642,606.75	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	531,876	24.950	13,270,306.20	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	407,519	26.400	10,758,501.60	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	524,702	37.450	19,650,089.90	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	489,039	20.750	10,147,559.25	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	491,828	16.150	7,943,022.20	
	TAIWAN BUSINESS BANK	331,530	13.950	4,624,843.50	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	453,197	23.750	10,763,428.75	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	182,299	46.500	8,476,903.50	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	72,988	114.000	8,320,632.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	471,393	30.250	14,259,638.25	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	434,000	54.100	23,479,400.00	

FUBON FINANCIAL HOLDING CO	372,741	79.400	29,595,635.40	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	719,196	16.050	11,543,095.80	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	616,432	11.450	7,058,146.40	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	23,000	552.000	12,696,000.00	
ACER INC	111,000	32.850	3,646,350.00	
ADVANTECH CO LTD	22,727	333.000	7,568,091.00	
ASIA VITAL COMPONENTS	16,000	471.000	7,536,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	31,000	591.000	18,321,000.00	
AUO CORP	296,600	12.300	3,648,180.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	26,000	216.000	5,616,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	195,000	27.100	5,284,500.00	
DELTA ELECTRONICS INC	90,000	330.500	29,745,000.00	
E INK HOLDINGS INC	37,000	238.000	8,806,000.00	
ELITE MATERIAL CO LTD	14,000	566.000	7,924,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	22,000	231.000	5,082,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	571,800	139.000	79,480,200.00	
INNOLUX CORP	331,903	14.150	4,696,427.45	
INVENTEC CORP	110,000	40.200	4,422,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	4,480	2,225.000	9,968,000.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	102,000	91.700	9,353,400.00	
LOTES CO LTD	4,000	1,255.000	5,020,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	36,000	136.500	4,914,000.00	
PEGATRON CORP	97,000	80.600	7,818,200.00	
QUANTA COMPUTER INC	125,000	235.000	29,375,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	53,000	70.900	3,757,700.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	56,000	92.600	5,185,600.00	
WISTRON CORP	130,000	102.500	13,325,000.00	
WIWYNN CORP	5,000	1,905.000	9,525,000.00	
WPG HOLDINGS LTD	62,520	66.500	4,157,580.00	
YAGEO CORPORATION	17,427	456.000	7,946,712.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	30,000	96.400	2,892,000.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	4,000	2,160.000	8,640,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	146,000	137.500	20,075,000.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	2,675.000	8,025,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	979.000	3,916,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	294.000	3,234,000.00	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	4,000	1,010.000	4,040,000.00	
MEDIATEK INC	70,000	1,380.000	96,600,000.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS COR	26,000	503.000	13,078,000.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,000	525.000	12,075,000.00	
SILERGY CORP	13,800	415.000	5,727,000.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,121,000	888.000	995,448,000.00	

	UNITED MICROELECTRONICS CORP	498,000	44.650	22,235,700.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	40,000	91.200	3,648,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	178,000	126.500	22,517,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	72,000	85.600	6,163,200.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	88,000	113.000	9,944,000.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	11,000	824.000	9,064,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	73,443	32.500	2,386,897.50	
	台湾・ドル小計	15,506,596		1,937,698,792.35 (8,555,521,478)	
エジプト・ ポンド	EASTERN CO SAE	61,414	34.490	2,118,168.86	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	96,608	79.920	7,720,911.36	
	T M G HOLDING	43,493	50.510	2,196,831.43	
	エジプト・ポンド小計	201,515		12,035,911.65 (33,746,289)	
トルコ・リ ラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	45,495	125.300	5,700,523.50	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	143,800	22.620	3,252,756.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	371,264	4.180	1,551,883.52	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	67,420	135.300	9,121,926.00	
	KOC HOLDING AS	39,049	145.500	5,681,629.50	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	47,908	35.280	1,690,194.24	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	9,051	243.000	2,199,393.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	27,265	317.750	8,663,453.75	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,571	928.000	2,385,888.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	20,261	466.250	9,446,691.25	
	COCA-COLA ICECEK AS	39,039	53.600	2,092,490.40	
	AKBANK T. A. S.	142,645	51.500	7,346,217.50	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	46,491	77.700	3,612,350.70	
	TURKIYE IS BANKASI-C	396,383	10.710	4,245,261.93	
	YAPI VE KREDI BANKASI	148,083	23.520	3,482,912.16	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	60,962	91.300	5,565,830.60	
	トルコ・リラ小計	1,607,687		76,039,402.05 (285,109,738)	
メキシコ・ ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	145,300	104.020	15,114,106.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,695	422.650	4,097,591.75	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	24,300	144.830	3,519,369.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	17,980	403.350	7,252,233.00	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	7,585	627.750	4,761,483.75	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,400	219.940	2,507,316.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	7,195	224.820	1,617,579.90	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	13,700	128.760	1,764,012.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	232,200	61.110	14,189,742.00	
	ALFA S. A. B. -A	166,600	14.420	2,402,372.00	

	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	23,500	209.890	4,932,415.00	
	GRUMA S. A. B. -B	8,830	380.800	3,362,464.00	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	56,400	66.700	3,761,880.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	34.010	2,163,036.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	118,100	163.750	19,338,875.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	86,500	54.090	4,678,785.00	
	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	9,100	210.720	1,917,552.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	857,400	16.650	14,275,710.00	
	メキシコ・ペソ小計	1,859,385		111,656,522.40 (821,278,385)	
フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	11,640	570.000	6,634,800.00	
	SM INVESTMENTS CORP	9,035	855.000	7,724,925.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	46,280	350.000	16,198,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	225.000	4,421,250.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	103,916	134.300	13,955,918.80	
	BDO UNIBANK INC	105,634	161.000	17,007,074.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	84,590	73.000	6,175,070.00	
	PLDT INC	2,690	1,326.000	3,566,940.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	14,140	551.500	7,798,210.00	
	AYALA LAND INC	275,600	25.300	6,972,680.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	491,500	22.800	11,206,200.00	
	フィリピン・ペソ小計	1,164,675		101,661,067.80 (259,632,201)	
チリ・ペソ	EMPRESAS CMPC SA	48,976	1,469.000	71,945,744.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	6,452	33,500.000	216,142,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	9,623,878	14.300	137,621,455.40	
	EMPRESAS COPEC SA	17,285	6,480.000	112,006,800.00	
	FALABELLA SA	34,870	4,229.000	147,465,230.00	
	CENCOSUD SA	53,544	3,092.900	165,606,237.60	
	BANCO DE CHILE	2,103,508	143.500	301,853,398.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,769	37,800.000	142,468,200.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,903,646	57.600	167,250,009.60	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	91.990	77,582,434.21	
	ENEL CHILE SA	1,488,803	65.400	97,367,716.20	
	チリ・ペソ小計	17,128,110		1,637,309,225.01 (251,521,806)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	11,335	52,880.000	599,394,800.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	21,081	44,020.000	927,985,620.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	19,631	20,260.000	397,724,060.00	
	コロンビア・ペソ小計	52,047		1,925,104,480.00 (65,524,781)	
インド・ル	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	70,393	295.700	20,815,210.10	

ビー	COAL INDIA LTD	88,512	393.150	34,798,492.80	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	42,181	380.700	16,058,306.70	
	INDIAN OIL CORP LTD	121,720	134.650	16,389,598.00	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	141,272	246.330	34,799,531.76	
	OIL INDIA LTD	19,843	399.350	7,924,302.05	
	PETRONET LNG LTD	27,436	309.400	8,488,698.40	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	278,338	1,300.400	361,950,735.20	
	AMBUJA CEMENTS LTD	24,411	548.700	13,394,315.70	
	APL APOLLO TUBES LTD	8,772	1,616.900	14,183,446.80	
	ASIAN PAINTS LTD	16,536	2,431.600	40,208,937.60	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	11,352	2,734.800	31,045,449.60	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	63,861	622.100	39,727,928.10	
	JINDAL STAINLESS LTD	14,795	559.400	8,276,323.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	17,586	891.800	15,683,194.80	
	JSW STEEL LTD	26,244	1,028.400	26,989,329.60	
	NMDC LTD	131,151	64.950	8,518,257.45	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	3,583.900	12,396,710.10	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	6,576	3,011.200	19,801,651.20	
	SHREE CEMENT LTD	467	30,540.000	14,262,180.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	1,212	12,757.000	15,461,484.00	
	SRF LTD	5,894	2,968.100	17,493,981.40	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	2,423	3,477.800	8,426,709.40	
	TATA STEEL LTD	352,286	138.850	48,914,911.10	
	ULTRATECH CEMENT LTD	5,405	12,237.000	66,140,985.00	
	UPL LTD	19,410	661.850	12,846,508.50	
	VEDANTA LTD	58,464	413.300	24,163,171.20	
	ABB INDIA LTD	2,065	5,499.000	11,355,435.00	
	ADANI ENTERPRISES LTD	6,462	2,354.300	15,213,486.60	
	ASHOK LEYLAND LTD	73,826	225.040	16,613,803.04	
	ASTRAL LTD	6,604	1,343.600	8,873,134.40	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	162,574	297.600	48,382,022.40	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	39,537	222.370	8,791,842.69	
	CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	26,350	633.100	16,682,185.00	
	CUMMINS INDIA LTD	6,402	2,861.100	18,316,762.20	
	HAVELLS INDIA LTD	11,660	1,599.800	18,653,668.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	9,612	4,196.400	40,335,796.80	
	LARSEN & TOUBRO LTD	31,143	3,272.100	101,903,010.30	
	POLYCAB INDIA LTD	2,271	5,507.000	12,506,397.00	
	RAIL VIKAS NIGAM LTD	23,469	361.200	8,477,002.80	
	SIEMENS ENERGY INDIA LTD	4,045	2,478.149	10,024,112.70	
	SIEMENS LTD	4,045	2,833.500	11,461,507.50	
	SUZLON ENERGY LTD	405,457	58.300	23,638,143.10	

THERMAX LTD	1, 883	3, 444. 000	6, 485, 052. 00	
VOLTAS LTD	10, 109	1, 229. 400	12, 428, 004. 60	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9, 083	751. 850	6, 829, 053. 55	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	26, 043	1, 193. 000	31, 069, 299. 00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	10, 064	678. 750	6, 830, 940. 00	
GMR AIRPORTS LTD	104, 248	85. 500	8, 913, 204. 00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	8, 500	5, 313. 500	45, 164, 750. 00	
BAJAJ AUTO LTD	3, 036	8, 034. 000	24, 391, 224. 00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3, 466	2, 518. 200	8, 728, 081. 20	
BHARAT FORGE LTD	10, 961	1, 088. 500	11, 931, 048. 50	
BOSCH LTD	318	27, 995. 000	8, 902, 410. 00	
EICHER MOTORS LTD	6, 555	5, 575. 500	36, 547, 402. 50	
HERO MOTOCORP LTD	5, 124	3, 895. 500	19, 960, 542. 00	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	8, 306	1, 667. 700	13, 851, 916. 20	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	43, 006	2, 864. 200	123, 177, 785. 20	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5, 849	11, 698. 000	68, 421, 602. 00	
MRF LTD	88	128, 655. 000	11, 321, 640. 00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	145, 045	133. 710	19, 393, 966. 95	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	20, 802	453. 650	9, 436, 827. 30	
TATA MOTORS LTD	89, 051	655. 250	58, 350, 667. 75	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4, 981	2, 573. 900	12, 820, 595. 90	
TVS MOTOR CO LTD	10, 138	2, 737. 900	27, 756, 830. 20	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1, 754	16, 219. 000	28, 448, 126. 00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	17, 778	501. 250	8, 911, 222. 50	
PAGE INDUSTRIES LTD	277	44, 605. 000	12, 355, 585. 00	
TITAN CO LTD	15, 743	3, 365. 200	52, 978, 343. 60	
ETERNAL LTD	336, 259	228. 810	76, 939, 421. 79	
INDIAN HOTELS CO LTD	36, 809	786. 350	28, 944, 757. 15	
JUBILANT FOODWORKS LTD	14, 355	694. 300	9, 966, 676. 50	
TRENT LTD	8, 031	5, 145. 000	41, 319, 495. 00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	7, 398	4, 375. 200	32, 367, 729. 60	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	5, 260	5, 420. 500	28, 511, 830. 00	
ITC LTD	132, 436	427. 800	56, 656, 120. 80	
MARICO LTD	23, 047	710. 400	16, 372, 588. 80	
NESTLE INDIA LTD	15, 176	2, 413. 500	36, 627, 276. 00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	28, 581	1, 155. 700	33, 031, 061. 70	
UNITED SPIRITS LTD	12, 742	1, 547. 400	19, 716, 970. 80	
VARUN BEVERAGES LTD	65, 027	521. 950	33, 940, 842. 65	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	5, 865	2, 671. 400	15, 667, 761. 00	
DABUR INDIA LTD	21, 140	484. 600	10, 244, 444. 00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	20, 123	1, 266. 500	25, 485, 779. 50	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	38, 114	2, 332. 200	88, 889, 470. 80	

APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	4,541	6,953.000	31,573,573.00	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	36,934	1,067.400	39,423,351.60	
ALKEM LABORATORIES LTD	2,057	5,033.500	10,353,909.50	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,220.100	13,473,564.30	
CIPLA LTD	24,967	1,525.900	38,097,145.30	
DIVI'S LABORATORIES LTD	5,382	6,012.500	32,359,275.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	26,343	1,174.800	30,947,756.40	
LUPIN LTD	11,205	2,019.600	22,629,618.00	
MANKIND PHARMA LTD	6,318	2,557.500	16,158,285.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	44,639	1,787.400	79,787,748.60	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	5,914	3,238.900	19,154,854.60	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	10,229	859.650	8,793,359.85	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	16,362	675.150	11,046,804.30	
AXIS BANK LTD	105,752	1,166.300	123,338,557.60	
BANK OF BARODA	38,009	246.790	9,380,241.11	
CANARA BANK	82,629	96.530	7,976,177.37	
HDFC BANK LIMITED	258,404	1,911.200	493,861,724.80	
ICICI BANK LTD	238,953	1,404.800	335,681,174.40	
IDFC FIRST BANK LTD	131,058	66.080	8,660,312.64	
INDUSIND BANK LTD	27,728	822.350	22,802,120.80	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	50,553	2,204.400	111,439,033.20	
PUNJAB NATIONAL BANK	83,349	99.290	8,275,722.21	
STATE BANK OF INDIA	83,428	798.650	66,629,772.20	
UNION BANK OF INDIA	56,109	124.940	7,010,258.46	
YES BANK LTD	625,769	17.770	11,119,915.13	
BAJAJ FINANCE LTD	12,853	9,112.000	117,116,536.00	
BAJAJ FINSERV LTD	18,253	2,045.500	37,336,511.50	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,217	12,198.000	14,844,966.00	
BSE LTD	2,859	6,303.500	18,021,706.50	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	18,111	1,543.500	27,954,328.50	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	4,143	4,382.500	18,156,697.50	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	123,218	253.050	31,180,314.90	
MUTHOOT FINANCE LTD	5,191	2,093.200	10,865,801.20	
POWER FINANCE CORPORATION	71,666	415.050	29,744,973.30	
REC LTD	55,630	422.200	23,486,986.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	14,823	867.550	12,859,693.65	
SHRIRAM FINANCE LTD	66,790	655.200	43,760,808.00	
SUNDARAM FINANCE LTD	2,718	5,277.000	14,342,886.00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	41,129	704.550	28,977,436.95	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	10,448	1,854.100	19,371,636.80	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	15,563	595.800	9,272,435.40	
PB FINTECH LTD	16,745	1,594.200	26,694,879.00	

	SBI LIFE INSURANCE CO LTD	21,594	1,695.100	36,603,989.40	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	44,183	1,578.200	69,729,610.60	
	INFOSYS LTD	152,013	1,480.200	225,009,642.60	
	LTIMINDTREE LTD	3,273	4,498.300	14,722,935.90	
	MPHASIS LTD	4,655	2,538.600	11,817,183.00	
	ORACLE FINANCIAL SERVICES	882	8,604.000	7,588,728.00	
	PERSISTENT SYSTEMS LTD	5,251	5,273.500	27,691,148.50	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	41,587	3,448.000	143,391,976.00	
	TATA ELXSI LTD	1,296	5,612.500	7,273,800.00	
	TECH MAHINDRA LTD	25,179	1,462.000	36,811,698.00	
	WIPRO LTD	124,456	240.900	29,981,450.40	
	BHARTI AIRTEL LTD	117,572	1,817.200	213,651,838.40	
	INDUS TOWERS LTD	52,261	397.350	20,765,908.35	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,569.600	7,114,996.80	
	VODAFONE IDEA LTD	1,045,879	7.470	7,812,716.13	
	ADANI POWER LTD	27,929	549.350	15,342,796.15	
	GAIL INDIA LTD	106,573	186.740	19,901,442.02	
	JSW ENERGY LTD	18,832	482.700	9,090,206.40	
	NHPC LTD	120,274	86.070	10,351,983.18	
	NTPC LTD	203,510	356.450	72,541,139.50	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	204,659	306.500	62,727,983.50	
	TATA POWER CO LTD	72,267	387.600	28,010,689.20	
	TORRENT POWER LTD	6,689	1,538.600	10,291,695.40	
	INFO EDGE INDIA LTD	3,455	7,038.500	24,318,017.50	
	DLF LTD	33,760	653.550	22,063,848.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	7,649	2,085.300	15,950,459.70	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	14,916	1,305.100	19,466,871.60	
	OBEROI REALTY LTD	6,215	1,606.200	9,982,533.00	
	PHOENIX MILLS LTD	8,608	1,629.000	14,022,432.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	6,459	1,261.800	8,149,966.20	
	インド・ルピー小計	8,663,533		5,786,619,543.13 (9,779,387,028)	
インドネシ ア・ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	658,700	1,880.000	1,238,356,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	23,100.000	1,503,810,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	278,700	6,875.000	1,916,062,500.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	1,349,151	750.000	1,011,863,250.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	335,100	7,800.000	2,613,780,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	858,900	4,860.000	4,174,254,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	39,296,900	84.000	3,300,939,600.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	716,700	2,090.000	1,497,903,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	402,500	4,420.000	1,779,050,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	122,800	11,000.000	1,350,800,000.00	

	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	238,900	7,475.000	1,785,777,500.00	
	KALBE FARMA TBK PT	973,100	1,240.000	1,206,644,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,552,000	8,600.000	21,947,200,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,651,800	4,900.000	8,093,820,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	599,600	4,200.000	2,518,320,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	3,184,300	3,740.000	11,909,282,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,230,900	2,600.000	5,800,340,000.00	
	インドネシア・ルピア小計	55,515,151		73,648,201,850.00 (633,374,536)	
ブラジル・ レアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	171,800	32.670	5,612,706.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	206,700	30.520	6,308,484.00	
	PRIIO SA	34,500	34.880	1,203,360.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	26,800	18.010	482,668.00	
	GERDAU SA-PREF	64,728	15.330	992,280.24	
	SUZANO SA	31,215	51.280	1,600,705.20	
	VALE SA	167,088	53.850	8,997,688.80	
	EMBRAER SA	30,500	63.520	1,937,360.00	
	WEG SA	78,560	49.890	3,919,358.40	
	CCR SA	46,500	13.200	613,800.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	41,930	42.810	1,795,023.30	
	RUMO SA	56,700	19.680	1,115,856.00	
	VIBRA ENERGIA SA	44,080	19.100	841,928.00	
	RAIA DROGASIL SA	51,280	20.100	1,030,728.00	
	AMBEV SA	224,100	14.090	3,157,569.00	
	BRF SA	25,600	22.900	586,240.00	
	JBS SA	36,300	47.870	1,737,681.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	38,000	9.970	378,860.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	33,700	31.420	1,058,854.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	76,981	11.970	921,462.57	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	250,836	13.380	3,356,185.68	
	BANCO DO BRASIL S.A.	82,000	28.010	2,296,820.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	246,070	34.620	8,518,943.40	
	ITAUSA SA	255,444	10.570	2,700,043.08	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	256,800	13.390	3,438,552.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	33,100	42.050	1,391,855.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	16.630	453,999.00	
	TOTVS SA	22,800	37.520	855,456.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	33,600	27.150	912,240.00	
	TIM SA	45,000	18.610	837,450.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	55,005	43.430	2,388,867.15	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	8,000	47.190	377,520.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	91,708	10.930	1,002,368.44	

	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	21,600	115.380	2,492,208.00	
	COMPANHIA PARANAENSE -PREF B	51,700	11.280	583,176.00	
	CPFL ENERGIA SA	7,300	39.040	284,992.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,450	40.260	259,677.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	49,900	35.950	1,793,905.00	
	ブラジル・リアル小計	3,031,675		78,236,870.26 (1,974,698,604)	
チェコ・コ ルナ	KOMERCNI BANKA AS	3,370	1,111.000	3,744,070.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	145.400	1,758,322.20	
	CEZ AS	7,368	1,132.000	8,340,576.00	
	チェコ・コルナ小計	22,831		13,842,968.20 (90,533,012)	
韓国・ウォ ン	HD HYUNDAI	2,022	76,400.000	154,480,800.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,293	95,500.000	314,481,500.00	
	S-OIL CORP	1,775	52,400.000	93,010,000.00	
	KOREA ZINC CO LTD	225	714,000.000	160,650,000.00	
	LG CHEM LTD	2,353	224,500.000	528,248,500.00	
	POSCO HOLDINGS INC	3,104	260,000.000	807,040,000.00	
	SKC CO LTD	898	104,400.000	93,751,200.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	46,350.000	102,433,500.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	20,378	27,900.000	568,546,200.00	
	ECOPRO BM CO LTD	2,419	103,500.000	250,366,500.00	
	ECOPRO CO LTD	4,939	51,000.000	251,889,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,390	56,000.000	77,840,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,438	824,000.000	1,184,912,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	4,537	89,900.000	407,876,300.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	1,074	299,500.000	321,663,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	1,057	403,000.000	425,971,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,948	265,500.000	517,194,000.00	
	HYUNDAI ROTEM COMPANY	3,657	113,700.000	415,800,900.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,106	82,500.000	256,245,000.00	
	LG CORP	4,097	65,100.000	266,714,700.00	
	LG ENERGY SOLUTION	2,200	343,500.000	755,700,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	737	192,300.000	141,725,100.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,465	128,800.000	188,692,000.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	2,522	49,350.000	124,460,700.00	
	SAMSUNG C&T CORP	4,252	117,000.000	497,484,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	31,821	14,720.000	468,405,120.00	
	SK INC	1,825	131,700.000	240,352,500.00	
	SK SQUARE CO LTD	3,944	89,700.000	353,776,800.00	
	HMM CO LTD	10,696	18,820.000	201,298,720.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,482	113,200.000	167,762,400.00	

KOREAN AIR LINES CO LTD	8,899	20,800.000	185,099,200.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	40,300.000	118,683,500.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,697	250,000.000	674,250,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	6,323	188,800.000	1,193,782,400.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,565	148,300.000	232,089,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	147,200.000	134,393,600.00	
KIA CORP	10,581	88,200.000	933,244,200.00	
COWAY CO LTD	2,834	79,400.000	225,019,600.00	
LG ELECTRONICS INC	5,156	71,600.000	369,169,600.00	
HANJIN KAL CORP	1,262	80,800.000	101,969,600.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	261	243,500.000	63,553,500.00	
KT&G CORP	4,383	112,900.000	494,840,700.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	1,190	119,600.000	142,324,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	1,133	119,800.000	135,733,400.00	
LG H&H	359	319,500.000	114,700,500.00	
HLB INC	5,397	55,200.000	297,914,400.00	
ALTEOGEN INC	1,884	369,000.000	695,196,000.00	
CELLTRION INC	7,015	158,300.000	1,110,474,500.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	832	1,035,000.000	861,120,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,453	103,200.000	149,949,600.00	
YUHAN CORP	2,342	115,000.000	269,330,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	13,494	61,200.000	825,832,800.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	11,154	14,970.000	166,975,380.00	
KAKAOBANK CORP	6,317	21,900.000	138,342,300.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	17,331	86,900.000	1,506,063,900.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	19,080	49,750.000	949,230,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	26,970	17,300.000	466,581,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,117	78,100.000	165,337,700.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	4,554	119,100.000	542,381,400.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	10,400.000	87,952,800.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	14,260.000	76,875,660.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,789	87,400.000	156,358,600.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,389	360,500.000	500,734,500.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,934	82,800.000	325,735,200.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,822	123,400.000	224,834,800.00	
LG DISPLAY CO LTD	11,601	8,480.000	98,376,480.00	
LG INNOTEK CO LTD	495	141,900.000	70,240,500.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,356	123,000.000	289,788,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	217,724	55,700.000	12,127,226,800.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	37,992	46,250.000	1,757,130,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	2,457	185,100.000	454,790,700.00	
SAMSUNG SDI CO LTD-RIGHTS	347	25,456.000	8,833,232.00	

	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,863	82,500.000	153,697,500.00	
	SK HYNIX INC	24,970	184,400.000	4,604,468,000.00	
	LG UPLUS CORP	6,942	11,480.000	79,694,160.00	
	SK TELECOM	2,212	57,800.000	127,853,600.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	12,055	25,250.000	304,388,750.00	
	HYBE CO LTD	1,096	232,500.000	254,820,000.00	
	KAKAO CORP	14,025	37,950.000	532,248,750.00	
	KRAFTON INC	1,234	373,000.000	460,282,000.00	
	NAVER CORP	6,358	193,500.000	1,230,273,000.00	
	NCSOFT CORP	485	146,900.000	71,246,500.00	
	韓国・ウォン小計	664,299		47,600,203,252.00 (4,764,780,346)	
マレーシ ア・リンギ ット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	19.000	197,600.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	149,000	3.460	515,540.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	175,700	4.840	850,388.00	
	GAMUDA BHD	225,500	3.990	899,745.00	
	SIME DARBY BERHAD	93,800	2.070	194,166.00	
	SUNWAY BHD	130,300	4.480	583,744.00	
	MISC BHD	61,600	7.250	446,600.00	
	GENTING BHD	78,200	3.200	250,240.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.650	224,647.50	
	IOI CORP BHD	101,000	3.680	371,680.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	19.640	418,332.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,300	80.000	184,000.00	
	PPB GROUP BERHAD	30,140	12.040	362,885.60	
	QL RESOURCES BHD	81,525	4.750	387,243.75	
	SD GUTHRIE BHD	80,400	4.700	377,880.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	111,300	6.870	764,631.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	108,500	5.010	543,585.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	372,100	6.990	2,600,979.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	31,700	19.920	631,464.00	
	MALAYAN BANKING BHD	254,600	9.870	2,512,902.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	644,500	4.360	2,810,020.00	
	RHB BANK BHD	73,100	6.520	476,612.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	89,500	2.020	180,790.00	
	CELCOMDIGI BHD	172,700	3.750	647,625.00	
	MAXIS BHD	85,300	3.620	308,786.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	56,700	6.790	384,993.00	
	PETRONAS GAS BHD	40,700	16.900	687,830.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	129,400	13.560	1,754,664.00	
	YTL CORP BHD	149,000	1.880	280,120.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	108,600	3.330	361,638.00	

マレーシア・リンギット小計		3,805,015		21,211,330.85 (696,083,760)	
南アフリ カ・ランド	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	3,913	630.130	2,465,698.69	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	22,305	744.970	16,616,555.85	
	GOLD FIELDS LTD	39,689	406.670	16,140,325.63	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	27,682	286.250	7,923,972.50	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	38,529	110.140	4,243,584.06	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,544	318.940	811,383.36	
	SASOL LTD	24,977	65.640	1,639,490.28	
	BIDVEST GROUP LTD	14,536	232.450	3,378,893.20	
	NASPERS LTD-N SHS	7,787	4,899.080	38,149,135.96	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	97,392	26.590	2,589,653.28	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	38,194	56.860	2,171,710.84	
	BID CORP LTD	16,051	466.310	7,484,741.81	
	CLICKS GROUP LTD	9,867	384.300	3,791,888.10	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	24,092	281.730	6,787,439.16	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	15,681	120.220	1,885,169.82	
	ABSA GROUP LTD	40,399	168.200	6,795,111.80	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	4,067	3,452.880	14,042,862.96	
	NEDBANK GROUP LTD	22,270	249.790	5,562,823.30	
	STANDARD BANK GROUP LTD	61,860	229.000	14,165,940.00	
	FIRSTRAND LTD	233,591	71.500	16,701,756.50	
	REINET INVESTMENTS SCA	6,542	479.950	3,139,832.90	
	REMGRO LTD	23,684	158.010	3,742,308.84	
	DISCOVERY LTD	26,322	201.680	5,308,620.96	
	OLD MUTUAL LTD	229,857	11.140	2,560,606.98	
	OUTSURANCE GROUP LTD	34,388	74.390	2,558,123.32	
	SANLAM LTD	77,559	83.020	6,438,948.18	
	MTN GROUP LTD	76,789	115.520	8,870,665.28	
	VODACOM GROUP LTD	25,348	133.040	3,372,297.92	
	NEPI ROCKCASTLE N. V.	28,260	142.100	4,015,746.00	
南アフリカ・ランド小計		1,274,175		213,355,287.48 (1,640,702,161)	
タイ・バー ツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	68,800	100.000	6,880,000.00	
	PTT PCL-NVDR	438,500	30.500	13,374,250.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	31,300	152.000	4,757,600.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	207,800	37.000	7,688,600.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	348,900	5.950	2,075,955.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	154,800	26.000	4,024,800.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	89,791	23.800	2,137,025.80	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	235,400	8.350	1,965,590.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	110,600	13.100	1,448,860.00	

	CP ALL PCL-NVDR	260,400	50.250	13,085,100.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	75,988	24.600	1,869,304.80	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	154,600	25.750	3,980,950.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	501,200	23.500	11,778,200.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	28,500	164.000	4,674,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	23,700	154.000	3,649,800.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	171,100	20.800	3,558,880.00	
	SCB X PCL-NVDR	40,500	116.000	4,698,000.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.770	1,907,706.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	50,200	46.000	2,309,200.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	138,400	82.000	11,348,800.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	56,000	277.000	15,512,000.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	474,567	11.900	5,647,347.30	
	GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	220,904	45.500	10,051,132.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	89,900	49.000	4,405,100.00	
	タイ・パーツ小計	5,049,650		142,828,200.90 (608,448,136)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	27,571	68.800	1,896,884.80	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	5,950	125.750	748,212.50	
	LPP SA	48	15,400.000	739,200.00	
	ALLEGRO. EU SA	26,444	33.225	878,601.90	
	DINO POLSKA SA	2,378	530.600	1,261,766.80	
	ZABKA GROUP SA	13,647	21.950	299,551.65	
	BANK PEKAO SA	8,417	191.700	1,613,538.90	
	MBANK SA	768	864.400	663,859.20	
	PKO BANK POLSKI SA	38,990	76.200	2,971,038.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,762	621.000	1,094,202.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	26,585	59.400	1,579,149.00	
	PGE SA	36,813	7.994	294,283.12	
	CD PROJEKT SA	3,277	224.700	736,341.90	
	ポーランド・ズロチ小計	192,650		14,776,629.77 (564,171,725)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	20,823	3,024.000	62,968,752.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	5,767	10,880.000	62,744,960.00	
	OTP BANK PLC	10,190	26,520.000	270,238,800.00	
	ハンガリー・フォリント小計	36,780		395,952,512.00 (158,381,005)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	4,436	43.120	191,280.32	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	9,441	18.990	179,284.59	
	JUMBO SA	4,834	26.520	128,197.68	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	101,689	2.187	222,393.84	

	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	118,754	2.490	295,697.46	
	NATIONAL BANK OF GREECE	39,976	9.504	379,931.90	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	47,986	4.980	238,970.28	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	7,649	16.650	127,355.85	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	13.550	115,866.05	
ユーロ小計		343,439		1,879,568.37 (306,632,784)	
合 計		149,951,430		45,215,358,666 (45,215,358,666)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	18 銘柄	2.6%	3.1%
香港・ドル	株式	151 銘柄	22.7%	27.3%
台湾・ドル	株式	88 銘柄	15.7%	18.9%
エジプト・ポンド	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	16 銘柄	0.5%	0.6%
メキシコ・ペソ	株式	18 銘柄	1.5%	1.8%
フィリピン・ペソ	株式	11 銘柄	0.5%	0.6%
チリ・ペソ	株式	11 銘柄	0.5%	0.6%
コロンビア・ペソ	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
インド・ルピー	株式	157 銘柄	18.0%	21.6%
インドネシア・ルピア	株式	17 銘柄	1.2%	1.4%
ブラジル・レアル	株式	38 銘柄	3.6%	4.4%
チェコ・コルナ	株式	3 銘柄	0.2%	0.2%
韓国・ウォン	株式	82 銘柄	8.8%	10.5%
マレーシア・リンギット	株式	30 銘柄	1.3%	1.5%
南アフリカ・ランド	株式	29 銘柄	3.0%	3.6%
タイ・バーツ	株式	24 銘柄	1.1%	1.3%
ポーランド・ズロチ	株式	13 銘柄	1.0%	1.2%
ハンガリー・フォリント	株式	3 銘柄	0.3%	0.4%
ユーロ	株式	10 銘柄	0.6%	0.7%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	オフショ ア・人民 元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2,595,200.00	101,835,648.00	
	オフショア・人民元小計		2,595,200.00	101,835,648.00 (2,005,561,435)	
投資信託受益証券合計				2,005,561,435 (2,005,561,435)	

投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	81,017.00	2,893,117.07	
		ISHARES MSCI QATAR ETF	159,738.00	2,900,842.08	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	351,837.00	14,481,610.92	
		ISHARES MSCI UAE ETF	304,937.00	5,327,249.39	
	アメリカ・ドル小計		897,529.00	25,602,819.46 (3,678,101,044)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	717,400.00	8,357,710.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	25,275.00	4,844,964.75	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	79,600.00	16,538,492.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	45,560.00	3,088,968.00	
		TRUST FIBRA UNO	117,000.00	2,999,880.00	
	メキシコ・ペソ小計		984,835.00	35,830,014.75 (263,544,090)	
	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	54,700.00	2,002,020.00	
		ENERGISA SA-UNITS	11,000.00	500,500.00	
		KLABIN SA - UNIT	34,430.00	643,496.70	
	ブラジル・リアル小計		100,130.00	3,146,016.70 (79,405,462)	
投資証券合計				4,021,050,596 (4,021,050,596)	
合 計				6,026,612,031 (6,026,612,031)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4 銘柄	-	6.8%	61.0%
メキシコ・ペソ	投資証券	5 銘柄	-	0.5%	4.4%
ブラジル・リアル	投資証券	3 銘柄	-	0.1%	1.3%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1 銘柄	3.7%	-	33.3%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

J リート・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年4月28日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	400,134
コール・ローン	110,225,667
投資証券	19,358,158,400

派生商品評価勘定	1,231,600
未収配当金	260,729,421
差入委託証拠金	1,741,087
流動資産合計	19,732,486,309
資産合計	19,732,486,309
負債の部	
流動負債	
前受金	1,096,000
未払金	89,518,173
未払解約金	4,399,712
流動負債合計	95,013,885
負債合計	95,013,885
純資産の部	
元本等	
元本	7,488,952,955
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	12,148,519,469
元本等合計	19,637,472,424
純資産合計	19,637,472,424
負債純資産合計	19,732,486,309

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	7,488,952,955 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.6222 円 (1 万口当たりの純資産額 26,222 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部

	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0706 月	32,788,400	－	34,020,000	1,231,600
	小計	32,788,400	－	34,020,000	1,231,600
合 計		32,788,400	－	34,020,000	1,231,600

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 27 日
至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,891,898,212 円
同期中における追加設定元本額	3,366,705,031 円
同期中における一部解約元本額	1,769,650,288 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	53,021,651 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	148,896,420 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	106,308,152 円
イオン・バランス戦略ファンド	45,210,937 円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	3,023,175,337 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	64,044,382 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	54,045,042 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	60,172,289 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	272,920,664 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	178,584,175 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	150,915,800 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	74,339,803 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	15,802,828 円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	510,128,921 円
日興FWS・Jリートインデックス	1,486,983,422 円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	418,282,833 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	35,824,555 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	23,409,502 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	23,473,113 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	16,053,712 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	12,758,189 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1 (保守型)	550,532 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2 (安定型)	25,880,399 円

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	176,548,007 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	184,542,559 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	72,278,887 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	538,367 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,448,945 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,999,082 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,943,376 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	183,168 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	2,457,806 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	94,824,697 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	59,649,742 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	91,755,661 円
合 計	7,488,952,955 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	426	48,095,400	
	サンケイリアルエステート投資法人	620	54,560,000	
	S O S I L A物流リート投資法人	983	108,424,900	
	東海道リート投資法人	374	38,821,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	3,389	392,107,300	
	森ヒルズリート投資法人	2,313	303,003,000	
	産業ファンド投資法人	3,599	416,404,300	
	アドバンス・レジデンス投資法人	3,857	566,593,300	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	955	325,177,500	
	G L P投資法人	6,465	792,609,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	997	276,069,300	
	日本プロロジスリート投資法人	3,422	808,276,400	
	星野リゾート・リート投資法人	830	177,869,000	
	O n e リート投資法人	339	82,648,200	
	イオンリート投資法人	2,387	297,897,600	
	ヒューリックリート投資法人	1,740	251,778,000	
	日本リート投資法人	2,512	210,003,200	
	積水ハウス・リート投資法人	5,865	450,432,000	

トーセイ・リート投資法人	421	52,793,400	
ヘルスケア&メディカル投資法人	476	52,360,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	491	45,417,500	
野村不動産マスターファンド投資法人	6,260	888,920,000	
いちごホテルリート投資法人	317	37,754,700	
ラサールロジポート投資法人	2,444	331,895,200	
スターアジア不動産投資法人	3,628	195,186,400	
マリモ地方創生リート投資法人	347	35,879,800	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	4,285	436,213,000	
日本ホテル&レジデンシャル投資法人	401	27,428,400	
投資法人みらい	2,710	111,381,000	
三菱地所物流リート投資法人	2,032	237,744,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	843	120,296,100	
ザイマックス・リート投資法人	328	35,850,400	
タカラレーベン不動産投資法人	1,279	109,354,500	
日本ビルファンド投資法人	11,454	1,523,382,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	10,087	1,143,865,800	
日本都市ファンド投資法人	10,185	969,612,000	
オリックス不動産投資法人	3,915	692,563,500	
日本プライムリアルティ投資法人	1,344	472,416,000	
N T T 都市開発リート投資法人	1,998	263,336,400	
東急リアル・エステート投資法人	1,318	234,867,600	
グローバル・ワン不動産投資法人	1,421	168,530,600	
ユナイテッド・アーバン投資法人	4,345	651,315,500	
森トラストリート投資法人	3,792	238,137,600	
インヴィンシブル投資法人	10,823	629,898,600	
フロンティア不動産投資法人	3,641	289,459,500	
平和不動産リート投資法人	1,445	189,728,500	
日本ロジスティクスファンド投資法人	3,921	365,829,300	
福岡リート投資法人	1,113	173,516,700	
K D X 不動産投資法人	5,497	805,310,500	
いちごオフィスリート投資法人	1,424	118,904,000	
大和証券オフィス投資法人	789	239,461,500	
阪急阪神リート投資法人	941	134,845,300	
スターツプロシード投資法人	335	56,916,500	
大和ハウスリート投資法人	2,930	697,340,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	7,219	506,773,800	
大和証券リビング投資法人	2,850	255,360,000	
ジャパンエクセレント投資法人	1,689	217,543,200	
投資証券 小計		19,358,158,400	

合 計	19,358,158,400

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025 年 4 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	883,062,750
金銭信託	85,868
コール・ローン	23,654,337
投資証券	41,609,664,069
派生商品評価勘定	32,957
未収配当金	41,548,859
流動資産合計	42,558,048,840
資産合計	42,558,048,840
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,383,987
流動負債合計	1,383,987
負債合計	1,383,987
純資産の部	
元本等	
元本	12,840,825,021
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	29,715,839,832
元本等合計	42,556,664,853
純資産合計	42,556,664,853
負債純資産合計	42,558,048,840

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	12,840,825,021 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.3142 円 (1 万口当たりの純資産額 33,142 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等

	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	7,900,000	-	7,932,957	32,957
	小計	7,900,000	-	7,932,957	32,957
	合 計	7,900,000	-	7,932,957	32,957

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,861,853,131 円
同期中における追加設定元本額	2,799,130,700 円
同期中における一部解約元本額	820,158,810 円

2025年4月28日現在の元本の内訳

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	8,907,175 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	16,812,907 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	8,375,258 円
イオン・バランス戦略ファンド	17,151,280 円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	9,895,821,489 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	15,031,497 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	41,843,577 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	44,978,840 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	191,622,112 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	126,491,068 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	105,275,637 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	171,864,188 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,801,845 円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	706,324,348 円
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）	59,335,322 円
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）	1,125,526,522 円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	143,851,436 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	10,242,155 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	5,762,831 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	5,437,025 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	3,894,240 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	3,164,007 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	79,254 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	1,980,557 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	14,669,916 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	14,885,025 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	5,802,361 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	251,853 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	255,240 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	431,594 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	539,164 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	40,539 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	28,082,468 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	62,292,291 円
合 計	12,840,825,021 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考

投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	26,237.00	514,245.20	
		AGREE REALTY CORP	21,419.00	1,620,775.73	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	12,195.00	198,900.45	
		ALEXANDER'S INC	300.00	60,183.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	31,688.00	2,404,485.44	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	2,165.00	33,514.20	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	10,429.00	194,813.72	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	30,895.00	961,143.45	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	65,376.00	2,407,798.08	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	53,709.00	1,068,809.10	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	23,200.00	179,104.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	46,598.00	554,050.22	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	15,799.00	106,169.28	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	29,401.00	6,049,549.76	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	8,400.00	15,960.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	34,607.00	139,466.21	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	64,989.00	1,675,416.42	
		BROADSTONE NET LEASE INC	38,233.00	609,051.69	
		BRT APARTMENTS CORP	500.00	7,795.00	
		BPX INC	29,794.00	1,961,934.90	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	22,363.00	2,549,382.00	
		CARETRUST REIT INC	37,380.00	1,050,378.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,648.00	87,041.28	
		CENTERSPACE	2,600.00	154,752.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	12,827.00	90,173.81	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603.00	23,199.12	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,216.00	52,131.36	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	23,611.00	622,385.96	
		COUSINS PROPERTIES INC	35,785.00	991,960.20	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,839.00	69,063.61	
		CUBESMART	45,902.00	1,826,899.60	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	21,651.00	504,035.28	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	40,047.00	288,738.87	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	178,800.00	84,930.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	64,858.00	10,369,497.04	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	40,340.00	91,571.80	
		DOUGLAS EMMETT INC	35,856.00	510,589.44	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	20,000.00	2,740.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	15,924.00	130,258.32	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	10,646.00	1,734,978.62	
		ELME COMMUNITIES	15,190.00	235,900.70	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	31,367.00	223,960.38	

EPR PROPERTIES	15,307.00	751,114.49	
EQUINIX INC	19,986.00	16,750,266.60	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	38,978.00	2,457,952.68	
EQUITY RESIDENTIAL	70,899.00	4,858,708.47	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	36,792.00	1,167,410.16	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	13,017.00	3,586,183.50	
EXTRA SPACE STORAGE INC	43,851.00	6,185,183.55	
FARMLAND PARTNERS INC	7,194.00	72,443.58	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	16,417.00	1,549,436.46	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	27,136.00	1,283,804.16	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	21,650.00	599,921.50	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,115.00	23,277.10	
FRONTVIEW REIT INC	3,000.00	37,260.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	56,240.00	2,684,897.60	
GETTY REALTY CORP	10,369.00	283,903.22	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	11,800.00	166,616.00	
GLADSTONE LAND CORP	4,464.00	43,791.84	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	12,642.00	97,216.98	
GLOBAL NET LEASE INC	44,412.00	334,422.36	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	69,152.00	1,080,845.76	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	143,385.00	2,556,554.55	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	23,384.00	659,896.48	
HOST HOTELS & RESORTS INC	142,776.00	1,981,730.88	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	17,289.00	38,381.58	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	50,097.00	980,899.26	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	6,274.00	16,563.36	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	5,313.00	284,564.28	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	16,365.00	453,801.45	
INVITATION HOMES INC	117,291.00	3,962,089.98	
IRON MOUNTAIN INC	60,885.00	5,340,832.20	
JBG SMITH PROPERTIES	14,792.00	216,406.96	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	130,900.00	25,656.40	
KILROY REALTY CORP	22,096.00	715,247.52	
KIMCO REALTY CORP	137,817.00	2,804,575.95	
KITE REALTY GROUP TRUST	43,107.00	941,456.88	
LAMAR ADVERTISING CO-A	17,813.00	1,997,193.56	
LINEAGE INC	12,172.00	679,806.20	
LTC PROPERTIES INC	10,525.00	372,690.25	
LXP INDUSTRIAL TRUST	59,650.00	466,463.00	
MACERICH CO/THE	51,835.00	768,713.05	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	687,500.00	45,375.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	123,059.00	666,979.78	

MID-AMERICA APARTMENT COMM	24,067.00	3,835,798.46	
MILLROSE PROPERTIES	24,852.00	617,323.68	
MODIV INDUSTRIAL INC	100.00	1,664.00	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,122.00	472,785.66	
NATL HEALTH INVESTORS INC	9,064.00	681,250.24	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	2,275.00	69,228.25	
NETSTREIT CORP	13,768.00	215,056.16	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	8,460.00	30,286.80	
NEXPOINT RESIDENTIAL	3,529.00	128,702.63	
NNN REIT INC	38,598.00	1,576,728.30	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	9,538.00	3,672.13	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	57,766.00	2,180,088.84	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,352.00	56,471.52	
ORION PROPERTIES INC	8,094.00	14,164.50	
OUTFRONT MEDIA INC	27,815.00	418,893.90	
PARAMOUNT GROUP INC	45,423.00	199,406.97	
PARK HOTELS & RESORTS INC	42,708.00	427,080.00	
PEAKSTONE REALTY TRUST	7,728.00	92,040.48	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	20,329.00	186,213.64	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	25,954.00	910,466.32	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	19,902.00	135,333.60	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	8,798.00	128,626.76	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	1,424.00	18,811.04	
PRIME US REIT	143,770.00	19,408.95	
PROLOGIS INC	189,972.00	19,422,737.28	
PUBLIC STORAGE	32,120.00	9,344,029.20	
REALTY INCOME CORP	178,339.00	10,145,705.71	
REGENCY CENTERS CORP	33,456.00	2,389,427.52	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	46,639.00	1,542,818.12	
RLJ LODGING TRUST	34,775.00	244,120.50	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	12,482.00	1,077,321.42	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	51,392.00	895,248.64	
SAFEHOLD INC	10,598.00	160,135.78	
SAUL CENTERS INC	2,331.00	75,874.05	
SERVICE PROPERTIES TRUST	37,820.00	69,210.60	
SILA REALTY TRUST INC	13,336.00	345,935.84	
SIMON PROPERTY GROUP INC	63,222.00	9,904,358.52	
SITE CENTERS CORP	8,123.00	96,826.16	
SL GREEN REALTY CORP	14,928.00	811,187.52	
STAG INDUSTRIAL INC	37,882.00	1,243,666.06	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	22,221.00	88,439.58	
SUN COMMUNITIES INC	24,368.00	2,980,693.76	

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	39,745.00	327,498.80	
	TANGER INC	20,789.00	667,119.01	
	TERRENO REALTY CORP	21,121.00	1,195,659.81	
	UDR INC	61,243.00	2,529,335.90	
	UMH PROPERTIES INC	17,656.00	308,626.88	
	UNITI GROUP INC	46,029.00	219,098.04	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	3,905.00	149,561.50	
	URBAN EDGE PROPERTIES	25,622.00	472,982.12	
	VENTAS INC	90,208.00	6,148,577.28	
	VERIS RESIDENTIAL INC	16,966.00	262,973.00	
	VICI PROPERTIES INC	216,066.00	6,961,646.52	
	VORNADO REALTY TRUST	34,892.00	1,247,389.00	
	WELLTOWER INC	124,872.00	18,351,189.12	
	WHITESTONE REIT	12,068.00	158,452.84	
	WP CAREY INC	45,683.00	2,769,303.46	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	17,827.00	187,896.58	
	アメリカ・ドル小計	5,817,265.00	227,662,816.77 (32,706,040,257)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	14,869.00	232,997.23	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,662.00	69,952.88	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,788.00	308,730.24	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	16,146.00	666,183.96	
	CHOICE PROPERTIES REIT	30,541.00	452,617.62	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	10,639.00	155,329.40	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,193.00	136,056.40	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	33,313.00	351,785.28	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,732.00	43,712.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	21,618.00	362,750.04	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	6,500.00	410,085.00	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	25,517.00	250,066.60	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,198.00	123,289.98	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	14,637.00	251,463.66	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	1,447.00	19,085.93	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,358.00	123,835.14	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	4,345.00	29,198.40	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	20,754.00	101,694.60	
	PRIMARIS REIT	9,802.00	138,698.30	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,904.00	496,859.76	
	SLATE GROCERY REIT-CL U	3,196.00	44,392.44	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	15,069.00	382,752.60	
	カナダ・ドル小計	302,228.00	5,151,537.46 (533,287,158)	

オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	50,980.00	58,372.10	
	ABACUS STORAGE KING	145,482.00	212,403.72	
	ARENA REIT	80,503.00	292,225.89	
	BWP TRUST	115,823.00	411,171.65	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	160,667.00	252,247.19	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	125,209.00	365,610.28	
	CENTURIA OFFICE REIT	68,559.00	83,299.18	
	CHARTER HALL GROUP	97,242.00	1,614,217.20	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	134,611.00	508,829.58	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	91,686.00	342,905.64	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	72,491.00	205,149.53	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	218,718.00	82,019.25	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	30,237.00	78,313.83	
	DEXUS/AU	216,305.00	1,566,048.20	
	GOODMAN GROUP	417,143.00	11,988,689.82	
	GPT GROUP	373,711.00	1,692,910.83	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	52,361.00	120,430.30	
	HEALTHCO REIT	51,410.00	42,670.30	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	332,002.00	408,362.46	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	91,039.00	494,341.77	
	MIRVAC GROUP	853,715.00	1,878,173.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	255,330.00	569,385.90	
	REGION RE LTD	269,491.00	614,439.48	
	RURAL FUNDS TRUST	135,442.00	237,700.71	
	SCENTRE GROUP	1,064,736.00	3,747,870.72	
	STOCKLAND	480,107.00	2,554,169.24	
	VICINITY CENTRES	832,743.00	1,940,291.19	
	WAYPOINT REIT	113,111.00	286,170.83	
オーストラリア・ドル小計		6,930,854.00	32,648,419.79 (2,995,819,000)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	435,000.00	926,550.00	
	FORTUNE REIT	259,000.00	1,077,440.00	
	LINK REIT	526,300.00	18,788,910.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	202,000.00	379,760.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	494,000.00	370,500.00	
香港・ドル小計		1,916,300.00	21,543,160.00 (398,979,323)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT	113,300.00	140,492.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,100.00	1,888,866.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	552,555.00	472,434.52	
	CAPITALAND CHINA TRUST	205,700.00	139,876.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,175,008.00	2,514,517.12	

	CDL HOSPITALITY TRUSTS	159,550.00	126,842.25	
	EC WORLD REIT	52,800.00	14,784.00	
	ESR-REIT	1,097,413.00	230,456.73	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	190,000.00	106,400.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	277,500.00	624,375.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	675,038.00	600,783.82	
	KEPPEL DC REIT	349,600.00	727,168.00	
	KEPPEL REIT	520,300.00	439,653.50	
	LENDEASE GLOBAL COMMERCIAL	410,000.00	211,150.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	440,700.00	894,621.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	679,850.00	768,230.50	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	446,000.00	544,120.00	
	QUE REAL ESTATE INVESTMENT T	429,800.00	118,195.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	87,600.00	366,168.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,700.00	42,688.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	400,000.00	194,000.00	
	SUNTEC REIT	510,000.00	586,500.00	
	シンガポール・ドル小計	9,549,514.00	11,752,321.44 (1,283,588,548)	
ニュージ ーラン ド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	211,932.00	392,074.20	
	ニューージーランド・ドル小計	211,932.00	392,074.20 (33,526,265)	
イギリ ス・ポ ンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	53,280.00	3,356.64	
	AEW UK REIT PLC	9,000.00	9,090.00	
	ASSURA PLC	580,000.00	281,300.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	39,476.00	382,127.68	
	BRITISH LAND CO PLC	199,529.00	766,989.47	
	CARE REIT PLC	88,651.00	95,033.87	
	CLS HOLDINGS PLC	41,598.00	24,459.62	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	84,958.00	64,228.24	
	DERWENT LONDON PLC	22,000.00	413,160.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	181,499.00	162,623.10	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	88,190.00	267,215.70	
	HAMMERSON PLC	96,185.00	240,847.24	
	HELICAL PLC	17,000.00	36,380.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	156,500.00	906,917.50	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	104,502.00	46,816.89	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	416,876.00	799,985.04	
	NEWRIVER REIT PLC	115,000.00	86,135.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	153,900.00	114,655.50	

	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	270,348.00	271,699.74	
	PRS REIT PLC/THE	89,207.00	102,766.46	
	REGIONAL REIT LTD	15,921.00	18,659.41	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	51,295.00	311,360.65	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	70,698.00	37,823.43	
	SEGRO PLC	279,114.00	1,930,910.65	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	401,823.00	519,557.13	
	SOCIAL HOUSING REIT PLC	34,770.00	23,747.91	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	298,264.00	229,066.75	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	113,949.00	113,151.35	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	489,521.00	687,777.00	
	UNITE GROUP PLC/THE	80,812.00	702,660.34	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	76,400.00	111,238.40	
	WAREHOUSE REIT PLC	72,100.00	77,868.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	32,606.00	140,857.92	
	イギリス・ポンド小計	4,824,972.00	9,980,466.63 (1,906,468,737)	
イスラエル・シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	173,587.00	319,400.08	
	REIT 1 LTD	36,017.00	702,691.67	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	47,304.00	416,275.20	
	イスラエル・シュケル小計	256,908.00	1,438,366.95 (57,075,407)	
韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	24,000.00	116,520,000.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	11,696.00	54,503,360.00	
	JR GLOBAL REIT	36,632.00	98,356,920.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	6,226.00	27,830,220.00	
	LOTTE REIT CO LTD	20,121.00	70,524,105.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	32,509.00	185,301,300.00	
	SK REITS CO LTD	27,115.00	131,372,175.00	
	韓国・ウォン小計	158,299.00	684,408,080.00 (68,509,249)	
ユーロ	AEDIFICA	9,212.00	624,113.00	
	ALTAREA	723.00	73,485.72	
	CARE PROPERTY INVEST	10,104.00	129,937.44	
	CARMILA	10,208.00	188,582.59	
	COFINIMMO	7,511.00	493,472.70	
	COVIVIO	11,281.00	575,331.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	8,641.00	214,296.80	
	GECINA SA	11,158.00	1,001,988.40	
	HAMBORNER REIT AG	13,965.00	85,326.15	
	ICADE	5,968.00	125,805.44	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	7,889.00	24,140.34	

	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	76,629.00	435,635.86	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	98,669.00	101,234.39	
	KLEPIERRE	46,044.00	1,440,256.32	
	MERCIALYS	15,342.00	176,739.84	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	76,249.00	745,715.22	
	MONTEA NV	4,332.00	270,750.00	
	NSI NV	3,834.00	79,938.90	
	RETAIL ESTATES	2,597.00	162,052.80	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	5,756.00	204,625.80	
	STONEWEG EUROPEAN REAL ESTAT	48,320.00	70,064.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	21,518.00	1,574,256.88	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	38,406.00	843,395.76	
	WERELDHAVE NV	7,404.00	119,944.80	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	7,458.00	208,078.20	
	ユーロ小計	549,218.00	9,969,168.35 (1,626,370,126)	
投資証券合計			41,609,664,069 (41,609,664,069)	
合 計			41,609,664,069 (41,609,664,069)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	142 銘柄	76.9%	78.6%
カナダ・ドル	投資証券	22 銘柄	1.3%	1.3%
オーストラリア・ドル	投資証券	28 銘柄	7.0%	7.2%
香港・ドル	投資証券	5 銘柄	0.9%	1.0%
シンガポール・ドル	投資証券	22 銘柄	3.0%	3.1%
ニュージーランド・ドル	投資証券	1 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	投資証券	33 銘柄	4.5%	4.6%
イスラエル・シェケル	投資証券	3 銘柄	0.1%	0.1%
韓国・ウォン	投資証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	投資証券	25 銘柄	3.8%	3.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年4月28日現在)

資産の部

流動資産	
金銭信託	1, 588, 600
コール・ローン	437, 615, 263
国債証券	107, 187, 123, 750
地方債証券	11, 650, 379, 150
特殊債券	10, 276, 772, 399
社債券	8, 613, 507, 300
未収入金	738, 350, 000
未収利息	256, 626, 996
前払費用	32, 470, 496
流動資産合計	139, 194, 433, 954
資産合計	139, 194, 433, 954
負債の部	
流動負債	
未払金	591, 716, 000
未払解約金	146, 617, 999
流動負債合計	738, 333, 999
負債合計	738, 333, 999
純資産の部	
元本等	
元本	119, 090, 858, 432
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	19, 365, 241, 523
元本等合計	138, 456, 099, 955
純資産合計	138, 456, 099, 955
負債純資産合計	139, 194, 433, 954

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	119,090,858,432 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1626 円 (1 万口当たりの純資産額 11,626 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部

	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	110,729,841,082 円
同期中における追加設定元本額	36,838,540,621 円

同期中における一部解約元本額	28,477,523,271 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	10,974,537,636 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	17,413,598,707 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	4,472,122,868 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	819,018,581 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	44,768,663 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	151,148,661 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	491,773,692 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,216,075,207 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	752,053,009 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	863,521,163 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	120,697,473 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	2,373,691,784 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	1,049,441,829 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	400,158,529 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	296,931,176 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	4,225,245,625 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	1,306,755,861 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	2,745,618,566 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	690,295,640 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	111,471,807 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	505,395,184 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	506,465,692 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	1,123,157,557 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	364,143,916 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	53,937,599 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	767,525,634 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	370,344,960 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	227,737,777 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	54,442,567 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	44,489,199 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	24,095,490 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	167,405,409 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	486,113,980 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	205,128,221 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	11,340,588 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	7,827,213 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	4,562,137 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,129,443 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	218,616 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	584,592 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	929,181,168 円

SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	5,666,319,401 円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	5,684,646,251 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	14,840,212,530 円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	276,141,942 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	445,091,164 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	310,861,545 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	117,811,413 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,642,971,004 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	2,219,420,316 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	2,037,888,101 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	6,757,323,957 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	788,302,997 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	328,080,444 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	375,123,071 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	123,173,610 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	53,512,121 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	970,644,146 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	1,824,292,316 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	482,774,793 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	190,243,460 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	23,254,078 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	218,994,113 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	4,215,191,928 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,218,619,670 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	581,544,285 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	899,123,211 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII <適格機関投資家限定>	9,754,193,055 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	669,950,091 円
合 計	119,090,858,432 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	471 2年国債	9,940,000,000	9,982,344,400	
	154 5年国債	1,220,000,000	1,202,920,000	
	156 5年国債	1,090,000,000	1,075,579,300	
	157 5年国債	1,870,000,000	1,842,230,500	

1 5 8	5 年国債	880,000,000	864,441,600	
1 5 9	5 年国債	200,000,000	196,042,000	
1 6 0	5 年国債	620,000,000	609,627,400	
1 6 1	5 年国債	670,000,000	660,847,800	
1 6 2	5 年国債	400,000,000	393,848,000	
1 6 3	5 年国債	570,000,000	563,120,100	
1 6 4	5 年国債	420,000,000	411,226,200	
1 6 5	5 年国債	620,000,000	609,243,000	
1 6 6	5 年国債	440,000,000	433,923,600	
1 6 7	5 年国債	460,000,000	452,888,400	
1 6 8	5 年国債	690,000,000	684,535,200	
1 6 9	5 年国債	450,000,000	444,739,500	
1 7 0	5 年国債	610,000,000	604,381,900	
1 7 1	5 年国債	290,000,000	285,009,100	
1 7 3	5 年国債	270,000,000	267,084,000	
1 7 4	5 年国債	810,000,000	804,678,300	
1 7 5	5 年国債	80,000,000	80,106,400	
1 7 6	5 年国債	610,000,000	613,672,200	
1 7 7	5 年国債	2,500,000,000	2,526,200,000	
1	4 0 年国債	40,000,000	40,237,600	
2	4 0 年国債	242,000,000	232,707,200	
3	4 0 年国債	185,000,000	176,214,350	
4	4 0 年国債	247,000,000	232,071,320	
5	4 0 年国債	235,000,000	209,208,750	
6	4 0 年国債	240,000,000	206,983,200	
7	4 0 年国債	265,000,000	215,349,600	
8	4 0 年国債	310,000,000	230,928,300	
9	4 0 年国債	538,000,000	282,697,480	
1 0	4 0 年国債	510,000,000	315,404,400	
1 1	4 0 年国債	460,000,000	269,284,000	
1 2	4 0 年国債	420,000,000	213,271,800	
1 3	4 0 年国債	575,000,000	284,803,250	
1 4	4 0 年国債	515,000,000	271,986,950	
1 5	4 0 年国債	630,000,000	367,825,500	
1 6	4 0 年国債	560,000,000	359,032,800	
1 7	4 0 年国債	520,000,000	435,942,000	
3 4 8	1 0 年国債	145,000,000	142,970,000	
3 4 9	1 0 年国債	650,000,000	639,717,000	
3 5 0	1 0 年国債	510,000,000	500,983,200	
3 5 1	1 0 年国債	50,000,000	49,010,500	
3 5 2	1 0 年国債	150,000,000	146,701,500	
3 5 3	1 0 年国債	180,000,000	175,572,000	

3 5 4	1 0 年国債	265, 000, 000	257, 858, 250	
3 5 5	1 0 年国債	160, 000, 000	155, 292, 800	
3 5 6	1 0 年国債	130, 000, 000	125, 791, 900	
3 5 7	1 0 年国債	390, 000, 000	376, 431, 900	
3 5 8	1 0 年国債	670, 000, 000	644, 754, 400	
3 5 9	1 0 年国債	1, 210, 000, 000	1, 161, 866, 200	
3 6 0	1 0 年国債	970, 000, 000	929, 376, 400	
3 6 1	1 0 年国債	1, 070, 000, 000	1, 022, 663, 200	
3 6 2	1 0 年国債	910, 000, 000	867, 594, 000	
3 6 3	1 0 年国債	870, 000, 000	827, 091, 600	
3 6 4	1 0 年国債	760, 000, 000	720, 419, 200	
3 6 5	1 0 年国債	1, 430, 000, 000	1, 351, 521, 600	
3 6 6	1 0 年国債	1, 050, 000, 000	996, 187, 500	
3 6 7	1 0 年国債	1, 190, 000, 000	1, 125, 049, 800	
3 6 8	1 0 年国債	1, 050, 000, 000	988, 774, 500	
3 6 9	1 0 年国債	1, 170, 000, 000	1, 123, 281, 900	
3 7 0	1 0 年国債	1, 590, 000, 000	1, 521, 852, 600	
3 7 1	1 0 年国債	920, 000, 000	870, 586, 800	
3 7 2	1 0 年国債	1, 010, 000, 000	984, 073, 300	
3 7 3	1 0 年国債	1, 420, 000, 000	1, 355, 404, 200	
3 7 4	1 0 年国債	1, 040, 000, 000	1, 006, 179, 200	
3 7 5	1 0 年国債	920, 000, 000	910, 542, 400	
3 7 6	1 0 年国債	1, 090, 000, 000	1, 056, 155, 500	
3 7 7	1 0 年国債	800, 000, 000	793, 824, 000	
3 7 8	1 0 年国債	1, 090, 000, 000	1, 098, 578, 300	
2	3 0 年国債	440, 000, 000	471, 301, 600	
4	3 0 年国債	340, 000, 000	376, 794, 800	
5	3 0 年国債	290, 000, 000	311, 735, 500	
7	3 0 年国債	474, 000, 000	516, 304, 500	
9	3 0 年国債	240, 000, 000	246, 201, 600	
1 0	3 0 年国債	95, 000, 000	95, 207, 100	
1 1	3 0 年国債	430, 000, 000	450, 283, 100	
1 2	3 0 年国債	520, 000, 000	560, 591, 200	
1 4	3 0 年国債	392, 000, 000	432, 031, 040	
1 6	3 0 年国債	205, 000, 000	227, 588, 950	
1 8	3 0 年国債	190, 000, 000	207, 282, 400	
1 9	3 0 年国債	170, 000, 000	185, 311, 900	
2 1	3 0 年国債	345, 000, 000	375, 146, 100	
2 2	3 0 年国債	315, 000, 000	348, 556, 950	
2 3	3 0 年国債	349, 000, 000	385, 809, 030	
2 4	3 0 年国債	340, 000, 000	375, 451, 800	
2 5	3 0 年国債	260, 000, 000	281, 309, 600	

2 6	3 0 年国債	253, 000, 000	276, 109, 020	
2 7	3 0 年国債	250, 000, 000	274, 830, 000	
2 8	3 0 年国債	96, 000, 000	105, 174, 720	
2 9	3 0 年国債	197, 000, 000	212, 622, 100	
3 0	3 0 年国債	142, 000, 000	150, 893, 460	
3 1	3 0 年国債	235, 000, 000	245, 744, 200	
3 2	3 0 年国債	360, 000, 000	379, 573, 200	
3 3	3 0 年国債	258, 000, 000	260, 451, 000	
3 4	3 0 年国債	87, 000, 000	89, 691, 780	
3 5	3 0 年国債	260, 000, 000	259, 199, 200	
3 6	3 0 年国債	90, 000, 000	89, 267, 400	
3 7	3 0 年国債	225, 000, 000	218, 848, 500	
3 8	3 0 年国債	220, 000, 000	209, 510, 400	
3 9	3 0 年国債	220, 000, 000	212, 267, 000	
4 0	3 0 年国債	260, 000, 000	246, 220, 000	
4 1	3 0 年国債	240, 000, 000	222, 808, 800	
4 2	3 0 年国債	280, 000, 000	259, 243, 600	
4 3	3 0 年国債	295, 000, 000	272, 199, 450	
4 4	3 0 年国債	310, 000, 000	285, 246, 500	
4 5	3 0 年国債	315, 000, 000	279, 017, 550	
4 6	3 0 年国債	315, 000, 000	278, 145, 000	
4 7	3 0 年国債	370, 000, 000	331, 612, 500	
4 8	3 0 年国債	300, 000, 000	258, 219, 000	
4 9	3 0 年国債	395, 000, 000	338, 838, 900	
5 0	3 0 年国債	375, 000, 000	283, 245, 000	
5 1	3 0 年国債	345, 000, 000	230, 463, 450	
5 2	3 0 年国債	293, 000, 000	204, 206, 350	
5 3	3 0 年国債	297, 000, 000	210, 795, 750	
5 4	3 0 年国債	235, 000, 000	173, 810, 700	
5 5	3 0 年国債	295, 000, 000	217, 031, 500	
5 6	3 0 年国債	590, 000, 000	431, 756, 100	
5 7	3 0 年国債	395, 000, 000	287, 524, 450	
5 8	3 0 年国債	410, 000, 000	296, 860, 500	
5 9	3 0 年国債	320, 000, 000	224, 691, 200	
6 0	3 0 年国債	330, 000, 000	242, 233, 200	
6 1	3 0 年国債	290, 000, 000	201, 364, 400	
6 2	3 0 年国債	275, 000, 000	179, 957, 250	
6 3	3 0 年国債	370, 000, 000	233, 677, 200	
6 4	3 0 年国債	285, 000, 000	178, 740, 600	
6 5	3 0 年国債	265, 000, 000	165, 044, 650	
6 6	3 0 年国債	360, 000, 000	222, 663, 600	
6 7	3 0 年国債	350, 000, 000	227, 657, 500	

6 8	3 0 年国債	640, 000, 000	413, 254, 400	
6 9	3 0 年国債	345, 000, 000	227, 689, 650	
7 0	3 0 年国債	380, 000, 000	249, 017, 800	
7 1	3 0 年国債	390, 000, 000	253, 566, 300	
7 2	3 0 年国債	370, 000, 000	239, 190, 200	
7 3	3 0 年国債	360, 000, 000	231, 400, 800	
7 4	3 0 年国債	380, 000, 000	264, 917, 000	
7 5	3 0 年国債	350, 000, 000	263, 350, 500	
7 6	3 0 年国債	410, 000, 000	315, 392, 500	
7 7	3 0 年国債	360, 000, 000	289, 972, 800	
7 8	3 0 年国債	590, 000, 000	450, 417, 800	
7 9	3 0 年国債	370, 000, 000	266, 747, 800	
8 0	3 0 年国債	360, 000, 000	301, 626, 000	
8 1	3 0 年国債	360, 000, 000	286, 329, 600	
8 2	3 0 年国債	360, 000, 000	299, 872, 800	
8 3	3 0 年国債	280, 000, 000	255, 500, 000	
8 4	3 0 年国債	550, 000, 000	489, 896, 000	
8 5	3 0 年国債	340, 000, 000	316, 305, 400	
9 5	2 0 年国債	305, 000, 000	315, 485, 900	
9 7	2 0 年国債	327, 000, 000	338, 657, 550	
9 9	2 0 年国債	153, 000, 000	158, 573, 790	
1 0 0	2 0 年国債	207, 000, 000	215, 756, 100	
1 0 1	2 0 年国債	355, 000, 000	372, 025, 800	
1 0 2	2 0 年国債	457, 000, 000	480, 494, 370	
1 0 5	2 0 年国債	370, 000, 000	386, 583, 400	
1 0 6	2 0 年国債	370, 000, 000	387, 808, 100	
1 0 7	2 0 年国債	378, 000, 000	395, 803, 800	
1 0 9	2 0 年国債	40, 000, 000	41, 674, 400	
1 1 1	2 0 年国債	386, 000, 000	407, 569, 680	
1 1 3	2 0 年国債	27, 000, 000	28, 452, 870	
1 1 4	2 0 年国債	163, 000, 000	172, 097, 030	
1 1 8	2 0 年国債	200, 000, 000	211, 118, 000	
1 1 9	2 0 年国債	295, 000, 000	308, 419, 550	
1 2 0	2 0 年国債	200, 000, 000	207, 080, 000	
1 2 1	2 0 年国債	55, 000, 000	57, 887, 500	
1 2 2	2 0 年国債	130, 000, 000	136, 155, 500	
1 2 3	2 0 年国債	70, 000, 000	74, 589, 200	
1 2 5	2 0 年国債	205, 000, 000	220, 083, 900	
1 2 6	2 0 年国債	180, 000, 000	191, 176, 200	
1 2 7	2 0 年国債	145, 000, 000	153, 192, 500	
1 2 8	2 0 年国債	65, 000, 000	68, 761, 550	
1 3 0	2 0 年国債	155, 000, 000	163, 233, 600	

1 3 1	2 0 年国債	80,000,000	83,766,400	
1 3 2	2 0 年国債	450,000,000	471,523,500	
1 3 3	2 0 年国債	190,000,000	200,337,900	
1 3 4	2 0 年国債	200,000,000	211,058,000	
1 3 5	2 0 年国債	155,000,000	162,514,400	
1 3 6	2 0 年国債	120,000,000	125,082,000	
1 3 7	2 0 年国債	185,000,000	194,016,900	
1 3 9	2 0 年国債	100,000,000	104,171,000	
1 4 0	2 0 年国債	220,000,000	230,599,600	
1 4 1	2 0 年国債	260,000,000	272,435,800	
1 4 2	2 0 年国債	240,000,000	253,269,600	
1 4 3	2 0 年国債	150,000,000	156,009,000	
1 4 4	2 0 年国債	170,000,000	175,508,000	
1 4 5	2 0 年国債	110,000,000	115,188,700	
1 4 6	2 0 年国債	195,000,000	203,987,550	
1 4 7	2 0 年国債	840,000,000	870,735,600	
1 4 8	2 0 年国債	359,000,000	368,535,040	
1 4 9	2 0 年国債	625,000,000	640,175,000	
1 5 0	2 0 年国債	691,000,000	700,003,730	
1 5 1	2 0 年国債	680,000,000	674,750,400	
1 5 2	2 0 年国債	620,000,000	613,490,000	
1 5 3	2 0 年国債	617,000,000	614,248,180	
1 5 4	2 0 年国債	600,000,000	589,644,000	
1 5 5	2 0 年国債	430,000,000	412,542,000	
1 5 6	2 0 年国債	680,000,000	608,851,600	
1 5 7	2 0 年国債	445,000,000	387,012,050	
1 5 8	2 0 年国債	430,000,000	385,163,900	
1 5 9	2 0 年国債	678,000,000	611,162,760	
1 6 0	2 0 年国債	505,000,000	458,226,900	
1 6 1	2 0 年国債	630,000,000	561,676,500	
1 6 2	2 0 年国債	700,000,000	620,550,000	
1 6 3	2 0 年国債	620,000,000	546,474,200	
1 6 4	2 0 年国債	535,000,000	462,480,750	
1 6 5	2 0 年国債	620,000,000	532,369,200	
1 6 6	2 0 年国債	545,000,000	477,986,800	
1 6 7	2 0 年国債	530,000,000	449,127,300	
1 6 8	2 0 年国債	580,000,000	481,226,000	
1 6 9	2 0 年国債	570,000,000	462,680,400	
1 7 0	2 0 年国債	555,000,000	447,557,550	
1 7 1	2 0 年国債	525,000,000	420,588,000	
1 7 2	2 0 年国債	560,000,000	452,793,600	
1 7 3	2 0 年国債	1,015,000,000	814,902,900	

	1 7 4	2 0 年国債	660, 000, 000	526, 119, 000	
	1 7 5	2 0 年国債	595, 000, 000	478, 963, 100	
	1 7 6	2 0 年国債	620, 000, 000	495, 913, 200	
	1 7 7	2 0 年国債	640, 000, 000	499, 513, 600	
	1 7 8	2 0 年国債	630, 000, 000	496, 780, 200	
	1 7 9	2 0 年国債	650, 000, 000	509, 190, 500	
	1 8 0	2 0 年国債	540, 000, 000	443, 631, 600	
	1 8 1	2 0 年国債	590, 000, 000	490, 561, 400	
	1 8 2	2 0 年国債	930, 000, 000	796, 303, 200	
	1 8 3	2 0 年国債	550, 000, 000	492, 827, 500	
	1 8 4	2 0 年国債	570, 000, 000	483, 616, 500	
	1 8 5	2 0 年国債	610, 000, 000	515, 315, 800	
	1 8 6	2 0 年国債	480, 000, 000	432, 604, 800	
	1 8 7	2 0 年国債	480, 000, 000	416, 284, 800	
	1 8 8	2 0 年国債	490, 000, 000	446, 007, 800	
	1 8 9	2 0 年国債	590, 000, 000	562, 747, 900	
	1 9 0	2 0 年国債	410, 000, 000	383, 792, 800	
	1 9 1	2 0 年国債	510, 000, 000	492, 292, 800	
		国債証券 小計		107, 187, 123, 750	
地方債証券	7 5 5	東京都公債	400, 000, 000	397, 899, 600	
	1	東京都 3 0 年	100, 000, 000	107, 486, 100	
	8	東京都 3 0 年	400, 000, 000	416, 444, 800	
	1 3	東京都 3 0 年	500, 000, 000	481, 998, 000	
	3 0－8	北海道公債	200, 000, 000	195, 725, 000	
	3 0－1 8	北海道公債	200, 000, 000	193, 973, 200	
	2 2 6	神奈川県公債	200, 000, 000	197, 731, 400	
	7	神奈川県 2 0 年	100, 000, 000	102, 659, 400	
	1 3	神奈川県 2 0 年	100, 000, 000	105, 461, 600	
	8 9	神奈川県 5 年	200, 000, 000	197, 972, 000	
	4 8 4	大阪府公債	200, 000, 000	193, 307, 400	
	1	大阪府 2 0 年	200, 000, 000	210, 344, 400	
	1 7 9	大阪府 5 年	100, 000, 000	99, 530, 800	
	1 9 3	大阪府 5 年	300, 000, 000	295, 432, 500	
	2 9－4	京都府公債	100, 000, 000	98, 687, 000	
	4	兵庫県公債 1 5 年	100, 000, 000	101, 237, 500	
	5	兵庫県公債 1 5 年	300, 000, 000	304, 075, 500	
	1 0	兵庫県公債 2 0 年	100, 000, 000	105, 758, 100	
	2 7－8	静岡県公債	100, 000, 000	99, 970, 900	
	3－6	静岡県公債	100, 000, 000	94, 279, 700	
	7	静岡県 3 0 年	100, 000, 000	95, 944, 600	
	1	静岡県 2 0 年	100, 000, 000	100, 627, 000	
	2 2－8	愛知県 2 0 年	200, 000, 000	208, 881, 400	

27-16 愛知県公債	400,000,000	399,580,400	
2-10 愛知県公債	100,000,000	95,329,900	
3-8 愛知県公債	100,000,000	93,843,800	
27-7 埼玉県公債	300,000,000	299,715,000	
2 埼玉県公債	300,000,000	287,901,900	
5 埼玉県20年	100,000,000	104,250,200	
1-1 福岡県公債	200,000,000	192,442,400	
1-3 福岡県30年	100,000,000	61,989,500	
27-4 千葉県公債	100,000,000	100,020,900	
28-1 千葉県公債	100,000,000	99,345,400	
1-9 千葉県公債	200,000,000	190,729,400	
9 千葉県20年	200,000,000	208,420,400	
148 共同発行地方	350,000,000	350,039,550	
155 共同発行地方	100,000,000	99,651,900	
170 共同発行地方	400,000,000	394,867,600	
172 共同発行地方	500,000,000	493,517,500	
179 共同発行地方	100,000,000	98,295,100	
183 共同発行地方	600,000,000	587,674,200	
184 共同発行地方	300,000,000	293,298,900	
199 共同発行地方	100,000,000	95,874,200	
227 共同発行地方	100,000,000	94,324,600	
17 大阪市20年	100,000,000	103,832,000	
494 名古屋市債	200,000,000	199,810,400	
33 名古屋市5年	300,000,000	295,539,000	
5 名古屋市20年	100,000,000	102,157,400	
1 京都市30年	100,000,000	108,960,600	
7 京都市20年	100,000,000	104,958,700	
6-1 神戸市5年	200,000,000	196,328,600	
1 横浜市30年	100,000,000	110,794,400	
7 横浜市20年	100,000,000	100,931,900	
9 横浜市20年	100,000,000	101,867,800	
14 横浜市20年	100,000,000	104,168,600	
27-5 札幌市公債	100,000,000	99,961,000	
2-7 札幌市公債	100,000,000	94,869,200	
3-3 札幌市公債	200,000,000	188,559,400	
94 川崎市公債	100,000,000	93,954,500	
6-1 北九州市5年	100,000,000	98,325,200	
14 北九州市20年	200,000,000	207,891,000	
2019-10 福岡市公	100,000,000	95,362,200	
2020-9 福岡市5年	100,000,000	99,599,200	
1-2 岡山県公債	100,000,000	95,967,400	
地方債証券 小計		11,650,379,150	

特殊債券	4 7 日本政策投資 C O	100,000,000	99,995,700	
	1 2 4 日本政策投資	100,000,000	95,612,200	
	3 6 日本政策投資 B	100,000,000	102,829,700	
	1 8 道路機構	100,000,000	105,270,800	
	2 2 道路機構	300,000,000	305,057,700	
	2 7 道路機構	100,000,000	103,597,200	
	3 7 道路機構	300,000,000	313,956,900	
	4 7 道路機構	200,000,000	210,982,600	
	1 3 5 道路機構	200,000,000	199,427,000	
	7 4 政保道路機構	100,000,000	103,605,700	
	7 9 政保道路機構	200,000,000	209,082,800	
	8 1 政保道路機構	200,000,000	209,245,400	
	8 8 政保道路機構	100,000,000	104,343,700	
	9 0 政保道路機構	500,000,000	524,366,000	
	9 9 政保道路機構	100,000,000	105,605,900	
	1 2 7 政保道路機構	200,000,000	210,753,000	
	1 7 6 政保道路機構	100,000,000	103,469,400	
	1 9 6 政保道路機構	100,000,000	104,269,100	
	2 0 5 政保道路機構	100,000,000	102,069,100	
	2 1 0 政保道路機構	200,000,000	204,078,200	
	2 8 8 政保道路機構	189,000,000	187,118,127	
	9 道路債券	100,000,000	111,750,900	
	2 地方公営 2 0 年	100,000,000	105,051,100	
	4 地方公共団 2 0 年	100,000,000	104,868,200	
	1 8 地方公共団 2 0	300,000,000	312,642,300	
	F 9 6 地方公共団体	100,000,000	101,226,200	
	F 1 4 3 地方公共団体	100,000,000	101,124,500	
	F 2 2 8 地方公共団体	200,000,000	202,251,000	
	7 6 政保地方公共団	300,000,000	299,883,900	
	8 5 地方公共団体	100,000,000	99,215,800	
	1 0 1 地方公共団体	100,000,000	98,420,800	
	1 0 6 地方公共団体	200,000,000	196,040,400	
	2 9 地方公共団 5 年	300,000,000	297,141,600	
	1 5 公営企業 2 0 年	100,000,000	100,617,500	
	1 7 公営企業 2 0 年	100,000,000	101,516,500	
	2 0 公営企業 2 0 年	100,000,000	102,640,600	
	2 2 公営企業 2 0 年	100,000,000	103,089,200	
	2 4 公営企業 2 0 年	200,000,000	208,122,600	
	8 9 都市再生	100,000,000	100,430,300	
	9 3 都市再生	100,000,000	100,370,000	
	1 1 7 都市再生	100,000,000	98,494,400	
	3 3 政保中部空港	200,000,000	196,693,800	

2 3 9 政保預金保險	600,000,000	597,860,400	
5 2 住宅支援機構	100,000,000	104,747,700	
9 3 住宅支援機構	100,000,000	101,179,100	
1 2 4 住宅支援機構	100,000,000	101,417,300	
1 3 0 住宅支援機構	200,000,000	207,828,000	
2 2 6 住宅支援機構	100,000,000	98,306,600	
2 6 3 住宅支援機構	100,000,000	64,853,600	
1 9 住宅機構RMB S	11,430,000	11,619,738	
2 4 住宅機構RMB S	23,142,000	23,581,698	
2 6 住宅機構RMB S	36,549,000	37,309,219	
2 7 住宅機構RMB S	12,925,000	13,220,982	
2 8 住宅機構RMB S	15,188,000	15,617,820	
2 9 住宅機構RMB S	16,305,000	16,774,584	
3 0 住宅機構RMB S	16,058,000	16,514,047	
3 2 住宅機構RMB S	31,446,000	32,188,125	
3 5 住宅機構RMB S	16,169,000	16,581,309	
3 6 住宅機構RMB S	15,184,000	15,516,529	
4 3 住宅機構RMB S	19,889,000	20,235,068	
4 6 住宅機構RMB S	15,302,000	15,658,536	
4 8 住宅機構RMB S	29,162,000	29,858,971	
4 9 住宅機構RMB S	14,930,000	15,234,572	
5 1 住宅機構RMB S	32,572,000	33,168,067	
5 5 住宅機構RMB S	43,564,000	43,934,294	
5 7 住宅機構RMB S	20,874,000	21,084,827	
5 8 住宅機構RMB S	23,412,000	23,566,519	
5 9 住宅機構RMB S	44,634,000	45,049,096	
6 0 住宅機構RMB S	67,395,000	67,711,756	
6 1 住宅機構RMB S	22,731,000	22,735,546	
6 7 住宅機構RMB S	29,428,000	28,939,495	
6 9 住宅機構RMB S	61,832,000	61,374,443	
7 0 住宅機構RMB S	53,238,000	53,072,962	
7 3 住宅機構RMB S	30,266,000	30,105,590	
9 9 住宅機構RMB S	48,222,000	46,085,765	
1 2 3 住宅機構RMB S	64,915,000	59,267,395	
1 2 4 住宅機構RMB S	64,377,000	58,576,632	
1 2 5 住宅機構RMB S	64,109,000	58,339,190	
1 2 7 住宅機構RMB S	66,677,000	60,389,358	
1 2 8 住宅機構RMB S	65,013,000	59,044,806	
1 2 9 住宅機構RMB S	67,075,000	60,924,222	
1 3 7 住宅機構RMB S	69,100,000	62,563,140	
1 6 7 住宅機構RMB S	80,825,000	71,804,930	
1 8 3 住宅機構RMB S	173,104,000	153,837,524	

	1 8 6 住宅機構RMB S	88,935,000	80,441,707	
	1 9 8 住宅機構RMB S	185,264,000	173,833,210	
	2 1 6 住宅機構RMB S	200,000,000	199,320,000	
	8 5 中日本高速道	300,000,000	299,170,200	
	特殊債券 小計		10,276,772,399	
社債券	8 6 東日本高速道	200,000,000	197,343,800	
	1 1 4 東日本高速道	100,000,000	98,849,700	
	1 0 7 中日本高速道	300,000,000	296,427,300	
	8 4 西日本高速道	200,000,000	196,493,600	
	8 7 西日本高速道	200,000,000	197,547,600	
	2 6 大林組	100,000,000	96,909,200	
	1 3 大和ハウス	100,000,000	98,627,000	
	1 7 アサヒグループHD	200,000,000	197,032,000	
	2 日清食品HD	100,000,000	97,332,100	
	3 0 東レ	100,000,000	98,661,400	
	1 2 旭化成	200,000,000	192,127,800	
	2 4 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	97,856,700	
	2 1 富士フイルムホールデイ	100,000,000	98,525,000	
	1 5 ブリヂストン	200,000,000	200,132,000	
	3 2 住友電工	100,000,000	97,095,900	
	1 6 小松製作所	100,000,000	97,770,200	
	2 2 日立製作所	100,000,000	97,857,500	
	9 TDK	100,000,000	96,707,500	
	3 9 三菱重工業	100,000,000	93,687,800	
	3 2 J A三井リース	200,000,000	198,668,600	
	6 3 三井物産	100,000,000	102,820,400	
	8 みずほコーポレート	100,000,000	103,458,700	
	8 住友信託 劣後	100,000,000	102,431,900	
	3 1 三井住友TB	300,000,000	296,055,300	
	9 みずほ銀行劣後	100,000,000	102,550,600	
	1 7 NTTファイナンス	200,000,000	195,716,800	
	1 8 NTTファイナンス	200,000,000	189,591,800	
	1 0 1 トヨタファイナンス	200,000,000	196,731,400	
	2 0 7 オリックス	200,000,000	196,573,000	
	2 三菱HCキャピタル	200,000,000	196,569,800	
	5 8 三菱地所	100,000,000	109,816,200	
	1 3 5 三菱地所	200,000,000	187,257,600	
	1 0 東急	100,000,000	92,913,700	
	3 8 京王電鉄	100,000,000	98,221,500	
	7 8 東日本旅客鉄道	100,000,000	104,916,900	
	1 1 0 東日本旅客鉄	100,000,000	87,843,300	
	1 6 9 東日本旅客鉄	200,000,000	187,552,800	

2 6	西日本旅客鉄	100,000,000	105,265,900	
6 0	西日本旅客鉄	200,000,000	191,152,200	
4 1	東海旅客鉄道	100,000,000	104,074,100	
4 2	東海旅客鉄道	100,000,000	104,803,700	
4 5	東京地下鉄	200,000,000	190,033,200	
6 4	阪急阪神HLDG	100,000,000	98,723,400	
1 5	九州旅客鉄道	200,000,000	196,332,400	
3 1	KDDI	200,000,000	197,182,000	
5 4 6	中部電力	200,000,000	187,141,400	
5 5 3	中部電力	200,000,000	197,582,800	
5 5 0	関西電力	300,000,000	296,504,400	
5 6 0	関西電力	200,000,000	195,364,600	
5 0 8	東北電力	200,000,000	194,674,600	
5 4 7	東北電力	100,000,000	97,310,000	
4 9 6	九州電力	300,000,000	280,200,900	
5 6	東京電力PG	200,000,000	199,079,600	
6 6	東京電力PG	100,000,000	94,929,200	
4 1	大阪瓦斯	200,000,000	188,497,600	
7	ファーストリテイリング	100,000,000	97,980,900	
	社債券 小計		8,613,507,300	
合 計			137,727,782,599	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	452,210,867
金銭信託	2,494,682
コール・ローン	687,215,607
国債証券	186,028,561,562
未収利息	1,707,191,999
前払費用	163,518,768
流動資産合計	189,041,193,485
資産合計	189,041,193,485
負債の部	
流動負債	
未払解約金	235,131,014
流動負債合計	235,131,014

負債合計	235,131,014
純資産の部	
元本等	
元本	83,034,721,577
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	105,771,340,894
元本等合計	188,806,062,471
純資産合計	188,806,062,471
負債純資産合計	189,041,193,485

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	83,034,721,577 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.2738 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	81,194,036,018 円
同期中における追加設定元本額	18,230,947,544 円
同期中における一部解約元本額	16,390,261,985 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国債券インデックスファンド S	30,394,789,749 円
三井住友・DC 年金バランス 30（債券重点型）	1,041,373,430 円
三井住友・DC 年金バランス 50（標準型）	2,647,453,404 円
三井住友・DC 年金バランス 70（株式重点型）	1,572,349,927 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	123,563,742 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020（4 資産タイプ）	5,515,510 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	19,040,682 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	60,938,316 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	225,253,742 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	196,610,294 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	329,877,105 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	16,256,093 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	33,151,513 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	53,385,402 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	36,431,453 円
イオン・バランス戦略ファンド	51,651,219 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	71,449,836 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	421,192,893 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	300,670,626 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	887,384,268 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	295,201,737 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	167,611,626 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	337,931,128 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,668,941,974 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	48,060,361 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	164,524,068 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	135,095,543 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	17,654,065 円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,061,633,833 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	229,910,979 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	38,726,072 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	25,793,197 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	25,697,152 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	18,227,167 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	14,676,008 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	3,891,429 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	58,487,550 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	228,040,144 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	142,733,417 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	33,367,712 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	100,266 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	136,046 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	196,606 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	289,767 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	188,688 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,247,994,281 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	16,637,845 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	2,571,717,633 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,165,663,253 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	7,720,897,347 円

SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	23,930,035 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	60,417,188 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	617,432,315 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	91,764,677 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	739,412,906 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,101,096,174 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,037,597,990 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	2,989,178,601 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	5,057,829,997 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	244,171,375 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	86,565,562 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	43,714,593 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	19,629,122 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,816,161 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	50,699,264 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	279,621,330 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	54,549,891 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	29,326,638 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	646,724,849 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	378,765,550 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	515,011,932 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	190,276,367 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	162,810,253 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	198,374,233 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	104,102,664 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	160,848,140 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	
>	205,172,557 円
合 計	83,034,721,577 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	T 0.375 07/31/27	900,000.00	834,390.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	922,340.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,124,712.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,336,425.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,424,292.00	

	T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,669,428.00	
	T 0.5 10/31/27	950,000.00	876,479.50	
	T 0.625 03/31/27	400,000.00	376,772.00	
	T 0.625 05/15/30	4,000,000.00	3,405,200.00	
	T 0.625 07/31/26	800,000.00	768,000.00	
	T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	4,049,808.00	
	T 0.625 11/30/27	1,600,000.00	1,477,216.00	
	T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,854,945.00	
	T 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,872,190.00	
	T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,931,740.00	
	T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,439,205.00	
	T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,930,340.00	
	T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,397,150.00	
	T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,157,699.00	
	T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,655,472.00	
	T 1.125 02/15/31	4,400,000.00	3,764,376.00	
	T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,905,920.00	
	T 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,398,330.00	
	T 1.125 08/15/40	1,700,000.00	1,046,486.00	
	T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,210,550.00	
	T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,553,147.00	
	T 1.25 04/30/28	3,500,000.00	3,251,850.00	
	T 1.25 05/15/50	3,100,000.00	1,500,896.00	
	T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,781,240.00	
	T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,776,050.00	
	T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,402,320.00	
	T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,757,420.00	
	T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	4,033,932.00	
	T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,492,282.00	
	T 1.375 08/15/50	3,500,000.00	1,736,875.00	
	T 1.375 08/31/26	600,000.00	580,506.00	
	T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,764,140.00	
	T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,150,986.00	
	T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	917,440.00	
	T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,266,958.00	
	T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,883,679.00	
	T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	4,156,065.00	
	T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	11,177,375.50	
	T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,801,940.00	
	T 1.625 08/15/29	3,250,000.00	2,972,157.50	
	T 1.625 09/30/26	900,000.00	872,307.00	
	T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,696,864.00	

T 1.625 11/30/26	200,000.00	193,202.00	
T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	3,064,281.00	
T 1.75 08/15/41	3,400,000.00	2,261,782.00	
T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,188,525.00	
T 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,416,775.00	
T 1.875 02/15/32	4,700,000.00	4,090,645.00	
T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,274,030.00	
T 1.875 02/15/51	3,800,000.00	2,148,976.00	
T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,284,570.00	
T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,608,256.00	
T 1.875 07/31/26	2,500,000.00	2,437,875.00	
T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,849,980.00	
T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,654,072.00	
T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,684,088.00	
T 2 11/15/26	1,000,000.00	972,380.00	
T 2 11/15/41	2,800,000.00	1,930,740.00	
T 2.25 02/15/27	3,200,000.00	3,114,368.00	
T 2.25 02/15/52	3,200,000.00	1,970,112.00	
T 2.25 05/15/41	3,000,000.00	2,184,000.00	
T 2.25 08/15/27	2,200,000.00	2,126,938.00	
T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,283,977.50	
T 2.25 08/15/49	1,500,000.00	945,630.00	
T 2.25 11/15/27	1,900,000.00	1,830,669.00	
T 2.375 02/15/42	1,800,000.00	1,312,506.00	
T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,738,450.00	
T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,917,140.00	
T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,270,904.00	
T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,490,189.00	
T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,227,970.00	
T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	989,968.00	
T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	696,360.00	
T 2.5 03/31/27	1,740,000.00	1,699,214.40	
T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	694,390.00	
T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,724,904.00	
T 2.625 05/31/27	2,800,000.00	2,735,796.00	
T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,047,959.00	
T 2.75 02/15/28	3,800,000.00	3,699,338.00	
T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,568,592.00	
T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,343,202.00	
T 2.75 07/31/27	2,400,000.00	2,347,584.00	
T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,845,604.00	
T 2.75 08/15/42	1,000,000.00	767,550.00	

T 2. 75 08/15/47	1, 800, 000. 00	1, 289, 952. 00	
T 2. 75 11/15/42	300, 000. 00	229, 353. 00	
T 2. 75 11/15/47	1, 500, 000. 00	1, 072, 020. 00	
T 2. 875 04/30/29	3, 500, 000. 00	3, 377, 360. 00	
T 2. 875 05/15/28	3, 500, 000. 00	3, 410, 365. 00	
T 2. 875 05/15/32	5, 700, 000. 00	5, 282, 247. 00	
T 2. 875 05/15/43	1, 200, 000. 00	928, 308. 00	
T 2. 875 05/15/49	1, 400, 000. 00	1, 009, 666. 00	
T 2. 875 05/15/52	3, 200, 000. 00	2, 270, 048. 00	
T 2. 875 08/15/28	2, 000, 000. 00	1, 944, 140. 00	
T 2. 875 08/15/45	800, 000. 00	601, 024. 00	
T 2. 875 11/15/46	1, 000, 000. 00	740, 010. 00	
T 3 02/15/47	1, 500, 000. 00	1, 131, 930. 00	
T 3 02/15/48	1, 400, 000. 00	1, 045, 842. 00	
T 3 02/15/49	2, 300, 000. 00	1, 703, 104. 00	
T 3 05/15/42	800, 000. 00	640, 312. 00	
T 3 05/15/45	900, 000. 00	692, 559. 00	
T 3 05/15/47	1, 000, 000. 00	752, 890. 00	
T 3 08/15/48	2, 000, 000. 00	1, 486, 440. 00	
T 3 08/15/52	3, 000, 000. 00	2, 183, 550. 00	
T 3 11/15/44	1, 000, 000. 00	773, 430. 00	
T 3 11/15/45	800, 000. 00	612, 400. 00	
T 3. 125 02/15/42	1, 000, 000. 00	818, 780. 00	
T 3. 125 02/15/43	1, 800, 000. 00	1, 452, 438. 00	
T 3. 125 05/15/48	2, 400, 000. 00	1, 830, 264. 00	
T 3. 125 08/15/44	700, 000. 00	554, 407. 00	
T 3. 125 08/31/27	2, 200, 000. 00	2, 168, 914. 00	
T 3. 125 08/31/29	2, 700, 000. 00	2, 622, 996. 00	
T 3. 125 11/15/28	2, 900, 000. 00	2, 835, 591. 00	
T 3. 125 11/15/41	1, 000, 000. 00	821, 400. 00	
T 3. 25 05/15/42	2, 200, 000. 00	1, 826, 638. 00	
T 3. 25 06/30/27	2, 300, 000. 00	2, 276, 310. 00	
T 3. 25 06/30/29	3, 000, 000. 00	2, 932, 950. 00	
T 3. 375 05/15/33	5, 500, 000. 00	5, 206, 410. 00	
T 3. 375 05/15/44	500, 000. 00	413, 240. 00	
T 3. 375 08/15/42	2, 000, 000. 00	1, 685, 180. 00	
T 3. 375 09/15/27	2, 500, 000. 00	2, 479, 275. 00	
T 3. 375 11/15/48	2, 100, 000. 00	1, 669, 689. 00	
T 3. 5 01/31/28	1, 000, 000. 00	993, 350. 00	
T 3. 5 01/31/30	2, 500, 000. 00	2, 459, 550. 00	
T 3. 5 02/15/33	4, 200, 000. 00	4, 023, 852. 00	
T 3. 5 02/15/39	200, 000. 00	180, 140. 00	

T 3.5 04/30/28	3,000,000.00	2,977,710.00	
T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,455,500.00	
T 3.5 09/30/29	3,100,000.00	3,056,383.00	
T 3.625 02/15/44	300,000.00	258,057.00	
T 3.625 02/15/53	2,700,000.00	2,223,693.00	
T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,990,370.00	
T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,185,936.00	
T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,490,975.00	
T 3.625 05/15/53	2,900,000.00	2,387,280.00	
T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,991,640.00	
T 3.625 08/15/43	500,000.00	432,105.00	
T 3.625 08/31/29	2,500,000.00	2,478,650.00	
T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,954,160.00	
T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,979,240.00	
T 3.75 06/30/30	1,900,000.00	1,885,845.00	
T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,499,400.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	987,250.00	
T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,756,628.00	
T 3.75 11/15/43	700,000.00	614,544.00	
T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	998,160.00	
T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,373,840.00	
T 3.875 02/15/43	1,600,000.00	1,440,240.00	
T 3.875 03/15/28	2,000,000.00	2,007,420.00	
T 3.875 03/31/27	4,000,000.00	4,006,400.00	
T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	1,975,182.00	
T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	4,894,500.00	
T 3.875 08/15/34	5,870,000.00	5,703,526.80	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	460,485.00	
T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,302,323.00	
T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,807,420.00	
T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,805,094.00	
T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,900,779.00	
T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,207,810.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,500,285.00	
T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,914,063.00	
T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,126,568.00	
T 4 02/15/34	5,100,000.00	5,019,267.00	
T 4 02/28/30	3,100,000.00	3,118,631.00	
T 4 02/29/28	2,000,000.00	2,012,800.00	
T 4 06/30/28	3,000,000.00	3,021,780.00	
T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,515,800.00	
T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,208,580.00	

T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,609,056.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,833,940.00	
T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,295,254.00	
T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,617,004.00	
T 4.125 01/31/27	4,300,000.00	4,321,801.00	
T 4.125 02/15/27	5,500,000.00	5,529,205.00	
T 4.125 02/29/32	1,000,000.00	1,003,900.00	
T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	3,032,970.00	
T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	2,014,140.00	
T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	2,004,020.00	
T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	1,010,720.00	
T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	2,011,900.00	
T 4.125 08/15/44	1,000,000.00	921,710.00	
T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,794,898.00	
T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,715,725.00	
T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,118,942.00	
T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	2,017,560.00	
T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,932,335.00	
T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,913,920.00	
T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,228,032.00	
T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,610,024.00	
T 4.125 11/30/29	4,300,000.00	4,349,450.00	
T 4.125 11/30/31	2,000,000.00	2,009,020.00	
T 4.25 01/15/28	1,600,000.00	1,620,048.00	
T 4.25 01/31/30	3,500,000.00	3,557,400.00	
T 4.25 02/15/28	3,000,000.00	3,039,240.00	
T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,223,255.00	
T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,538,550.00	
T 4.25 02/28/31	2,000,000.00	2,027,800.00	
T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,932,058.00	
T 4.25 05/15/39	100,000.00	97,304.00	
T 4.25 06/30/29	3,700,000.00	3,758,645.00	
T 4.25 06/30/31	2,100,000.00	2,126,859.00	
T 4.25 08/15/54	3,220,000.00	2,970,450.00	
T 4.25 11/15/34	5,550,000.00	5,546,947.50	
T 4.25 11/15/40	600,000.00	576,162.00	
T 4.25 11/30/26	7,900,000.00	7,948,269.00	
T 4.25 12/31/26	4,500,000.00	4,529,880.00	
T 4.375 01/31/32	1,800,000.00	1,833,840.00	
T 4.375 05/15/34	5,500,000.00	5,558,850.00	
T 4.375 05/15/40	900,000.00	880,767.00	
T 4.375 05/15/41	300,000.00	291,327.00	

T 4. 375 07/15/27	3, 750, 000. 00	3, 798, 037. 50	
T 4. 375 07/31/26	2, 600, 000. 00	2, 614, 352. 00	
T 4. 375 08/15/26	4, 000, 000. 00	4, 023, 120. 00	
T 4. 375 08/15/43	2, 000, 000. 00	1, 917, 420. 00	
T 4. 375 08/31/28	1, 000, 000. 00	1, 018, 300. 00	
T 4. 375 11/15/39	300, 000. 00	294, 480. 00	
T 4. 375 11/30/28	1, 900, 000. 00	1, 936, 290. 00	
T 4. 375 11/30/30	1, 900, 000. 00	1, 939, 254. 00	
T 4. 375 12/15/26	4, 000, 000. 00	4, 033, 560. 00	
T 4. 375 12/31/29	2, 500, 000. 00	2, 554, 275. 00	
T 4. 5 02/15/44	2, 100, 000. 00	2, 040, 885. 00	
T 4. 5 04/15/27	1, 700, 000. 00	1, 722, 763. 00	
T 4. 5 05/15/27	2, 700, 000. 00	2, 737, 584. 00	
T 4. 5 05/15/38	1, 200, 000. 00	1, 211, 148. 00	
T 4. 5 05/31/29	1, 500, 000. 00	1, 537, 725. 00	
T 4. 5 07/15/26	3, 900, 000. 00	3, 926, 325. 00	
T 4. 5 08/15/39	300, 000. 00	298, 968. 00	
T 4. 5 11/15/33	4, 800, 000. 00	4, 905, 840. 00	
T 4. 5 11/15/54	3, 300, 000. 00	3, 178, 296. 00	
T 4. 5 12/31/31	2, 800, 000. 00	2, 873, 500. 00	
T 4. 625 02/15/35	2, 300, 000. 00	2, 366, 654. 00	
T 4. 625 02/15/40	1, 000, 000. 00	1, 007, 380. 00	
T 4. 625 02/15/55	1, 000, 000. 00	984, 060. 00	
T 4. 625 04/30/29	2, 500, 000. 00	2, 573, 525. 00	
T 4. 625 04/30/31	1, 000, 000. 00	1, 033, 320. 00	
T 4. 625 05/15/44	1, 700, 000. 00	1, 677, 288. 00	
T 4. 625 05/15/54	3, 000, 000. 00	2, 942, 790. 00	
T 4. 625 05/31/31	2, 900, 000. 00	2, 996, 048. 00	
T 4. 625 06/15/27	3, 000, 000. 00	3, 052, 950. 00	
T 4. 625 09/15/26	4, 000, 000. 00	4, 040, 000. 00	
T 4. 625 09/30/28	2, 500, 000. 00	2, 567, 125. 00	
T 4. 625 09/30/30	1, 500, 000. 00	1, 549, 860. 00	
T 4. 625 10/15/26	2, 300, 000. 00	2, 324, 334. 00	
T 4. 625 11/15/26	4, 800, 000. 00	4, 855, 104. 00	
T 4. 625 11/15/44	2, 000, 000. 00	1, 970, 300. 00	
T 4. 75 02/15/41	900, 000. 00	914, 166. 00	
T 4. 75 02/15/45	1, 900, 000. 00	1, 902, 375. 00	
T 4. 75 11/15/43	2, 200, 000. 00	2, 211, 330. 00	
T 4. 75 11/15/53	3, 300, 000. 00	3, 302, 244. 00	
T 4. 875 04/30/26	6, 000, 000. 00	6, 050, 820. 00	
T 4. 875 10/31/28	1, 400, 000. 00	1, 449, 070. 00	
T 5. 25 11/15/28	500, 000. 00	523, 805. 00	

	T 5.375 02/15/31	320,000.00	343,347.20	
	T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,057,530.00	
	アメリカ・ドル小計	647,600,000.00	599,554,756.40 (86,132,036,303)	
カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,054,176.00	
	CAN 1 06/01/27	800,000.00	774,608.00	
	CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	390,476.00	
	CAN 1.25 06/01/30	1,800,000.00	1,666,422.00	
	CAN 1.5 06/01/26	2,100,000.00	2,075,892.00	
	CAN 1.5 06/01/31	1,000,000.00	921,210.00	
	CAN 1.5 12/01/31	1,300,000.00	1,186,614.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	753,093.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	686,875.00	
	CAN 2 06/01/32	1,500,000.00	1,404,405.00	
	CAN 2 12/01/51	1,000,000.00	739,310.00	
	CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,080,772.00	
	CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	293,490.00	
	CAN 2.5 12/01/32	830,000.00	799,970.60	
	CAN 2.75 03/01/30	200,000.00	199,714.00	
	CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,758,996.00	
	CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	351,050.00	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,144,936.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	687,040.00	
	CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,309,178.00	
	CAN 3.25 06/01/35	300,000.00	300,960.00	
	CAN 3.25 09/01/28	380,000.00	386,862.80	
	CAN 3.25 11/01/26	3,100,000.00	3,129,760.00	
	CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	889,785.60	
	CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,811,016.00	
	CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	720,139.00	
	CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,824,073.50	
	CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,210,596.00	
	CAN 3.5 12/01/57	400,000.00	397,252.00	
	CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,779,101.00	
	CAN 4 06/01/41	300,000.00	323,115.00	
	CAN 4 08/01/26	1,100,000.00	1,118,953.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	468,132.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	279,357.50	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	356,496.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	599,410.00	
	カナダ・ドル小計	36,160,000.00	34,873,237.00 (3,610,077,494)	

オーストラリア・ドル	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	192,312.00	
	ACGB 1 11/21/31	200,000.00	167,328.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	1,300,000.00	1,087,905.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	2,600,000.00	2,279,914.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	267,530.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	730,000.00	624,252.20	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,259,375.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,521,024.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	474,546.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	702,544.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	1,200,000.00	1,183,908.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	400,000.00	391,652.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,355,746.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	908,400.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	829,269.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,132,704.00	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,745,880.00	
	ACGB 3.5 12/21/34	850,000.00	804,142.50	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,039,830.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,100,000.00	1,068,386.00	
	ACGB 4.25 03/21/36	800,000.00	798,432.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,050,000.00	2,066,174.50	
	ACGB 4.25 06/21/34	600,000.00	605,268.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,549,950.00	
	ACGB 4.75 04/21/27	900,000.00	925,110.00	
	オーストラリア・ドル小計	26,970,000.00	24,981,582.20 (2,292,309,983)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	789,920.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	288,240.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	670,000.00	680,519.00	
	SIGB 2.625 08/01/32	200,000.00	203,300.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	890,000.00	914,982.30	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	564,850.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	200,000.00	205,600.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	619,860.00	
	SIGB 3 04/01/29	100,000.00	103,240.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	907,432.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	214,500.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	290,000.00	310,242.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	902,369.60	
	シンガポール・ドル小計	6,480,000.00	6,705,054.90 (732,326,096)	

ニュージーランド・ドル	NZGB 0.25 05/15/28	200,000.00	181,472.00	
	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	194,452.00	
	NZGB 1.5 05/15/31	800,000.00	692,576.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,120,000.00	724,808.00	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	971,420.80	
	NZGB 2.75 05/15/51	700,000.00	459,130.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	975,920.00	
	NZGB 3.5 04/14/33	100,000.00	94,667.00	
	NZGB 4.25 05/15/34	270,000.00	266,846.40	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,125,388.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	742,075.20	
ニュージーランド・ドル小計		7,330,000.00	6,428,755.40 (549,722,874)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	381,234.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,638,972.00	
	UKT 0.25 07/31/31	470,000.00	374,571.20	
	UKT 0.375 10/22/26	1,200,000.00	1,144,464.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	912,296.00	
	UKT 0.5 01/31/29	1,350,000.00	1,197,531.00	
	UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	336,600.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	754,490.00	
	UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	185,796.00	
	UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	991,991.00	
	UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	705,944.00	
	UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,718,892.00	
	UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	453,830.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	853,740.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	619,500.00	
	UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	470,480.00	
	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,071,598.00	
	UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	523,400.00	
	UKT 1.5 07/31/53	700,000.00	321,790.00	
	UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	840,762.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	235,395.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,150,000.00	619,850.00	
	UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	510,083.00	
	UKT 2.5 07/22/65	900,000.00	511,560.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,243,520.00	
	UKT 3.25 01/31/33	1,850,000.00	1,725,994.50	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	998,400.00	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	953,290.00	
	UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	999,306.00	

	UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,197,528.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	947,484.00	
	UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,017,029.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,057,433.00	
	UKT 4 10/22/31	1,000,000.00	993,370.00	
	UKT 4 10/22/63	600,000.00	485,718.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,707,412.00	
	UKT 4.125 07/22/29	1,570,000.00	1,583,753.20	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	681,170.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	504,085.00	
	UKT 4.25 07/31/34	2,000,000.00	1,974,540.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	563,340.00	
	UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,216,920.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	556,758.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,321,350.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	782,577.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,451,970.00	
	UKT 4.375 01/31/40	300,000.00	284,196.00	
	UKT 4.375 03/07/28	400,000.00	405,316.00	
	UKT 4.375 03/07/30	900,000.00	915,309.00	
	UKT 4.375 07/31/54	350,000.00	305,312.00	
	UKT 4.5 03/07/35	500,000.00	500,300.00	
	UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,172,011.00	
	UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	605,136.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	985,666.50	
	UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,832,346.00	
	UKT 4.75 10/22/43	1,650,000.00	1,582,020.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,041,770.00	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	999,100.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	701,064.00	
	イギリス・ポンド小計	62,790,000.00	52,667,263.40 (10,060,500,655)	
イスラエル・シェケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,066,544.00	
	ILGOV 1.3 04/30/32	1,860,000.00	1,530,203.40	
	ILGOV 1.5 05/31/37	1,700,000.00	1,232,177.00	
	ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	769,656.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,786,855.00	
	ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,576,720.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,122,460.00	
	ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	991,570.00	
	ILGOV 4 03/30/35	650,000.00	630,155.50	
	ILGOV 4.6 08/31/29	280,000.00	284,743.20	

	ILGOV 6.25 10/30/26	1,600,000.00	1,651,792.00	
	イスラエル・シェケル小計	17,390,000.00	15,642,876.10 (620,720,274)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	437,335.00	
	DGB 0.25 11/15/52	1,900,000.00	1,018,248.00	
	DGB 0.5 11/15/27	4,100,000.00	3,990,161.00	
	DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,258,928.00	
	DGB 2.25 11/15/33	2,900,000.00	2,900,058.00	
	DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,617,560.00	
	デンマーク・クローネ小計	18,800,000.00	19,222,290.00 (420,199,258)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	3,100,000.00	2,751,560.00	
	NGB 1.75 02/17/27	2,400,000.00	2,321,832.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,614,050.00	
	NGB 2 04/26/28	2,700,000.00	2,579,175.00	
	NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,075,812.00	
	NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,035,100.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,220,489.00	
	NGB 3.625 04/13/34	3,600,000.00	3,536,496.00	
	NGB 3.625 05/31/39	1,000,000.00	974,700.00	
	ノルウェー・クローネ小計	22,400,000.00	21,109,214.00 (290,251,693)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	1,100,000.00	978,901.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,120,000.00	3,018,444.00	
	SGB 0.75 11/12/29	5,200,000.00	4,924,660.00	
	SGB 1 11/12/26	6,400,000.00	6,321,600.00	
	SGB 1.75 11/11/33	3,250,000.00	3,125,557.50	
	SGB 3.5 03/30/39	4,600,000.00	5,139,074.00	
	スウェーデン・クローナ小計	23,670,000.00	23,508,236.50 (348,862,230)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 11/20/36	5,000,000.00	5,231,200.00	
	MBONO 5.5 03/04/27	21,000,000.00	20,034,420.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	8,000,000.00	7,233,120.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	21,705,420.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	27,000,000.00	25,623,000.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	31,000,000.00	28,049,730.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,742,810.00	
	MBONO 8.5 02/28/30	2,000,000.00	1,975,680.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	36,787,620.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	36,384,800.00	
	メキシコ・ペソ小計	206,000,000.00	193,767,800.00 (1,425,239,676)	

オフショ ア・人民 元	CGB 1. 06 12/15/26	6, 000, 000. 00	5, 959, 020. 00	
	CGB 1. 42 11/15/27	17, 000, 000. 00	16, 965, 830. 00	
	CGB 1. 43 01/25/30	23, 000, 000. 00	22, 876, 950. 00	
	CGB 1. 45 02/25/28	9, 000, 000. 00	8, 982, 180. 00	
	CGB 1. 49 12/25/31	15, 500, 000. 00	15, 365, 305. 00	
	CGB 1. 61 02/15/35	12, 500, 000. 00	12, 435, 625. 00	
	CGB 1. 62 08/15/27	1, 800, 000. 00	1, 804, 896. 00	
	CGB 1. 74 10/15/29	34, 600, 000. 00	34, 944, 616. 00	
	CGB 1. 85 05/15/27	11, 000, 000. 00	11, 073, 370. 00	
	CGB 1. 87 09/15/31	16, 500, 000. 00	16, 750, 140. 00	
	CGB 1. 91 07/15/29	14, 500, 000. 00	14, 723, 445. 00	
	CGB 1. 92 01/15/55	2, 000, 000. 00	1, 995, 460. 00	
	CGB 2. 04 02/25/27	58, 900, 000. 00	59, 460, 728. 00	
	CGB 2. 04 11/25/34	15, 000, 000. 00	15, 421, 050. 00	
	CGB 2. 05 04/15/29	25, 000, 000. 00	25, 476, 750. 00	
	CGB 2. 11 08/25/34	32, 600, 000. 00	33, 695, 360. 00	
	CGB 2. 18 08/15/26	22, 800, 000. 00	22, 994, 940. 00	
	CGB 2. 27 05/25/34	20, 000, 000. 00	20, 953, 800. 00	
	CGB 2. 28 03/25/31	28, 000, 000. 00	29, 043, 840. 00	
	CGB 2. 3 05/15/26	17, 000, 000. 00	17, 151, 300. 00	
	CGB 2. 35 02/25/34	22, 000, 000. 00	23, 131, 240. 00	
	CGB 2. 37 01/15/29	4, 500, 000. 00	4, 633, 290. 00	
	CGB 2. 39 11/15/26	72, 000, 000. 00	72, 986, 400. 00	
	CGB 2. 4 07/15/28	38, 000, 000. 00	39, 033, 980. 00	
	CGB 2. 48 04/15/27	9, 000, 000. 00	9, 173, 970. 00	
	CGB 2. 5 07/25/27	11, 000, 000. 00	11, 218, 020. 00	
	CGB 2. 52 08/25/33	11, 000, 000. 00	11, 687, 610. 00	
	CGB 2. 54 12/25/30	27, 000, 000. 00	28, 357, 290. 00	
	CGB 2. 55 10/15/28	11, 000, 000. 00	11, 373, 780. 00	
	CGB 2. 6 09/15/30	32, 000, 000. 00	33, 639, 040. 00	
	CGB 2. 62 04/15/28	27, 000, 000. 00	27, 861, 030. 00	
	CGB 2. 62 06/25/30	22, 000, 000. 00	23, 109, 680. 00	
	CGB 2. 62 09/25/29	19, 000, 000. 00	19, 862, 410. 00	
	CGB 2. 64 01/15/28	31, 500, 000. 00	32, 467, 050. 00	
	CGB 2. 67 05/25/33	14, 000, 000. 00	15, 013, 600. 00	
	CGB 2. 67 11/25/33	15, 000, 000. 00	16, 134, 150. 00	
	CGB 2. 69 08/12/26	50, 000, 000. 00	50, 818, 000. 00	
	CGB 2. 8 03/24/29	22, 000, 000. 00	23, 046, 100. 00	
	CGB 2. 8 03/25/30	6, 000, 000. 00	6, 348, 720. 00	
	CGB 2. 8 11/15/32	19, 800, 000. 00	21, 404, 196. 00	
	CGB 2. 88 02/25/33	10, 900, 000. 00	11, 880, 891. 00	
	CGB 2. 91 10/14/28	21, 000, 000. 00	22, 001, 700. 00	

	CGB 3 10/15/53	13,500,000.00	16,637,805.00	
	CGB 3.02 05/27/31	21,800,000.00	23,627,276.00	
	CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	21,101,250.00	
	CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	16,389,230.00	
	CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	5,101,040.00	
	CGB 3.72 04/12/51	41,200,000.00	55,803,752.00	
	オフショア・人民元小計	988,900,000.00	1,041,917,105.00 (20,519,619,658)	
マレーシ ア・リン ギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,134,119.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,505,725.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,389,766.00	
	MGS 3.828 07/05/34	1,000,000.00	1,012,570.00	
	MGS 3.9 11/30/26	3,100,000.00	3,134,658.00	
	MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	820,984.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,197,840.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	729,925.00	
	MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,352,042.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,408,793.00	
	マレーシア・リングイト小計	27,500,000.00	28,686,422.00 (941,390,836)	
ポーラン ド・ズロ チ	POLGB 0.25 10/25/26	7,050,000.00	6,645,753.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	9,100,000.00	7,591,311.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,815,040.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	1,989,889.50	
	POLGB 4.75 07/25/29	2,500,000.00	2,509,675.00	
	POLGB 5 01/25/30	1,000,000.00	1,012,500.00	
	POLGB 5 10/25/34	500,000.00	490,710.00	
	POLGB 5.75 04/25/29	600,000.00	625,218.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	2,955,344.00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	2,996,950.00	
	ポーランド・ズロチ小計	32,450,000.00	30,632,390.50 (1,169,544,669)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	650,000.00	619,840.00	
	BGB 0 10/22/31	900,000.00	764,289.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	623,665.00	
	BGB 0.35 06/22/32	1,000,000.00	849,970.00	
	BGB 0.4 06/22/40	440,000.00	282,840.80	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	140,776.00	
	BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	781,920.00	
	BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	673,806.00	
	BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	854,208.00	
	BGB 1 06/22/26	700,000.00	693,497.00	

BGB 1 06/22/31	600,000.00	549,144.00	
BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	806,031.00	
BGB 1.45 06/22/37	770,000.00	632,924.60	
BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	448,890.00	
BGB 1.7 06/22/50	1,000,000.00	672,940.00	
BGB 1.9 06/22/38	700,000.00	595,679.00	
BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	330,840.00	
BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	355,880.00	
BGB 2.7 10/22/29	150,000.00	152,782.50	
BGB 2.75 04/22/39	600,000.00	560,298.00	
BGB 2.85 10/22/34	990,000.00	980,109.90	
BGB 3 06/22/33	800,000.00	812,096.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	201,508.00	
BGB 3.45 06/22/42	200,000.00	197,586.00	
BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	492,905.00	
BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	612,636.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	325,638.00	
BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	743,131.20	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,171,530.00	
BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,097,720.00	
BKO 2 12/10/26	500,000.00	502,145.00	
BKO 2.2 03/11/27	2,300,000.00	2,320,056.00	
BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,270,672.00	
BTPS 0.45 02/15/29	750,000.00	699,150.00	
BTPS 0.6 08/01/31	1,300,000.00	1,129,726.00	
BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	884,898.00	
BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,790,020.00	
BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	739,210.00	
BTPS 0.95 06/01/32	1,800,000.00	1,560,438.00	
BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,098,096.00	
BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	781,080.00	
BTPS 0.95 12/01/31	830,000.00	730,441.50	
BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,476,795.00	
BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	792,584.00	
BTPS 1.35 04/01/30	900,000.00	848,682.00	
BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	323,256.00	
BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,196,580.00	
BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	1,036,431.00	
BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	921,015.00	
BTPS 2 02/01/28	1,120,000.00	1,118,096.00	
BTPS 2.05 08/01/27	600,000.00	601,230.00	
BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	1,002,690.00	

BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	905,355.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	436,515.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	565,410.00	
BTPS 2.45 09/01/50	1,300,000.00	948,298.00	
BTPS 2.55 02/25/27	1,200,000.00	1,211,700.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	405,864.00	
BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	756,076.50	
BTPS 2.7 10/15/27	650,000.00	659,737.00	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	503,790.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,014,880.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,325,441.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,034,300.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	910,260.00	
BTPS 3 08/01/29	2,000,000.00	2,047,040.00	
BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,477,245.50	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	635,621.00	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	755,616.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	962,434.00	
BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,109,460.80	
BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	620,424.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	894,420.00	
BTPS 3.45 07/15/27	350,000.00	360,762.50	
BTPS 3.45 07/15/31	270,000.00	277,738.20	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,034,140.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,043,990.00	
BTPS 3.65 08/01/35	550,000.00	554,229.50	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,991,067.00	
BTPS 3.8 08/01/28	1,700,000.00	1,782,365.00	
BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,389,366.00	
BTPS 3.85 07/01/34	1,000,000.00	1,034,260.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,041,315.00	
BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,974,443.00	
BTPS 3.85 10/01/40	500,000.00	490,430.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,000,000.00	1,056,320.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,069,000.00	
BTPS 4 04/30/35	1,170,000.00	1,225,762.20	
BTPS 4.05 10/30/37	400,000.00	412,400.00	
BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,592,175.00	
BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	498,480.00	
BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	307,215.00	
BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	693,560.00	
BTPS 4.4 05/01/33	3,000,000.00	3,249,450.00	

BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	205,630.00	
BTPS 4.75 09/01/28	950,000.00	1,026,313.50	
BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,304,340.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,769,829.60	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	2,017,854.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,900,362.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,997,313.00	
BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,410,288.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,885,266.00	
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	431,940.00	
DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,365,420.00	
DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	887,680.00	
DBR 0 02/15/32	2,700,000.00	2,329,776.00	
DBR 0 05/15/35	1,600,000.00	1,246,704.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	603,584.00	
DBR 0 08/15/29	1,350,000.00	1,244,038.50	
DBR 0 08/15/30	2,100,000.00	1,889,244.00	
DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,138,618.00	
DBR 0 08/15/31	400,000.00	350,460.00	
DBR 0 08/15/50	1,520,000.00	749,937.60	
DBR 0 08/15/50	1,590,000.00	786,334.50	
DBR 0 08/15/52	850,000.00	395,751.50	
DBR 0 11/15/27	600,000.00	574,212.00	
DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,031,316.00	
DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	292,398.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,130,112.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,425,825.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	965,940.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,042,943.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,304,992.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,207,057.50	
DBR 1.7 08/15/32	1,400,000.00	1,350,468.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	951,636.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	794,540.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,407,322.00	
DBR 2.2 02/15/34	1,500,000.00	1,477,095.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,600,560.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,300,806.00	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,118,161.00	
DBR 2.5 02/15/35	730,000.00	731,693.60	
DBR 2.5 07/04/44	900,000.00	856,818.00	
DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,417,635.00	

DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	923,550.00	
DBR 2.6 05/15/41	600,000.00	584,622.00	
DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	916,965.00	
DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,702,797.60	
DBR 2.9 08/15/56	300,000.00	299,490.00	
DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	847,376.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,481,142.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	824,740.00	
DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	654,114.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	715,644.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,804,423.50	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,062,810.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,100,740.00	
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	594,540.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,101,720.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,063,370.00	
FRTR 0 05/25/32	1,600,000.00	1,316,112.00	
FRTR 0 11/25/29	3,090,000.00	2,775,036.30	
FRTR 0 11/25/30	3,000,000.00	2,606,520.00	
FRTR 0 11/25/31	2,000,000.00	1,677,340.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,828,138.00	
FRTR 0.5 05/25/26	2,400,000.00	2,366,904.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,791,170.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	841,880.00	
FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	155,110.00	
FRTR 0.5 06/25/44	350,000.00	200,301.50	
FRTR 0.75 02/25/28	3,700,000.00	3,567,355.00	
FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,399,500.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,472,430.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,230,272.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,963,580.00	
FRTR 1.25 05/25/34	2,750,000.00	2,357,107.50	
FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,503,920.50	
FRTR 1.25 05/25/38	1,400,000.00	1,078,980.00	
FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,484,348.50	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,520,784.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	459,648.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,620,360.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,467,960.00	
FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,541,105.00	
FRTR 2.4 09/24/28	600,000.00	603,972.00	
FRTR 2.5 05/25/30	2,100,000.00	2,103,696.00	

FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	933,779.00	
FRTR 2.5 09/24/26	3,100,000.00	3,127,280.00	
FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,416,912.00	
FRTR 2.75 02/25/29	1,600,000.00	1,627,936.00	
FRTR 2.75 02/25/30	2,150,000.00	2,180,659.00	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,698,044.50	
FRTR 3 05/25/33	2,200,000.00	2,208,954.00	
FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,103,739.00	
FRTR 3 06/25/49	570,000.00	502,933.80	
FRTR 3 11/25/34	3,020,000.00	2,986,629.00	
FRTR 3.2 05/25/35	1,230,000.00	1,230,504.30	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	846,828.00	
FRTR 3.25 05/25/55	200,000.00	177,162.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,829,088.00	
FRTR 3.5 11/25/33	2,700,000.00	2,798,253.00	
FRTR 3.6 05/25/42	1,100,000.00	1,095,578.00	
FRTR 3.75 05/25/56	450,000.00	435,946.50	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,397,386.30	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,423,366.00	
FRTR 4 10/25/38	1,550,000.00	1,642,302.50	
FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,113,883.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	907,600.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,850,227.50	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	477,952.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	427,140.00	
IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	96,829.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	485,175.00	
IRISH 1 05/15/26	800,000.00	794,040.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	480,930.00	
IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	226,402.50	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	473,500.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	353,110.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	261,453.00	
IRISH 2 02/18/45	900,000.00	744,246.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	604,764.00	
IRISH 2.6 10/18/34	440,000.00	431,978.80	
IRISH 3 10/18/43	130,000.00	126,361.30	
IRISH 3.15 10/18/55	100,000.00	95,990.00	
NETHER 0 01/15/27	700,000.00	679,294.00	
NETHER 0 01/15/29	200,000.00	185,664.00	
NETHER 0 01/15/38	700,000.00	486,528.00	
NETHER 0 07/15/30	1,700,000.00	1,517,709.00	

NETHER 0.25 07/15/29	750,000.00	695,280.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,200,000.00	854,592.00	
NETHER 0.5 07/15/26	1,050,000.00	1,033,945.50	
NETHER 0.5 07/15/32	700,000.00	611,632.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	390,824.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,636,777.00	
NETHER 2 01/15/54	500,000.00	403,780.00	
NETHER 2.5 01/15/30	150,000.00	152,335.50	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	601,056.00	
NETHER 2.5 07/15/33	550,000.00	548,355.50	
NETHER 2.5 07/15/34	330,000.00	326,541.60	
NETHER 2.5 07/15/35	70,000.00	68,749.80	
NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,214,164.00	
NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	207,802.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,434,667.00	
NETHER 4 01/15/37	300,000.00	335,508.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	766,115.00	
OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,015,486.50	
OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,634,525.00	
OBL 1.3 10/15/27	2,800,000.00	2,771,552.00	
OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,187,928.00	
OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	1,006,940.00	
OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	604,260.00	
OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,213,812.00	
OBL 2.4 04/18/30	1,100,000.00	1,119,536.00	
OBL 2.4 10/19/28	1,100,000.00	1,119,756.00	
OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,073,499.00	
PGB 0.3 10/17/31	380,000.00	331,842.60	
PGB 0.475 10/18/30	240,000.00	218,299.20	
PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	438,228.00	
PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	243,708.00	
PGB 1 04/12/52	300,000.00	164,070.00	
PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	245,717.50	
PGB 1.65 07/16/32	300,000.00	281,943.00	
PGB 1.95 06/15/29	700,000.00	696,878.00	
PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	753,922.50	
PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	381,944.00	
PGB 2.875 07/21/26	400,000.00	405,352.00	
PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	408,778.20	
PGB 3 06/15/35	250,000.00	250,015.00	
PGB 3.5 06/18/38	320,000.00	326,502.40	
PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	97,321.00	

PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	430,736.00	
PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	320,445.00	
PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	544,720.00	
PGB 4.125 04/14/27	400,000.00	418,012.00	
RAGB 0 02/20/30	800,000.00	716,800.00	
RAGB 0 02/20/31	1,100,000.00	955,482.00	
RAGB 0 10/20/28	150,000.00	139,482.00	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	182,487.00	
RAGB 0.25 10/20/36	420,000.00	306,595.80	
RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,147,605.20	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	681,471.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	579,792.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	502,101.00	
RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	590,700.00	
RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	87,937.50	
RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	537,258.00	
RAGB 1.5 02/20/47	500,000.00	358,655.00	
RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	107,116.00	
RAGB 2.4 05/23/34	700,000.00	677,425.00	
RAGB 2.5 10/20/29	190,000.00	192,048.20	
RAGB 2.9 02/20/33	650,000.00	659,171.50	
RAGB 2.9 02/20/34	460,000.00	463,256.80	
RAGB 2.9 05/23/29	150,000.00	154,096.50	
RAGB 2.95 02/20/35	400,000.00	401,672.00	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	488,350.00	
RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	333,280.50	
RAGB 3.2 07/15/39	200,000.00	199,884.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	755,412.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	331,359.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,092,790.00	
RFBG 0 09/15/26	300,000.00	292,635.00	
RFBG 0 09/15/30	400,000.00	352,392.00	
RFBG 0.25 09/15/40	700,000.00	445,676.00	
RFBG 0.5 04/15/26	300,000.00	296,193.00	
RFBG 0.5 09/15/27	700,000.00	676,963.00	
RFBG 0.5 09/15/28	300,000.00	284,727.00	
RFBG 0.5 09/15/29	300,000.00	278,490.00	
RFBG 0.75 04/15/31	800,000.00	725,176.00	
RFBG 1.375 04/15/47	640,000.00	445,350.40	
RFBG 2.625 07/04/42	700,000.00	639,541.00	
RFBG 2.75 04/15/38	200,000.00	191,232.00	
RFBG 2.75 07/04/28	200,000.00	204,368.00	

RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	256,700.00	
RFGB 3 09/15/33	550,000.00	559,421.50	
RFGB 3 09/15/34	360,000.00	363,992.40	
SPGB 0 01/31/27	1,050,000.00	1,016,295.00	
SPGB 0 01/31/28	400,000.00	378,692.00	
SPGB 0.1 04/30/31	800,000.00	691,720.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,458,336.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,222,788.00	
SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	139,059.00	
SPGB 0.7 04/30/32	1,400,000.00	1,221,122.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,073,182.00	
SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	658,077.00	
SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	374,280.00	
SPGB 1 07/30/42	500,000.00	332,335.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	438,744.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	1,005,424.00	
SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,810,940.00	
SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,389,262.00	
SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,472,760.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,173,720.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,038,323.00	
SPGB 1.45 10/31/27	810,000.00	800,134.20	
SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	191,972.00	
SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,489,320.00	
SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	533,058.00	
SPGB 1.95 04/30/26	700,000.00	700,798.00	
SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	683,613.00	
SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	672,175.00	
SPGB 2.4 05/31/28	550,000.00	555,093.00	
SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,416,646.00	
SPGB 2.55 10/31/32	350,000.00	344,193.50	
SPGB 2.7 01/31/30	940,000.00	953,404.40	
SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	624,862.50	
SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,110,747.00	
SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,489,268.00	
SPGB 3.1 07/30/31	750,000.00	770,527.50	
SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,580,891.50	
SPGB 3.15 04/30/35	400,000.00	400,588.00	
SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	674,408.00	
SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,162,772.00	
SPGB 3.45 10/31/34	1,600,000.00	1,648,080.00	
SPGB 3.5 01/31/41	350,000.00	344,449.00	

	SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,571,685.00	
	SPGB 3.55 10/31/33	1,200,000.00	1,253,724.00	
	SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	728,945.00	
	SPGB 4 10/31/54	300,000.00	302,874.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,141,224.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,245,046.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,616,776.00	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,651,065.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,676,906.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,196,940.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	525,125.00	
	SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,160,908.00	
	ユーロ小計	368,170,000.00	348,876,792.10 (56,915,759,863)	
国債証券合計			186,028,561,562 (186,028,561,562)	
合 計			186,028,561,562 (186,028,561,562)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	259 銘柄	45.6%	46.3%
カナダ・ドル	国債証券	36 銘柄	1.9%	1.9%
オーストラリア・ドル	国債証券	25 銘柄	1.2%	1.2%
シンガポール・ドル	国債証券	13 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	59 銘柄	5.3%	5.4%
イスラエル・シェケル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	10 銘柄	0.8%	0.8%
オフショア・人民元	国債証券	48 銘柄	10.9%	11.0%
マレーシア・リンギット	国債証券	10 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	10 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	358 銘柄	30.1%	30.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年4月28日現在)

資産の部

流動資産

預金	477,740,809
金銭信託	71,473
コール・ローン	19,688,806
国債証券	9,843,316,423
未収利息	130,009,714
前払費用	3,809,620
流動資産合計	10,474,636,845
資産合計	10,474,636,845

負債の部

流動負債

流動負債合計	-
負債合計	-

純資産の部

元本等

元本	9,651,865,520
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	822,771,325
元本等合計	10,474,636,845

純資産合計	10,474,636,845
負債純資産合計	10,474,636,845

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	9,651,865,520 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0852 円 (1 万口当たりの純資産額 10,852 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,773,197,521 円
同期中における追加設定元本額	3,202,373,549 円
同期中における一部解約元本額	1,323,705,550 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	282,507,667 円
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	8,038,013,665 円
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	130,792,913 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	121,997,584 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	333,548,087 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	214,915,619 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	85,350,154 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	21,182,815 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	47,106,036 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	30,220,133 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,860,698 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	21,852,894 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	17,617,039 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	251,764 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	15,445,156 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	103,364,589 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	112,171,766 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	41,067,880 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	296,601 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	745,381 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,064,854 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,264,717 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	227,508 円
合 計	9,651,865,520 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ADGB 1.875 09/15/31	1,300,000.00	1,118,520.00	
		ADGB 3.125 04/16/30	600,000.00	571,710.00	
		ADGB 3.125 09/30/49	1,000,000.00	673,160.00	
		ADGB 3.875 04/16/50	200,000.00	154,144.00	

	ADGB 5 04/30/34	300,000.00	311,364.00	
	ADGB 5.5 04/30/54	1,000,000.00	986,990.00	
	BRAZIL 2.875 06/06/25	600,000.00	598,110.00	
	BRAZIL 3.75 09/12/31	600,000.00	538,428.00	
	BRAZIL 3.875 06/12/30	500,000.00	465,700.00	
	BRAZIL 4.75 01/14/50	700,000.00	497,126.00	
	BRAZIL 5.625 01/07/41	200,000.00	177,770.00	
	BRAZIL 6 10/20/33	1,400,000.00	1,378,300.00	
	BRAZIL 6.125 01/22/32	600,000.00	608,394.00	
	BRAZIL 6.25 03/18/31	300,000.00	308,934.00	
	BRAZIL 7.125 05/13/54	300,000.00	285,678.00	
	CHILE 2.55 07/27/33	800,000.00	668,480.00	
	CHILE 2.75 01/31/27	400,000.00	388,320.00	
	CHILE 3.1 05/07/41	200,000.00	146,790.00	
	CHILE 3.5 01/25/50	600,000.00	418,260.00	
	CHILE 3.5 01/31/34	1,100,000.00	980,760.00	
	CHILE 4.34 03/07/42	600,000.00	513,390.00	
	CHILE 4.85 01/22/29	400,000.00	404,900.00	
	CHILE 4.95 01/05/36	800,000.00	780,520.00	
	CHILE 5.65 01/13/37	300,000.00	305,685.00	
	CHINA (PEOPLE'S) 1.2 10/21/30	700,000.00	618,345.00	
	CHINA (PEOPLE'S) 2.125 12/03/29	300,000.00	281,382.00	
	CHINA 0.55 10/21/25	200,000.00	196,604.00	
	CHINA 1.25 10/26/26	700,000.00	675,297.00	
	COLOM 3.125 04/15/31	800,000.00	643,320.00	
	COLOM 7.5 02/02/34	1,400,000.00	1,359,610.00	
	COLOM 7.75 11/07/36	300,000.00	285,579.00	
	COLOM 8 04/20/33	800,000.00	809,344.00	
	COLOM 8 11/14/35	300,000.00	295,095.00	
	COLOM 8.375 11/07/54	400,000.00	366,640.00	
	COLOM 8.75 11/14/53	600,000.00	573,930.00	
	DOMREP 5.5 02/22/29	500,000.00	492,025.00	
	DOMREP 5.875 01/30/60	1,400,000.00	1,150,380.00	
	DOMREP 6 02/22/33	1,700,000.00	1,633,445.00	
	INDON 3.05 03/12/51	200,000.00	128,966.00	
	INDON 3.85 10/15/30	600,000.00	574,584.00	
	INDON 4.2 10/15/50	200,000.00	159,368.00	
	INDON 4.75 01/08/26	400,000.00	400,792.00	
	INDON 5.125 01/15/45	400,000.00	372,664.00	
	KSA 2.25 02/02/33	1,600,000.00	1,321,840.00	
	KSA 3.625 03/04/28	600,000.00	584,682.00	
	KSA 4.75 01/16/30	300,000.00	300,804.00	

KSA 4.75 01/18/28	600,000.00	603,774.00	
KSA 4.875 07/18/33	700,000.00	692,174.00	
KSA 5 01/16/34	1,400,000.00	1,390,088.00	
KSA 5 01/18/53	800,000.00	674,560.00	
KSA 5.25 01/16/50	200,000.00	177,652.00	
KSA 5.625 01/13/35	200,000.00	206,268.00	
KSA 5.75 01/16/54	1,300,000.00	1,222,598.00	
MEX 2.659 05/24/31	1,200,000.00	1,018,272.00	
MEX 3.25 04/16/30	200,000.00	181,774.00	
MEX 4.5 01/31/50	300,000.00	209,175.00	
MEX 4.5 04/22/29	200,000.00	195,716.00	
MEX 4.875 05/19/33	1,000,000.00	921,250.00	
MEX 5 04/27/51	900,000.00	671,175.00	
MEX 6 05/07/36	800,000.00	763,080.00	
MEX 6 05/13/30	200,000.00	204,782.00	
MEX 6.338 05/04/53	900,000.00	792,585.00	
MEX 6.35 02/09/35	500,000.00	498,230.00	
MEX 6.4 05/07/54	200,000.00	177,742.00	
MEX 6.875 05/13/37	600,000.00	607,620.00	
MEX 7.375 05/13/55	200,000.00	199,300.00	
OMAN 6.25 01/25/31	1,400,000.00	1,464,022.00	
PANAMA 2.252 09/29/32	800,000.00	584,984.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	800,000.00	486,680.00	
PANAMA 6.4 02/14/35	1,400,000.00	1,320,900.00	
PERU 2.783 01/23/31	1,000,000.00	886,550.00	
PERU 3 01/15/34	500,000.00	418,455.00	
PERU 5.625 11/18/50	800,000.00	754,560.00	
PERU 5.875 08/08/54	700,000.00	668,024.00	
PHILIP 1.648 06/10/31	200,000.00	167,864.00	
PHILIP 2.65 12/10/45	400,000.00	255,032.00	
PHILIP 2.95 05/05/45	200,000.00	135,402.00	
PHILIP 3.7 02/02/42	200,000.00	157,620.00	
POLAND 4.625 03/18/29	1,100,000.00	1,108,624.00	
POLAND 4.875 02/12/30	400,000.00	406,448.00	
POLAND 5.125 09/18/34	2,100,000.00	2,087,421.00	
POLAND 5.375 02/12/35	200,000.00	201,350.00	
POLAND 5.5 03/18/54	1,600,000.00	1,487,904.00	
QATAR 3.75 04/16/30	1,000,000.00	976,510.00	
QATAR 4.4 04/16/50	1,300,000.00	1,095,614.00	
QATAR 4.75 05/29/34	400,000.00	404,816.00	
REPHUN 5.25 06/16/29	500,000.00	498,975.00	
REPHUN 5.5 03/26/36	1,600,000.00	1,514,080.00	

	REPUN 6.125 05/22/28	500,000.00	514,375.00	
	REPUN 6.25 09/22/32	1,100,000.00	1,133,055.00	
	SOAF 7.1 11/19/36	600,000.00	573,456.00	
	SOAF 7.3 04/20/52	1,300,000.00	1,120,457.00	
	SOAF 7.95 11/19/54	400,000.00	365,960.00	
	TURKEY 4.75 01/26/26	200,000.00	199,392.00	
	TURKEY 6.125 10/24/28	800,000.00	792,592.00	
	TURKEY 6.375 10/14/25	400,000.00	403,004.00	
	TURKEY 6.5 01/03/35	200,000.00	184,450.00	
	TURKEY 7.125 02/12/32	400,000.00	391,864.00	
	TURKEY 7.125 07/17/32	1,100,000.00	1,077,747.00	
	TURKEY 7.625 05/15/34	500,000.00	500,665.00	
	TURKEY 9.125 07/13/30	1,100,000.00	1,198,307.00	
	TURKEY 9.375 01/19/33	1,400,000.00	1,546,020.00	
	TURKEY 9.375 03/14/29	400,000.00	433,548.00	
	TURKEY 9.875 01/15/28	1,400,000.00	1,520,232.00	
	UAE 4.857 07/02/34	500,000.00	511,375.00	
	URUGUA 4.375 01/23/31	400,000.00	394,240.00	
	URUGUA 4.975 04/20/55	400,000.00	350,000.00	
	URUGUA 5.75 10/28/34	300,000.00	311,625.00	
	アメリカ・ドル小計	73,600,000.00	68,518,143.00 (9,843,316,423)	
国債証券合計			9,843,316,423 (9,843,316,423)	
合 計			9,843,316,423 (9,843,316,423)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	108 銘柄	94.0%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

マネープール・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年4月28日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託

322,530,564

コール・ローン

88,848,208,815

コマーシャル・ペーパー	69,950,246,864
現先取引勘定	79,955,598,940
未収利息	15,385,366
流動資産合計	239,091,970,549
資産合計	239,091,970,549
負債の部	
流動負債	
未払金	14,988,558,700
流動負債合計	14,988,558,700
負債合計	14,988,558,700
純資産の部	
元本等	
元本	223,803,235,230
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	300,176,619
元本等合計	224,103,411,849
純資産合計	224,103,411,849
負債純資産合計	239,091,970,549

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	コマーシャル・ペーパー、国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)

1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	223,803,235,230 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0013 円 (1 万口当たりの純資産額 10,013 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、コマーシャル・ペーパー、国債証券、地方債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（コマーシャル・ペーパー） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024 年 4 月 27 日 至 2025 年 4 月 28 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2025 年 4 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	253,348,688,557 円
同期中における追加設定元本額	16,893,394,948 円
同期中における一部解約元本額	46,438,848,275 円
2025 年 4 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	8,874,310 円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	941,890 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	48,983,470 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	9,240,725 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	133,165,696 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	64,125,773 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	38,385,239 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	9,533,222 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	7,697,221 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	102,980 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L3<適格機関投資家限定>	223,482,184,704 円
合 計	223,803,235,230 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
コマーシャル・ペーパー	NTT・TCリース	5,000,000,000	4,995,163,585	
	三井住友ファイナンス&リース	5,000,000,000	4,992,904,605	
	J A三井リース	5,000,000,000	4,995,408,330	
	三菱UFJニコス	5,000,000,000	4,997,655,890	
	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	5,000,000,000	4,997,781,805	
	NTTファイナンス	5,000,000,000	4,997,781,805	
	キリンHD	5,000,000,000	4,997,721,585	
	王子ホールディングス	3,000,000,000	2,998,767,630	
	出光興産	5,000,000,000	4,997,658,630	
	伊 藤 忠	2,000,000,000	1,999,245,764	
	三菱商事	5,000,000,000	4,996,612,570	
	みずほリース	5,000,000,000	4,997,771,540	
	日本証券金融	5,000,000,000	4,995,324,925	
	三菱HCキャピタル	5,000,000,000	4,994,956,460	
	名古屋鉄道	5,000,000,000	4,995,491,740	
	コマーシャル・ペーパー 小計		69,950,246,864	
合 計			69,950,246,864	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2025

年4月29日から2025年10月28日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	87,423	176,429
コール・ローン	24,082,742	24,493,723
親投資信託受益証券	1,885,292,305	2,917,820,378
未収入金	2,017,000	508,000
流動資産合計	1,911,479,470	2,942,998,530
資産合計	1,911,479,470	2,942,998,530
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,051,021	1,772,354
未払受託者報酬	180,404	255,986
未払委託者報酬	1,804,363	2,560,350
その他未払費用	53,774	57,512
流動負債合計	4,089,562	4,646,202
負債合計	4,089,562	4,646,202
純資産の部		
元本等		
元本	1,678,816,405	2,369,706,189
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	228,573,503	568,646,139
（分配準備積立金）	22,236,996	21,110,083
元本等合計	1,907,389,908	2,938,352,328
純資産合計	1,907,389,908	2,938,352,328
負債純資産合計	1,911,479,470	2,942,998,530

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
営業収益		
受取利息	2,576	50,492
有価証券売買等損益	10,145,225	212,395,073
営業収益合計	10,147,801	212,445,565
営業費用		
受託者報酬	59,338	255,986
委託者報酬	593,744	2,560,350
その他費用	13,268	57,512
営業費用合計	666,350	2,873,848
営業利益又は営業損失(△)	9,481,451	209,571,717
経常利益又は経常損失(△)	9,481,451	209,571,717
中間純利益又は中間純損失(△)	9,481,451	209,571,717
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	163,571	4,492,455
期首剰余金又は期首欠損金(△)	27,349,983	228,573,503
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,602,935	149,595,609
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,602,935	149,595,609
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,047,666	14,602,235
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,047,666	14,602,235
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	103,223,132	568,646,139

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1, 678, 816, 405 口	2, 369, 706, 189 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 1362 円 (1 万口当たりの純資産額 11, 362 円)	1 口当たり純資産額 1. 2400 円 (1 万口当たりの純資産額 12, 400 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	196,560,380 円	1,678,816,405 円
期中追加設定元本額	1,579,762,321 円	793,808,726 円
期中一部解約元本額	97,506,296 円	102,918,942 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,855	77,618
コール・ローン	11,805,329	10,775,777
親投資信託受益証券	1,052,228,152	1,494,501,367
未収入金	-	3,127,000
流動資産合計	1,064,076,336	1,508,481,762
資産合計	1,064,076,336	1,508,481,762
負債の部		
流動負債		
未払解約金	31,744	3,743,961
未払受託者報酬	101,886	138,958
未払委託者報酬	1,019,321	1,390,005
その他未払費用	29,879	31,188
流動負債合計	1,182,830	5,304,112
負債合計	1,182,830	5,304,112
純資産の部		
元本等		
元本	909,799,495	1,159,383,244
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	153,094,011	343,794,406
(分配準備積立金)	13,834,701	12,962,668
元本等合計	1,062,893,506	1,503,177,650
純資産合計	1,062,893,506	1,503,177,650
負債純資産合計	1,064,076,336	1,508,481,762

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
営業収益		
受取利息	1,578	23,278
有価証券売買等損益	6,948,095	135,115,215
営業収益合計	6,949,673	135,138,493
営業費用		
受託者報酬	31,612	138,958
委託者報酬	316,545	1,390,005
その他費用	7,037	31,188
営業費用合計	355,194	1,560,151
営業利益又は営業損失（△）	6,594,479	133,578,342
経常利益又は経常損失（△）	6,594,479	133,578,342
中間純利益又は中間純損失（△）	6,594,479	133,578,342
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	99,352	3,775,535
期首剰余金又は期首欠損金（△）	16,657,585	153,094,011
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,007,721	72,428,595
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,007,721	72,428,595
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,776	11,531,007
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,277,776	11,531,007
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	67,882,657	343,794,406

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	909,799,495 口	1,159,383,244 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1683 円 (1 万口当たりの純資産額 11,683 円)	1 口当たり純資産額 1.2965 円 (1 万口当たりの純資産額 12,965 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	99,517,940 円	909,799,495 円
期中追加設定元本額	866,392,904 円	316,084,424 円
期中一部解約元本額	56,111,349 円	66,500,675 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2025年4月28日現在)	第4期中間計算期間 (2025年10月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,610	73,865
コール・ローン	11,737,735	10,254,766
親投資信託受益証券	870,090,704	1,271,188,520
未収入金	-	521,000
流動資産合計	881,871,049	1,282,038,151
資産合計	881,871,049	1,282,038,151
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,773	560,526
未払受託者報酬	81,610	116,777
未払委託者報酬	816,421	1,168,241
その他未払費用	24,878	26,200
流動負債合計	929,682	1,871,744
負債合計	929,682	1,871,744
純資産の部		
元本等		
元本	721,495,145	919,447,349
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	159,446,222	360,719,058
(分配準備積立金)	15,160,644	14,445,871
元本等合計	880,941,367	1,280,166,407
純資産合計	880,941,367	1,280,166,407
負債純資産合計	881,871,049	1,282,038,151

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
営業収益		
受取利息	1,569	22,179
有価証券売買等損益	8,381,688	142,006,816
営業収益合計	8,383,257	142,028,995
営業費用		
受託者報酬	29,713	116,777
委託者報酬	297,489	1,168,241
その他費用	6,602	26,200
営業費用合計	333,804	1,311,218
営業利益又は営業損失(△)	8,049,453	140,717,777
経常利益又は経常損失(△)	8,049,453	140,717,777
中間純利益又は中間純損失(△)	8,049,453	140,717,777
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△55,996	2,775,643
期首剰余金又は期首欠損金(△)	23,779,763	159,446,222
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,442,654	72,176,988
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	46,442,654	72,176,988
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,093,659	8,846,286
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,093,659	8,846,286
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	76,234,207	360,719,058

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	721, 495, 145 口	919, 447, 349 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 2210 円 (1 万口当たりの純資産額 12, 210 円)	1 口当たり純資産額 1. 3923 円 (1 万口当たりの純資産額 13, 923 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	111, 449, 575 円	721, 495, 145 円
期中追加設定元本額	632, 883, 102 円	236, 833, 963 円
期中一部解約元本額	22, 837, 532 円	38, 881, 759 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 9 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 10 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	68,537	119,024
コール・ローン	18,879,930	16,524,213
親投資信託受益証券	1,916,114,181	2,584,505,897
未収入金	22,000	7,060,000
流動資産合計	1,935,084,648	2,608,209,134
資産合計	1,935,084,648	2,608,209,134
負債の部		
流動負債		
未払解約金	671,590	8,268,813
未払受託者報酬	201,027	250,897
未払委託者報酬	2,010,736	2,509,550
その他未払費用	45,148	56,371
流動負債合計	2,928,501	11,085,631
負債合計	2,928,501	11,085,631
純資産の部		
元本等		
元本	988,721,362	1,127,591,321
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	943,434,785	1,469,532,182
（分配準備積立金）	222,586,502	209,171,919
元本等合計	1,932,156,147	2,597,123,503
純資産合計	1,932,156,147	2,597,123,503
負債純資産合計	1,935,084,648	2,608,209,134

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 27 日 至 2024 年 10 月 26 日	第 10 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
営業収益		
受取利息	19,945	39,162
有価証券売買等損益	47,457,589	378,375,716
為替差損益	△28,324	-
営業収益合計	47,449,210	378,414,878
営業費用		
受託者報酬	139,425	250,897
委託者報酬	1,394,571	2,509,550
その他費用	37,228	70,936
営業費用合計	1,571,224	2,831,383
営業利益又は営業損失 (△)	45,877,986	375,583,495
経常利益又は経常損失 (△)	45,877,986	375,583,495
中間純利益又は中間純損失 (△)	45,877,986	375,583,495
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	1,697,154	10,138,998
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	515,312,459	943,434,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	192,671,832	224,495,355
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,671,832	224,495,355
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,229,442	63,842,455
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,229,442	63,842,455
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	710,935,681	1,469,532,182

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 10 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 9 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 10 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	988,721,362 口	1,127,591,321 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9542 円 (1 万口当たりの純資産額 19,542 円)	1 口当たり純資産額 2.3032 円 (1 万口当たりの純資産額 23,032 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 10 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 9 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 10 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	552,165,098 円	988,721,362 円
期中追加設定元本額	534,642,006 円	205,138,269 円
期中一部解約元本額	98,085,742 円	66,268,310 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５】

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,305	38,143
コール・ローン	5,317,939	5,295,360
親投資信託受益証券	465,981,694	674,622,292
未収入金	11,000	53,000
流動資産合計	471,329,938	680,008,795
資産合計	471,329,938	680,008,795
負債の部		
流動負債		
未払解約金	282,229	104,337
未払受託者報酬	43,584	62,819
未払委託者報酬	436,309	628,540
その他未払費用	12,421	14,059
流動負債合計	774,543	809,755
負債合計	774,543	809,755
純資産の部		
元本等		
元本	366,829,565	441,931,665
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	103,725,830	237,267,375
（分配準備積立金）	7,689,097	7,169,042
元本等合計	470,555,395	679,199,040
純資産合計	470,555,395	679,199,040
負債純資産合計	471,329,938	680,008,795

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 27 日 至 2024 年 10 月 26 日	第 4 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
営業収益		
受取利息	661	10,355
有価証券売買等損益	4,505,192	104,205,598
営業収益合計	4,505,853	104,215,953
営業費用		
受託者報酬	12,357	62,819
委託者報酬	124,004	628,540
その他費用	2,697	14,059
営業費用合計	139,058	705,418
営業利益又は営業損失 (△)	4,366,795	103,510,535
経常利益又は経常損失 (△)	4,366,795	103,510,535
中間純利益又は中間純損失 (△)	4,366,795	103,510,535
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	65,167	2,945,803
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	8,181,227	103,725,830
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,469,171	41,165,170
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,469,171	41,165,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,020,920	8,188,357
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,020,920	8,188,357
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	41,931,106	237,267,375

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	366,829,565 口	441,931,665 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2828 円 (1 万口当たりの純資産額 12,828 円)	1 口当たり純資産額 1.5369 円 (1 万口当たりの純資産額 15,369 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	30,387,705 円	366,829,565 円
期中追加設定元本額	372,606,372 円	103,227,630 円
期中一部解約元本額	36,164,512 円	28,125,530 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 6 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 7 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,466	50,550
コール・ローン	4,811,491	7,017,875
親投資信託受益証券	451,860,461	685,047,769
未収入金	35,000	1,373,000
流動資産合計	456,724,418	693,489,194
資産合計	456,724,418	693,489,194
負債の部		
流動負債		
未払解約金	48,069	2,327,541
未払受託者報酬	43,221	63,485
未払委託者報酬	432,607	635,328
その他未払費用	9,646	14,202
流動負債合計	533,543	3,040,556
負債合計	533,543	3,040,556
純資産の部		
元本等		
元本	306,956,240	387,891,651
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	149,234,635	302,556,987
（分配準備積立金）	21,023,740	19,451,048
元本等合計	456,190,875	690,448,638
純資産合計	456,190,875	690,448,638
負債純資産合計	456,724,418	693,489,194

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 27 日 至 2024 年 10 月 26 日	第 7 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
営業収益		
受取利息	2,566	15,367
有価証券売買等損益	5,749,653	105,240,308
為替差損益	△3,879	－
営業収益合計	5,748,340	105,255,675
営業費用		
受託者報酬	16,690	63,485
委託者報酬	167,357	635,328
その他費用	3,670	18,514
営業費用合計	187,717	717,327
営業利益又は営業損失（△）	5,560,623	104,538,348
経常利益又は経常損失（△）	5,560,623	104,538,348
中間純利益又は中間純損失（△）	5,560,623	104,538,348
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	358,294	3,323,488
期首剰余金又は期首欠損金（△）	34,270,701	149,234,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,364,032	65,649,340
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,364,032	65,649,340
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,139,813	13,541,848
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,139,813	13,541,848
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	68,697,249	302,556,987

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 7 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 6 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 7 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	306,956,240 口	387,891,651 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.4862 円 (1 万口当たりの純資産額 14,862 円)	1 口当たり純資産額 1.7800 円 (1 万口当たりの純資産額 17,800 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 7 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 6 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 7 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	72,929,725 円	306,956,240 円
期中追加設定元本額	260,013,755 円	108,135,616 円
期中一部解約元本額	25,987,240 円	27,200,205 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５】

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	14,947	32,068
コール・ローン	4,117,517	4,452,007
親投資信託受益証券	374,934,410	564,364,250
未収入金	29,000	-
流動資産合計	379,095,874	568,848,325
資産合計	379,095,874	568,848,325
負債の部		
流動負債		
未払解約金	90,908	-
未払受託者報酬	35,073	51,825
未払委託者報酬	351,124	518,763
その他未払費用	9,293	11,576
流動負債合計	486,398	582,164
負債合計	486,398	582,164
純資産の部		
元本等		
元本	295,171,117	369,780,499
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	83,438,359	198,485,662
（分配準備積立金）	5,724,558	5,413,047
元本等合計	378,609,476	568,266,161
純資産合計	378,609,476	568,266,161
負債純資産合計	379,095,874	568,848,325

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年4月27日 至 2024年10月26日	第4期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日
営業収益		
受取利息	380	9,464
有価証券売買等損益	2,912,598	86,043,840
営業収益合計	2,912,978	86,053,304
営業費用		
受託者報酬	7,011	51,825
委託者報酬	70,503	518,763
その他費用	1,493	11,576
営業費用合計	79,007	582,164
営業利益又は営業損失(△)	2,833,971	85,471,140
経常利益又は経常損失(△)	2,833,971	85,471,140
中間純利益又は中間純損失(△)	2,833,971	85,471,140
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	92,075	1,957,409
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,518,714	83,438,359
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,222,617	36,947,375
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,222,617	36,947,375
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,390,469	5,413,803
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,390,469	5,413,803
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	28,092,758	198,485,662

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 29 日から 2025 年 10 月 28 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	295, 171, 117 口	369, 780, 499 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 2827 円 (1 万口当たりの純資産額 12, 827 円)	1 口当たり純資産額 1. 5368 円 (1 万口当たりの純資産額 15, 368 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 4 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	16,759,110 円	295,171,117 円
期中追加設定元本額	307,422,884 円	93,063,137 円
期中一部解約元本額	29,010,877 円	18,453,755 円

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の2025年4月29日から2025年10月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070の2025年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月29日から2025年10月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 2 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	36	242
コール・ローン	9,964	33,543
親投資信託受益証券	4,746,051	7,471,611
流動資産合計	4,756,051	7,505,396
資産合計	4,756,051	7,505,396
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	267	576
未払委託者報酬	2,709	6,097
その他未払費用	-	1
流動負債合計	2,976	6,674
負債合計	2,976	6,674
純資産の部		
元本等		
元本	5,000,000	6,583,192
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△246,925	915,530
（分配準備積立金）	40,097	39,858
元本等合計	4,753,075	7,498,722
純資産合計	4,753,075	7,498,722
負債純資産合計	4,756,051	7,505,396

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第2期中間計算期間 自 2025年4月29日 至 2025年10月28日	
営業収益	
有価証券売買等損益	1,035,560
営業収益合計	1,035,560
営業費用	
受託者報酬	576
委託者報酬	6,097
その他費用	1
営業費用合計	6,674
営業利益又は営業損失（△）	1,028,886
経常利益又は経常損失（△）	1,028,886
中間純利益又は中間純損失（△）	1,028,886
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	3,647
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△246,925
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,216
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,380
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	135,836
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	915,530

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期中間計算期間
	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 2 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	5,000,000 口	6,583,192 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 246,925 円	元本の欠損 —
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9506 円 (1 万口当たりの純資産額 9,506 円)	1 口当たり純資産額 1.1391 円 (1 万口当たりの純資産額 11,391 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 2 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2025 年 4 月 28 日現在)	第 2 期中間計算期間 (2025 年 10 月 28 日現在)
期首元本額	5,000,000 円	5,000,000 円
期中追加設定元本額	-円	1,616,073 円
期中一部解約元本額	-円	32,881 円

(参考)

「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060」、「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065」および「三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2025年10月28日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	24,378,372
コール・ローン	3,384,468,988
株式	464,044,478,530
派生商品評価勘定	271,430,900
未収配当金	4,265,866,477
差入委託証拠金	447,278,211
流動資産合計	472,437,901,478
資産合計	472,437,901,478
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	176,100
前受金	356,190,000
未払解約金	259,853,065
流動負債合計	616,219,165
負債合計	616,219,165
純資産の部	
元本等	
元本	77,720,328,680
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	394,101,353,633
元本等合計	471,821,682,313
純資産合計	471,821,682,313

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	77, 720, 328, 680 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6. 0708 円 (1 万口当たりの純資産額 60, 708 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0712 月	7, 373, 145, 200	－	7, 644, 400, 000	271, 254, 800
	小計	7, 373, 145, 200	－	7, 644, 400, 000	271, 254, 800
合 計		7, 373, 145, 200	－	7, 644, 400, 000	271, 254, 800

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	74, 232, 450, 496 円
同期中における追加設定元本額	8, 158, 415, 837 円
同期中における一部解約元本額	4, 670, 537, 653 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9, 390, 720, 849 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	943, 261, 552 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	4, 434, 191, 005 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	3, 967, 082, 806 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	129, 904, 187 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	2, 509, 051 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	8, 718, 180 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	29, 820, 695 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	102, 937, 275 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	102, 309, 415 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	220,330,499 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,356,323,635 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	33,708,599,900 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	130,024,802 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	223,266,736 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	138,457,516 円
イオン・バランス戦略ファンド	41,868,845 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	104,895,327 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	219,954,880 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	236,992,137 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	996,957,242 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	624,565,325 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	810,405,994 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	83,607,154 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	2,089,371,662 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	43,812,901 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	319,875,871 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	320,140,045 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	30,214,351 円
日興FWS・日本株インデックス	3,787,289,808 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	272,908,352 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	75,630,773 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	43,132,651 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	43,808,879 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	30,103,893 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	24,870,990 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	383,944 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	42,165,260 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	241,085,882 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	260,936,960 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	73,899,290 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	550,269 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	952,928 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,252,513 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,770,320 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	927,149 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	326,073 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,053,119,309 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	5,190,978 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	19,475,081 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	367,924,994 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	767,210,312 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,134,818,657 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	19,736,092 円

SMAM・バランスファンドV L 5 0<適格機関投資家限定>	74,925,040 円
SMAM・バランスファンドV A 7 5<適格機関投資家専用>	473,105,013 円
SMAM・バランスファンドV L 国際分散型<適格機関投資家限定>	26,860,393 円
SMAM・インデックス・バランスV A 2 5<適格機関投資家専用>	127,128,769 円
SMAM・インデックス・バランスV A 5 0<適格機関投資家専用>	461,917,363 円
SMAM・バランスファンドV A 4 0<適格機関投資家専用>	262,860,791 円
SMAM・バランスファンドV A 3 5<適格機関投資家専用>	765,504,594 円
SMAM・グローバルバランス4 0 V A<適格機関投資家限定>	16,740,216 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 0 A<適格機関投資家専用>	15,552,247 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 3 5 A<適格機関投資家専用>	12,683,578 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 5 0 A<適格機関投資家専用>	12,659,199 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 0 L<適格機関投資家専用>	35,923,934 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 5 L<適格機関投資家専用>	105,606,522 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 0 A 2<適格機関投資家専用>	20,054,068 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 3 5 A 2<適格機関投資家専用>	17,641,005 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 5 0 A 2<適格機関投資家専用>	5,486,155 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 3 0 L 2<適格機関投資家専用>	18,930,470 円
SMAM・アセットバランスファンドV A 2 5 L 2<適格機関投資家専用>	238,937,957 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・V A (適格機関投資家専用)	132,082,529 円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型) V A<適格機関投資家限定>	96,707,170 円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型) V A<適格機関投資家限定>	34,449,785 円
SMAM・世界バランスファンドV A<適格機関投資家限定>	29,603,352 円
SMAM・世界バランスファンドV A 2<適格機関投資家限定>	15,762,479 円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド<非課税適格機関投資家限定>	1,989,592,881 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	44,208,606 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2 0 1 6 - 0 4<適格機関投資家限定>	
>	21,645,700 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	33,302,804 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	
<適格機関投資家限定>	478,204,077 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	
>	71,660,789 円
合 計	77,720,328,680 円

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年10月28日現在)

資産の部

流動資産

預金	16,706,264,760
金銭信託	3,381,464
コール・ローン	469,451,356
株式	1,148,157,294,115

投資証券	19,351,975,924
派生商品評価勘定	833,673,271
未収配当金	599,892,641
差入委託証拠金	7,214,844,020
流動資産合計	1,193,336,777,551
資産合計	1,193,336,777,551
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	30,229
未払解約金	355,571,671
流動負債合計	355,601,900
負債合計	355,601,900
純資産の部	
元本等	
元本	101,074,449,944
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,091,906,725,707
元本等合計	1,192,981,175,651
純資産合計	1,192,981,175,651
負債純資産合計	1,193,336,777,551

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、

	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	101, 074, 449, 944 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 11. 8030 円 (1 万口当たりの純資産額 118, 030 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC25	20, 373, 799, 211	－	21, 027, 134, 465	653, 335, 254
	SPI 200 FUTURES DEC25	667, 674, 545	－	681, 476, 700	13, 802, 155

	FTSE 100 IDX FUT DEC25	951, 573, 208	-	986, 211, 038	34, 637, 830
	EURO STOXX 50 DEC25	3, 395, 768, 526	-	3, 527, 591, 382	131, 822, 856
	小計	25, 388, 815, 490	-	26, 222, 413, 585	833, 598, 095
合 計		25, 388, 815, 490	-	26, 222, 413, 585	833, 598, 095

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	664, 507, 855	-	664, 544, 889	37, 034
	ユーロ	107, 380, 146	-	107, 388, 059	7, 913
	小計	771, 888, 001	-	771, 932, 948	44, 947
合 計		771, 888, 001	-	771, 932, 948	44, 947

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	96,858,470,640 円
同期中における追加設定元本額	7,333,187,731 円
同期中における一部解約元本額	3,117,208,427 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	48,657,336,944 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	251,613,945 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	986,874,528 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	817,850,788 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	33,376,110 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	571,319 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	1,948,217 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	7,401,962 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	26,090,965 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040 (4 資産タイプ)	32,929,098 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2045 (4 資産タイプ)	83,851,672 円
外国株式指数ファンド	1,298,302,824 円
三井住友・DC つみたて NISA・全海外株インデックスファンド	27,892,556,122 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	57,107,898 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	97,936,680 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	60,636,487 円
イオン・バランス戦略ファンド	16,467,762 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	43,996,582 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	156,748,461 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	163,661,019 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	664,310,422 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	425,588,127 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	621,691,089 円
三井住友・DC つみたて NISA・世界分散ファンド	87,583,557 円
三井住友 DS・外国株式インデックス年金ファンド	4,224,204,855 円
三井住友 DS・年金バランス 30 (債券重点型)	11,632,579 円
三井住友 DS・年金バランス 50 (標準型)	71,605,028 円
三井住友 DS・年金バランス 70 (株式重点型)	66,817,192 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2060	12,929,227 円
SMBC・DC インデックスファンド (MSCI コクサイ)	4,140,197,634 円
日興 FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)	140,221,894 円
日興 FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)	4,332,685,411 円
三井住友 DS・先進国株インデックス・ファンド	234,840,896 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2035	26,090,752 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2040	16,039,794 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2045	17,346,880 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2055	12,632,588 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2065	10,645,976 円

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	76,601 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	10,479,331 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	117,384,044 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	171,221,113 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	102,207,879 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	500,215 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,855,771 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	3,233,771 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	4,597,527 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	9,038,347 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	140,078 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	175,959,880 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,340,525 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	5,067,093 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	128,315,641 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	348,743,923 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	1,621,009,186 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	5,048,441 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	26,157,809 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	282,835,057 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	20,267,627 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	44,783,013 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	244,651,603 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	136,705,541 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	302,391,724 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	143,028,703 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	25,780,022 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	2,686,521 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	2,635,699 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	2,893,907 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	6,205,217 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	23,691,423 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	51,100,062 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	18,002,450 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	81,689,560 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	26,648,490 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA＜適格機関投資家限定＞	837,018,988 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	22,728,629 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	11,069,519 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	17,228,418 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	197,043,935 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	36,663,377 円

>	
合 計	101,074,449,944 円

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 10 月 28 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	4,945,339,736
金銭信託	1,636,553
コール・ローン	227,203,971
株式	67,889,503,757
投資信託受益証券	2,950,835,312
投資証券	4,958,013,211
派生商品評価勘定	298,024,899
未収配当金	53,751,296
差入委託証拠金	1,233,939,680
流動資産合計	82,558,248,415
資産合計	82,558,248,415
負債の部	
流動負債	
未払解約金	106,145,198
流動負債合計	106,145,198
負債合計	106,145,198
純資産の部	
元本等	
元本	29,015,299,874
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	53,436,803,343
元本等合計	82,452,103,217
純資産合計	82,452,103,217
負債純資産合計	82,558,248,415

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	29,015,299,874 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.8417 円 (1 万口当たりの純資産額 28,417 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT DEC25	6,343,214,466	-	6,641,239,364	298,024,898
	小計	6,343,214,466	-	6,641,239,364	298,024,898
合 計		6,343,214,466	-	6,641,239,364	298,024,898

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,403,604,277 円
同期中における追加設定元本額	3,509,126,411 円
同期中における一部解約元本額	897,430,814 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC つみたて N I S A ・全海外株インデックスファンド	15,028,418,097 円
三井住友・DC 新興国株式インデックスファンド	3,769,907,411 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	144,858,928 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	249,153,827 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	172,576,445 円
イオン・バランス戦略ファンド	91,220,413 円
三井住友 D S ・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 5 0	77,932,932 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	121,490,283 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	106,865,597 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	527,718,677 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	373,371,977 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	588,097,505 円
三井住友・DC つみたて N I S A ・世界分散ファンド	182,659,168 円
三井住友 D S ・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 6 0	22,463,989 円
日興 F W S ・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)	445,134,058 円

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	6,349,960,801 円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	115,123,909 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	48,318,655 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	29,563,696 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,639,424 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	22,082,250 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	18,510,869 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	148,182 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	17,032,412 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	133,093,780 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	170,219,824 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	83,767,510 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	349,323 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	458,942 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	498,193 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	650,896 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	1,975,155 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	243,906 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	90,792,840 円
合 計	29,015,299,874 円

J リート・インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 10 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	983,356
コール・ローン	136,520,076
投資証券	29,605,858,600
派生商品評価勘定	1,365,600
未収配当金	244,960,048
差入委託証拠金	1,562,013
流動資産合計	29,991,249,693
資産合計	29,991,249,693
負債の部	
流動負債	
前受金	1,650,000
未払金	52,255,291
未払解約金	41,255,431
流動負債合計	95,160,722
負債合計	95,160,722
純資産の部	
元本等	

元本	9,676,509,035
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	20,219,579,936
元本等合計	29,896,088,971
純資産合計	29,896,088,971
負債純資産合計	29,991,249,693

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	9,676,509,035 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.0896 円 (1 万口当たりの純資産額 30,896 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0712 月	37,844,400	－	39,210,000	1,365,600
	小計	37,844,400	－	39,210,000	1,365,600
合 計		37,844,400	－	39,210,000	1,365,600

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,488,952,955 円
同期中における追加設定元本額	2,684,132,359 円
同期中における一部解約元本額	496,576,279 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	172,236,596 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	339,340,217 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	205,543,394 円
イオン・バランス戦略ファンド	40,735,942 円

三井住友・DC日本リートインデックスファンド	3,523,386,205 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	68,825,040 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	53,694,254 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	61,822,836 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	274,585,278 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	186,193,081 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	161,163,985 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	80,336,746 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	19,947,225 円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	555,226,913 円
日興FWS・Jリートインデックス	1,601,753,909 円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	603,222,954 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	45,964,814 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	27,263,634 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	27,987,117 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	19,336,840 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	16,412,228 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	385,902 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	52,855,245 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	406,874,689 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	540,242,745 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	260,135,301 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	538,367 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,450,608 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,294,859 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	2,670,426 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	218,415 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	2,297,444 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	143,762,722 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	69,944,535 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	107,858,569 円
合 計	9,676,509,035 円

外国リート・インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年10月28日現在）

資産の部

流動資産

預金	379,048,004
金銭信託	292,816
コール・ローン	40,651,922
投資証券	53,417,336,985

派生商品評価勘定	2,883
未収入金	92,502
未収配当金	27,618,362
流動資産合計	53,865,043,474
資産合計	53,865,043,474
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	48,628
未払解約金	15,116,362
流動負債合計	15,164,990
負債合計	15,164,990
純資産の部	
元本等	
元本	13,831,129,110
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	40,018,749,374
元本等合計	53,849,878,484
純資産合計	53,849,878,484
負債純資産合計	53,865,043,474

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	13,831,129,110 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.8934 円 (1 万口当たりの純資産額 38,934 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	29,400,000	－	29,351,984	△48,016
	小計	29,400,000	－	29,351,984	△48,016
	売建				
	アメリカ・ドル	7,100,000	－	7,097,729	2,271
	小計	7,100,000	－	7,097,729	2,271
合 計		36,500,000	－	36,449,713	△45,745

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,840,825,021 円
同期中における追加設定元本額	1,358,169,669 円
同期中における一部解約元本額	367,865,580 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	13,126,010 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	25,129,710 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	15,057,678 円
イオン・バランス戦略ファンド	32,906,850 円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	10,381,336,825 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	17,875,176 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	43,524,344 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	49,963,708 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	224,800,865 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	150,405,011 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	129,358,556 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	197,626,747 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,225,232 円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	723,316,194 円
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)	52,286,112 円
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)	1,320,262,699 円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	123,116,392 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	15,418,786 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	7,715,057 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	7,372,299 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	5,135,376 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	4,307,249 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	48,127 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	5,332,312 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	53,291,392 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	79,224,824 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	45,039,445 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	251,853 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	255,240 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	480,006 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	715,248 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	57,099 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	26,397,854 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	74,768,834 円
合 計	13,831,129,110 円

国内債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025 年 10 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,030,572
コール・ローン	420,736,772
国債証券	105,400,041,490
地方債証券	9,756,617,200
特殊債券	8,930,079,512
社債券	8,601,796,700
未収入金	197,198,000
未収利息	295,751,975
前払費用	15,733,956
流動資産合計	133,620,986,177
資産合計	133,620,986,177
負債の部	
流動負債	
未払金	406,362,900
流動負債合計	406,362,900
負債合計	406,362,900
純資産の部	
元本等	
元本	116,828,298,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	16,386,325,106

元本等合計	133,214,623,277
純資産合計	133,214,623,277
負債純資産合計	133,620,986,177

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	116,828,298,171 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1403 円 (1 万口当たりの純資産額 11,403 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる

事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	119,090,858,432 円
同期中における追加設定元本額	13,715,688,214 円
同期中における一部解約元本額	15,978,248,475 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	12,568,550,571 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	21,048,849,809 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	5,965,894,821 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	1,015,491,532 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	46,900,809 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	162,879,717 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	527,975,520 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,300,742,317 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	826,483,344 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	1,007,892,696 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	124,517,443 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	800,027,777 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	323,840,770 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	15,219,429 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	452,674,680 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	5,171,409,391 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	1,638,995,823 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	3,200,849,108 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	753,374,969 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	154,412,616 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	655,348,329 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	626,685,807 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	1,630,404,854 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	491,797,675 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	81,991,555 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	1,213,631,344 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	546,619,276 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	355,333,053 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	81,694,720 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	67,617,519 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	12,841,929 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	193,522,561 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	747,503,194 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	340,803,977 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	14,104,574 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	7,975,373 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	5,233,378 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,935,446 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	296,017 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	908,761 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	895,302,497 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	5,138,477,495 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,714,619,283 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	14,997,245,079 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	292,510,306 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	494,394,658 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	322,175,064 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	117,811,413 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,642,971,004 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,201,865,613 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,034,777,924 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	6,725,660,685 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	801,260,318 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	340,558,634 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	357,516,475 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	128,855,097 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	61,463,351 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	910,282,324 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	1,808,488,282 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	458,316,147 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	186,400,880 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	26,734,828 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	228,562,693 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	4,141,925,380 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,018,961,558 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	513,057,324 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	791,236,336 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	292,635,039 円
合 計	116,828,298,171 円

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	1,414,938,196
金銭信託	4,083,880
コール・ローン	566,968,369
国債証券	211,288,377,413
未収利息	2,034,184,243
前払費用	129,716,601
流動資産合計	215,438,268,702
資産合計	215,438,268,702
負債の部	
流動負債	
未払金	997,882,596
未払解約金	102,484,956
流動負債合計	1,100,367,552
負債合計	1,100,367,552
純資産の部	
元本等	
元本	85,769,184,811
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	128,568,716,339
元本等合計	214,337,901,150
純資産合計	214,337,901,150
負債純資産合計	215,438,268,702

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した

	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	85,769,184,811 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.4990 円 (1 万口当たりの純資産額 24,990 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	83,034,721,577 円
同期中における追加設定元本額	8,303,067,097 円
同期中における一部解約元本額	5,568,603,863 円

2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳

三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,006,269,260 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	1,079,084,317 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	2,878,042,740 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	1,870,843,677 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	167,236,023 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	5,287,861 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	18,186,387 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	60,938,316 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	225,253,742 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	198,101,000 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	350,584,536 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	15,119,576 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	63,303,094 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	119,372,636 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	72,771,658 円
イオン・バランス戦略ファンド	75,529,262 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	83,357,407 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	467,724,617 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	303,013,682 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	1,027,385,660 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	346,488,584 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	198,057,991 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	403,396,190 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,976,740,915 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	53,689,199 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	217,525,698 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	153,888,791 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	24,124,291 円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,279,724,567 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	236,849,505 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	56,104,027 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	32,462,591 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	33,619,893 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	23,610,145 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	19,896,384 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	2,348,465 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	65,960,536 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	75,131,808 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	82,269,002 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	39,322,917 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	100,266 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	136,046 円

三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	276,582 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	431,461 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	265,693 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,983,144,949 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	12,362,432 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	2,071,912,388 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	2,989,459,332 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	7,472,624,919 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	23,329,384 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	58,886,252 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	640,861,070 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	89,546,171 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	698,327,690 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,097,298,371 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	949,475,743 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	2,768,558,062 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	4,817,823,696 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	252,572,840 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	80,683,510 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	37,787,487 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	18,096,676 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	12,253,626 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	43,068,367 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	255,011,372 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	47,681,694 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	24,946,225 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,515,115 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	575,416,144 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	373,889,723 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	423,304,866 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	187,983,977 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	143,894,096 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	224,752,867 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	109,689,215 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	169,593,897 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	2,420,932,653 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	278,673,004 円
合 計	85,769,184,811 円

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 10 月 28 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	193,221,970
金銭信託	78,964
コール・ローン	10,962,591
国債証券	12,008,958,325
社債券	155,412,379
未収利息	158,654,605
前払費用	7,661,486
流動資産合計	12,534,950,320
資産合計	12,534,950,320
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	179,725
未払解約金	413,096
流動負債合計	592,821
負債合計	592,821
純資産の部	
元本等	
元本	10,010,406,707
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,523,950,792
元本等合計	12,534,357,499
純資産合計	12,534,357,499
負債純資産合計	12,534,950,320

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 4 月 29 日
	至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券

	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10, 010, 406, 707 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 2521 円 (1 万口当たりの純資産額 12, 521 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外	為替予約取引				

の取引	買建				
	アメリカ・ドル	53, 573, 800	-	53, 394, 075	△179, 725
	小計	53, 573, 800	-	53, 394, 075	△179, 725
合 計		53, 573, 800	-	53, 394, 075	△179, 725

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9, 651, 865, 520 円
同期中における追加設定元本額	1, 832, 532, 863 円
同期中における一部解約元本額	1, 473, 991, 676 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
日興 FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)	239, 056, 494 円
日興 FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)	8, 266, 832, 735 円
三井住友 DS・新興国債インデックス・ファンド	144, 361, 581 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	104, 621, 282 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	321, 630, 196 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	216, 736, 343 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	99, 076, 134 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2060	28, 712, 136 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2035	66, 673, 032 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2040	38, 953, 323 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2045	39, 419, 235 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2055	27, 880, 819 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2065	23, 630, 571 円

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	147,636 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	15,957,487 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	126,469,372 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	164,631,148 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	81,337,013 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	296,601 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	758,856 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,185,549 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,724,588 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	314,576 円
合 計	10,010,406,707 円

マネープール・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年10月28日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	629,234,661
コール・ローン	87,357,154,319
コマーシャル・ペーパー	71,937,560,067
現先取引勘定	64,881,164,810
未収利息	21,297,954

流動資産合計	224,826,411,811

資産合計	224,826,411,811

負債の部

流動負債

流動負債合計	-

負債合計	-

純資産の部

元本等

元本	223,963,087,498

剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	863,324,313

元本等合計	224,826,411,811

純資産合計	224,826,411,811

負債純資産合計	224,826,411,811

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 29 日 至 2025 年 10 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価	コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価

価方法	しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	223, 963, 087, 498 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 0039 円 (1 万口当たりの純資産額 10, 039 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 28 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（コマーシャル・ペーパー） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 28 日現在)
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	223,803,235,230 円
同期中における追加設定元本額	2,953,224,646 円
同期中における一部解約元本額	2,793,372,378 円
2025 年 10 月 28 日現在の元本の内訳	
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	8,874,310 円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	941,890 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	75,872,398 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	13,425,642 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	202,999,641 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	91,487,075 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	59,456,902 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	13,157,713 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	11,186,808 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	153,813 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L3<適格機関投資家限定>	223,485,531,306 円
合 計	223,963,087,498 円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	3,014,977,702 円
II 負債総額	4,910,218 円
III 純資産総額（I－II）	3,010,067,484 円
IV 発行済口数	2,418,088,323 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.2448 円 (12,448 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	1,542,563,851 円
II 負債総額	369,374 円
III 純資産総額（I－II）	1,542,194,477 円
IV 発行済口数	1,182,420,952 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.3043 円 (13,043 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	1,324,338,911 円
II 負債総額	336,728 円
III 純資産総額 (I - II)	1,324,002,183 円
IV 発行済口数	941,986,920 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.4055 円 (14,055 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	2,667,590,439 円
II 負債総額	6,132,161 円
III 純資産総額 (I - II)	2,661,458,278 円
IV 発行済口数	1,139,779,516 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	2.3351 円 (23,351 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	709,375,157 円
II 負債総額	435,573 円
III 純資産総額 (I - II)	708,939,584 円
IV 発行済口数	453,973,779 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.5616 円 (15,616 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	733,081,581 円
II 負債総額	2,830,820 円
III 純資産総額 (I - II)	730,250,761 円
IV 発行済口数	403,714,111 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.8088 円 (18,088 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065

2025 年 11 月 28 日現在

I 資産総額	592,966,045 円

Ⅱ 負債総額	527,831 円
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ－Ⅱ)	592,438,214 円
Ⅳ 発行済口数	379,364,117 口
Ⅴ 1口当たり純資産額 (Ⅲ／Ⅳ) (1万口当たり純資産額)	1.5617 円 (15,617 円)

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070

2025年11月28日現在

Ⅰ 資産総額	7,680,059 円
Ⅱ 負債総額	1,560 円
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ－Ⅱ)	7,678,499 円
Ⅳ 発行済口数	6,633,311 口
Ⅴ 1口当たり純資産額 (Ⅲ／Ⅳ) (1万口当たり純資産額)	1.1576 円 (11,576 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年11月28日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

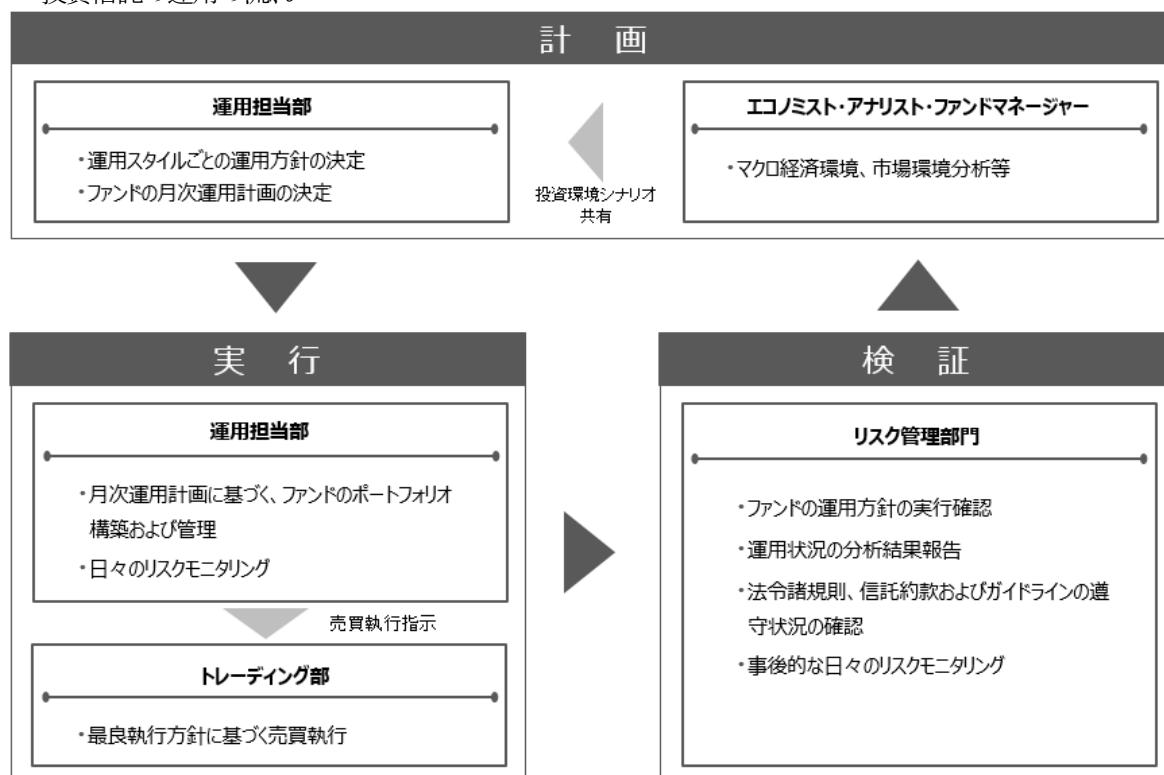
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	649	15,591,458
単位型株式投資信託	68	623,086
追加型公社債投資信託	1	24,486
単位型公社債投資信託	114	163,724
合 計	832	16,402,754

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

- 2 当社は、第 40 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 41 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益			
受取配当金		11,021,392	388,907
受取利息		2,840	46,258
金銭の信託運用益		199,056	-
時効成立分配金・償還金		461	506
原稿・講演料		2,143	2,440
投資有価証券償還益		5,384	115
投資有価証券売却益		12,261	826
投資事業組合運用益		-	36,683
為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	※1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	※2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	一千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売 却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBG 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBG Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010,50	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却(売 却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	※1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	※2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402

固定負債合計	4,750,119
負債合計	26,446,680
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△17,183
評価・換算差額等合計	△17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			40,180,566
運用受託報酬			6,366,522
投資助言報酬			409,564
その他の営業収益			205,942
営業収益計			47,162,596
営業費用			30,813,556
一般管理費	※1		10,188,039
営業利益			6,161,000
営業外収益	※2		429,836
営業外費用	※3		109,517
経常利益			6,481,320
税引前中間純利益			6,481,320
法人税、住民税及び事業税			2,340,705
法人税等調整額			△328,236
法人税等合計			2,012,468
中間純利益			4,468,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 41 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	△ 205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25, 028, 759	109, 124, 705	△ 88, 646	△ 88, 646	109, 036, 059
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 4, 674, 068	△ 4, 674, 068			△ 4, 674, 068
中間純利益	4, 468, 851	4, 468, 851			4, 468, 851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71, 463	71, 463	71, 463
当中間期変動額 合計	△ 205, 216	△ 205, 216	71, 463	71, 463	△ 133, 753
当中間期末残高	24, 823, 542	108, 919, 488	△ 17, 183	△ 17, 183	108, 902, 305

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	3～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838 千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270 千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762 千円
無形固定資産	761,620 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246 千円
金銭の信託運用益	127,829 千円
為替差益	119,164 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540 千円
投資有価証券売却損	3,500 千円
投資事業組合運用損	24,256 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料 (解約不能のもの)	
1 年以内	1,129,267 千円
1 年超	3,952,434 千円
合 計	5,081,701 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	34,116,358	34,116,358	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	—
資産計	38,484,445	38,484,445	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1) 非上場株式	40,356
(2) 組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	34,116,358	—	34,116,358
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	4,368,086	—	4,368,086
資産計	—	38,484,445	—	38,484,445

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 1,740,365千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	△107,431
小計	975,487	1,082,919	△107,431
合計	4,368,086	4,403,705	△35,618

(注) 組合出資金等(中間貸借対照表計上額 1,882,326千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2035
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2035年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2035』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は2023年1月24日から2023年4月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- 1. 第1計算期間から第13計算期間まで 10,000分の22
- 2. 第14計算期間以降 10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2040
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。
 - ・基本資産配分は、西暦2040年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。
 - ・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
 - ・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。
 - ・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
 - ・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。
 - ・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。
- ② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2040』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は2023年1月24日から2023年4月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- 1. 第1計算期間から第18計算期間まで 10,000分の22
- 2. 第19計算期間以降 10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2045
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。
 - ・基本資産配分は、西暦2045年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。
 - ・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
 - ・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。
 - ・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
 - ・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。
 - ・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。
- ② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2045』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2023年1月24日から2023年4月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- 1. 第1計算期間から第23計算期間まで 10,000分の22
- 2. 第24計算期間以降 10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2050
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。
 - ・基本資産配分は、西暦2050年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。
 - ・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
 - ・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。
 - ・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
 - ・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。
 - ・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。
- ② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年1回（原則として毎年4月26日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行

います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2050』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、30,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については30,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券で、前号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16

条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成28年10月31日から平成29年4月26日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

- 第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。
- | | |
|-----------------------------|------------|
| 1. 信託契約締結日から2023年1月23日まで | 10,000分の36 |
| 2. 2023年1月24日から第34計算期間の末日まで | 10,000分の22 |
| 3. 第35計算期間以降 | 10,000分の18 |
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約し

ます。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年10月31日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 松下 隆史

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2055
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2055年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2055』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は2023年1月24日から2023年4月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- 1. 第1計算期間から第33計算期間まで 10,000分の22
- 2. 第34計算期間以降 10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2060
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2060年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2060』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金30,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については30,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は2020年1月24日から2020年4月27日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から2023年1月23日まで	10,000分の36
2. 2023年1月24日から第41計算期間の末日まで	10,000分の22
3. 第42計算期間以降	10,000分の18

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当

該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2020年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2065
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。

・基本資産配分は、西暦2065年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。

・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。

・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。

・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。

・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。

② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。

③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2065』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は2023年1月24日から2023年4月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- 1. 第1計算期間から第43計算期間まで 10,000分の22
- 2. 第44計算期間以降 10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2070
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券および不動産投資信託（リート）に投資することにより、安定性と収益性のバランスを重視し、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・主として、国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、国内リート、外国リート、国内債券、先進国債券（除く日本）、新興国債券の8つの資産に投資します。
 - ・基本資産配分は、西暦2070年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど収益性を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い安定性を重視します。
 - ・ターゲットイヤー到達後は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
 - ・基本資産配分の調整は原則として年1回の決算時に行います。
 - ・家計調査のデータや各資産の期待収益率等を勘案し、ターゲットイヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率となるように、一定期間毎に検証を行い、基本資産配分を必要に応じて見直します。
 - ・基本資産配分における資産は、将来の市場構造等の変化によって見直される場合があります。
 - ・別に定める投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は追加・入替えも行います。
- ② 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成配分と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド2070』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金500万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は2025年1月24日から2025年4月28日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- 1. 第1計算期間から第46計算期間まで 10,000分の22
- 2. 第47計算期間以降 10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）について

は第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たった場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2025年1月24日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

1. 運用の基本方針、信託約款第17条第1項および第22条に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
親投資信託	外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託	Jリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託	国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託	マネープール・マザーファンド

ただし、上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 信託約款第13条第5項および第39条第2項に規定する「別に定める日」は下記のものとしします。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日